昭和三十五年総理府令第五十六号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の規定に基づき、及びこれらを実施するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十三年総理府令第二十一号）の全部を次のように改正する。

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　許可の申請等（第二条―第十四条）
第二章の二　放射性同位元素装備機器の設計認証等の申請等（第十四条の二―第十四条の六）
第二章の三　使用施設等の基準（第十四条の七―第十四条の十二）
第二章の四　施設検査等（第十四条の十三―第十四条の二十一）
第三章　使用の基準等（第十五条―第十九条の三）
第四章　測定の義務等（第二十条―第二十九条の七）
第五章　放射線取扱主任者等（第三十条―第三十八条の九）
第六章　雑則（第三十九条―第四十二条）
附則

第一章　定義

（用語の定義）

第一条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　管理区域　外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この号、第四号、第十二号及び第十三号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第四号及び第五号、第十四条の十において準用する第十四条の九第四号ハ、第十四条の十一、第十五条第一項第四号及び第十号、第十七条第一項第七号及び第二項、第十八条第一項第一号イ及び第三号、第十八条の三第二項、第十八条の四第八号、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の十一第一号イ及び第二号ロ、第十九条第一項（第十三号ニ及び第十六号を除く。）、第三項及び第五項第二号、第二十条（第一項第四号ロ及びハを除く。）、第二十一条第一項第六号、第二十二条第一項第三号、第二十二条の三第一項、第二十四条第一項第一号ツ、第四号イ及び第五号、第二十六条第一項第三号及び第七号ニ並びに第二項第二号、第二十九条第一項第四号、第二十九条の四第一号、第二十九条の七並びに第三十九条第一項において同じ。）の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所

二　作業室　密封されていない放射性同位元素の使用若しくは詰替えをし、又は放射性同位元素若しくは放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）で密封されていないものの詰替えをする室

三　廃棄作業室　放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）を焼却した後その残渣を焼却炉から搬出し、又はコンクリートその他の固型化材料により固型化（固型化するための処理を含む。以下同じ。）する作業を行う室

四　汚染検査室　人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室

五　排気設備　排気浄化装置、排風機、排気管、排気口等気体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排気する設備

六　排水設備　排液処理装置（濃縮機、分離機、イオン交換装置等の機械又は装置をいう。）、排水浄化槽（貯留槽、希釈槽、沈殿槽、ろ過槽等の構築物をいう。）、排水管、排水口等液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する設備

七　固型化処理設備　粉砕装置、圧縮装置、混合装置、詰込装置等放射性同位元素等をコンクリートその他の固型化材料により固型化する設備

八　放射線業務従事者　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者であって、管理区域に立ち入るもの

九　放射線施設　使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設

十　実効線量限度　放射線業務従事者の実効線量について、原子力規制委員会が定める一定期間内における線量限度

十一　等価線量限度　放射線業務従事者の各組織の等価線量について、原子力規制委員会が定める一定期間内における線量限度

十二　空気中濃度限度　放射線施設内の人が常時立ち入る場所において人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度について、原子力規制委員会が定める濃度限度

十三　表面密度限度　放射線施設内の人が常時立ち入る場所において人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度について、原子力規制委員会が定める密度限度

十四　放射性同位元素の使用をする室等　放射性同位元素の使用をする室、放射性同位元素の廃棄のための詰替えをする室、貯蔵室若しくは貯蔵箱、第十四条の九第二号（第十四条の十において準用する場合を含む。）の容器、保管廃棄設備、第十四条の十一第一項第八号ハの容器又は放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第十条第六項の規定による一時的に使用をする場所（以下「一時的に使用をする場所」という。）

十五　防護区域　放射性同位元素の使用をする室等を含む特定放射性同位元素を防護するために講ずる措置の対象となる場所

十六　防護従事者　特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事する者（特定放射性同位元素防護管理者を含む。）

第二章　許可の申請等

（使用の許可の申請）

第二条　法第三条第二項の使用の許可の申請書は、別記様式第一によるものとする。

2　前項の申請書には、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号。以下「令」という。）第三条第三項の規定により、次の書類を添えなければならない。

一　法人にあつては、登記事項証明書

二　予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面

三　使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた工場又は事業所内外の平面図

四　使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の各室の間取り及び用途、出入口、管理区域（第二十二条の三第一項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定を適用する区域を含む。）並びに標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

五　使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の主要部分の縮尺を付けた断面詳細図

六　第十四条の七第一項第三号、第十四条の九第三号又は第十四条の十一第一項第三号の基準に適合することを示す書面及び図面並びに工場又は事業所に隣接する区域の状況（第十四条の七第一項第三号ロ括弧書の措置を講ずる場合に限る。）を記載した書面

六の二　第十四条の七第一項第六号に規定する自動的に表示する装置又は同項第七号に規定するインターロックを設ける場合には、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室の平面図であって出入口及び自動的に表示する装置又はインターロックを設ける箇所を示したもの並びにインターロックの種類及び機能の詳細を記載した書面

七　排気設備が第十四条の十一第一項第四号イからハまでに規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面、排気設備の位置及び排気の系統を示す図面、排気監視設備を設ける場合には、工場又は事業所に隣接する区域の状況（同号ハ（2）括弧書の措置を講ずる場合に限る。）及び排気監視設備の詳細を示す図面並びに同号ハ（3）の排気設備とする場合には、その理由を記載した書面

八　排水設備が第十四条の十一第一項第五号イに規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面、排水設備の位置及び排水の系統を示す図面、排水監視設備を設ける場合には、工場又は事業所に隣接する区域の状況（同項第四号ハ（2）括弧書の措置を講ずる場合に限る。）及び排水監視設備の詳細を記載した書面並びに排水監視設備の位置を示す図面並びに同項第五号イ（3）の排水設備とする場合には、その理由を記載した書面

九　第十四条の七第二項及び第三項に規定する場合には、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の方法の詳細及び放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面

十　第十五条第二項の規定により使用施設の外で密封されていない放射性同位元素の使用を

する場合には、当該使用をする場所を示す図面

十一　法第三条第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3　申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、前項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第二項第一号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（使用の届出）

第三条　法第三条の二第一項の規定による使用の届出は、別記様式第二の届書により、しなければならない。

2　前項の届書には、令第四条第二項の規定により、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面

二　使用の場所及び廃棄の場所の状況、管理区域、標識を付する箇所並びに密封された放射性同位元素の使用をしようとする者にあつては貯蔵施設を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

三　貯蔵施設の遮蔽壁その他の遮蔽物が第十四条の九第三号に規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面

（使用の届出に係る変更の届出）

第四条　法第三条の二第二項の規定による変更の届出は、別記様式第三の届書により、しなければならない。

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　変更の予定時期を記載した書面

二　変更に係る前条第二項第二号及び第三号に規定する書面及び図面

（表示付認証機器の使用の届出）

第五条　法第三条の三第一項又は第二項の規定による表示付認証機器の使用又は使用に係る変更の届出は、別記様式第四の届書により、しなければならない。

（販売及び賃貸の業の届出）

第六条　法第四条第一項の規定による販売又は賃貸の業の届出は、別記様式第五の届書により、しなければならない。

2　前項の届書には、令第六条の規定により、予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの年間販売予定数量（予定事業期間が一年に満たない場合にあつては、その期間の販売予定数量）又は最大賃貸予定数量（予定事業期間中の任意の時点において現に賃貸していることが予定される数量のうち最大のもの）を記載した書面を添えなければならない。

（販売及び賃貸の業の届出に係る変更の届出）

第六条の二　法第四条第二項の規定による変更の届出は、別記様式第六の届書により、しなければならない。

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　変更の予定時期を記載した書面

二　変更に係る前条第二項に規定する書面

（廃棄の業の許可の申請）

第七条　法第四条の二第二項の廃棄の業の許可の申請書は、別記様式第七によるものとする。

2　第二条第二項（同項第四号括弧書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。）及び第三項の規定は、令第七条において準用する令第三条第三項の規定により前項の申請書に添えなければならない書類について準用する。この場合において、第二条第二項第二号中「予定使用開始時期及び予定使用期間」とあるのは「予定事業開始時期、予定事業期間並びに放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第三号中「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設」と、同項第六号中「第十四条の七第一項第三号、第十四条の九第三号」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第三号、第十四条の十において準用する第十四条の九第三号」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、「第十四条の七第一項第三号ロ括弧書」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第三号ロ括弧書」と、同項第七号中「第十四条の十一第一項第四号イからハまで」とあるのは「第十四条の十一第一項第四号イ及びハ」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第八号中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第十一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第四条の二第一項」と読み替えるものとする。

3　法第四条の二第二項第七号の廃棄物埋設を行うときは、前項において準用する第二条第二項（同項第四号括弧書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。）及び第三項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　廃棄物埋設地を設置しようとする場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境その他の状況を記載した書面及び図面

二　第十四条の十一第三項第二号及び第十四条の十二第二号の基準に適合することを示す書面及び図面

三　資金計画、事業の収支見積りその他廃棄の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書面

四　現に事業を行つている場合にあつては、その事業の概要に関する書面

（法第五条第二項第一号の原子力規制委員会規則で定める者）

第八条　法第五条第二項第一号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、放射線障害の防止のために必要な措置を適切に講ずるに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（許可使用に係る変更の許可の申請）

第九条　令第八条の許可使用に係る変更の許可の申請書は、別記様式第八によるものとする。

2　前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

一　変更の予定時期を記載した書面

二　変更に係る第二条第二項第三号から第十号までに規定する書面及び図面

三　工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面

（変更の許可を要しない軽微な変更）

第九条の二　法第十条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　貯蔵施設の貯蔵能力の減少

二　放射性同位元素の数量の減少

三　放射線発生装置の台数の減少

四　使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の廃止

五　使用の方法又は使用施設、貯蔵施設若しくは設備の変更であつて、原子力規制委員会の定めるものは廃棄施設の位置、構造若しくは設備の変更であつて、原子力規制委員会の定めるもの

六　放射線発生装置の性能の変更であつて、原子力規制委員会の定めるもの

（廃棄の業に係る変更の許可の申請）

第九条の三　第九条の規定は、令第十条の廃棄の業に係る変更の許可の申請について準用する。この場合において、第九条第一項中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第九」と、同条第二項第一号中「変更の予定時期」とあるのは「変更の予定時期並びに変更に係る放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第二号中「第二条第二項第三号から第十号まで」とあるのは「第七条第二項において準用する第二条第二項第三号から第八号まで」と読み替えるものとする。

2　前項の申請が法第四条の二第二項第七号の廃棄物埋設に係るものであるときは、前項において準用する第九条第二項各号に掲げる書類のほか、変更に係る第七条第三項第一号から第三号までに掲げる書類を添えなければならない。

（許可申請書の提出部数等）

第十条　第二条第一項、第七条第一項及び第九条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本三通とする。ただし、副本については、第二条第二項（第七条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項、第九条第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）又は前条第二項に規定する書類を添えることを要しない。

2　前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会の定める工場又は事業所に係る第二条第一項及び第九条第一項の申請書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本四通とする。ただし、副本については、第二条第二項又は第九条第二項に規定する書類を添えることを要しない。

（氏名等の変更の届出）

第十条の二　法第三条の二第三項、法第四条第三項、法第十条第一項又は法第十一条第一項の規定による届出は、別記様式第十の届書により、しなければならない。

（許可使用に係る軽微な変更の届出）

第十条の三　法第十条第五項の規定による軽微な変更の届出は、別記様式第十一の届書により、しなければならない。

2　前項の届書には、第九条第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

（許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出）

第十一条　法第十条第六項の規定による使用の場所の変更の届出は、別記様式第十二の届書により、しなければならない。

2　前項の届書には、次の書類を添えなければならない。

一　使用の場所及びその付近の状況を説明した書面

二　使用の場所を中心とし、管理区域及び標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた使用の場所及びその付近の平面図

三　放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面

（届書の提出部数等）

第十二条　第三条第一項、第四条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本三通とする。ただし、副本については、第三条第二項、第四条第二項、第六条第二項又は第六条の二第二項に規定する書類を添えることを要しない。

2　前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会の定める工場又は事業所に係る第三条第一項、第四条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本四通とする。ただし、副本については、第三条第二項、第四条第二項、第六条第二項又は第六条の二第二項に規定する書類を添えることを要しない。

3　第十条の二の届書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

4　第五条、第十条の三第一項並びに前条第一項の届書の提出部数は、それぞれ一通とする。

第十三条　削除

（許可証の再交付）

第十四条　法第十二条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第十三の許可証再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　許可証を汚し、又は損じた者が前項の申請書を提出する場合には、その許可証をこれに添えなければならない。

3　許可証を失った者で許可証の再交付を受けたものは、失った許可証を発見したときは、速やかに、これを原子力規制委員会に返納しなければならない。

第二章の二　放射性同位元素装備機器の設計認証等の申請等

（放射性同位元素装備機器の設計認証等の申請）

第十四条の二　法第十二条の二第三項の認証の申請書は、別記様式第十四によるものとする。

2　法第十二条の二第四項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　放射性同位元素装備機器の製造の方法の説明書

二　放射性同位元素装備機器が次条第一項第一号の基準に適合することを示す書面

3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（認証の基準）

第十四条の三　放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）に係る法第十二条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　申請に係る放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計が次に掲げる基準に適合していることが、その試作品により確認されていること。

イ　設計認証の申請に係る放射性同位元素装備機器にあつては、当該放射性同位元素装備機器を、当該申請に係る使用、保管及び運搬に関する条件に従つて取り扱うとき、外部被ばく（外部放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。）による線量が、原子力規制委員会が定める線量限度以下であること。この場合において、この線量の算定に用いる年間使用時間は、原子力規制委員会が放射性同位元素装備機器の種類ごとに定める時間数を下回つてはならない。

ロ　特定設計認証の申請に係る放射性同位元素装備機器にあつては、その表面から十センチメートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が一マイクロシーベルト毎時以下であること。

ハ　当該放射性同位元素装備機器を、当該申請に係る使用、保管及び運搬に関する条件に従つて取り扱うとき、人体内部に放射性同位元素を摂取することにより、放射線に被ばくするおそれがないこと。

ニ　当該放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素は、原子力規制委員会が放射性同位元素装備機器の種類ごとに定める規格に適合すること。

ホ　放射性同位元素が、放射性同位元素装備機器に固定されている容器に収納され、又は支持具により放射性同位元素装備機器に固定されていること。

ヘ　放射性同位元素を収納する容器又は放射性同位元素を固定する支持具は、取扱いの際の温度、圧力、衝撃及び振動に耐え、かつ、容易に破損しないこと。

二　申請に係る放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計に合致することの確認の方法が次に掲げる基準に適合すること。

イ　法第十二条の四第一項の義務（以下「設計合致義務」という。）を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織及び管理責任者が置かれていること。

ロ　次に掲げる事項を記載した検査に関する規程が定められ、それに基づき検査が適切に行われると認められること。

(1)　当該設計に基づき製造された放射性同位元素装備機器が前号イ又はロの基準に適合しているかどうかについての測定の方法

(2)　当該設計に基づき製造された放射性同位元素装備機器に装備される放射性同位元素が前号ニの規格に適合することの確認の方法

(3)　その他設計合致義務を履行するために必要な放射性同位元素装備機器の検査の手順及び方法

ハ　放射性同位元素装備機器の検査に必要な測定器等の管理に関する規程が定められ、それに基づき測定器等の管理が適切に行われると認められること。

2　放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件に係る法第十二条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　設計認証の申請に係る放射性同位元素装備機器にあつては、同一の者が、年間使用時間を超えて当該放射性同位元素装備機器の表面から五十センチメートル以内に近づかないための措置を講ずること。

二　当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の分解又は組立てを行わないこと。

三　当該放射性同位元素装備機器は、第十四条の九第二号の貯蔵室若しくは貯蔵箱において又は「放射性」若しくは「ＲＡＤＩＯＡＣＴＩＶＥ」の表示を有する専用の容器に入れて保管すること。

四　当該放射性同位元素装備機器を保管する場合には、これをみだりに持ち運ぶことができないような措置を講ずること。

五　当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、経年変化を考慮した上で、次に掲げる基準に適合すること。

イ　第十八条の三第一項第一号のＬ型輸送物に相当すること。

ロ　容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

ハ　運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

ニ　表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

ホ　材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同位元素等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。

ヘ　弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。

ト　見やすい位置に「放射性」又は「ＲＡＤＩＯＡＣＴＩＶＥ」の表示及び「Ｌ型輸送物相当」の表示を付すること。ただし、原子力規制委員会の定める場合は、この限りでない。

チ　表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

リ　表面の放射性同位元素の密度が第十八条の四第八号の輸送物表面密度を超えないこと。

六　前各号に掲げるもののほか、放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件が、放射線障害防止のために適正かつ合理的であること。

3　装備される放射性同位元素の数量が令第一条の下限数量（以下単に「下限数量」という。）に千を乗じて得た数量を超える放射性同位元素装備機器にあつては、前二項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能が損なわれた場合において、当該機能が損なわれたことを当該放射性同位元素装備機器の取扱いをする者が容易に認識できる設計であること。
二　当該放射性同位元素装備機器を製造した者又はこの者から委託を受けた者により、一年を超えない期間ごとに放射線障害防止のための機能が保持されていることについて点検を受けること。
三　その他放射性同位元素装備機器の種類ごとに原子力規制委員会が定める基準に適合すること。
4　法第十二条の三第二項の登録認証機関の実地の調査は、設計認証員等二名以上によって行うものとする。
（検査記録）
第十四条の四　法第十二条の四第二項の検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一　検査に係る認証番号
二　検査を行った年月日及び場所
三　検査を行った責任者の氏名
四　検査の方法
五　検査の結果
2　前項の検査記録は、検査の日から十年間保存しなければならない。
3　第一項の検査記録は、同項各号に掲げる事項について、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。この場合においては、当該検査記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。
（表示）
第十四条の五　法第十二条の五第一項の表示には、別図による設計認証印又は特定設計認証印及び次に掲げる事項を記載するものとする。
一　「原子力規制委員会」の文字（登録認証機関が設計認証又は特定設計認証を行った場合にあっては、当該登録認証機関の名称又は当該登録認証機関を特定できる文字若しくは記号）
二　認証番号
2　前項の表示は、放射性同位元素装備機器（当該機器に直接表示することが困難な場合にあってはその専用の容器）の表面の見やすい箇所に容易に消えず、かつ、取り外せない方法で付されなければならない。
（添付文書）
第十四条の六　法第十二条の六の文書は、別記様式第四、別記様式第三十七及び別記様式第三十六（表示付認証機器の場合に限る。）並びに次に掲げる事項を記載した文書とし、放射性同位元素装備機器ごとに添付しなければならない。
一　当該機器について法の適用がある旨
二　法第十二条の四第一項の認証機器製造者等の連絡先
三　設計認証又は特定設計認証に関係する事項を掲載した原子力規制委員会のホームページアドレス

第二章の三　使用施設等の基準

（使用施設の基準）
第十四条の七　法第六条第一号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。
一　使用施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
二　使用施設は、当該施設が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物又は同条第四号に規定する居室である場合には、その主要構造部等（同条第五号に規定する主要構造部並びに当該施設を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。）を耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とし、又は不燃材料（同条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造ること。
三　使用施設には、次の線量をそのそれぞれについて原子力規制委員会が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。
イ　使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
ロ　工場又は事業所の境界（工場又は事業所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、工場又は事業所及び当該区域から成る区域の境界）及び工場又は事業所内の人が居住する区域における線量
四　密封されていない放射性同位元素の使用をする場合には、次に定めるところにより、作業室を設けること。
イ　作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。
ロ　作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
ハ　作業室に設けるフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。
五　密封されていない放射性同位元素の使用をする場合には、次に定めるところにより、汚染検査室を設けること。
イ　汚染検査室は、人が通常出入りする使用施設の出入口の付近等放射性同位元素による汚染の検査を行うのに最も適した場所に設けること。
ロ　汚染検査室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、前号イ及びロの基準に適合するものとすること。
ハ　汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。
ニ　ハに定める洗浄設備の排水管は、排水設備に連結すること。
六　原子力規制委員会が定める数量以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室の出入口で人が通常出入りするものには、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合にその旨を自動的に表示する装置を設けること。
七　原子力規制委員会が定める数量以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室の出入口で人が通常出入りするものには、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合にその室に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設けること。
七の二　放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物（以下「放射化物」という。）であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものを保管する場合には、次に定めるところにより、放射化物保管設備を設けること。
イ　放射化物保管設備は、外部と区画された構造とすること。
ロ　放射化物保管設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
ハ　放射化物保管設備には、耐火性の構造で、かつ、第十四条の九第四号（第十四条の十において準用する場合を含む。第十四条の十一第一項第八号ハにおいて同じ。）の基準に適合する容器を備えること。ただし、放射化物が大型機械等であってこれを容器に入れることが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるときは、この限りでない。
八　管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。
九　放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室、汚染検査室、放射化物保管設備、第七号の二ハに規定する容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。
2　前項の規定は、漏水の調査、昆虫の疫学的調査、原料物質の生産工程中における移動状況の調査等放射性同位元素を広範囲に分散移動させて使用をし、かつ、その使用が一時的である場合には、適用しない。
3　第一項第一号、第二号、第六号及び第七号の規定は、密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を随時移動させて使用をする場合には、適用しない。
4　第一項第二号の規定は、原子力規制委員会が定める数量以下の密封された放射性同位元素の使用をする場合には、適用しない。
5　第一項第五号の規定は、人体及び作業衣、履物等人体に着用している物の表面が放射性同位元素によって汚染されるおそれがないように密閉された装置内で密封されていない放射性同位元素の使用をする場合には、適用しない。
6　第一項第七号の規定は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室内において人が被ばくするおそれのある線量が同項第三号イに掲げる線量についての線量限度以下となるよう

に遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられている場合には、適用しない。

（廃棄物詰替施設の基準）

第十四条の八　前条第一項（第六号から第七号の二までを除く。）の規定は、法第七条第一号の規定による廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。この場合において、前条第一項第三号ロ中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第四号及び第五号中「密封されていない放射性同位元素の使用をする」とあるのは「密封されていない放射性同位元素等の詰替えをする」と、同項第四号ハ中「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第九号中「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室」とあるのは「放射性同位元素等の詰替えをする室」と、「、放射化物保管設備、第七号の二ハに規定する容器及び」とあるのは「及び」と読み替えるものとする。

（貯蔵施設の基準）

第十四条の九　法第六条第二号及び法第十三条第二項の規定による貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　貯蔵施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。

二　貯蔵施設には、次に定めるところにより、貯蔵室又は貯蔵箱を設けること。ただし、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、この限りでない。

イ　貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。

ロ　貯蔵箱は、耐火性の構造とすること。

三　貯蔵施設には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

四　貯蔵施設には、次に定めるところにより、放射性同位元素を入れる容器を備えること。

イ　容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器は、気密な構造とすること。

ロ　液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。

ハ　液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を設けること。

五　貯蔵施設の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

六　管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

七　貯蔵室又は貯蔵箱、第四号に規定する容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。

（廃棄物貯蔵施設の基準）

第十四条の十　前条の規定は、法第七条第二号の規定による廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。この場合において、前条第二号中「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と、同条第四号中「放射性同位元素を入れる」とあるのは「放射性同位元素等を入れる」と読み替えるものとする。

（廃棄施設の基準）

第十四条の十一　法第六条第三号及び法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準（廃棄物埋設地に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一　廃棄施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。

二　廃棄施設は、その主要構造部等を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

三　廃棄施設には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

四　密封されていない放射性同位元素等の使用若しくは詰替えをする場合又は放射線発生装置を使用する場合（当該放射線発生装置の使用をする室において空気中の当該放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度が原子力規制委員会が定める濃度限度を超えるおそれがある場合に限る。）には、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、排気設備を設けることが、著しく使用の目的を妨げ、若しくは作業の性質上困難である場合において、気体状の放射性同位元素を発生し、又は放射性同位元素によつて空気を汚染するおそれのないときには、この限りでない。

イ　密封されていない放射性同位元素等の使用又は詰替えに係る排気設備は、作業室又は廃棄作業室内の人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

ロ　放射線発生装置の使用に係る排気設備は、当該放射線発生装置の運転を停止している期間（当該放射線発生装置の使用をする室内に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設ける場合にあつては、当該インターロックにより人を立ち入らせないこととしている期間を除く。）における当該放射線発生装置の使用をする室内の空気中において、当該放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

ハ　排気設備は、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

(2)　排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、工場若しくは事業所又は廃棄事業所（以下「事業所等」という。）の境界（事業所等の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、事業所等及び当該区域から成る区域の境界。以下この号及び次号並びに第十九条第一項第二号及び第五号において同じ。）の外の空気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

(3)　（1）又は（2）の能力を有する排気設備を設けることが著しく困難な場合にあつては、排気設備が事業所等の境界の外における線量を原子力規制委員会が定める線量限度以下とする能力を有することについて、原子力規制委員会の承認を受けていること。

ニ　排気設備は、排気口以外から気体が漏れにくい構造とし、かつ、腐食しにくい材料を用いること。

ホ　排気設備には、その故障が生じた場合において放射性同位元素によつて汚染された空気の広がりを急速に防止することができる装置を設けること。

五　液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する場合には、次に定めるところにより、排水設備を設けること。

イ　排水設備は、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

(2)　排水監視設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界における排水中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

(3)　（1）又は（2）の能力を有する排水設備を設けることが著しく困難な場合にあつては、排水設備が事業所等の境界の外における線量を原子力規制委員会が定める線量限度以下とする能力を有することについて、原子力規制委員会の承認を受けていること。

ロ　排水設備は、排液が漏れにくい構造とし、排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。

ハ　排水浄化槽は、排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度を測定することができる構造とし、その出口には、排液の流出を調節する装置を設け、かつ、その上部の開口部は、蓋のできる構造とし、又はその周囲に柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

六　放射性同位元素等を焼却する場合には、次に定めるところにより、焼却炉を設けるほか、第四号の基準に適合する排気設備、第十四条の七第一項第四号（第十四条の八において準用する場合を含む。次号において同じ。）の基準に適合する廃棄作業室及び第十四条の七第一項第五号（第十四条の八において準用

する場合を含む。次号において同じ。）の基準に適合する汚染検査室を設けること。
イ　焼却炉は、気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造とすること。
ロ　焼却炉は、排気設備に連結された構造とすること。
ハ　焼却炉の焼却残渣の搬出口は、廃棄作業室に連結すること。
七　放射性同位元素等をコンクリートその他の固型化材料により固型化する場合には、次に定めるところにより、固型化処理設備を設けるほか、第四号の基準に適合する排気設備、第十四条の七第一項第四号の基準に適合する廃棄作業室及び同項第五号の基準に適合する汚染検査室を設けること。
イ　固型化処理設備は、放射性同位元素等が漏れ又はこぼれにくく、かつ、粉じんが飛散しにくい構造とすること。
ロ　固型化処理設備は、液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。
八　放射性同位元素等を保管廃棄する場合（第十九条第一項第十三号ニの規定により保管廃棄する場合を除く。）には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。
イ　保管廃棄設備は、外部と区画された構造とすること。
ロ　保管廃棄設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
ハ　保管廃棄設備には、耐火性の構造で、かつ、第十四条の九第四号の基準に適合する容器を備えること。ただし、放射性汚染物が大型機械等であつてこれを容器に封入することが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるときは、この限りでない。
九　管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。
十　排気設備、排水設備、廃棄作業室、汚染検査室、保管廃棄設備、第八号ハに規定する容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。
2　前項第四号ハ（3）又は第五号イ（3）の承認を受けた排気設備又は排水設備が、当該承認に係る能力を有すると認められなくなつたときは、原子力規制委員会は当該承認を取り消すことができる。
3　廃棄物埋設地に係る法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。
一　廃棄物埋設地は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
二　廃棄物埋設地には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。
三　廃棄物埋設を行う場合には、次に掲げる基準に適合する外周仕切設備を設けること。ただし、埋設廃棄物（放射性同位元素等であつて埋設の方法による最終的な処分を行おうとするものをいう。以下同じ。）に含まれる放射性同位元素のうち、原子力規制委員会が定めるものについての放射能濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める放射能濃度を超えない場合には、この限りでない。
イ　自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること。
ロ　地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
四　管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。
五　管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。

（廃棄物埋設に係る廃棄の業の許可の審査）

第十四条の十二　原子力規制委員会は、廃棄物埋設に係る法第四条の二第一項の許可又は法第十一条第二項の変更の許可の申請があつた場合において、法第七条第四号に適合するかどうかを審査するときは、当該申請が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一　埋設廃棄物の健全性を損なうおそれのある物質を含まないことその他の原子力規制委員会が定める基準に適合する埋設廃棄物のみを埋設すること。
二　外周仕切設備その他の設備を設け又は法第四条の二第二項第七号ロの放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置を講ずることにより、廃棄物埋設地の管理を予定している期間及びその終了後において、廃棄物埋設地に係る跡地の利用をする場合その他の原子力規制委員会が定める場合に人が被ばくするおそれのある線量が、それぞれ原子力規制委員会が定める線量限度以下となるようにすること。
三　廃棄の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

第二章の四　施設検査等

（施設検査を要しない軽微な変更）

第十四条の十三　法第十二条の八第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、次の変更以外の変更とする。
一　密封された放射性同位元素に係る許可使用者が行う次の変更
イ　数量が十テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の使用をする使用施設の増設
ロ　数量が十テラベクレル以上の密封された放射性同位元素を貯蔵する貯蔵施設の増設
ハ　貯蔵施設の貯蔵能力の変更（数量が十テラベクレル以上の密封された放射性同位元素に係るものに限る。）であつて、貯蔵能力を十テラベクレル未満から十テラベクレル以上とするもの
ニ　密封された放射性同位元素を廃棄する廃棄施設の増設
二　密封されていない放射性同位元素に係る許可使用者が行う次の変更
イ　年間使用数量が原子力規制委員会が定める数量以上の密封されていない放射性同位元素の使用をする使用施設の増設
ロ　密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力が原子力規制委員会が定める数量以上の貯蔵施設の増設
ハ　貯蔵施設の貯蔵能力の変更であつて、当該貯蔵施設の使用をする工場又は事業所の密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力を下限数量に十万を乗じて得た数量未満から下限数量に十万を乗じて得た数量以上とするもの
ニ　密封されていない放射性同位元素を廃棄する廃棄施設の増設
三　放射線発生装置に係る許可使用者が行う放射線発生装置の使用をする使用施設の増設又は放射線発生装置の使用をしていない施設において放射線発生装置の使用をすることとなる変更
2　法第十二条の八第二項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の増設以外の変更とする。

（施設検査の申請）

第十四条の十四　法第十二条の八第一項の規定により施設検査（登録検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第十五の申請書に次の書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　使用施設等の位置を明示した工場又は事業所の平面図
二　使用施設等の実測平面図
三　使用施設等の実測断面詳細図
2　登録検査機関が行う法第十二条の八第一項の施設検査を受けようとする者は、別記様式第十五の申請書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録検査機関に提出しなければならない。

第十四条の十五　前条の規定は、法第十二条の八第二項の施設検査の申請について準用する。この場合において、前条第一項中「使用施設等」とあるのは「廃棄物詰替施設等」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と読み替えるものとする。

（施設検査合格証の交付）

第十四条の十六　原子力規制委員会又は登録検査機関は、法第十二条の八第一項又は第二項の規定により施設検査を行い、これを合格と認めたときは、施設検査合格証を交付する。

（定期検査の申請）

第十四条の十七　法第十二条の九第一項の規定により定期検査（登録検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第十六の申請書に次の書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　使用施設等の位置を明示した工場又は事業所の平面図
二　使用施設等の実測平面図
三　使用施設等の実測断面詳細図
2　登録検査機関が行う法第十二条の九第一項の定期検査を受けようとする者は、別記様式第十六の申請書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録検査機関に提出しなければなら

ない。ただし、次のいずれにも該当する者については、当該書類を添えることを要しない。

一　法第十二条の九第一項の定期検査を受けようとする登録検査機関と同一の機関が過去十年間に行った法第十二条の八第一項の施設検査若しくは法第十二条の九第一項の定期検査に合格し、又は当該機関が過去十年間に行った法第十二条の十の定期確認を受けていること。

二　前号の施設検査、定期検査又は定期確認を受けたときに、第十四条の十四第一項各号、前項各号又は第十四条の二十第一項各号に掲げる書類を添えて登録検査機関又は登録定期確認機関に提出していること。

三　第一号の施設検査若しくは定期検査に最後に合格し、又は同号の定期確認を最後に受けた後、法第十条第一項（同項で規定する法第三条第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更を除く。）、第二項又は第五項の規定による変更をしていないこと。

第十四条の十八　前条の規定は、法第十二条の九第二項の定期検査の申請について準用する。この場合において、前条第一項中「使用施設等」とあるのは「廃棄物詰替施設等」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同条第二項第一号中「法第十二条の八第一項」とあるのは「法第十二条の八第二項」と、「法第十二条の九第一項」とあるのは「法第十二条の九第二項」と、同項第二号中「第十四条の十四第一項各号」とあるのは「第十四条の十五において準用する第十四条の十四第一項各号」と、同項第三号中「法第十条第一項」とあるのは「法第十一条第一項」と、「法第三条第二項第一号」とあるのは「法第四条の二第二項第一号」と、「第二項又は第五項」とあるのは「第二項」と読み替えるものとする。

（定期検査合格証の交付）

第十四条の十九　原子力規制委員会又は登録検査機関は、法第十二条の九第一項又は第二項の規定により定期検査を行い、これを合格と認めたときは、定期検査合格証を交付する。

（定期確認の申請）

第十四条の二十　法第十二条の十の規定により定期確認（登録定期確認機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第十七の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　使用施設等又は廃棄物詰替施設等の位置を明示した事業所等の平面図

二　使用施設等又は廃棄物詰替施設等の実測平面図

三　使用施設等又は廃棄物詰替施設等の実測断面詳細図

2　登録定期確認機関が行う法第十二条の十の定期確認を受けようとする者は、別記様式第十七の申請書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録定期確認機関に提出しなければならない。ただし、次のいずれにも該当する者については、当該書類を添えることを要しない。

一　法第十二条の十の定期確認を受けようとする登録定期確認機関と同一の機関が過去十年間に行った法第十二条の八第一項若しくは第二項の施設検査若しくは法第十二条の九第一項若しくは第二項の定期検査に合格し、又は当該機関が過去十年間に行った法第十二条の十の定期確認を受けていること。

二　前号の施設検査、定期検査又は定期確認を受けたときに、第十四条の十四第一項各号（第十四条の十五において準用する場合を含む。）、第十四条の十七第一項各号（第十四条の十八において準用する場合を含む。）又は前項各号に掲げる書類を添えて登録検査機関又は登録定期確認機関に提出していること。

三　第一号の施設検査若しくは定期検査に最後に合格し、又は同号の定期確認を最後に受けた後、法第十条第一項（同項で規定する法第三条第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更を除く。）、第二項若しくは第五項又は法第十一条第一項（同項で規定する法第四条の二第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更を除く。）若しくは第二項の規定による変更をしていないこと。

（定期確認証の交付）

第十四条の二十一　原子力規制委員会又は登録定期確認機関は、法第十二条の十に規定する確認をしたときは、定期確認証を交付する。

第三章　使用の基準等

（使用の基準）

第十五条　法第十五条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第三項に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一　放射性同位元素又は放射線発生装置の使用は、使用施設において行うこと。ただし、届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をする場合又は法第十条第六項若しくは第十四条の七第二項に規定する場合には、この限りでない。

一の二　密封されていない放射性同位元素の使用は、作業室において行うこと。

二　密封された放射性同位元素の使用をする場合には、その放射性同位元素を常に次に適合する状態において使用をすること。

イ　正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのないこと。

ロ　密封された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。

三　放射線業務従事者の線量は、次の措置のいずれかを講ずることにより、実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

イ　遮蔽壁その他の遮蔽物を用いることにより放射線の遮蔽を行うこと。

ロ　遠隔操作装置、かん子等を用いることにより放射性同位元素又は放射線発生装置と人体との間に適当な距離を設けること。

ハ　人体が放射線に被ばくする時間を短くすること。

三の二　第十四条の七第一項第七号に規定するインターロックを設けた室内で放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合には、搬入口、非常口等人が通常出入りしない出入口の扉を外部から開閉できないようにするための措置及び室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるようにするための措置を講ずること。

四　作業室内の人が常時立ち入る場所又は放射線発生装置の使用をする室における人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、放射性同位元素によって汚染された空気を浄化し、又は排気することにより、空気中濃度限度を超えないようにすること。

五　作業室での飲食及び喫煙を禁止すること。

六　作業室又は汚染検査室内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、その表面の放射性同位元素による汚染を除去し、又はその触れる物を廃棄することにより、表面密度限度を超えないようにすること。

七　作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに作業室から退出しないこと。

八　作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染を検査し、かつ、その汚染を除去すること。

九　放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。

十　放射性汚染物で、その表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

十の二　陽電子断層撮影用放射性同位元素（放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるため、サイクロトロン及び化学的方法により不純物を除去する機能を備えた装置（更新、改造又は不純物を除去する方法の変更をした都度及び一年を超えない期間ごとに不純物を除去する機能が保持されていることを点検しているものに限る。）により製造される放射性同位元素であつて原子力規制委員会の定める種類ごとにその一日最大使用数量が原子力規制委員会の定める数量以下であるものをいう。以下同じ。）を人以外の生物に投与した場合においては、当該生物及びその排出物については、投与された陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が一を下回ることが確実な期間を超えて管理区域内において保管した後でなければ、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

十の三　法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、四百ギガベクレル以上の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器の使用をする場合には、当該機器に放射性同位元素の脱落を防止するための装置が備えられていること。

十の四　法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合には、放射性同位元素については法第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状（以下「第一種放射線取扱主任者免状」という。）又は同項の第二種放射線取扱主任者免状（以下「第二種放射線取扱主任者免状」という。）を有する者の、放射線発

生装置については第一種放射線取扱主任者免状を有する者の指示の下に行うこと。

十一　使用施設又は管理区域の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

十二　管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。

十三　届出使用者が放射性同位元素の使用をする場合及び許可使用者が法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合における管理区域には、別表第一に定めるところにより、標識を付けること。

十四　密封された放射性同位元素を移動させて使用をする場合には、使用後直ちに、その放射性同位元素について紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明したときは、探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　前項第一号、第一号の二及び第三号の規定は、許可使用者が使用施設の外（第二条第二項第四号の平面図により示された管理区域の外に限る。）で、一日につき下限数量を超えない数量の密封されていない放射性同位元素の使用をする場合（管理区域の外にある密封されていない放射性同位元素の総量が下限数量を超えない場合に限る。）には、適用しない。

3　法第十五条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものに含まれる放射線を放出する同位元素の飛散等により汚染が生じるおそれのある作業（以下この項において「作業」という。）に係るものに限る。）については、次に定めるところによるほか、第一項第一号（ただし書を除く。）、第三号、第五号、第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用」とあるのは「第十五条第三項に規定する作業」と、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射化物」と、同項第五号、第七号及び第八号中「作業室」とあるのは「第十五条第三項に規定する作業を行う場所」と、同項第八号中「放射性同位元素による汚染」とあるのは「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染」と、同項第十号中「放射性汚染物」とあるのは「放射化物」と、「放射性同位元素」とあるのは「放射線を放出する同位元素」と読み替えるものとする。

一　敷物、受皿その他の器具を用いることにより、放射線を放出する同位元素による汚染の広がりを防止すること。

二　作業の終了後、当該作業により生じた汚染を除去すること。

第十六条　削除

（保管の基準）

第十七条　許可届出使用者に係る法第十六条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「放射線発生装置」とあるのは「放射化物」と読み替えるものとする。

一　放射性同位元素の保管は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合にあつては貯蔵施設（法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、密封された放射性同位元素の使用をしている場合にあつては、当該使用の場所を含む。）において行うこと。

二　貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。

三　貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）について、放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。

四　空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合には、貯蔵施設内の人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、空気中濃度限度を超えないようにすること。

五　貯蔵施設のうち放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

六　貯蔵施設内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、次の措置を講ずることにより、表面密度限度を超えないようにすること。

イ　液体状の放射性同位元素は、液体がこぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いた容器に入れること。

ロ　液体状又は固体状の放射性同位元素を入れた容器で、亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他の施設又は器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。

六の二　放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものの保管は、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

イ　容器に入れ、かつ、放射化物保管設備において保管すること。

ロ　第十四条の七第一項第七号の二ハただし書に該当する場合には、放射化物保管設備において保管すること。

七　放射性汚染物で、その表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

八　貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

九　管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。

2　許可廃棄業者に係る法第十六条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号並びに前項第二号、第四号から第六号まで及び第七号から第九号までの規定を準用する。この場合において、第十五条第一項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、前項第二号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第四号中「空気を汚染するおそれのある放射性同位元素」とあるのは「空気を汚染するおそれのある放射性同位元素等」と、「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、同項第五号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第六号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、「液体状の放射性同位元素」とあるのは「液体状の放射性同位元素等」と、「固体状の放射性同位元素」とあるのは「固体状の放射性同位元素等」と、同項第八号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と読み替えるものとする。

一　放射性同位元素等の保管は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱（密封された放射性同位元素等を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合にあつては、廃棄物貯蔵施設）において行うこと。

二　貯蔵箱（密封された放射性同位元素等を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）について、放射性同位元素等の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。

（事業所等における運搬の基準）

第十八条　法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　放射性同位元素等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ　放射性汚染物（当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超えないものに限る。）であつて放射性同位元素の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める放射線障害の防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ　放射性汚染物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

ハ　運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

三　放射性同位元素等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する放射性汚染物を容器に封入しないで運搬す

る場合にあつては、当該放射性汚染物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性同位元素等を運搬する機械又は器具（以下この条において「車両等」という。）の表面及び表面から一メートル離れた位置における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四　運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

五　運搬物は、同一の車両等に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

六　運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。

七　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させること。

八　放射性同位元素等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること。

九　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両等の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2　前項第二号又は第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて同項第二号又は第三号に掲げる措置に代えることができる。この場合において、当該運搬物の表面における線量当量率は、原子力規制委員会の定める線量当量率を超えてはならない。

3　第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4　第一項の規定は、放射性同位元素等を使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設内で運搬する場合その他運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合には、適用しない。

5　許可届出使用者又は許可廃棄業者は、運搬物の運搬に関し、第十八条の三から第十八条の十三まで及び放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「車両運搬規則」という。）第三条から第十八条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、運搬物を事業所等の区域内において運搬することができる。

（車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準）

第十八条の二　法第十八条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（車両運搬（事業所等の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。以下同じ。）により運搬する物に係るものに限る。）は、次条から第十八条の十二までに定めるところによる。

（放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬）

第十八条の三　放射性同位元素等（原子力規制委員会の定めるものを除く。以下第十八条の十三までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物（放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）として運搬しなければならない。

一　危険性が極めて少ない放射性同位元素等として原子力規制委員会の定めるもの　L型輸送物

二　原子力規制委員会の定める量を超えない量の放射能を有する放射性同位元素等（前号に掲げるものを除く。）　A型輸送物

三　前号の原子力規制委員会の定める量を超える量の放射能を有する放射性同位元素等（第一号に掲げるものを除く。）　BM型輸送物又はBU型輸送物

2　前項の規定にかかわらず、放射能濃度が低い放射性同位元素等であつて危険性が少ないものとして原子力規制委員会の定めるもの（以下「低比放射性同位元素」という。）及び放射性同位元素によつて表面が汚染された物であつて危険性が少ないものとして原子力規制委員会の定めるもの（以下「表面汚染物」という。）は、原子力規制委員会の定める区分に応じ、IP－1型輸送物、IP－2型輸送物又はIP－3型輸送物として運搬することができる。

3　前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP－1型輸送物、IP－2型輸送物及びIP－3型輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ次条から第十八条の十までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

（L型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の四　L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

二　運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

三　表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

四　材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同位元素等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。

五　弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。

六　開封されたときに見やすい位置（当該位置に表示を有することが困難である場合は、放射性輸送物の表面）に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示を有していること。ただし、原子力規制委員会の定める場合は、この限りでない。

七　表面における一センチメートル線量当量率の最大値が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

八　表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会の定める密度（以下「輸送物表面密度」という。）を超えないこと。

九　放射性同位元素の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

（A型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の五　A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　前条第一号から第五号まで、第八号及び第九号に定める基準

二　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

三　みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。

四　構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。

五　周囲の圧力を六十キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。

六　液体状の放射性同位元素等が収納されている場合には、次に掲げる要件に適合すること。

イ　容器に収納することができる放射性同位元素等の量の二倍以上の量の放射性同位元素等を吸収することができる吸収材又は二重の密封部分から成る密封装置（容器の構成部品のうち、放射性同位元素の漏えいを防止するための密封措置が施されているものをいう。以下同じ。）を備えること。ただし、法第十八条第三項の規定により承認を受けた容器（BM型輸送物又はBU型輸送物に係るものに限る。）を使う場合は、この限りでない。

ロ　放射性同位元素等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。

七　表面における一センチメートル線量当量率の最大値が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。ただし、専用積載（鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両又はコンテナ（内容積が三立方メートルを超えるものに限る。）が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸し等の取扱いが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。以下同じ。）として運搬する放射性輸送物であつて、車両運搬規則第四条第二項並びに第十八条第三項第一号及び第二号に規定する運搬の技術上の基準に従うもののうち、安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたものは、表面における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

八　表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値（コンテナ又はタンク（気体、液体又は固体を収納する容器をいう。以下同じ。）を容器として使う放射性輸送物であつて、専用積載としないで運搬するものについては、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値に原子力規制委員会の定める係数を乗じた線量当量率）が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、放射性輸送物を専用積載として運搬する場合であつて、安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

九　原子力規制委員会の定めるＡ型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　放射性同位元素の漏えいがないこと。

ロ　表面における一センチメートル線量当量率の最大値が著しく増加せず、かつ、二ミリシーベルト毎時（第七号ただし書に該当する場合は、十ミリシーベルト毎時）を超えないこと。

十　原子力規制委員会の定める液体状又は気体状の放射性同位元素等（気体状のトリチウム及び希ガスを除く。）が収納され、又は包装されているＡ型輸送物に係る追加の試験条件の下に置くこととした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。

（ＢＭ型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の六　ＢＭ型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　前条第一号から第八号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。

二　原子力規制委員会の定めるＢＭ型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　前条第九号ロの要件

ロ　放射性同位元素の一時間当たりの漏えい量が原子力規制委員会の定める量を超えないこと。

ハ　表面の温度が日陰において摂氏五十度（専用積載として運搬する放射性輸送物にあつては、輸送中人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面）において摂氏八十五度）を超えないこと。

ニ　表面の放射性同位元素の密度が輸送物表面密度を超えないこと。

三　原子力規制委員会の定めるＢＭ型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

ロ　放射性同位元素の一週間当たりの漏えい量が原子力規制委員会の定める量を超えないこと。

四　運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

五　原子力規制委員会の定める量を超える量の放射能を有する放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、原子力規制委員会の定める試験条件の下に置くこととした場合に、密封装置の破損のないこと。ただし、安全上支障がないと原子力規制委員会が認める場合は、この限りでない。

（ＢＵ型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の七　ＢＵ型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第十八条の五第一号から第三号まで、第四号本文、第五号、第六号ロ、第七号及び第八号並びに前条第五号本文に定める基準

二　原子力規制委員会の定めるＢＵ型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適合すること。

三　原子力規制委員会の定めるＢＵ型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第三号イ及びロに定める要件に適合すること。

四　摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

五　フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は放射性同位元素等の冷却が行われる構造であること。

六　最高使用圧力（運搬中に予想される周囲の温度及び日光の直射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置を採らない場合に、一年間に放射性輸送物の密封装置内に生じる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七百キロパスカルを超えないこと。

（ＩＰ―１型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の八　ＩＰ―１型輸送物に係る技術上の基準は、第十八条の五第一号、第二号、第七号及び第八号に定める基準とする。

（ＩＰ―２型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の九　ＩＰ―２型輸送物（放射性同位元素等を収納する容器がコンテナ、タンク又は金属製中型容器（金属製の容器であつて、運搬中に生じる応力に耐える構造及び強度を有し、かつ、内容積が三立方メートル以下のもののうち、原子力規制委員会の定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）であるものを除く。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　前条に定める基準

二　原子力規制委員会の定めるＩＰ―２型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、第十八条の五第九号イ及びロに定める要件に適合すること。

２　ＩＰ―２型輸送物（放射性同位元素等を収納する容器がコンテナ（収納する放射性同位元素等が固体の場合に限る。）、タンク又は金属製中型容器であるものに限る。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　前条に定める基準

二　前項第二号に定める基準又はこれと同等と原子力規制委員会の認める基準

（ＩＰ―３型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の十　ＩＰ―３型輸送物（放射性同位元素等を収納する容器がコンテナ、タンク又は金属製中型容器であるものを除く。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第十八条の五第一号から第八号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。

二　原子力規制委員会の定めるＩＰ―３型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、第十八条の五第九号イ及びロに定める要件に適合すること。

２　ＩＰ―３型輸送物（放射性同位元素等を収納する容器がコンテナ（収納する放射性同位元素等が固体の場合に限る。）、タンク又は金属製中型容器であるものに限る。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第十八条の八に定める基準

二　第十八条の五第三号から第五号までに定める基準、第六号ロに定める要件に適合すること及び前項第二号に定める基準又はこれと同等と原子力規制委員会の認める基準

（放射性輸送物としないで運搬できる低比放射性同位元素及び表面汚染物の運搬）

第十八条の十一　次に掲げる低比放射性同位元素及び表面汚染物は、第十八条の三の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める放射性輸送物としないで運搬することができる。

一　原子力規制委員会の定める低比放射性同位元素であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ　通常の運搬状態において、放射性同位元素が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられていること。

ロ　専用積載として運搬すること。

二　原子力規制委員会の定める表面汚染物であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ　前号イに掲げる要件

ロ　専用積載として運搬すること。ただし、表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えないものは、この限りでない。

（特別措置による運搬）

第十八条の十二　第十八条の三又は前条の規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬する物の一センチメートル線量当量率の最大値は、表面において十ミリシーベルト毎時を超えてはならない。

（簡易運搬に係る技術上の基準）

第十八条の十三　法第十八条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（簡易運搬（事業所等の外における車両運搬以外の運搬（船舶又は航空機によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、第十八条の三から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第十八条の三、第十八条の十一又は前条の規定により運搬される放射性同位元素等（以下「運搬物」という。）を積載し、又は収納した運搬機械又は器具（簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機器」という。）の表面における一センチメートル線量当量率の最大

値が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。

二　運搬物（L型輸送物を除く。以下この号及び次号において同じ。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

三　運搬物は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

四　二以上の運搬物（その表面における一センチメートル線量当量率の最大値が五マイクロシーベルト毎時を超えるものに限る。以下この号において同じ。）を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、放射線障害の防止のため、原子力規制委員会の定めるところにより、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。

五　運搬物（L型輸送物を除く。以下この号において同じ。）を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ　当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行し、運搬を終了した日から一年間これを保存すること。

ロ　当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を携行すること。

ハ　人の通常立ち入る場所においては、運搬物又は運搬機器を置き、又は運搬物の積込み、取卸し等の取扱いを行わないこと。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

六　BM型輸送物を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ　第一種放射線取扱主任者免状若しくは第二種放射線取扱主任者免状を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積込み、取卸し等に立ち会わせることにより、放射性同位元素等の放射線管理、放射性同位元素等の運搬に従事する者の被ばく管理その他放射性同位元素等の保安のために必要な監督を行わせること。

ロ　交通が混雑する時間及び経路を避けること。

七　運搬物には、原子力規制委員会の定めるところにより、標識の取付け又は表示をすること。

八　放射線業務従事者の線量が実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

（運搬に関する確認を要する放射性同位元素等）

第十八条の十四　令第十六条の原子力規制委員会規則で定める放射性同位元素等は、第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等（同条第二項及び第十八条の十二の規定により運搬されるものを除く。）とする。

（運搬に関する確認の申請）

第十八条の十五　法第十八条第二項の規定により運搬物確認（登録運搬物確認機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第十八による確認申請書に、次の書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　運搬する放射性同位元素等に関する説明書

二　前号の放射性同位元素等を収納する容器（以下この条及び第十八条の十七から第十八条の二十までにおいて「容器」という。）の構造、材質及び製作の方法（以下「容器の設計」という。）並びに当該放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する説明書

三　容器が容器の設計に従つて製作されていることを示す説明書

四　容器が容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書

五　放射性輸送物の発送前の点検に関する説明書

六　簡易運搬にあつては、放射性輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書

2　前項各号に掲げる書類については、危険物船舶運送及び貯蔵規則第八十七条第一項の規定による国土交通大臣の確認を受けたことを証する書面が提出されている場合にあつては、当該書類の提出を省略することができる。

3　法第十八条第三項の承認を受けた容器を使用して放射性同位元素等を運搬する場合にあつては、第一項第二号及び第三号の書類の提出を省略することができる。

4　登録運搬物確認機関が行う法第十八条第二項の運搬物確認を受けようとする者は、別記様式第十八の申請書に第一項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録運搬物確認機関に提出しなければならない。

（運搬確認証の交付）

第十八条の十六　原子力規制委員会又は登録運搬物確認機関は、法第十八条第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

（容器承認の申請）

第十八条の十七　法第十八条第三項の規定による承認の申請は、別記様式第十九による容器承認申請書を提出して行わなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

一　容器で運搬することを予定する放射性同位元素等に関する説明書

二　容器の設計及び放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する説明書

三　容器が容器の設計に従つて製作されていることを示す説明書

四　容器が第二号の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書

3　容器のうち、容器の一部を分離して使うことができるものについては、当該容器の各部ごとに第一項の申請をすることができる。この場合において、前項第三号及び第四号の説明書は、当該申請に係る容器の一部に係る説明書とするものとする。

4　第二項第二号に掲げる書類については、原子力規制委員会の定めるところにより、容器の設計及び第二項第一号の放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第十八条の三から第十八条の十二までに定める技術上の基準に適合すると原子力規制委員会が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

（容器承認書の交付）

第十八条の十八　原子力規制委員会は、法第十八条第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　容器の名称

三　承認容器登録番号

四　容器の外形寸法及び重量

五　放射性輸送物の種類

六　収納する放射性同位元素等の仕様

七　収納物の密封性に関する事項

八　BM型輸送物にあつては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準

九　承認容器として使用する期間

十　容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項

十一　その他特記事項

（承認容器として使用する期間の更新）

第十八条の十九　前条の規定により容器承認書の交付を受けた者は、当該容器が当該容器の設計に適合するよう維持されていることを示して、承認容器として使用する期間の更新を受けることができる。

2　前項の更新を受けようとする者は、別記様式第二十による承認容器使用期間更新申請書に、当該容器が当該容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書及び当該更新を受けようとする承認容器に係る容器承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

3　原子力規制委員会は、第一項に規定する更新をしたときは、容器承認書を書き換えて交付するものとする。

（容器承認書の変更の届出等）

第十八条の二十　第十八条の十八の規定により容器承認書の交付を受けた者は、同条第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第二十一による届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　第十八条の十八の規定により容器承認書の交付を受けた者は、承認を受けた容器の使用を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式第二十二による届書に当該容器承認書を添えて原子力規制委員会に提出しなければならない。

（廃棄の基準）

第十九条　許可使用者及び許可廃棄業者に係る法第十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第三項に係るものを除く。）については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号、第四号から第十号まで、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第四号中「作業室内の人が常時立ち入る場所又は放射線発生装置の使用を

する室」とあるのは「廃棄作業室内の人が常時立ち入る場所」と、同項第五号から第八号までの規定中「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と、同項第九号中「放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性汚染物」と、「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と、同項第十一号中「使用施設又は管理区域」とあるのは「廃棄施設」と読み替えるものとする。

一　気体状の放射性同位元素等は、排気設備において、浄化し、又は排気することにより廃棄すること。

二　前号の方法により廃棄する場合にあつては、次に定めるところにより行うこと。

イ　第十四条の十一第一項第四号ハ（1）の排気設備において廃棄する場合にあつては、当該設備の排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とすること。

ロ　第十四条の十一第一項第四号ハ（2）の排気設備において廃棄する場合にあつては、排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とすること。

ハ　第十四条の十一第一項第四号ハ（3）の排気設備において廃棄する場合にあつては、排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、事業所等の境界の外における線量を原子力規制委員会が定める線量限度以下とすること。

三　第一号の排気設備に付着した放射性同位元素等を除去しようとするときは、敷物、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具及び保護具を用いること。

四　液体状の放射性同位元素等は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ　排水設備において、浄化し、又は排水すること。

ロ　容器に封入し、又は固型化処理設備においてコンクリートその他の固型化材料により容器に固型化して保管廃棄設備において保管廃棄すること。

ハ　焼却炉において焼却すること。

ニ　固型化処理設備においてコンクリートその他の固型化材料により固型化すること。

五　前号イの方法により廃棄する場合にあつては、次に定めるところにより行うこと。

イ　第十四条の十一第一項第五号イ（1）の排水設備において廃棄する場合にあつては、当該設備の排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とすること。

ロ　第十四条の十一第一項第五号イ（2）の排水設備において廃棄する場合にあつては、排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界における排水中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とすること。

ハ　第十四条の十一第一項第五号イ（3）の排水設備において廃棄する場合にあつては、排水中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、事業所等の境界の外における線量を原子力規制委員会が定める線量限度以下とすること。

六　第四号イの方法により廃棄する場合において排液処理を行おうとするとき又は同号イの排水設備の付着物、沈殿物等の放射性同位元素等を除去しようとするときは、敷物、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具及び保護具を用いること。

七　第四号ロの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を容器に封入するときは、当該容器は次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　液体がこぼれにくい構造であること。

ロ　液体が浸透しにくい材料を用いたものであること。

八　第四号ロの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を容器に封入して保管廃棄設備に保管廃棄するときは、当該容器に亀裂、破損等の事故の生じるおそれのあるときには、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。

九　第四号ロの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を容器に固型化するときは、固型化した液体状の放射性同位元素等と一体化した容器が液体状の放射性同位元素等の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十　第四号ロの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を容器に固型化する作業は、廃棄作業室において行うこと。

十一　第四号ハの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を焼却した後その残渣を焼却炉から搬出する作業は、廃棄作業室において行うこと。

十二　第四号ニの方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等をコンクリートその他の固型化材料により固型化する作業は、廃棄作業室において行うこと。

十三　固体状の放射性同位元素等は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ　焼却炉において焼却すること。

ロ　容器に封入し、又は固型化処理設備においてコンクリートその他の固型化材料により容器に固型化して保管廃棄設備において保管廃棄すること。

ハ　第十四条の十一第一項第八号ハただし書に該当する場合には、保管廃棄設備において保管廃棄すること。

ニ　陽電子断層撮影用放射性同位元素又は陽電子断層撮影用放射性同位元素によつて汚染された物（以下「陽電子断層撮影用放射性同位元素等」という。）については、当該陽電子断層撮影用放射性同位元素等以外の物が混入し、又は付着しないように封及び表示をし、当該陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が一を下回ることが確実な期間として原子力規制委員会が定める期間を超えて管理区域内において保管廃棄すること。

ホ　廃棄物埋設を行うこと（廃棄物埋設に係る許可を受けた許可廃棄業者に限る。）。

十四　第十一号の規定は、前号イの方法による廃棄について準用する。

十五　第九号及び第十号の規定は、第十三号ロの方法による廃棄について準用する。

十六　第十三号ニの規定により保管廃棄する陽電子断層撮影用放射性同位元素等については、同号ニの原子力規制委員会が定める期間を経過した後は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物ではないものとする。

十七　第十三号ホの方法により廃棄する場合にあつては、次に定めるところにより行うこと。

イ　次に掲げる基準に適合する埋設廃棄物のみを埋設すること。

(1)　埋設廃棄物に含まれる放射能濃度が、廃棄の業の許可に係る申請書に記載された最大放射能濃度を超えないこと。

(2)　埋設廃棄物の強度、密封性その他の性状が、廃棄の業の許可に係る申請書に記載された事項に適合していること。

(3)　埋設廃棄物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超える場合にあつては、原子力規制委員会の定める標識を付すること。

(4)　容器に固型化したものその他原子力規制委員会が定めるものにあつては、容易に消えない方法により、埋設廃棄物の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付すること。

(5)　埋設廃棄物に関して次条第一項第一号の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

ロ　次に掲げるところにより埋設及び覆土を行うこと。

(1)　埋設を行うことによつて、廃棄物埋設地に埋設された埋設廃棄物に含まれる放射性同位元素の種類ごとの放射能の総量が、廃棄の業の許可に係る申請書に記載された放射性同位元素の種類ごとの放射能の総量を超えないこと。

(2)　埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所にたまつている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

(3)　容器に固型化していない埋設廃棄物を埋設する場合において、廃棄物埋設地の外に放射性同位元素が飛散するおそれがあるときは、飛散防止のための措置を講ずること。

(4)　外周仕切設備を設けた場合には、埋設時において当該設備を随時点検し、当該設備の損壊又は放射性同位元素の漏えいのおそれがあると認められるときには、当該設備の損壊又は放射性同位元素の漏

えいを防止するために必要な措置を講ずること。

(5) 廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において空隙が残らないように措置すること。

(6) 埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面を当該廃棄物埋設地の周辺の土壌に比して透水性の大きくない土砂等で覆うこと。

ハ 次に掲げるところにより廃棄物埋設地を管理すること。ただし、法第四条の二第一項の許可又は法第十一条第二項の変更の許可を受けて、法第四条の二第二項第七号ロの措置を採らないこととした場合は、この限りでない。

(1) 埋設が終了した廃棄物埋設地には、廃棄物埋設地である旨その他原子力規制委員会が定める事項を表示する立札その他の設備を設け、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

(2) 第十四条の十二第二号に規定する線量が、同号の原子力規制委員会が定める線量限度以下となるよう、廃棄物埋設地の周囲に柵を設ける等の方法によつて、人の廃棄物埋設地への立入りの制限その他の必要な措置を講ずること。

(3) 外周仕切設備を設けた場合には、埋設が終了した後、当該設備の外への放射性同位元素の漏えいを監視し、漏えいがあつたと認められるときには速やかに当該設備の修復その他の放射性同位元素の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

(4) 埋設廃棄物による廃棄物埋設地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所に、地下水を採取することができる設備を設け、原子力規制委員会が定めるところにより、当該設備から採取した地下水中の放射性同位元素の濃度その他必要な項目について測定すること。

(5) (4)の測定の結果、第十四条の十二第二号の原子力規制委員会が定める線量限度を超えるおそれがあると認められるときその他水質の悪化が認められるとき(その原因が当該廃棄物埋設地以外にあることが明らかな場合を除く。)には、原子力規制委員会が定める線量限度を超えないようにするための措置その他必要な措置を講ずること。

2 前項第一号から第十二号までの規定は、第十五条第二項に規定する場合には、適用しない。

3 許可廃棄業者に係る法第十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(詰替えに係るものに限る。)については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第一号の二、第三号、第四号から第十号まで及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第一号の二中「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第四号中「場所又は放射線発生装置の使用をする室」とあるのは「場所」と、同項第九号中「放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性汚染物」と読み替えるものとする。

一 放射性同位元素等の詰替えは、廃棄物詰替施設において行うこと。

二 密封された放射性同位元素等の密封されたままでの詰替えをする場合には、その放射性同位元素等を次に適合する状態において詰替えをし、かつ、敷物、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を用いること。

イ 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのないこと。

ロ 密封された放射性同位元素等が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。

三 廃棄物詰替施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

4 届出使用者に係る法第十九条第一項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号、第十号、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素によつて汚染された物」と、同項第十号中「放射性汚染物」とあるのは「放射性同位元素によつて汚染された物」と、同項第十一号中「使用施設又は管理区域」とあるのは「管理区域」と読み替えるものとする。

一 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄は、容器に封入し、一定の区画された場所内に放射線障害の発生を防止するための措置を講じて行うこと。

二 前号に規定する容器及び管理区域には、別表第一に定めるところにより、標識を付けること。

5 法第十九条第二項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは、「放射性同位元素等」と読み替えるものとする。

一 放射性同位元素を廃棄する場合には、許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者若しくは廃棄事業者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十一条の五第一項に規定する廃棄事業者をいう。次号において同じ。)に廃棄を委託すること。

二 放射性汚染物を廃棄する場合には、当該放射性汚染物に含まれる放射性同位元素の種類が許可証に記載されている許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者若しくは廃棄事業者に廃棄を委託すること。

三 廃棄に従事する者(放射線業務従事者を除く。)については、その者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

(埋設確認の申請)

第十九条の二 法第十九条の二第二項の規定により埋設確認(登録埋設確認機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 前条第一項第十七号イについての確認 別記様式第二十三による申請書

二 前条第一項第十七号ロについての確認 別記様式第二十四による申請書

2 前項第一号の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 前条第一項第十七号イ(2)の基準に適合することを示す書面

二 埋設廃棄物に含まれる放射能濃度を測定した方法その他放射能濃度を決定した方法を記載した書面

3 第一項第二号の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 廃棄物埋設地の位置を明示した廃棄事業所の平面図

二 廃棄物埋設地の平面図

三 廃棄物埋設地の断面詳細図

4 登録埋設確認機関が行う法第十九条の二第二項の埋設確認を受けようとする者は、第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書に第二項各号又は前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録埋設確認機関に提出しなければならない。

(埋設確認証の交付)

第十九条の三 原子力規制委員会又は登録埋設確認機関は、法第十九条の二第二項に規定する確認をしたときは、埋設確認証を交付する。

第四章 測定の義務等

(測定)

第二十条 法第二十条第一項の規定による測定は、次に定めるところにより行う。

一 放射線の量の測定は、一センチメートル線量当量率又は一センチメートル線量当量について行うこと。ただし、七十マイクロメートル線量当量率が一センチメートル線量当量率の十倍を超えるおそれのある場所又は七十マイクロメートル線量当量が一センチメートル線量当量の十倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ七十マイクロメートル線量当量率又は七十マイクロメートル線量当量について行うこと。

二 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。

三 前号の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じてそれぞれその下欄に掲げる場所の放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況を知るために最も適した箇所において行うこと。

項目	場所

放射線の量	イ 使用施設 ロ 廃棄物詰替施設 ハ 貯蔵施設 ニ 廃棄物貯蔵施設 ホ 廃棄施設 ヘ 管理区域の境界 ト 事業所等内において人が居住する区域 チ 事業所等の境界
放射性同位元素による汚染の状況の測定	イ 作業室 ロ 廃棄作業室 ハ 汚染検査室 ニ 排気設備の排気口 ホ 排水設備の排水口 ヘ 排気監視設備のある場所 ト 排水監視設備のある場所 チ 管理区域の境界

四　第二号の測定は、作業を開始する前に一回及び作業を開始した後にあつては次に定めるところにより行うこと。

イ　放射線の量の測定（ロ及びハの測定を除く。）並びに作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界における汚染の状況の測定は、一月を超えない期間ごとに一回行うこと。ただし、廃棄物埋設地を設けた廃棄事業所の境界における放射線の量の測定にあつては、全ての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては一週間を超えない期間ごとに一回行うこと。

ロ　密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を固定して取り扱う場所であつて、取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているときの放射線の量の測定（ハの測定を除く。）は、六月を超えない期間ごとに一回行うこと。

ハ　下限数量に千を乗じて得た数量以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱うときの放射線の量の測定は、六月を超えない期間ごとに一回行うこと。

ニ　排気設備の排気口、排水設備の排水口、排気監視設備のある場所及び排水監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、排気し、又は排水する都度（連続して排気し、又は排水する場合は、連続して）行うこと。

五　第二号の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。

2　法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばく（人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。）による線量について、次に定めるところにより行う。

一　外部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。

イ　胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。）にあつては腹部）について一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。

ロ　頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあつては、イによる測定に加え、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。

ハ　人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、イ又はロによる測定に加え、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。

ニ　眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、イからハまでの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について三ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

ホ　放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあつては、計算によつてこれらの値を算出することとする。

ヘ　管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入つている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものにあつては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が原子力規制委員会が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない。

二　内部被ばくによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところにより、放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあつては、三月を超えない期間ごとに一回（本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては、出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）行うこと。ただし、作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものにあつては、その者の内部被ばくによる線量が原子力規制委員会が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない。

三　第一号の測定の信頼性を確保するための措置を講じること。

四　第二号の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。

3　法第二十条第二項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次に定めるところにより行う。

一　放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。

二　手、足その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であつて放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分について行うこと。

三　密封されていない放射性同位元素等の使用、詰替え、焼却又はコンクリートその他の固型化材料による固型化を行う放射線施設に立ち入る者について、当該施設から退出するときに行うこと。

四　測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。

4　法第二十条第三項の原子力規制委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。

一　第一項の測定の結果については、測定の都度次の事項について記録し、五年間これを保存すること。

イ　測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）

ロ　測定箇所

ハ　測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ニ　放射線測定器の種類及び型式

ホ　測定方法

ヘ　測定結果

二　外部被ばくによる線量の測定の結果については、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の事項について記録すること。

イ　測定対象者の氏名

ロ　測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

ハ　放射線測定器の種類及び型式

ニ　測定方法

ホ　測定部位及び測定結果

三　内部被ばくによる線量の測定の結果については、測定の都度次の事項について記録すること。

イ　測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）

ロ　測定対象者の氏名

ハ　測定をした者の氏名

ニ　放射線測定器の種類及び型式

ホ　測定方法

ヘ　測定結果

四　前項の測定の結果については、手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易

に除去することができない場合にあつては、次の事項について記録すること。
イ　測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）
ロ　測定対象者の氏名
ハ　測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
ニ　放射線測定器の種類及び型式
ホ　汚染の状況
ヘ　測定方法
ト　測定部位及び測定結果
五　第二号から前号までの測定結果から、原子力規制委員会の定めるところにより実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の項目について記録すること。
イ　算定年月日
ロ　対象者の氏名
ハ　算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
ニ　算定対象期間
ホ　実効線量
ヘ　等価線量及び組織名
五の二　前号による実効線量の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む原子力規制委員会が定める期間の累積実効線量（前号により四月一日を始期とする一年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。
イ　集計年月日
ロ　対象者の氏名
ハ　集計した者の氏名（集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
ニ　集計対象期間
ホ　累積実効線量
五の三　前号の規定は、第五号の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。
六　当該測定の対象者に対し、第二号から前号までの記録の写しを記録の都度交付すること。
七　第二号から第五号の三までの記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなつた場合又は当該記録を五年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
八　前号ただし書の原子力規制委員会が指定する機関に関し必要な事項は、別に原子力規制委員会規則で定める。
（電磁的方法による保存）
第二十条の二　法第二十条第三項に規定する測定の結果についての記録は、前条第四項に規定するところに従つて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。
2　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。
3　第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。
（放射線障害予防規程）
第二十一条　法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。
一　放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理（放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む。）に従事する者に関する職務及び組織に関すること。
二　放射線取扱主任者の代理者に関すること。
三　放射線施設の維持及び管理（第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）並びに放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。
四　放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（第十五条第二項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。）。
五　放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関すること（届出賃貸業者にあつては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないときの措置を含む。）。
六　放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第二十条第四項各号に掲げる措置に関すること。
七　放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練（次条及び第二十四条第一項第一号ソにおいて単に「教育及び訓練」という。）に関すること。
八　健康診断に関すること。
九　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。
十　法第二十五条に規定する放射線障害の防止に関する記帳及び保存に関すること。
十一　地震、火災その他の災害が起こつたときの措置（次号の措置を除く。）に関すること。
十二　危険時の措置に関すること。
十三　放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。
十四　第二十九条第一項の応急の措置（以下この号において「応急の措置」という。）を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関すること（原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。）。
イ　応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関すること。
ロ　応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関すること。
ハ　応急の措置の実施に関する手順に関すること。
ニ　応急の措置に係る訓練の実施に関すること。
ホ　都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。
十五　放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること（特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る。）。
十六　放射線管理の状況の報告に関すること。
十七　廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関すること（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。
十八　その他放射線障害の防止に関し必要な事項
2　法第二十一条第一項の規定による届出は、別記様式第二十五の届書に放射線障害予防規程を添えて、しなければならない。
3　法第二十一条第三項の規定による届出は、別記様式第二十六の届書に変更後の放射線障害予防規程を添えて、しなければならない。
（放射線障害の防止に関する教育訓練）
第二十一条の二　法第二十二条の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。
一　管理区域に立ち入る者（第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者を含む。）及び取扱等業務に従事する者に、次号から第五号までに定めるところにより、教育及び訓練を行うこと。
二　放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入つた後にあつては前回の教育及び訓練を行つた日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。
三　取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては前回の教育及び訓練を行つた日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。
四　前二号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に定める項目について施すこと。
イ　放射線の人体に与える影響
ロ　放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い
ハ　放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程
五　前号に規定する者以外の者（第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者を含む。）に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射

線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について施すこと。

2　前項の規定にかかわらず、同項第四号又は第五号に掲げる項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

3　前二項に定めるもののほか、教育及び訓練の時間数その他教育及び訓練の実施に関し必要な事項は、原子力規制委員会が定める。

（健康診断）

第二十二条　法第二十三条第一項の規定による健康診断は、次の各号に定めるところによる。

一　放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行うこと。

二　前号の放射線業務従事者については、管理区域に立ち入った後は一年を超えない期間ごとに行うこと。

三　前号の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。

イ　放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取したとき。

ロ　放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。

ハ　放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

ニ　実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

四　健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。

五　問診は、次の事項について行うこと。

イ　放射線（一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含む。次のロ及び第二十三条第一号において同じ。）の被ばく歴の有無

ロ　被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況

六　検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、イからハまでの部位又は項目（第一号に係る健康診断にあつては、イ及びロの部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に限る。

イ　末しよう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

ロ　皮膚

ハ　眼

ニ　その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

2　法第二十三条第二項の原子力規制委員会規則で定める措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一　健康診断の結果については、健康診断の都度次の事項について記録すること。

イ　実施年月日

ロ　対象者の氏名

ハ　健康診断を行つた医師名

ニ　健康診断の結果

ホ　健康診断の結果に基づいて講じた措置

二　健康診断を受けた者に対し、健康診断の都度、前号の記録の写しを交付すること。

三　第一号の記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、健康診断を受けた者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなつた場合又は当該記録を五年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

四　前号ただし書の原子力規制委員会が指定する機関に関し必要な事項は、別に原子力規制委員会規則で定める。

（電磁的方法による保存）

第二十二条の二　法第二十三条第二項に規定する健康診断の結果についての記録は、前条第二項に規定するところに従つて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例）

第二十二条の三　放射線発生装置の運転を工事、改造、修理若しくは点検等のために七日以上の期間停止する場合における当該放射線発生装置に係る管理区域又は放射線発生装置を当該放射線発生装置に係る管理区域の外に移動した場合における当該管理区域の全部又は一部（外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのない場所に限る。）については、管理区域でないものとみなす。

2　前項の規定により管理区域でないものとみなされる区域においては、第十四条の七第一項第九号の標識の近く及び当該区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近に、放射線発生装置の運転を停止している旨又は放射線発生装置を設置していない旨その他必要な事項を掲示しなければならない。

（放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置）

第二十三条　許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者が法第二十四条の規定により講じなければならない措置は、次の各号に定めるところによる。

一　放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な保健指導を行うこと。

二　放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講ずること。

（放射線障害の防止に関する記帳）

第二十四条　法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一　許可届出使用者については、次によるものとする。

イ　受入れ又は払出しに係る放射性同位元素等の種類及び数量

ロ　放射性同位元素等の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

ハ　使用（詰替えを除く。以下この号において同じ。）に係る放射性同位元素の種類及び数量

ニ　使用に係る放射線発生装置の種類

ホ　放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所

ヘ　放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者（第十五条第二項に規定する場合において、密封されていない放射性同位元素の数量を確認した者を含む。）の氏名

ト　貯蔵施設における保管に係る放射性同位元素及び放射化物保管設備における保管に係る放射化物の種類及び数量

チ　貯蔵施設における放射性同位元素及び放射化物保管設備における放射化物の保管の期間、方法及び場所

リ　貯蔵施設における放射性同位元素及び放射化物保管設備における放射化物の保管に従事する者の氏名

ヌ　工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ル　廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量

ヲ　放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所

ワ　放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

カ　放射性同位元素等を海洋投棄する場合であつて放射性同位元素等を容器に封入し又は容器に固型化したときは、当該容器の数量及び比重並びに封入し又は固型化した方法

ヨ　放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行つた者の氏名

タ　第二十条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による点検又は校正

の年月日、放射線測定器の種類及び型式、方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

レ　第二十条第二項第三号に規定する措置の内容

ソ　放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数（第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る。）並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

ツ　第二十二条の三第一項に規定する場所において、外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度の確認の方法及び確認をした者の氏名並びに同項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入つた者の氏名

二　届出販売業者及び届出賃貸業者については、次によるものとする。

イ　譲受け（回収及び賃借を含む。以下この号において同じ。）又は販売その他譲渡し（返還を含む。以下この号において同じ。）若しくは賃貸に係る放射性同位元素の種類及び数量

ロ　放射性同位元素の譲受け又は販売その他譲渡し若しくは賃貸の年月日及びその相手方の氏名又は名称

ハ　放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ニ　保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量

ホ　放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称

ヘ　廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量

ト　放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の委託の年月日及び委託先の氏名又は名称

三　許可廃棄業者（廃棄物埋設を行う者を除く。）については、次によるものとする。

イ　受入れ又は払出しに係る放射性同位元素等の種類及び数量

ロ　放射性同位元素等の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

ハ　保管に係る放射性同位元素等の種類及び数量

ニ　放射性同位元素等の保管の期間、方法及び場所

ホ　放射性同位元素等の保管に従事する者の氏名

ヘ　廃棄事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ト　第一号ルからソまでに掲げる事項

四　廃棄物埋設を行う許可廃棄業者については、次によるものとする。

イ　廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物の種類及び量並びに当該埋設廃棄物に含まれる放射性同位元素の種類ごとの濃度及び数量

ロ　埋設廃棄物を廃棄物埋設地に埋設した年月日及び場所

ハ　廃棄物埋設に従事する者の氏名

ニ　第十九条第一項第十七号ハ（3）及び（4）に規定する監視又は測定の実施年月日、監視又は測定の結果及びこれに伴う措置の内容並びに監視又は測定を行つた者の氏名

ホ　放射線施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行つた者の氏名

ヘ　第一号ルからカまで及びタからソまでに掲げる事項（ただし、ルからワまでにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。）

ト　第三号イからヘまでに掲げる事項

五　法第三十三条の三第一項の規定により濃度確認を受けようとする者については、前各号に定めるもののほか、次によるものとする。

イ　濃度確認対象物（放射性汚染物であつて、法第三十三条の三第一項の規定により濃度確認を受けようとするものをいう。以下同じ。）の種類、発生日時及び場所

ロ　評価単位（濃度確認対象物について、その全体を二以上の集合に分割して一の集合ごとに放射能濃度の測定及び評価を行う場合、又はその全体を一の集合として放射能濃度の測定及び評価を行う場合における当該それぞれの集合をいう。以下同じ。）ごとの重量及び当該評価単位に含まれる評価対象放射性同位元素（評価単位に含まれる放射性同位元素であつて、法第三十三条の三第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、測定及び評価を行うものをいう。以下同じ。）の種類ごとの濃度

ハ　放射能濃度の決定に当たり、放射性同位元素の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行つた結果

ニ　放射能濃度の決定に当たり、計算によつて放射能濃度を算出した場合は、その計算条件及び計算の結果

ホ　放射能濃度の決定に当たり、濃度確認対象物について放射性同位元素による汚染の除去を行つた場合は、汚染の除去を行つた後の放射能濃度を測定した結果

ヘ　放射能濃度の測定に用いた放射線測定装置及び測定条件

ト　放射線測定装置の点検及び校正の結果

チ　濃度確認対象物の保管の方法及び場所

許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、毎年三月三十一日又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡、解散若しくは分割（法第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は法第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつた場合に限る。）の日に前項に規定する帳簿を閉鎖しなければならない。

3　法第二十五条第四項の規定による帳簿の保存の期間は、前項に規定する帳簿の閉鎖後五年間とする。ただし、第一項第四号イからニまで及びホ（廃棄物埋設地に係る部分に限る。）に係る帳簿並びに同項第五号に係る帳簿の保存の期間は、それぞれ廃棄の業を廃止するまでの期間及び事業所等から搬出された後五年間とする。

（電磁的方法による保存）

第二十四条の二　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第二十五条第四項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（事業所等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置）

第二十四条の二の二　法第二十五条の三第一項の規定により、許可届出使用者及び許可廃棄業者は、これらの者が設置するそれぞれの放射性同位元素の使用をする室等において使用、保管又は廃棄をしようとする特定放射性同位元素について、次の表の上欄に掲げる特定放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一　その放射線が発散された場合において極めて短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして原子力規制委員会が定める数量以上のもの	次項及び第三項に定める措置
二　その放射線が発散された場合において短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして原子力規制委員会が定める数量以上のもの	第四項に定める措置
三　前二号に掲げるもの以外のもの（前号に掲げるものを除く。）	第五項に定める措置

2　前項の表第一号の特定放射性同位元素（次項に規定する一時的な使用に係る特定放射性同位元素を除く。）の防護のために必要な措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、緊急の診療を行う場合その他の緊急の必要がある場合には、第二号、第三号又は第四号の措置は、法第二十五条の四第一項の規定による特定放射性同位元素防護規程（以下「防護規程」という。）に定めるところによることができる。

一　防護区域を定めること。

二　防護区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ　業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者については、その身分及び当該防護区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ロ　防護区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「防護区域常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域への立入りの必要性を確認すること。ただし、診療を受ける者を立ち入らせる場合にあっては、この限りでない。

ハ　ロに掲げる確認を受けた者が防護区域に立ち入る場合には、当該防護区域内において防護従事者を同行させ、特定放射性同位元素の防護のために必要な監督を行わせること。

三　防護区域への人の侵入を防止するため、防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うか、又は、防護区域の出入口及び当該防護区域に至る経路上に設けられた出入口（防護区域の出入口へ至るまでに通過することが必要となる出入口をいう。）に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと。この場合において、次に掲げる措置を講ずること。ただし、防護従事者に当該出入口を常時監視させる場合にあっては、この限りでない。

イ　鍵の管理者（防護従事者のうちからあらかじめ指定した者をいう。）にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた防護区域常時立入者については、この限りでない。

ロ　鍵又は錠について異常が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

四　防護区域常時立入者が防護区域に立ち入ろうとする場合には、その都度、その立入りが正当なものであることを確認するための二以上の措置を講ずること。

五　防護区域への人の侵入を監視するため、次に掲げる装置（以下「監視装置」という。）を設置すること。ただし、当該防護区域において特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合であつて、二人以上の防護従事者に同時に作業を行わせるときは、この限りでない。

イ　人の侵入を確実に検知して直ちに表示するとともに、一定期間録画する機能を有する装置（当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る。）

ロ　人の侵入を検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に直ちにその旨を通報する機能を有する装置（当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る。）

六　特定放射性同位元素を堅固な障壁によつて区画することその他の特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないようにするための二以上の措置を講ずること。ただし、防護区域において特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合であつて、二人以上の防護従事者に同時に作業を行わせるときは、この限りでない。

七　特定放射性同位元素の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　特定放射性同位元素は、防護区域内に置くこと。

ロ　監視装置により防護区域への人の侵入を常時監視すること。ただし、防護区域常時立入者が当該防護区域に立ち入る場合には、第五号ロの装置により監視することを要しない。

ハ　防護従事者に、特定放射性同位元素の管理に係る異常が認められた場合又は当該特定放射性同位元素の防護のために必要な設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに組織的な対応（異常の発生をあらかじめ指定した防護従事者に報告することその他の防護規程に定める措置をいう。以下同じ。）をとらせること。

ニ　防護従事者に、毎週一回以上、特定放射性同位元素並びに当該特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において異常が認められた場合には直ちに組織的な対応をとらせ、異常が認められない場合にはその旨を防護規程に定めるところにより報告させること。

八　事業所等において特定放射性同位元素を運搬する場合には、放射性輸送物に第十八条の五第三号に規定する容易に破れないシールの貼付け等（以下「シールの貼付け等」という。）の措置を講ずること。ただし、二人以上の防護従事者に同時に運搬を行わせるときは、この限りでない。

九　特定放射性同位元素の防護のために必要な情報を取り扱う電子計算機については、電気通信回線を通じた当該電子計算機に対する外部からの不正アクセスを遮断する措置を講ずること。

十　特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置については、その機能を維持するため、保守を行うこと。

十一　特定放射性同位元素の盗取が行われるおそれがあり、又は行われた場合における関係機関への連絡については、二以上の連絡手段を備えることその他その連絡を確実かつ速やかに行うことができるようにすること。

十二　特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要がある者以外の者に知られることがないよう管理すること。

十三　特定放射性同位元素の防護のために必要な体制を整備すること。

十四　特定放射性同位元素の盗取が行われるおそれがあり、又は行われた場合において確実かつ速やかに対応するための手順書（以下「緊急時対応手順書」という。）を作成すること。

3

一　時的な使用（法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、一時的に使用をすること（保管に係るものを除く。）をいう。）の場合における第一項の表第一号の特定放射性同位元素の防護のために必要な措置は、次の各号に定めるところによる。

一　一時的に使用をする場所に係る管理区域に立ち入ることが必要な者であることを確認するとともに、その結果当該管理区域に立ち入ることを認めた者以外の者の当該区域への立入りを禁止すること。

二　一時的に使用をする場所における作業については、二人以上の防護従事者に同時に作業を行わせること。

三　特定放射性同位元素の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　特定放射性同位元素は、一時的に使用をする場所に係る管理区域内に置くこと。

ロ　防護従事者に、特定放射性同位元素の管理に係る異常が認められた場合には、直ちに組織的な対応をとらせること。

四　一時的に使用をする場所において特定放射性同位元素を運搬する場合には、放射性輸送物にシールの貼付け等の措置を講ずること。ただし、二人以上の防護従事者に同時に運搬を行わせるときは、この限りでない。

五　特定放射性同位元素の盗取が行われるおそれがあり、又は行われた場合における関係機関への連絡については、二以上の連絡手段を備えることその他その連絡を確実かつ速やかに行うことができるようにすること。

六　特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要がある者以外の者に知られることがないよう管理すること。

七　特定放射性同位元素の防護のために必要な体制を整備すること。

八　緊急時対応手順書を作成すること。

4

第一項の表第二号の特定放射性同位元素の防護のために必要な措置は、第二項各号（前項に規定する一時的な使用の場合にあつては、同項各号）に定めるところによる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二項第三号	防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うか、又は、防護区域の出入口及び当該防護区域に至る経路上に設けられた出入口（防護区域の出入口へ至るまでに通過することが必要となる出入口をいう。）に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと	防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うか、又は、防護区域の出入口及び当該防護区域に至る経路上に設けられた施錠を異にする二以上の施錠を行うこと
第二項第四号	二以上の措置	措置
第二項第十一号及び前項第五号	二以上の連絡手段	連絡手段

5

第一項の表第三号の特定放射性同位元素の防護のために必要な措置は、第二項各号（第五号及び第七号ロを除く。）に定めるところ（第三項に規定する一時的な使用の場合にあつては、同項各号に定めるところ）による。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二項第三号	防護区域の出入口に鍵を異にする二以上の施錠を行うか、域の出又は、防護区域の出入口及び入口に当該防護区域に至る経路上に施錠を設けられた出入口（防護区域行うことの出入口へ至るまでに通過することが必要となる出入口をいう。）に鍵を異にする二以上の施錠を行うこと	防護区域行うこと
第二項第四号及び第六号	二以上の措置	措置
第二項第十一号及び第三項第五号	二以上の連絡手段	連絡手段

6　透過写真撮影用ガンマ線照射装置に装備される特定放射性同位元素（法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、使用をする場合のものを除く。）が第一項の表第三号の特定放射性同位元素である場合にあつては、同表の区分にかかわらず、第四項の措置を講ずるものとする。

7　許可届出使用者及び許可廃棄業者は、その事業所等において二以上の放射性同位元素の使用をする室等がある場合にあつては、これらの特定放射性同位元素の防護のための措置を一体的に講ずることができる。この場合において、それぞれの放射性同位元素の使用をする室等において使用、保管又は廃棄をしようとする特定放射性同位元素のうちその数量が最も大きいものに対する第一項の表の下欄に掲げる措置を講ずるものとする。

（防護規程）

第二十四条の二の三　防護規程は、次の事項について定めるものとする。

一　防護従事者に関する職務及び組織に関すること。

二　特定放射性同位元素防護管理者の代理者に関すること。

三　前条第一項の表の上欄に掲げる特定放射性同位元素の区分の別に関すること。

四　防護区域の設定に関すること。

五　防護区域（一時的な使用の場合にあつては、一時的に使用をする場所に係る管理区域）の出入管理に関すること。

六　監視装置の設置に関すること。

七　特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないようにするための措置に関すること。

八　特定放射性同位元素の管理に関すること。

九　特定放射性同位元素の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

十　関係機関との連絡体制の整備に関すること。

十一　特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。

十二　特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練（以下「防護に関する教育及び訓練」という。）に関すること。

十三　緊急時対応手順書に関すること。

十四　特定放射性同位元素の運搬に関すること。

十五　法第二十五条の七に規定する特定放射性同位元素に係る報告に関すること。

十六　法第二十五条の九に規定する特定放射性同位元素の防護に関する記帳及び保存に関すること。

十七　特定放射性同位元素の防護に関する業務の改善に関すること。

十八　その他特定放射性同位元素の防護に関し必要な事項

2　法第二十五条の四第一項の規定による届出は、別記様式第二十六の二の届書に防護規程を添えて、しなければならない。

3　法第二十五条の四第三項の規定による届出は、別記様式第二十六の三の届書に変更後の防護規程を添えて、しなければならない。

4　第二項及び第三項の届書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（特定放射性同位元素を事業所等の外において運搬する場合における運搬する物に係る技術上の基準）

第二十四条の二の四　法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する法第十八条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、第十八条の五から第十八条の七まで、第十八条の十二（A型輸送物、BM型輸送物及びBU型輸送物に係る部分に限る。）及び第十八条の十三（A型輸送物、BM型輸送物及びBU型輸送物に係る部分に限る。）に定める基準とする。

2　特定放射性同位元素に係る放射性輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、前項に規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

（運搬に関する確認を要する特定放射性同位元素）

第二十四条の二の五　令第十九条の三の規定により読み替えて適用する令第十六条の原子力規制委員会規則で定める特定放射性同位元素は、第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素（第十八条の十二の規定により運搬されるものを除く。）とする。

（特定放射性同位元素の運搬に関する確認の申請等）

第二十四条の二の六　法第二十五条の五の規定により法第十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合における第十八条の十五及び第十八条の十六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条の十五第一項、第四項及び第十八条の十六	法第十八条第二項	法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する法第十八条第二項
第十八条の十五第三項	法第十八条第三項	法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する法第十八条第三項

（容器承認の申請等）

第二十四条の二の七　法第二十五条の五の規定により法第十八条第三項の規定を読み替えて適用する場合における第十八条の十七から第十八条の二十までの規定の適用については、第十八条の十七第四項中「第十八条の三から第十八条の十二まで」とあるのは、「第二十四条の二の四」とする。

（特定放射性同位元素の運搬に関し取決めが必要な事項等）

第二十四条の二の八　法第二十五条の六第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物に含まれている特定放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

一　放射性輸送物に含まれている特定放射性同位元素であつて、防護のための措置が特に必要なものとして原子力規制委員会が定める数量以上のもの	次項（第四項及び第五項においてみなして適用する場合を含む。）に定める事項
二　前号に掲げるもの以外の特定放射性同位元素	第三項（第四項及び第五項においてみなして適用する場合を含む。）に定める事項

2　前項の表第一号の特定放射性同位元素の運搬に関し取決めが必要な事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　特定放射性同位元素が出発地から搬出される予定日時及び到着地に搬入される予定日時並びに運搬手段

二　特定放射性同位元素が出発地から搬出されたときは、直ちにその旨を発送人が受取人に通知すること。

三　第一号の予定日時までに特定放射性同位元素が出発地から搬出されないときは、直ちにその旨を発送人が受取人に通知すること。

四　特定放射性同位元素が到着地に搬入されたときは、受取人が放射性輸送物のシールの貼付け等の健全性を確認し、その旨を発送人に通知すること。

五　第一号の予定日時までに特定放射性同位元素が到着地に搬入されないときは、直ちにその旨を受取人が発送人に通知すること。

六　特定放射性同位元素の運搬に係る責任が移転される予定日時及び場所並びに当該責任が移転されるための手続

七　前号の予定日時までに特定放射性同位元素の運搬に係る責任が移転されないと見込まれるときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者に通知すること。

八　特定放射性同位元素の運搬に係る責任が移転されたとき又は第六号の予定日時までに特定放射性同位元素の運搬に係る責任が移転されないときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者が発送人に通知すること。

3　第一項の表第二号の特定放射性同位元素の運搬に関し取決めが必要な事項は、前項各号（第六号から第八号までを除く。）に掲げるものとする。

4　特定放射性同位元素が外国の工場又は事業所から許可届出使用者又は許可廃棄業者の事業所

等に運搬される場合には、輸入港からの当該特定放射性同位元素の発送について責任を有する者を法第二十五条の六第一項の発送人とみなして、第二項及び前項の規定を適用する。この場合において、第二項第一号から第三号までの規定中「出発地」とあるのは、「輸入港」とする。

5　特定放射性同位元素が許可届出使用者又は許可廃棄業者の事業所等から外国の工場又は事業所に運搬される場合には、輸出港における当該特定放射性同位元素の受取について責任を有する者を法第二十五条の六第一項の受取人とみなして、第二項及び第三項の規定を適用する。この場合において、第二項第一号、第四号及び第五号中「到着地」とあるのは、「輸出港」とする。

6　許可届出使用者による工場又は事業所の外における特定放射性同位元素の運搬について、発送人、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者及び受取人が全て同一の者である場合における法第二十五条の六第一項の措置は、特定放射性同位元素の搬出及び搬入に係る通知に関する事項並びに放射性輸送物のシールの貼付け等の健全性の確認に関する事項を防護規程に定めることにより、行うものとする。

（特定放射性同位元素の運搬に関する取決めの締結の届出）

第二十四条の二の九　法第二十五条の六第二項の規定による特定放射性同位元素の運搬に関する取決めの締結（前条第六項の場合を除く。）に関する届出（前条第一項の表第一号の特定放射性同位元素に係るものに限る。）は、別記様式第二十六の四の届書により、しなければならない。

（特定放射性同位元素に係る報告）

第二十四条の二の十　法第二十五条の七の規定により、次の各号に掲げる者は、密封された特定放射性同位元素について当該各号に定める行為を行ったときは別記様式第二十六の五により、廃棄を行ったときは別記様式第二十六の六により、その旨及び当該行為に係る特定放射性同位元素の内容を、当該行為を行った日から十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、許可届出使用者又は許可廃棄業者と届出販売業者又は届出賃貸業者との間における次の各号に定める行為（製造、輸入及び輸出を除く。）であって、当該行為に係る許可届出使用者又は許可廃棄業者の事業所等と届出販売業者又は届出賃貸業者の販売所又は賃貸事業所が同一であるときは、その報告を省略することができる。

一　許可届出使用者　製造、輸入、受入れ、輸出又は払出し

二　届出販売業者及び届出賃貸業者　輸入、譲受け（回収、賃借及び保管の委託の終了を含む。）、輸出又は譲渡し（返還、賃貸及び保管の委託を含む。）

三　許可廃棄業者　受入れ又は払出し

2　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、前項の規定により報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更したとき又は当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなったときは、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を、別記様式第二十六の六により、変更の日から十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。この場合において、一連の行為として受入れ又は払出しを行ったときは、同項の報告を併せて行うことができる。

3　許可届出使用者及び許可廃棄業者（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）は、毎年三月三十一日に所持している密封された特定放射性同位元素について、別記様式第二十六の七により、同日の翌日から起算して三月以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

（特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練）

第二十四条の二の十一　法第二十五条の八の規定による防護従事者に対する防護に関する教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

一　防護に関する教育及び訓練は、初めて特定放射性同位元素の防護に関する業務を開始する前及び特定放射性同位元素の防護に関する業務を開始した後にあっては前回の防護に関する教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行うこと。

二　防護に関する教育及び訓練は、次に定める項目について施すこと。

イ　特定放射性同位元素の防護に関する概論

ロ　特定放射性同位元素の防護に関する法令及び特定放射性同位元素防護規程

2　前項の規定にかかわらず、防護従事者の職務の内容に応じて、同項第二号に掲げる項目の全部又は一部に関し十分な知識等を有していると認められる者に対しては、当該項目についての防護に関する教育及び訓練を省略することができる。

3　前二項に定めるもののほか、防護に関する教育及び訓練の時間数その他防護に関する教育及び訓練の実施に関し必要な事項は、原子力規制委員会が定める。

（特定放射性同位元素の防護に関する記帳等）

第二十四条の二の十二　法第二十五条の九第一項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一　許可届出使用者及び許可廃棄業者については、次によるものとする。

イ　防護区域常時立入者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名

ロ　防護区域の出入管理の状況及びその担当者の氏名（イを除く。）

ハ　監視装置による防護区域内の監視の状況及びその担当者の氏名

ニ　特定放射性同位元素の点検の状況及びその担当者の氏名

ホ　特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置の点検及び保守の状況並びにこれらの担当者の氏名

ヘ　防護に関する教育及び訓練の実施状況

ト　特定放射性同位元素の運搬に関する取決め

二　届出販売業者及び届出賃貸業者については、前号トに定めるものとする。

2　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、毎年三月三十一日又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡、解散若しくは分割（法第二十六条の二第一項、第二項、第四項、第六項又は第七項の規定による承継がなかった場合に限る。）の日に、前項に規定する帳簿を閉鎖しなければならない。

3　法第二十五条の九第二項の規定による帳簿の保存の期間は、前項に規定する帳簿の閉鎖後五年間とする。

4　第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第二十五条の九第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

5　前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（合併等）

第二十四条の三　法第二十六条の二第一項又は第二項の合併又は分割の認可に係る申請書は、別記様式第二十七によるものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　合併契約書又は分割契約書の写し

二　合併の当事者の一方が許可使用者又は許可廃棄業者でない場合にあっては、その法人の登記事項証明書

三　法第二十六条の二第二項の合併又は分割（廃棄物埋設を行う許可廃棄業者である法人の合併又は分割に限る。）の認可を受けようとする者にあっては、合併又は分割の後における許可廃棄業者の地位を承継することとなる法人の資金計画及び事業の収支見積りその他合併又は分割の後における許可廃棄業者の地位を承継することとなる法人が廃棄の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書面

第二十四条の四　法第二十六条の二第八項の届出は、別記様式第二十八又は別記様式第二十九の届書により、しなければならない。

（許可廃棄業者の相続）

第二十四条の五　法第二十六条の三第二項の届出は、別記様式第三十の届書により、しなければならない。

（廃棄物埋設地の譲受け）

第二十四条の六　令第二十条の廃棄物埋設地の譲受けに係る許可の申請書は、別記様式第三十一によるものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　第七条第二項において準用する第二条第二項（同項第四号括弧書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。）及び第三項に規定する書面及び図面

二　第十四条の十一第三項第二号及び第十四条の十二第二号の基準に適合することを示す書面及び図面

三　資金計画、事業の収支見積りその他廃棄の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書面

四　現に事業を行っている場合にあっては、その事業の概要に関する書面

（合併等に係る申請書の提出部数等）

第二十四条の七　第二十四条の三第一項及び前条第一項の申請書並びに第二十四条の四の届書（別記様式第二十九の届書を除く。）及び第二十四条の五の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本二通とする。ただし、副本については、第二十四条の三第二項又は前条第二項に規定する書類を添えることを要しない。

2　第二十四条の四の届書（別記様式第二十九の届書に限る。）の提出部数は、一通とする。

（使用の廃止等の届出）

第二十五条　法第二十七条第一項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものを除く。）は、遅滞なく、別記様式第三十二の届書により、しなければならない。

2　法第二十七条第三項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものを除く。）は、遅滞なく、別記様式第三十三の届書により、しなければならない。

3　第一項又は前項の届書には、許可証を添えなければならない。ただし、法第二十八条第七項の規定により適用する法第二十七条第三項の規定による届出については、この限りでない。

4　第一項又は第二項の届書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本二通とする。

（許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置）

第二十六条　法第二十八条第一項に規定する許可取消使用者等が同項の規定により講じなければならない措置（以下この条において「廃止措置」という。）は、次の各号に定めるところによる。ただし、法第二十八条第七項に規定する従前の届出販売業者又は届出賃貸業者に係る許可取消使用者等（以下この条においてそれぞれ「販売廃止等業者」又は「賃貸廃止等業者」という。）については第六号及び第九号の規定を、同項に規定する従前の表示付認証機器届出使用者に係る許可取消使用者等（以下この条及び次条において「表示付認証機器廃止等使用者」という。）については第六号から第九号までの規定を適用しない。

一　その所有する放射性同位元素を輸出し、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

二　その借り受けている放射性同位元素を輸出し、又は許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に返還すること。

三　放射性同位元素による汚染を除去すること。ただし、廃止措置に係る事業所等を許可使用者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合（当該廃止措置に係る全ての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として譲り渡す場合に限る。）は、この限りでない。

四　廃棄物埋設地の管理の終了に係る措置にあっては、前号の規定にかかわらず、埋設した埋設廃棄物による放射線障害のおそれがないようにするために必要な措置を講ずること。

五　放射性汚染物を許可使用者（第三号ただし書に規定する場合に事業所等を譲り受ける者に限る。）若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

六　第二十条第一項から第三項までの規定（同条第一項第四号イからハまでの規定を除く。）による測定を行い、これらの測定の結果について記録すること。この場合において、同条第一項の測定（同項第四号ニの測定を除く。）については、第三号に規定する汚染の除去の前及び後に行うこと。

七　帳簿を備え、次に掲げる事項を記載すること。

イ　第一号の規定により輸出し、又は譲り渡した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ロ　第一号の規定により廃棄した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

ハ　第二号の規定により輸出し、又は返還した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ニ　第三号の規定により放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した放射性汚染物の種類及び数量

ホ　第五号の規定により譲り渡した放射性汚染物の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ヘ　第五号の規定により廃棄した放射性汚染物の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

ト　濃度確認を受けようとする許可取消使用者等にあっては、第二十四条第一項第五号に掲げる事項

八　次に掲げる条件のいずれかに該当する者に廃止措置の監督をさせること。

イ　許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡、解散若しくは分割の日（法第二十八条第七項の規定により適用する法第二十七条第三項の届出をしなければならない者に係る死亡、解散又は分割の日を除く。以下この条において「廃止日等」という。）における法第三十四条第一項各号の区分に従い当該各号に定める者（放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いていた場合にあっては医師又は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造所において使用していた場合にあっては薬剤師を含む。）

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

九　第二十条第四項第七号本文及び第二十二条第二項第三号本文の記録を原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すこと。ただし、法第二十七条第一項の届出に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者として当該記録を保存する場合は、この限りでない。

十　前号本文の原子力規制委員会が指定する機関に関し必要な事項は、別に原子力規制委員会規則で定める。

2　法第二十八条第二項の規定による廃止措置計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一　放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法

二　放射性同位元素による汚染の除去の方法（廃棄物埋設の管理の終了に係る措置にあっては、埋設した埋設廃棄物による放射線障害のおそれがないようにするために講ずる措置）

三　放射性汚染物の譲渡し又は廃棄の方法

四　汚染の広がりの防止その他の放射線障害の防止に関し講ずる措置

五　計画期間

3　廃止措置は、廃止措置計画の計画期間内にしなければならない。

4　法第二十八条第二項の届出（表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。）は、遅滞なく、別記様式第三十四の届書に廃止措置計画を添えて、しなければならない。

5　法第二十八条第三項の届出（表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。）は、別記様式第三十五の届書に変更後の廃止措置計画を添えて、しなければならない。

6　法第二十八条第五項の報告（表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。）に係る書面は、次の各号に掲げる書類の写しを添えた別記様式第三十六によるものとする。ただし、販売廃止等業者又は賃貸廃止等業者については第一号、第三号、第四号及び第五号の書類の写しを添えた当該様式によるものとする。

一　第一項第一号及び第二号の措置を講じたことを証明する書面

二　第一項第三号の措置を講じたことを証明する書面

三　第一項第五号の措置を講じたことを証明する書面

四　第一項第七号の帳簿（同号トに係る部分を除く。）

五　廃止日等が属する年度の法第二十五条第四項の帳簿のうち放射性同位元素等の保管（保管廃棄を含む。）及び賃貸に係るもの

7　前項第五号の書類の写しについては、密封された放射性同位元素のみを使用していた許可取消使用者等であって、許可証に記載された又は届け出た密封された放射性同位元素の全てを廃止日等において所有し、又は所持していた者は、これを添えないことができる。

8　第四項及び第五項の届書の提出部数は、それぞれ一通とする。

9　第六項の報告に係る書面の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。ただし、副本については、同項各号に規定する書類を添えることを要しない。

（表示付認証機器に係る使用の廃止等の届出等）

第二十六条の二　法第二十七条第一項又は第三項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものに限る。）は、遅滞なく、それぞれ別記様式第三十七又は別記様式第三十八の届書により、しなければならない。

2　法第二十八条第二項の届出（表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。）は、遅滞なく、法第二十七条第一項の届出をしなければな

らない者にあつては、別記様式第三十七の届書により、同条第三項の届出をしなければならない者にあつては、別記様式第三十八の届書により、しなければならない。

3　法第二十八条第三項の届出（表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。）は、別記様式第三十五の届書に変更後の廃止措置計画を添えて、しなければならない。

4　法第二十八条第五項の報告（表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。）に係る書面は、前条第一項第一号及び第二号の措置を講じたことを証明する書面の写しを添えた別記様式第三十六によるものとする。

5　第一項から第三項までの届書及び前項の報告に係る書面の提出部数は、それぞれ一通とする。

（譲渡しの制限）

第二十七条　法第二十九条第六号、第七号又は第八号の規定による放射性同位元素の譲渡しは、許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡、解散若しくは分割の日から三十日以内にしなければならない。

（所持の制限）

第二十八条　法第三十条第六号から第十号までの規定により放射性同位元素を所持することができる期間は、許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡、解散若しくは分割の日から三十日とする。

（法第三十一条第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める者）

第二十八条の二　第八条の規定は、法第三十一条第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める者について準用する。この場合において、「措置」とあるのは、「措置（特定放射性同位元素の取扱いをさせる場合にあつては、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置）」と読み替えるものとする。

（事故等の報告）

第二十八条の三　法第三十一条の二の規定により、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一　放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。

二　気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによつて廃棄した場合において、第十九条第一項第二号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

三　液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによつて廃棄した場合において、第十九条第一項第五号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

四　放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき（第十五条第二項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。）。

五　放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。

イ　漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ　気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ　漏えいした放射性同位元素等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

六　第十四条の七第一項第三号（第十四条の八の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の線量限度若しくは第十四条の九第三号（第十四条の十の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第十四条の十一第一項第三号の基準に係る線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

七　放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下この号及び次号において同じ。）にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

八　放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

九　第十四条の十二第二号の線量限度を超えるおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第二十九条　許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一　放射線施設又は放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。

二　放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者、放射性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。

三　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四　放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び除去を行うこと。

五　放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

六　その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、遮蔽具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくすること。この場合において、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者に限る。）にあつては、第十五条第一項第三号（第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一項、第三項、第四項及び第五項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三第八号の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める線量限度まで放射線に被ばくすることができる。

（放射能濃度の基準）

第二十九条の二　法第三十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、各評価単位に含まれる全ての評価対象放射性同位元素のそれぞれについて、その平均放射能濃度の上限として原子力規制委員会が定める放射能濃度とする。

（濃度確認の申請）

第二十九条の三　法第三十三条の三第一項の規定により濃度確認（登録濃度確認機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に、同条第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い測定及び評価が行われたことを示した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

3　登録濃度確認機関が行う法第三十三条の三第一項の濃度確認を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に第一項の書類を添えて、これを当該登録濃度確認機関に提出しなければならない。

4　前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（濃度確認）

第二十九条の四　原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の三第一項の規定により、次に掲げる事項の確認を行うものとする。

一　濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が、法第三十三条の三第二項の認可を受けた方法に従い行われたこと。

二　濃度確認対象物に含まれる評価対象放射性同位元素の濃度が、第二十九条の二に規定する放射能濃度の基準を超えていないこと。

（濃度確認証の交付）

第二十九条の五　原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の三第一項に規定する確認をしたときは、濃度確認証を交付する。

（測定及び評価の方法の認可の申請）

第二十九条の六　放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第三十三条の三第二項の規定により、別記様式第四十の申請書に次に掲げる事項について説明した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること。

二　濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること。

三　評価単位に関すること。

四　評価対象放射性同位元素の選択に関すること。
五　放射能濃度を決定する方法に関すること。
六　放射線測定装置の選択及び測定条件等の設定に関すること。
七　放射能濃度の測定及び評価の信頼性を確保するための措置に関すること。
八　前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
2　前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。
（測定及び評価の方法の認可の基準）
第二十九条の七　原子力規制委員会は、法第三十三条の三第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請があった場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一　評価単位は、その単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し適切な重量であること。
二　評価対象放射性同位元素は、評価単位に含まれる放射性同位元素のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。
三　放射能濃度の決定が、濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し、放射線測定その他の適切な方法によるものであること。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性同位元素の組成比を用いた計算その他の方法により放射能濃度が決定されているものであること。
四　放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。
イ　放射線測定装置は、濃度確認対象物の形状、材質、評価単位、汚染の状況等に応じ適切なものであること。
ロ　放射能濃度の測定条件は、第二十九条の二に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。
五　濃度確認対象物について、異物が混入されず、かつ、放射性同位元素によって汚染されないよう適切な措置が講じられていること。

第五章　放射線取扱主任者等

（放射線取扱主任者の選任）
第三十条　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者が法第三十四条第一項の規定により選任しなければならない放射線取扱主任者の数は、許可届出使用者又は許可廃棄業者にあっては一工場若しくは一事業所又は一廃棄事業所につき少なくとも一人、届出販売業者又は届出賃貸業者にあっては少なくとも一人とする。
2　法第三十四条第一項の規定による選任は、放射性同位元素を使用施設若しくは貯蔵施設に運び入れ、放射線発生装置を使用施設に設置し、又は放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業若しくは放射性同位元素等の廃棄の業を開始するまでにしなければならない。
（放射線取扱主任者の選任等の届出）
第三十一条　法第三十四条第二項の規定による放射線取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十一の届書により、しなければならない。
（試験の課目）
第三十一条の二　法第三十五条第七項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第二の上欄に掲げる第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験（以下「試験」と総称する。）の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。
（資格講習の課目）
第三十一条の三　法第三十五条第八項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第三の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。
（放射線取扱主任者定期講習）
第三十二条　法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
一　許可届出使用者
二　届出販売業者及び届出賃貸業者（表示付認証機器のみを販売又は賃貸する者並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く。）
三　許可廃棄業者
2　法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
一　放射線取扱主任者であって放射線取扱主任者に選任された後放射線取扱主任者定期講習を受けていない者（放射線取扱主任者に選任される前一年以内に放射線取扱主任者定期講習を受けた者を除く。）　放射線取扱主任者に選任された日から一年以内
二　放射線取扱主任者（前号に掲げる者を除く。）　前回の放射線取扱主任者定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年（届出販売業者及び届出賃貸業者にあっては五年）以内
3　登録放射線取扱主任者定期講習機関は、毎年少なくとも二回、放射線取扱主任者定期講習を実施しなければならない。
4　法第三十六条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第四の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。
5　前各項に定めるものの外、放射線取扱主任者定期講習の時間数その他の実施細目は原子力規制委員会が別に定める。
（放射線取扱主任者の代理者の選任等）
第三十三条　法第三十七条第一項の規定による放射線取扱主任者の代理者の選任については、第三十条第一項の規定を準用する。
2　法第三十七条第三項の規定による放射線取扱主任者の代理者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十二の届書により、しなければならない。
3　放射線取扱主任者が職務を行うことができない期間が三十日に満たない場合には、法第三十七条第三項の規定による届出を要しない。
（試験の回数等）
第三十四条　試験は、毎年少なくとも一回とし、試験を施行する日時、場所その他試験の施行に関し必要な事項は、原子力規制委員会があらかじめ官報で公告する。
（受験手続）
第三十五条　試験を受けようとする者は、別記様式第四十三による放射線取扱主任者試験受験申込書に写真（受験申込み前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面上半身像のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）を添え、これを原子力規制委員会（法第三十五条第二項の登録をしたときは、登録試験機関）に提出しなければならない。
（合格証の交付等）
第三十五条の二　原子力規制委員会は、試験に合格した者に対し、別記様式第四十四による放射線取扱主任者試験合格証（以下「合格証」という。）を交付するとともに、試験に合格した者の氏名を官報で公告するものとする。
（合格証の再交付）
第三十五条の三　合格証を汚し、損じ、又は失った者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十五による放射線取扱主任者試験合格証再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
2　合格証を汚し、又は損じた者が前項の規定により合格証の再交付を受けようとする場合には、汚し、又は損じた合格証を同項の申請書に添えなければならない。
3　合格証を失った者で第一項の規定により合格証の再交付を受けたものは、失った合格証を発見したときは、その合格証を速やかに原子力規制委員会に返納しなければならない。
（受講資格）
第三十五条の四　第一種放射線取扱主任者試験に合格した者は、第一種放射線取扱主任者講習を受けることができる。
2　第二種放射線取扱主任者試験に合格した者は、第二種放射線取扱主任者講習を受けることができる。
（受講手続）
第三十五条の五　法第三十五条第八項の資格講習を受けようとする者（登録資格講習機関が行う資格講習を受けようとする者を除く。）は、別記様式第四十六による放射線取扱主任者講習受講申込書に合格証の写しを添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者にあっては、合格証の写しを添えることを要しない。
2　登録資格講習機関が行う資格講習を受けようとする者は、別記様式第四十六の申込書に合格証の写しを添えて、当該登録資格講習機関に提出しなければならない。ただし、第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者にあっては、合格証の写しを添えることを要しない。
（講習修了証の交付）
第三十五条の六　原子力規制委員会又は登録資格講習機関は、資格講習を修了した者に対し、別記様式第四十七による放射線取扱主任者講習修了証（以下「講習修了証」という。）を交付する。
（講習修了証の再交付）
第三十五条の七　講習修了証（登録資格講習機関が行う資格講習に係るものを除く。次項において同じ。）を汚し、損じ、又は失った者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十八による放射線取扱主任者講習修了証再交付

申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　講習修了証を汚し、又は損じた者が前項の規定により講習修了証の再交付を受けようとする場合には、汚し、又は損じた講習修了証を同項の申請書に添えなければならない。

3　登録資格講習機関が行う資格講習に係る講習修了証を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十八の申請書を当該登録資格講習機関に提出しなければならない。

4　講習修了証を失つた者で第一項又は第三項の規定により講習修了証の再交付を受けたものは、失つた講習修了証を発見したときは、その講習修了証を速やかに原子力規制委員会又は当該再交付に係る登録資格講習機関に返納しなければならない。

（講習の細目）

第三十五条の八　第三十五条の四から前条までに定めるもののほか、資格講習の時間数その他の実施細目は、原子力規制委員会が別に定める。

（免状の様式）

第三十六条　放射線取扱主任者免状（以下「免状」という。）の様式は、別記様式第四十九のとおりとする。

（免状の交付）

第三十六条の二　免状の交付を受けようとする者は、別記様式第五十による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証）を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報（次条及び第三十八条第一項において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

（免状の訂正）

第三十七条　免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第五十一による放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状を添え、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状を受けた者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

（免状の再交付）

第三十八条　免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第五十二による放射線取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状の再交付を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

2　免状を汚し、又は損じた者が前項の再交付を受けようとする場合には、汚し、又は損じた免状を同項の申請書に添えなければならない。

3　第一項に規定する者で免状の再交付を受けたものは、失つた免状を発見したときは、その免状を速やかに原子力規制委員会に返納しなければならない。

（放射線取扱主任者に係る研修修了証の交付）

第三十八条の二　原子力規制委員会は、法第三十六条の三第二項の規定による研修を修了した者に対し、別記様式第五十三による研修修了証を交付する。

（放射線取扱主任者に係る研修の課目等）

第三十八条の三　前条に定めるもののほか、研修の課目、研修の時間数その他研修に関し必要な事項は、原子力規制委員会が法第三十六条の三第一項の規定による指示の都度定める。

（特定放射性同位元素防護管理者の選任）

第三十八条の四　許可届出使用者及び許可廃棄業者が法第三十八条の二第一項の規定により選任しなければならない特定放射性同位元素防護管理者の数は、一工場若しくは一事業所又は一廃棄事業所につき少なくとも一人とする。

2　法第三十八条の二第一項の規定による選任は、特定放射性同位元素の取扱いを開始するまでにしなければならない。

（特定放射性同位元素防護管理者の要件）

第三十八条の五　法第三十八条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　事業所等において特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者であること。

二　放射性同位元素の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。

三　特定放射性同位元素の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。

（特定放射性同位元素防護管理者の選任等の届出）

第三十八条の六　法第三十八条の二第二項の規定による特定放射性同位元素防護管理者の選任及び解任の届出は、別記様式第五十三の二の届書により、しなければならない。

2　前項の届書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（特定放射性同位元素防護管理者定期講習）

第三十八条の七　法第三十八条の三において準用する法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定めるものは、許可届出使用者及び許可廃棄業者とする。

2　法第三十八条の三において準用する法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　特定放射性同位元素防護管理者であつて特定放射性同位元素防護管理者に選任された後特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けていない者（特定放射性同位元素防護管理者に選任される前一年以内に特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けた者を除く。）　特定放射性同位元素防護管理者に選任された日から一年以内

二　特定放射性同位元素防護管理者（前号に掲げる者を除く。）　前回の特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内

3　登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、毎年少なくとも一回、特定放射性同位元素防護管理者定期講習を実施しなければならない。

4　法第三十八条の三において準用する法第三十六条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める課目は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けようとする日の属する年度の開始の日から過去三年以内に別表第四上欄第一号又は第二号の放射線取扱主任者定期講習を受けた者に対しては、第一号若しくは第二号又はその双方（別表第四上欄第二号の放射線取扱主任者定期講習を受けた者であつて、密封されていない放射性同位元素を取り扱う者にあつては、第一号に限る。）に掲げる課目を省略することができる。

一　法に関する課目

二　放射性同位元素の取扱いに関する課目

三　特定放射性同位元素の防護に関する課目

5　前各項に定めるもののほか、特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数その他の実施細目は原子力規制委員会が別に定める。

（特定放射性同位元素防護管理者の代理者の選任等）

第三十八条の八　法第三十八条の三において準用する法第三十七条第一項の規定による特定放射性同位元素防護管理者の代理者の選任については、第三十八条の四第一項の規定を準用する。

2　法第三十八条の三において準用する法第三十七条第三項の規定による特定放射性同位元素防護管理者の代理者の選任及び解任の届出は、別記様式第五十三の三の届書により、しなければならない。

3　特定放射性同位元素防護管理者が職務を行うことができない期間が三十日に満たない場合には、法第三十八条の三において準用する法第三十七条第三項の規定による届出を要しない。

（特定放射性同位元素防護管理者に係る研修修了証の交付等）

第三十八条の九　法第三十八条の三において準用する法第三十六条の三の規定による特定放射性同位元素防護管理者に係る研修については、第三十八条の二及び第三十八条の三の規定を準用する。この場合において、第三十八条の二中「様式第五十三」とあるのは、「様式第五十三の四」と読み替えるものとする。

第六章　雑則

（報告の徴収）

第三十九条　許可届出使用者又は許可廃棄業者（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、別記様式第五十四により三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

2　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出

賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）は、別記様式第五十五による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3　前二項に規定する場合のほか、許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、原子力規制委員会が次に掲げる事項について期間を定めて報告を求めたときは、当該事項を当該期間内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一　放射線管理及び特定放射性同位元素の防護の状況

二　放射性同位元素の在庫及びその増減の状況

三　工場又は事業所の外において行われる放射性同位元素等の廃棄又は運搬の状況

（収去証）

第四十条　法第四十三条の二第一項の規定により放射線検査官が放射性同位元素等を収去するときは、収去された者に収去証を交付しなければならない。

（身分を示す証明書）

第四十一条　法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定により立入検査を行う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第五十六及び別記様式第五十七によるものとする。

（連絡の特例）

第四十一条の二　法第四十七条第二項の原子力規制委員会規則で定める届出又は報告は、法第三条の三の届出並びに表示付認証機器に係る法第二十七条第一項及び第三項の届出並びに法第二十八条第五項の報告とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第四十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第五十八の電磁的記録媒体提出票（次項において「電磁的記録媒体等」という。）を提出することにより行うことができる。

一　第十条の二の届書

二　第二十四条の二の十第一項、第二項及び第三項の報告書

三　第三十一条の届書

四　第三十三条第二項の届書

五　第三十八条の六の届書

六　第三十八条の八第二項の届書

七　第三十九条第二項の報告書

2　前項の規定により同項第一号又は第五号に掲げる書類の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、第十二条第三項中「正本一通及び副本二通」とあるのは、「電磁的記録媒体一個及び電磁的記録媒体提出票三通」と、第三十八条の六第二項中「正本及び副本各一通」とあるのは「電磁的記録媒体一個及び電磁的記録媒体提出票二通」とする。

附　則　抄

（施行期日）

1　この府令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

（試験規則の廃止）

2　放射線取扱主任者試験の実施細目及び放射線取扱主任者免状の交付等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八号）は、廃止する。

附　則　（昭和三八年一〇月一日総理府令第四四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和四一年五月一二日総理府令第二三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和四二年六月三〇日総理府令第三一号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和四五年九月二四日総理府令第三四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五〇年九月五日総理府令第五八号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五三年三月二九日総理府令第四号）

この府令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附　則　（昭和五三年三月二九日総理府令第六号）

この府令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附　則　（昭和五四年三月七日総理府令第七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五五年一〇月二四日総理府令第五二号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附　則　（昭和五五年一一月一八日総理府令第六〇号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の次に十条を加える改正規定（第十八条の二から第十八条の十までに係る部分に限る。）は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

附　則　（昭和五六年五月一六日総理府令第三一号）

（施行期日）

1　この府令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現に法第二十一条第一項の規定により放射線障害予防規定を長官に届け出ている者は、当該放射線障害予防規定をこの府令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第二十一条第一項第一号の二から第一号の四までの事項について定めるものに変更し、昭和五十七年三月三十一日までにその旨を長官に届け出なければならない。

3　この府令の施行の際現に新規則第二十一条の二第一号に規定する管理区域に立ち入る者又は取扱等業務に従事する者に該当している者に係る同項第二号又は第三号の規定の適用については、これらの者がこの府令の施行の日に初めて管理区域に立ち入り、又は取扱等業務を開始したものとみなす。

附　則　（昭和六三年五月一七日総理府令第二九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和六三年五月一八日総理府令第三〇号）

この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附　則　（平成二年一一月二八日総理府令第五七号）

（施行期日）

1　この府令は、平成三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条の二第三項の規定により承認を受けている容器については、この府令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の四から第十八条の七までの規定は、平成五年一月一日から適用し、それまでの間は、なお従前の例による。

3　この府令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附　則　（平成三年一一月一五日総理府令第四〇号）

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現に法第二十一条第一項の規定により放射線障害予防規定を長官に届け出ている者は、当該放射線障害予防規定をこの府令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第二十一条第一項第一号の五に規定する事項について定めるものに変更し、平成五年三月三十一日までにその旨を長官に届け出なければならない。

3　新規則第三十九条第三項の規定は、平成四年四月一日以後の期間について作成する報告書について適用する。

附　則　（平成六年二月一八日総理府令第六号）

この府令は、平成六年二月二十日から施行する。

附　則　（平成六年三月八日総理府令第一〇号）

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附　則（平成七年九月二五日総理府令第四五号）

（施行期日）

1　この府令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第五十九号。第三項において「改正法」という。）の施行の日（平成七年九月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現に表示付放射性同位元素装備機器（ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタに限る。）のみを使用している届出使用者は、平成七年十二月三十一日までにこの府令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第十五条第十一号ただし書の規定により注意事項を掲示しなければならない。

3　この府令の施行の際現に改正法による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十一条第一項の規定により放射線障害予防規定を長官に届け出ている者は、当該放射線障害予防規定を新規則第二十一条第一項各号に規定する事項について定めるものに変更し、平成八年六月三十日までにその旨を長官に届け出なければならない。

附　則（平成八年七月一二日総理府令第三九号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附　則（平成一〇年三月三一日総理府令第八号）

この府令は、平成十年四月二十日から施行する。

附　則（平成一一年三月二九日総理府令第一五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年六月一日総理府令第五七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年一〇月二〇日総理府令第一一八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一二年一〇月二三日総理府令第一一九号）

（施行期日）

1　この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行前に、この府令による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十二条第一項第二号ただし書に該当した場合については、同条第三項の規定は、この府令の施行後も、なおその効力を有する。

附　則（平成一三年六月一五日文部科学省令第七一号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条の二第三項の規定により承認を受けている容器については、この省令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の四から第十八条の七までの規定は、平成十六年一月一日から適用し、それまでの間は、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附　則（平成一四年七月一二日文部科学省令第三五号）

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十四年七月十四日）から施行する。

附　則（平成一五年三月二八日文部科学省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年三月二五日文部科学省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年一二月二四日文部科学省令第四六号）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附　則（平成一七年三月三日文部科学省令第二号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附　則（平成一七年六月一日文部科学省令第三六号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（使用施設の基準に関する経過措置）

第二条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際、改正法附則第三条第一項の規定により改正法による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第三条第一項本文の許可を受けたものとみなされる者が現に使用している改正法による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項の許可に基づき設置した使用施設又は改正法附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項本文の許可の申請をしたものとみなされる者の当該許可の申請に係る使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準については、この省令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十四条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該使用施設について、改正法の施行後に新法第十条第二項の変更の許可の申請をした場合は、この限りでない。

2　改正法の施行の際、改正法附則第五条第二項の規定により新法第三条第一項本文の許可を受けたものとみなされる者が現に使用している旧法第四条第一項の許可に基づき設置した詰替施設又は改正法附則第五条第二項の規定により新法第三条第一項本文の許可の申請をしたものとみなされる者の当該許可の申請に係る詰替施設の位置、構造及び設備の技術上の基準については、新規則第十四条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該詰替施設について、改正法の施行後に新法第十条第二項の変更の許可の申請をした場合は、この限りでない。

（廃棄施設の基準に関する経過措置）

第三条　改正法の施行の際、改正法附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項本文の許可を受けたものとみなされる者が現に使用している旧法第三条第一項の許可に基づき設置した廃棄施設又は改正法附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項本文の許可の申請をしたものとみなされる者の当該許可の申請に係る廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準については、新規則第十四条の十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該廃棄施設について、改正法の施行後に新法第十条第二項の変更の許可の申請をした場合は、この限りでない。

2　改正法の施行の際、改正法附則第五条第二項の規定により新法第三条第一項本文の許可を受けたものとみなされる者が現に使用している旧法第四条第一項の許可に基づき設置した廃棄施設又は改正法附則第五条第二項の規定により新法第三条第一項本文の許可の申請をしたものとみなされる者の当該許可の申請に係る廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準については、新規則第十四条の十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該廃棄施設について、改正法の施行後に新法第十条第二項の変更の許可の申請をした場合は、この限りでない。

3　改正法の施行の際、旧法第四条の二第一項の許可を受けた廃棄業者が現に使用している廃棄施設又は現に旧法第四条の二第一項の許可の申請をしている者の当該許可の申請に係る廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準については、新規則第十四条の十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該廃棄施設について、改正法の施行後に新法第十一条第二項の変更の許可の申請をした場合は、この限りでない。

（使用の場所の一時的変更に係る使用の基準に関する経過措置）

第四条　原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第三十一条の規定による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、三百七十ギガベクレル以下の密封された放射性同位元素の使用をする場合には、当分の間、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整理等に関する省令（平成二十五年文部科学省令第八号）第一条の規定による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十五条第一項第十号の四の規定にかかわらず、新法第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免

状、第二種放射線取扱主任者免状若しくは第三種放射線取扱主任者免状を有する者又は電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第五十二条の二のガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示の下に行うものとする。

（放射線障害予防規程に関する経過措置）

第五条　この省令の施行の際、現に旧法第二十一条第一項の規定により放射線障害予防規定を文部科学大臣に届け出ている者は、当該放射線障害予防規定を新規則第二十一条第一項各号に規定する事項について定めるものに変更し、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までに文部科学大臣に届け出なければならない。

（定期講習に関する経過措置）

第六条　改正法附則第三条第一項又は第五条第二項の規定により新法第三条第一項本文の許可を受けたものとみなされる者及び新法第三条の二第一項本文の規定による届出をしたものとみなされる者、改正法附則第五条第一項の規定により新法第四条第一項本文の規定による届出をしたものとみなされる者（表示付認証機器のみを販売又は賃貸する者並びに放射性同位元素等の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く。）並びに許可廃棄業者は、新規則第三十二条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、改正法の施行の際現に放射線取扱主任者に選任されている者に最初の新法第三十六条の二第一項の定期講習を受けさせなければならない。

一　平成七年三月三十一日以前に選任された放射線取扱主任者　平成十八年三月三十一日

二　平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に選任された放射線取扱主任者　平成十九年三月三十一日

三　平成十四年四月一日以後に選任された放射線取扱主任者　平成二十年三月三十一日

附　則（平成一八年一二月二六日文部科学省令第四三号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の十五第一項又は第十八条の十七第一項の規定によりされている申請は、それぞれこの省令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の十五第一項又は第十八条の十七第一項の規定によりされている申請とみなす。

3　この省令の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第三項の規定により承認を受けている者は、当該容器が承認された日から起算して五年を経過する日までの間（ただし、平成十九年五月三十一日までに当該容器が承認された日から五年を経過している場合には、平成十九年五月三十一日までの間）は、この省令による改正後の放射性同位元素等による法律施行規則第十八条の十八の規定により容器承認書の交付を受けた者とみなす。

附　則（平成二〇年三月三一日文部科学省令第一三号）

この省令は、平成二十年三月三十一日から施行する。

附　則（平成二一年三月三一日文部科学省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二一年一〇月九日文部科学省令第三三号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第一条中放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十四条第一項の改正規定　平成二十二年四月一日

二　第一条中規則第三十九条第四項を第七項とする改正規定、同条第三項の次に三項を加える改正規定及び同条に一項を加える改正規定、規則第四十一条及び第四十二条の改正規定、規則様式第五十一から様式第五十三までの改正規定並びに規則様式第五十三の次に三様式を加える改正規定　平成二十三年一月一日

三　第一条中規則様式第五十の改正規定　平成二十三年四月一日

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に講じている放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十八条第一項の規定による措置及び同条第二項の規定による当該措置の報告については、この省令による改正後の規則第二十六条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成二四年三月二八日文部科学省令第八号）

（施行期日）

第一条　この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法の施行の際現に使用している放射線発生装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第七十号）第三条の規定によりなお従前の例によるとされた改正法による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第三条第一項本文の許可及び旧法第十条第二項本文の許可のそれぞれに係る放射線発生装置を含む。）に係るこの省令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十四条の七第一項第七号の二及び第九号並びに新規則第十四条の十一第一項第四号、第五号、第八号及び第十号の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

2　改正法の施行の際現に保管又は保管廃棄している放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物に係る新規則第十四条の七第一項第七号の二及び第九号並びに新規則第十四条の十一第一項第八号及び第十号の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

3　新規則第三十九条第三項の規定による報告書の様式については、新規則別記様式第五十五の様式にかかわらず、改正省令の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

附　則（平成二四年七月五日文部科学省令第二七号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附　則（平成二五年三月二九日文部科学省令第八号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則（平成二六年一一月二一日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附　則（平成二六年一二月一〇日原子力規制委員会規則第七号）　抄

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第三条　この規則の施行の日前に改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の十九第二項の規定により行われた申請については、この規則による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の十九第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附　則（平成二七年一〇月五日原子力規制委員会規則第七号）

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

附　則（平成三〇年一月五日原子力規制委員会規則第一号）

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、

別表第二に係る改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十一条第一項の規定により放射線障害予防規程を原子力規制委員会に届け出ている者は、当該放射線障害予防規程を別表第一の規定による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項各号に規定する事項について定めるものに変更し、平成三十一年八月三十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

附　則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成三〇年一一月二六日原子力規制委員会規則第一一号）

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第三項の規定により承認を受けている容器は、改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律第二十五条の五の規定により読み替えて適用する同法第十八条第三項の規定により承認を受けた容器とみなす。

附　則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

附　則（令和二年三月一八日原子力規制委員会規則第一三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附　則（令和二年九月一一日原子力規制委員会規則第一七号）

この規則は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第二十条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一二月一七日原子力規制委員会規則第二〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この規則は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第三条　この規則の施行の際現に放射性同位元素等の規制に関する法律第十二条の二第一項又は第二項の認証を受けている放射性同位元素装備機器は、この規則による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十四条の三第二項第五号に掲げる技術上の基準に適合したものとみなす。

第四条　この規則の施行の日前にされた放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項（同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第三項（同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくはこの規則による改正前の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十八条の十七第四項（同規則第二十四条の二の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（承認の更新を含む。以下この条において同じ。）の申請であって、この規則の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第五条　この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附　則（令和二年一二月二二日原子力規制委員会規則第二一号）

（施行期日）

第一条　この規則は、令和三年一月一日から施行する。

（調整規定）

第二条　この規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二十号）により改正される放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則によってまず改正され、次いでこの規則によって改正されるものとする。

附　則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第１（第２条関係）

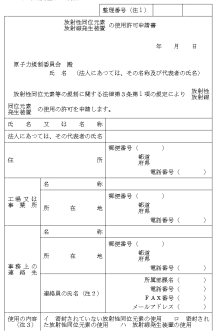

別記様式第１（第２条関係）

（日本工業規格Ａ４）

整理番号（注１）

放射性同位元素
放射線発生装置
の使用許可申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第３条第１項の規定により　放射性同位元素　放射線発生装置　の使用の許可を申請します。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　） 都道府県
		電話番号（　）
工場又は事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　） 都道府県
		電話番号（　）
業務上の連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（　） 都道府県
		電話番号（　）
	連絡員の氏名（注２）	所属部課名（　）
		電話番号（　）
		ＦＡＸ番号（　）
		メールアドレス（　）
使用の内容（注３）	イ　密封されていない放射性同位元素の使用　ロ　密封された放射性同位元素の使用　ハ　放射線発生装置の使用	

手数料の納付方法（注3の3）	イ　法人印紙による納付 ロ　納入告知書による納付

別記様式第1中区画様式イ

区画されていない旅館用途完書					
種類及び数量（注4）	旅館				
	物理的状態（注5）				
	化学形等（注6）				
	年間使用数量（注7）				
	3月間使用数量				
	1日最大使用数量				
使用の目的					
使用の方法					
使用の場所（注8）					
位置	地滑れのおそれ				
	排水のおそれ				
	周囲の状況				
形態	建築物　倉庫　その他（　　）				
主要構造等（注9）	構造の耐火他	耐火構造　不燃材料で造られたもの　その他（　　）			
	建築物	区分 / 名称	壁	柱	床	はり	屋根	階段
	倉庫	区分 / 名称	壁	柱	床	天井	階段

使用施設の位置構造及び設備																		
	建築物の部分の用途	施設内で喫煙出入る場所に対する措置（注10）																
		工場又は事業所の建築及び工場又は事業所内の隣接区域に対する措置（注11）																
	作業室	換気	発散物及びくぼみの状況															
			仕上材の日射等の状況（注12）															
		内部仕上材料（注13）	区分 / 室名	壁	柱	床	腰壁	階段	廊下	天井	内装制限区域	内装等	部分内装					
	フード、グレーブボンベ等の個数及び排気設備との連結状況																	
	標識を付ける事所																	
	排水設備	場所（注14）																
		構造	発散物及びくぼみの状況															
			仕上材の日射等の状況（注15）															
		汚物溜材料（注16）	室名 / 区分	床	腰壁	壁	天井	洗し	その他									
	洗浄設備																	
	室次設備																	
	汚物検査用の排水設備等の種類及び台数																	
	汚物の除去に必要な器具																	

貯蔵施設の位置構造設備及び貯蔵能力																		
		洗浄設備の排水管と排水設備との連結状況																
		標識を付ける事所																
	出入口	人が通常出入りする出入口　箇所、その他の出入口　箇所（用途　）																
	事業所の周囲	隣接に設ける柵その他の施設																
		標識を付ける事所																
位置	地滑れのおそれ																	
	排水のおそれ																	
	周囲の状況																	
貯蔵室又は貯蔵所	貯蔵室の構造の耐火他（注17）																	
	貯蔵室の仕上材料	区分 / 室名	壁	柱	床	はり	天井	階段	廊下	窓								
	貯蔵構造の部屋数、階数、構造及び材料（注18）																	
	標識を付ける事所																	
建築物の部分の用途	施設内で喫煙出入る場所に対する措置（注19）																	
	工場又は事業所の建築及び工場又は事業所内の隣接区域に対する措置（注20）																	
貯蔵物	種類及び個数																	
	内容物の物理的性状																	
	構造及び材料																	
	受皿、吸収材等																	
（注21）	標識を付ける事所																	
出入口	人が通常出入りする出入口　箇所、その他の出入口　箇所（用途　）																	

	隣地のための設備又は隣地		
敷地の広さ	境界に設ける構その他の施設		
	標識を付ける箇所		
貯蔵能力（注22）			
位置	地盤沈下のおそれ		
	地滑りのおそれ		
	周囲の状況		
貯蔵のスケール	気体状のもの		
	液体状のもの		
	固体状のもの		
主要構造部等	構造の耐火性	耐火構造　不燃材料で造られたもの	
	材料	名称＼区分	壁　柱　床　はり　屋根　階段
建築物その他の施設	敷地内の衛生に入る通路に対する適確（注23）		
	二階又は地階及び地下階及びこれらに隣接する通路の消防活動に対する適応（注24）		
排気装置（注25）	種類及び台数		
	位置		
	性能（注26）		
排気浄化装置（注27）	種類及び台数		
	位置		
	性能		
	標識を付ける箇所		
	構造（注28）		

排水設備	排気管	材料及び構造	
		標識を付ける箇所	
	排気口	排気口の高さ	
		隣接する建物との離隔	
		標識を付ける箇所	
	汚染空気の広がりの防止装置（注29）		
	作業室、調理作業室及び厨房との連絡状況		
	作業室及び調理作業室に対する換気扇の（注30）		
排水設備（注31）	排水管	材料	
		継ぎ目の構造	
		標識を付ける箇所	
	排水浄化槽	種類及び個数	
		位置	
		容量	
		構造及び材料（注32）	
		排水流出調節容量	
		標識を付ける箇所	
	排水処理施設（注33）	種類及び台数	
		位置	
		構造及び材料	
		性能	
		標識を付ける箇所	

造及び設備	厨房作業室	壁	突起物及びくぼみの状況
		床	仕上材の目地等の状況（注34）
		内装材料等（注35）	区分＼室名	壁	天井	床	保管室	客の容積
								㎥	㎥
								㎥	㎥
		フード等の種類及び排気設備との連絡状況							
		標識を付ける箇所							
	汚染物除去室	壁	突起物及びくぼみの状況						
		床	仕上材の目地等の状況（注37）						
		内装材料等（注38）	区分＼室名	床	調理台	壁	天井	洗し	その他
		洗浄設備							
		更衣設備							
		汚染物食品と他食品等の隔離及び防疫							
		汚染の除去に必要な器材							
		洗浄設備の排水管と排水設備との連絡状況							
		標識を付ける箇所							
	焼却炉	焼却物の種類（注39）							
		焼却の方法（注40）							
		熱源及び伝導容量							
		構造及び材料							

		焼却残渣搬出口の位置	
		排気設備との連絡状況	
冷凍冷蔵設備		種類及び台数	
		位置	
		構造及び材料	
		性能	
保管庫		構造及び材料	
		外部との区画状況	
		隣接のための設備又は器具	
		標識を付ける箇所	
廃棄物容器等（注41）	保管庫	種類及び個数	
		内容物の物理的検査	
		構造及び材料（注42）	
		蓋口、取出口	
		標識を付ける箇所	
出入口		人が通常出入りする出入口、搬出、その他の出入口（搬出（埋立））	
敷地境界線	境界に設ける構その他の施設		
	標識を付ける箇所		

別記様式第１中欄様式イの二

一時的に管理区域の外において使用をする密封されていない放射性同位元素				
核種（第43）				
化学形等（第44）				
使用数量（第45）				
使用の目的				
使用の方法				
使用の場所（第46）				

別記様式第１中欄様式ロ

密封された放射性同位元素					
		機器に装備されている放射性同位元素		機器に装備されていない放射性同位元素	
種類及び数量（第47）	核種				
	物理的状態（第48）				
	化学形等（第49）				
	密封の状態（第50）				
	１個当たりの数量及び個数（第51）				
	合計数量				
	放射線同位元素が機器に装備されている場合にあつては、その機器の種類、型式及び技能（第52）				
使用の目的					
使用の方法（第53）					
使用の場所（第54）					

使用施設											
位置	地滑れのおそれ										
	洪水のおそれ										
	周囲の状況										
別棟	建築物　屋宮　その他（　）										
主要構造部	構造の耐火性	耐火構造　その他（　）　不燃材料で造られたもの									
	材料	建築物	区分／名称	壁	柱	床	はり	屋根	階段		
		屏	区分／名称	壁	柱	床	天井	階段			

の位置構造及び設備											
等（第55）	材料	壁									
		その他	区分／名称								
遮蔽物その他の	施設内の使用させる場所に対する遮蔽（第56）										
	二種又は第四の種類及び二種又は第四の種類の間区域に対する遮蔽（第57）										
放射線障害防止のための	放射性同位元素を貯蔵する場所に対する遮蔽及びそれを付ける場所										
	インターフォンの種類、機能及びそれを付ける場所										
	標識を付ける場所										
出入口	人が通常出入りする出入口　場所　その他の出入口　場所（用途　）										
管理区域	境界に設ける柵その他の施設										
	標識を付ける場所										

貯蔵施設											
位置	地滑れのおそれ										
	洪水のおそれ										
	周囲の状況										
貯蔵室又は貯蔵容器の構造	貯蔵室の構造の耐火性（第58）										
	貯蔵室の材料	区分／名称	壁	柱	床	はり	天井	階段	屏	窓	

の位置構造及び貯蔵能力											
貯蔵	貯蔵容器で設置位置、個数、構造及び材料（第59）										
	標識を付ける場所										
遮蔽物その他の	施設内の使用させる場所に対する遮蔽（第60）										
	二種又は第四の種類及び二種又は第四の種類の間区域に対する遮蔽（第61）										
貯蔵容器（第62）	種類及び個数										
	構造及び材料（第63）										
	標識を付ける場所										
出入口	人が通常出入りする出入口　場所　その他の出入口　場所（用途　）										
Mは	のための設備又は器具										
管理区域	境界に設ける柵その他の施設										
	標識を付ける場所										
設備等	貯蔵室又は貯蔵容器（第64）										
	耐火性の部屋（第65）										

廃棄											
位置	地滑れのおそれ										
	洪水のおそれ										
	周囲の状況										
三種廃棄物の場合	構造の耐火性	耐火構造　その他（　）　不燃材料で造られたもの									
	材料	区分／名称	壁	柱	床	はり	屋根	階段			

施設の位置構造及び設備	遮蔽物その他の	地区内の常時立ち入る場所に対する遮蔽（第96）					
		二線又は事業所の境界及び二線又は事業所内の隣接区域に対する遮蔽（第97）					
	保管施設	構造及び材料					
		外部との区画状況					
		閉鎖のための設備又は器具					
		標識を付ける箇所					
		貯蔵容器（第98）	種類及び個数				
			内容物の物理的性状				
			構造及び材料（第99）				
			標識を付ける箇所				
	出入口			人が通常出入りする出入口　箇所、その他の出入口　箇所（理由　）			
	管理区域	境界に設ける柵その他の構造					
		標識を付ける箇所					

別記様式第１中欄様式ハ

放射線発生装置						
種類						
台数						
性能						
使用の目的						
使用の方法（第70）						
使用の場所（第71）						
使用施設の位置	位置	地滑れのおそれ				
		浸水のおそれ				
		周囲の状況				
	形態	建屋物　建築物　居室　その他（　）				
	主要構造等（第72）	構造の耐火他	耐火構造　不燃材料で造られたもの			
		材料 建築物	区分／名称	壁 柱 床 はり 屋根 階段		
		材料 設備	区分／名称	壁 柱 床 天井 階段		
	遮蔽物その他の	地区内の常時立ち入る場所に対する遮蔽（第73）				
		二線又は事業所の境界及び二線又は事業所内の隣接区域に対する遮蔽（第74）				

構造及び設備	作動状況を監視する装置	使用中である旨を自動的に表示する装置の種類及びそれを付ける箇所					
		インターロックの種類、機能及びそれを付ける箇所					
		標識を付ける箇所					
	密封された物保管設備	構造及び材料					
		外部との区画状況					
		閉鎖のための設備又は器具					
		標識を付ける箇所					
		密封された物保管容器（第75）	種類及び個数				
			内容物の物理的性状				
			構造及び材料（第76）				
			密封、閉鎖材等				
			標識を付ける箇所				
	出入口			人が通常出入りする出入口　箇所、その他の出入口　箇所（理由　）			
	管理区域	境界に設ける柵その他の構造					
		標識を付ける箇所					
		第90条の３の規定を適用する区域（第77）					
位置		地滑れのおそれ					
		浸水のおそれ					
		周囲の状況					
密封されたプラ法		気体状のもの					
		液体状のもの					
		固体状のもの					

周囲の位置	主要構造等	構造の耐火他	耐火構造　その他（　）　不燃材料で造られたもの（　）				
		材料	区分／名称	壁 柱 床 はり 屋根 階段			
	遮蔽物その他の	地区内の常時立ち入る場所に対する遮蔽（第78）					
		二線又は事業所の境界及び二線又は事業所内の隣接区域に対する遮蔽（第79）					
排気設備	排気機（第80）	種類及び台数					
		位置					
		性能（第81）					
	排気等の設置（第82）	種類及び台数					
		位置					
		性能					
		標識を付ける箇所					
	排気等	構造（第83）					
		材料及び厚さ					
		標識を付ける箇所					
	排気口	排気口の高さ					
		隣接する建物との離隔					
		標識を付ける箇所					
	汚染空気の広がりの防止装置（第84）						
	放射線発生装置を使用する室に対する換気能力（第85）						

構造及び設備	排水設備	排水管	材料				
			敷設日の構造				
			標識を付ける箇所				
		排水浄化槽（注26）	種類及び個数				
			位置				
			容量				
			構造及び材料（注27）				
			排水処理能力量				
			標識を付ける箇所				
		排水処理施設（注28）	種類及び台数				
			位置				
			構造及び材料				
			性能				
			標識を付ける箇所				
	保管施設	構造及び材料					
		所定との区画状況					
		関係のための設備又は器具					
		標識を付ける箇所					
	廃棄物置場設備	保管廃棄物等	種類及び個数				
			内容物の物理的性状				
			構造及び材料（注30）				
			受入、処理材等				
			標識を付ける箇所				
出入口			人が通常出入りする出入口	箇所			
			その他の出入口	箇所（用途 ）			

警報設備	境界に設ける柵その他の施設		
	標識を付ける箇所		

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「連絡先の氏名」 ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
3 「使用の内容」 該当するものを全て選み、別紙として別記様式第１中別紙様式イ、ロ又はハのうちのそれぞれ該当するものを全て添えること。
3の3 「手数料」 収入印紙又は納入命令書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イ をＯで囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に糊付けで貼り付けること。納入命令書により納付する場合は、ロ をＯで囲み、納入機関官署子力規制部長命令子力規制庁長官官房参事官が定める納入命令書の指示に従うこと。
4 「種類及び数量」 核種及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としては、ベクレルを用いること。
5 「物理的状態」 気体、液体等の区分を記載すること。
6 「化学形等」 原子力規制委員会が定める化学形等の区分を記載すること。
7 「年間使用数量」 年間（１年に満たない場合にあっては、その期間）の使用の合計数量を記載すること。
8 「使用の場所」 使用する室の名称等使用の場所を具体的に記載すること。また、明示されていない放射性同位元素を管理区域の外で使用する場合にあっては、別紙として別記様式第１中別紙様式イ に加え別記様式第１中別紙様式イ のニを添えること。
9 「主要構造部等」 建築物又は開放に相当するものについては建築物又は開放の欄に記載すること。
10 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 遮蔽物のある場合には、その構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には、放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載すること。
11 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注30の例により記載すること。
12 「仕上材の日地等の状況」 仕上材の目地等の間隔の有無及びその他等の状況を記載すること。

13 「表面材料等」 汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
14 「場所」 人が通常出入りする使用施設の出入口との関連について記載すること。
15 「仕上材の日地等の状況」 注3の例により記載すること。
16 「表面材料」 注3の例により記載すること。
17 「貯蔵庫の構造の概略」 開口部（排気口を含む。）の状況についても記載すること。
18 「貯蔵庫の設置位置、個数、構造及び材料」 貯蔵庫の設置位置については、貯蔵庫が設置されている室の名称等を記載すること。
19 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
20 「工場又は事業所内の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
21 「貯蔵容器」 種類ごとに記載すること。
22 「貯蔵能力」 放射性同位元素の種類ごと、かつ、貯蔵室又は貯蔵庫ごとに記載すること。また、下限数量に対する比の合計値を併せて記載すること。
23 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
24 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注30の例により記載すること。
25 「排気口」 注21の例により記載すること。
26 「排気」 排気能力（㎥／分）を記載すること。
27 「排気浄化装置」 注21の例により記載すること。
28 「煙道」 材質について記載すること。
29 「汚染区域の広がりの防止装置」 ダンパーの有無等を記載すること。
30 「作業室及び廃棄作業室に対する換気能力」 １時間当たりの換気回数を各室ごとに記載すること。
31 「排水浄化槽」 注21の例により記載すること。
32 「事業及び材料」 水質検査方法を含、排水の放熱又は排水の適度調整の可否、施又は開口部の開閉の概要について記載すること。
33 「排水処理装置」 注21の例により記載すること。
34 「仕上材の目地等の状況」 注12の例により記載すること。
35 「表面材料等」 注3の例により記載すること。

36 「場所」 人が通常出入りする廃棄施設の出入口との関連について記載すること。
37 「仕上材の目地等の状況」 注12の例により記載すること。
38 「表面材料」 注3の例により記載すること。
39 「廃棄物の種類」 廃棄物に含まれる核種を記載すること。
40 「処理の方法」 焼却減量、覆し焼きにするかの区分を記載すること。
41 「保管廃棄容器」 注21の例により記載すること。
42 「事業及び材料」 構造の耐久性について記載すること。
43 「収容」 別記様式第１中別紙様式イに記載した核種の範囲内とすること。
44 「化学形等」 注6の例により記載すること。
45 「使用数量」 １日の使用の合計数量を記載すること。
46 「使用の場所」 注8の例により記載すること。
47 「種類及び数量」 機器に装填されている放射性同位元素については核種ごと（通常一組又は一式をもって使用するものと考えて一組又は一式ごと）に、機器に装填されていない放射性同位元素については核種及び化学形等（注6の例による。）ごとに記載すること。
48 「物理的状態」 注5の例により記載すること。
49 「化学形等」 注6の例により記載すること。
50 「容材の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。また、コバルト２０ラジウムの針、管等にあっては、その形状について記載すること。
51 「１個当たりの数量及び個数」 通常一組又は一式をもって使用するものに当たっては一組又は一式当たりの数量を記載すること。
52 「放射性同位元素が機器に装填されている場合には、その機器の種類、型式及び性能」 放射性同位元素が装填されている機器について記載すること。
53 「使用の方法」 線源の位置、１週間当たりの使用時間数及び３月間当たりの使用時間数、利用線ずれの方向についても記載すること。
54 「使用の場所」 注8の例により記載すること。
55 「主要構造部等」 注9の例により記載すること。
56 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注10の例により記載すること。
57 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注30の例により記載すること。

58　「貯蔵室の構造の耐火性」　注27の例により記載すること。
59　「貯蔵庫の設置位置、間数、構造及び材料」　注30の例により記載すること。
60　「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」　注30の例により記載すること。
61　「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」　注30の例により記載すること。
62　「貯蔵容器」　注31の例により記載すること。また、機器に装備されている放射性同位元素の場合にあつては、耐火性について記載すること。
63　「構造及び材料」　貯蔵室又は貯蔵庫を有しない場合には、構造の耐火性についても記載すること。
64　「貯蔵室又は貯蔵庫」　注31の例により記載すること。
65　「取り出し容器」　容器ごとの貯蔵能力が明らかになるように記載すること。
66　「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」　注30の例により記載すること。
67　「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」　注30の例により記載すること。
68　「保管廃棄容器」　注31の例により記載すること。
69　「構造及び材料」　注40の例により記載すること。
70　「使用の方法」　注30の例により記載すること。
71　「使用の場所」　注41の例により記載すること。
72　「主要構造部等」　注42の例により記載すること。
73　「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」　注30の例により記載すること。
74　「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」　注30の例により記載すること。
75　「放射性物保管容器」　注31の例により記載すること。
76　「構造及び材料」　構造の耐火性について記載すること。
77　「第35条の3の規定を適用する区域」　第35条の3の特例を適用する区域の年間等を記載すること。
78　「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」　注30の例により記載すること。
79　「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」　注30の例により記載すること。

80　「排風機」　注31の例により記載すること。
81　「性能」　注30の例により記載すること。
82　「排気浄化装置」　注31の例により記載すること。
83　「構造」　注30の例により記載すること。
84　「汚染空気の広がりの防止装置」　注30の例により記載すること。
85　「放射線発生装置を使用する室に対する換気能力」　注30の例により記載すること。
86　「排水浄化槽」　注31の例により記載すること。
87　「構造及び材料」　注30の例により記載すること。
88　「排水処理装置」　注31の例により記載すること。
89　「保管廃棄容器」　注31の例により記載すること。
90　「構造及び材料」　注40の例により記載すること。

備考1　この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
2　この申請書の提出部数は、正本1通及び副本3通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所にあつては、正本1通及び副本4通とすること。
3　この申請書(正本)通には、第3条第9項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第2（第3条関係）

別記様式第2（第3条関係）（平成23年6月・追加、平成25年6月・平成28年6月1日・令和元年6月5日・令和2年7月31日一一部改正）

			整理番号（注1）				

放射性同位元素の使用届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第3条の3第1項の規定により放射性同位元素の使用を届け出ます。

氏名又は名称			
法人にあつては、その代表者の氏名			
住所			郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
工場又は事業所	名称		
	所在地		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
事務所又は連絡先	名称		
	所在地		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡先の氏名(注2)		所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
使用の内容	密封された放射性同位元素の使用		
		機器に装備されている放射性同位元素	機器に装備されていない放射性同位元素
担当職			
整理的決裁(注4)			

種類及び数量	化学形等(注5)						
	密封の状態(注6)						
	1個当たりの数量及び個数(注7)						
	合計数量						
	放射性同位元素が機器に装備されている場合には、その機器の種類、型式及び性能(注8)						
使用の目的							
使用の方法(注9)							
使用の場所(注10)							
貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵	位置	地震れのおそれ					
		洪水のおそれ					
		常時の状況					
	貯蔵室(その他の貯蔵施設)の概要	貯蔵室の構造の耐火性(注11)					
		貯蔵室(その他の貯蔵施設)の材料	区分 / 室名	壁	柱	床	梁
		貯蔵庫の設置位置、間数、構造及び材料(注12)					
		標識を付ける箇所					
	遮蔽設備(その他の遮蔽)	施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽(注13)					
		工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽(注14)					
	貯蔵容器(注15)	種類及び個数					
		構造及び材料(注16)					
		標識を付ける箇所					

防力	出入口		人が通常出入りする出入口、場所、その他の出入口（屋内・屋外・埋地）
	開口部のための設備又は器具		
	警報設備	煙感知器又は熱感知器	
		火災報知設備	
	消火設備	消火器又は消火栓	
		自動消火設備	
	防火水槽（注14）		

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「連絡員の氏名」 ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

3 「種類及び数量」 機器に装填されている放射性同位元素については機器ごと（通常一組又は一式をもって使用するものにあっては一組又は一式ごとに）に、機器に装填されていない放射性同位元素については種類及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としては、ベクレルを用いること。

4 「物理的状態」 気体、液体等の区分を記載すること。

5 「化学形等」 原子力規制委員会が定める化学形等の区分を記載すること。

6 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。また、コバルト２０ラジウムの針、管等にあっては、その形状について記載すること。

7 「１個当たりの数量及び個数」 通常一組又は一式をもって使用するものにあっては一組又は一式当たりの数量を記載すること。

8 「放射性同位元素の機器に装填されている場合には、その機器の種類、型式及び特殊」 放射性同位元素が装填されている機器について記載すること。

9 「使用の方法」 線源の位置、１週間当たりの使用時間数及び３月間当たりの使用時間数、照射線すいの方向についても記載すること。

10 「使用の場所」 使用する室の名称等使用の場所を具体的に記載すること。

11 「貯蔵室の構造の耐火性」 開口部（排排気口を含む。）の状況についても記載すること。

12 「貯蔵庫の設置位置、個数、構造及び材料」 貯蔵庫の設置位置については、貯蔵施が設置されている室の名称等を記載すること。

13 「施設内の常時立入る場所に対する遮蔽」 遮蔽物のある場合にはその構造及び材料並びに放射線源から常時立入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には放射線源から常時立入る場所までの距離につき、それぞれ記載すること。

14 「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」 法３０条に対応して記載すること。

15 「貯蔵容器」 種類ごとに記載すること。また、機器に装填されている放射性同位元素の場合にあっては、耐火性について記載すること。

16 「構造及び材料」 貯蔵室又は貯蔵施を有しない場合には、構造の耐火性について記載すること。

17 「貯蔵室又は貯蔵施」 容器ごとに記載すること。ただし、特に必要な場合にあっては、適当な容器に換算した場合の貯蔵能力を、換算した容器の名称と併せて記載することができる。

18 「耐火性の容器」 容器ごとの貯蔵能力が明らかになるように記載すること。

備考１ この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。

２ この様書の番号欄の数は、正本１通及び副本３通とすること。ただし、原子力規制委員会が定める工場又は事業所にあっては、正本１通及び副本４通とすること。

３ この様書の正本１通には、第３条第３項に規定する書類を、それぞれの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第３（第４条関係）

別記様式第３（第４条関係）（平成２３年６・６政令、平成２３年６・７内閣府令２１・６経産令２３・６文部令２１・一部改正）

	整理番号（注１）

放射性同位元素の使用変更届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第３条の３第３項の規定により放射性同位元素の届出使用に係る届出事項の変更を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
法第３条の３第１項の届出をした年月日（注２）		年　月　日
工場又は事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注３）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
変更の内容（注４）	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「法第３条の３第１項の届出をした年月日」 法第３条の３第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「連絡員の氏名」 ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

4 「変更の内容」 変更に係る事項の概要を記載するとともに、「詳細については別紙のとおり」と記載し、別記様式第２の該当する部分により詳細に記載した別紙を添えること。

備考１ この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。

２ この様書の番号欄の数は、正本１通及び副本３通とすること。ただし、原子力規制委員会が定める工場又は事業所にあっては、正本１通及び副本４通とすること。

３ この様書の正本１通には、第４条第２項に規定する書類を、それぞれの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第４（第５条関係）

別記様式第４（第５条関係）（平成12年４月１日・２０条、平成22年４月１・平成27年４月１・平成28年４月１・令２条７項２号・令３条７項１号改正・一部改正）

整理番号（注１）		

表示付認証機器 廃・用 / 使用変更 届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）（注２）

放射線同位元素等の規制に関する法律第３条の３ 第１項 / 第３項 の規定により

表示付認証機器の 廃止 / 使用に係る届出事項の変更 を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　） 郵送対象 電話番号（　　）	
法第３条の３第１項の届出をした年月日（注３）	年　月　日	
工場又は事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 郵送対象 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注４）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
	届出の内容（注６）	使用（新規・変更・変更なし） 使用（新規・変更・変更なし） 使用（新規・変更・変更なし） 使用（新規・変更・変更なし）

表示付認証機器の認証番号及び名称（注７）	使用の開始の日又は変更した日（注７）	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	
	認証番号					
	名称					
	台数（注８）					
使用の目的						
使用の方法						
氏名等の変更（注９）	変更前					
	変更後					

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　代理人が届け出る場合には、委任状を添付すること。

３　「法第３条の３第１項の届出をした年月日」　法第３条の３第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

５　「表示付認証機器の認証番号、名称及び台数」　全ての表示付認証機器について、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに記載すること。

６　「届出の内容」　該当するものを丸で囲むこと。

７　「使用の開始の日又は変更した日」　新規に使用する場合は当該使用の開始日を、変更の場合は変更日をそれぞれ記載し、変更がない場合は空欄とすること。

８　「台数」　変更の場合は、変更前及び変更後の台数について記載すること。

９　「氏名等の変更」　氏名若しくは名称、住所（工場又は事業所の名称又は所在地を含む。）又は法人にあってはその代表者の氏名の変更について記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　この様式の表は省略し、１通とすること。

別記様式第５（第６条関係）

別記様式第５（第６条関係）（平成12年４月１日・２０条、平成22年４月１・平成27年４月１・平成28年４月１・令２条７項２号・令３条７項１号改正・一部改正）

整理番号（注１）		

放射線同位元素の 仮申請 / 申請書 提出

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射線同位元素等の規制に関する法律第４条第１項の規定により放射線同位元素の 仮申請 / 申請書 を提出します。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　） 郵送対象 電話番号（　　）	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 郵送対象 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注２）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）

別記様式第５中欄様式イ

放射性同位元素の種類（注３）	密封されていない放射性同位元素				
	核種				
	用途別区分（注４）				
	物理的状態（注５）				
	化学形等（注６）				
	密封された放射線同位元素				
		機器に装備されている放射性同位元素	機器に装備されていない放射性同位元素		
	核種				
	用途別区分（注７）				
	物理的状態（注８）				
	化学形等（注９）				
	密封の状態（注10）				
	放射性同位元素が機器に装備されている場合は、その機器の種類及び名称				
	表示付認証機器				
	認証番号等	認証番号（注11）			
		表示付認証機器の名称（注12）			

別記様式第５中段様式□

販売所又は貸付事業所（注15）	名称		
	所在地		郵便番号（　　） 郵便局 貯金局 電話番号（　　）

別記様式第７（第７条関係）（平成２２年４月１日施行）（平成２３年４月１日施行）（平成２７年４月１日施行）（平成２８年４月１日一部改正）

	整理番号（注１）	

放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄業許可申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿
氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第４条の２第１項の規定により放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄業の許可を申請します。

氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
廃棄事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
事務上の連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注２）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
廃棄の内容（注３）	イ　廃棄物埋設以外　　ロ　廃棄物埋設	

手数料の納付方法（注３の２）	イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付	

別記様式第７中段様式イ

廃棄物埋設以外										
廃棄物の概要	廃棄物の区分（注４）									
	廃棄物の収集の方法									
	廃棄物の処理の方法									
	最終的な廃棄の方法									
廃棄物詰替施設	位置	地盤れのおそれ								
		浸水のおそれ								
		周囲の状況								
	形態		建築物　開放　その他（　　）							
	主要構造部等（注５）	構造の耐火性	耐火構造　不燃材料で造られたもの　その他（　　）							
		材料	壁材料	区分	壁	柱	床	はり	屋根	階段
				名称						
			開口部材料	区分	壁	柱	床	天井	階段	
				名称						
	悪臭の拡散防止のための措置	施設内の臭気が外に出ないための措置（注６）								
		廃棄物埋設地の境界及び廃棄物埋設地内の敷地区域に対する遮蔽（注７）								
	作業室	換気	吸排気及びばくの状況							
		遮蔽	仕上材の日射等の状況（注８）							

廃棄物詰替施設の位置構造及び設備	廃棄物詰替室	表面材料等（注９）	区分	表面材料							使用量	室の容積
			室名	床	腰壁	壁	天井	柱	はり	その他		
											㎡	㎥
											㎡	㎥
											㎡	㎥
		フード、グローブボックス等の種類及び排気設備との連結状況										
		機器を付ける箇所										
	汚物室	場所（注10）										
		換気	吸排気及びばくの状況									
		遮蔽	仕上材の日射等の状況（注11）									
		表面材料（注12）	区分	床	腰壁	壁	天井	洗し	その他			
			室名									
		洗浄設備										
		更衣設備										
		汚染検査室の出入口結界設備の種類及び台数										
		汚染の除去に必要な器具										
		汚染設備の排水管と排水設備との連結状況										
		機器を付ける箇所										
	出入口	入退室記入りする出入口　職員　その他の出入口（　　職員、用途　　）										
	敷地及び建屋	境界に設ける柵その他の障壁										
		機器を付ける箇所										
	地盤	地盤れのおそれ										
		浸水のおそれ										

廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び貯蔵能力	窓	開口の状況	
	貯蔵室又は貯蔵庫	貯蔵室の構造の概ね地(注13)	
		貯蔵室又は貯蔵庫 区分 / 室名	壁 柱 床 はり 天井 階段 扉 窓
		材料	
		貯蔵室の容量及び、壁、柱、床及び材料(注14)	
		標識を付ける箇所	
	悪臭の発散その他	施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽(注15)	
		廃棄物事業所の境界及び廃棄物事業所内の居住区域に対する遮蔽(注16)	
	貯蔵容量(注17)	種類及び個数	
		内容物の物理的性状	
		構造及び材料(注18)	
		受皿、吸収材等	
		標識を付ける箇所	
	出入口	人が通常出入りする出入口 箇所、その他の出入口 箇所（用途 ）	
	Mの為の設備又は器具		
	雨水等流出抑制	雨天に設ける構造の概況	
		標識を付ける箇所	
	貯蔵能力(注19)		
	位置	他の施設のおそれ	
		地下水のおそれ	
		周囲の状況	
	主要構造の耐火性	耐火構造 不燃材料で造られたもの その他（ ）	

悪臭の発散その他	材料等	名称 / 区分	壁 柱 床 はり 屋根 階段
		材料	
	悪臭の発散その他	施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽(注20)	
		廃棄物事業所の境界及び廃棄物事業所内の居住区域に対する遮蔽(注21)	
	排気設備	排気機(注22)	種類及び台数
			位置
			性能(注23)
		排ガス洗浄集塵装置(注24)	種類及び台数
			位置
			性能
			標識を付ける箇所
		排気管	構造(注25)
			材料及び厚さ
			標識を付ける箇所
		排気口	排気口の高さ
			隣接する建物との関係
			標識を付ける箇所
		汚染空気の広がりの防止措置(注26)	
		作業室、廃棄作業室及び搬送部との遮蔽状況	
		作業室及び廃棄作業室に対する換気能力(注27)	

廃棄物の位置、構造及び設備	排水設備	排水管	材料
			継ぎ目の構造
			標識を付ける箇所
		排水浄化槽(注28)	種類及び個数
			位置
			容量
			構造及び材料(注29)
			排液流出調節装置
			標識を付ける箇所
		排液処理装置(注30)	種類及び台数
			位置
			構造及び材料
			性能
			標識を付ける箇所
	廃棄作業室	壁	受皿敷及びくぼみの状況
		天井	仕上材の目地等の状況(注31)
		作業台(注32)	区分 / 室名
			材料
			床
			腰壁
			壁
			天井
			棚
			流し
			深度
			室の容積
			㎥
			㎥
		フード等の種類及び排気設備との連結状況	
		標識を付ける箇所	
	廃棄物置場	場所(注33)	
		壁	受皿敷及びくぼみの状況

掃除	汚染物取扱室	天井	仕上材の目地等の状況(注34)
			材料(注35) 区分 / 室名
			床
			腰壁
			壁
			天井
			流し
			その他
		洗浄設備	
		更衣設備	
		汚染物室用の放射線測定器の種類及び台数	
		汚染の除去に必要な器材	
		洗浄設備の排水管と排水設備との連結状況	
		標識を付ける箇所	
	焼却炉	焼却物の種類(注36)	
		焼却の方法(注37)	
		燃焼及び貯留容量	
		構造及び材料	
		焼却残渣搬出口の位置	
		排気設備との連結状況	
	汚染物保管室	種類及び台数	
		位置	
		構造及び材料	
		性能	
	消毒室	構造及び材料	
		外部との区画状況	
		閉鎖のための設備又は器具	
		標識を付ける箇所	
		保管	種類及び個数
			内容物の物理的

敷地	貯蔵等	換気				
		構造及び材料（注35）				
		窓口、投入口等				
		標識を付ける箇所				
出入口		入が通常出入りする出入口、箱所その他の出入口（箱所（荷役　　）				
警戒区域		地盤に設ける柵その他の施設				
		標識を付ける箇所				

別記様式第７中別紙様式ロ

廃棄物処理設					
廃棄物の処分の方法	廃棄物処理設の方法（注40）				
	施設（注41）				
特定処理施設及び廃棄物の	処理する特定処理施設の量（注42）				
	放射線				
	最大放射能濃度（注43）				
	放射線の数量（注44）				
放射性物質汚染対策特措法に基づく指定廃棄物の保管の方法	保管の内容（注45）				
	保管の変更又は廃止の予定時期（注46）				
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設の概要（注47）				
廃棄物処理施設の位置	位置	地盤沈下のおそれ			
		浸水のおそれ			
		周辺の状況			
	遮蔽物その他の施設	廃棄物処理施設内の保管立入る場所に対する遮蔽（注48）			
		廃棄物事業所の境界及び廃棄物事業所内の居住区域に対する遮蔽（注49）			
構造及び設備	対策工法	構造耐力			
		腐食防止措置			
	警戒区域	地盤に設ける柵その他の施設			
		標識を付ける箇所			

注　１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
　　２　「連絡先の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
３　「廃棄の内容」　該当するものを丸で囲み、別紙として別記様式第７中別紙様式イ又はロからのうちのそれぞれ該当するものを添付すること。
３の２　手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イ欄又はロ欄の、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に貼付せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロ欄又はハ欄の、納入告知書を出納長（会計管理者を置かない市町村にあっ
ては、会計管理者）が定める納入告知書の様式に従うこと。
４　「廃棄物の区分」　動物死体、固体可燃物、固体不燃物及び液体の区分を記載すること。
５　「仕様構造概要」　建築物又は開放に類似するものについては建築物又は建屋の欄に記載すること。
６　「施設内の保管立入る場所に対する遮蔽」　遮蔽物のある場合には、その構造及び材料並びに放射線源から保管立入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には、放射線源から保管立入る場所までの距離につき、それぞれ記載し、それにより第14条の６において準用する第14条の７第１項第３号イに規定する線量限度以下とする能力があることを明記すること。
７　「廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽」　ロ６の例により記載すること。
８　「仕上材の目地等の状況」　仕上材の目地等の開閉の有無及びその処置の状況を記載すること。
９　「腐蝕材料」　汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
10　「場所」　人が通常出入りする使用廃棄物の出入口との関連について記載すること。
11　「仕上材の目地等の状況」　ロ８の例により記載すること。
12　「腐蝕材料」　汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
13　「貯蔵室の構造の耐火性」　開口部（給排気口を含む。）の状況について記載すること。
14　「貯蔵庫の設置位置、面積、構造及び材料」　貯蔵庫の設置位置については、貯蔵庫が設置されている室の名称等を記載すること。
15　「施設内の保管立入る場所に対する遮蔽」　ロ６の例により記載すること。
16　「廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽」
ロ６の例により記載すること。
17　「貯蔵容器」　種類ごとに記載すること。
18　「構造及び材料」　感染性と放射性同位元素等を貯蔵する場合であって、貯蔵室又は貯蔵庫を有しない場合には、構造の耐火性についても記載すること。
19　「貯蔵能力」　設備ごとに記載すること。
20　「施設内の保管立入る場所に対する遮蔽」　ロ６の例により記載すること。
21　「廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽」
ロ６の例により記載すること。
22　「排気口」　ロ17の例により記載すること。
23　「換気」　排気能力（㎥/分）を記載すること。
24　「排気浄化装置」　ロ17の例により記載すること。
25　「臭気」　発臭物について記載すること。
26　「汚染物質の広がりの防止装置」　ダンパーの有無等を記載すること。
27　「作業室及び廃棄作業室に対する換気能力」　１時間当たりの換気回数について各室ごとに記載すること。
28　「排水浄化槽」　ロ17の例により記載すること。
29　「構造及び材料」　水密性及び耐食性、排液の採取又は排液の濃度測定の可否、蓋又は開口部の開閉の容易について記載すること。
30　「排液処理装置」　ロ17の例により記載すること。
31　「仕上材の目地等の状況」　ロ８の例により記載すること。
32　「腐蝕材料等」　汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
33　「場所」　人が通常出入りする廃棄物の出入口との関連について記載すること。
34　「仕上材の目地等の状況」　ロ８の例により記載すること。
35　「腐蝕材料」　汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
36　「焼却物の種類」　焼却物に含まれる成種を記載すること。
37　「焼却の方法」　焼却温度、煙し焼きにするか否か等を記載すること。
38　「保管廃棄容器」　ロ17の例により記載すること。
39　「構造及び材料」　構造の耐火性について記載すること。
40　「廃棄物処理設への廃棄物の搬入の方法、土

別記様式第８（第９条関係）

別記様式第８（第９条関係）（平成23年６・６改正、平成25年６・７改正、平成27年６・６改正、平成29年６・５改正、令和２年７月31・一部改正）

整理番号（注１）	

許可使用に係る変更許可申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第10条第３項の規定により許可使用に係る変更の許可を申請します。

氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号		
工場又は事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注２）	所属部署名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
変更の内容（注３）	変更前	
	変更後	
変更の理由		
手数料の納付方法（注４）		イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付

備考１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

３　「変更の内容」　変更に係る事項の概要を記載するとともに、「許可証について以前のとおり」と記載し、別記様式第１の該当する部分により詳細について記載した別紙を添えること。

４　手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、第１施設管理子力規制官長官子力規制庁長官官房事務官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。

２　この申請書の提出部数は、正本１通及び副本３通とすること。ただし、原子力規制委員会が定める工場又は事業所にあつては、正本１通及び副本４通とすること。

３　この申請書の正本１通には、第９条第３項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

４　この申請の際に、許可証を提出すること。

別記様式第９（第９条の３関係）

別記様式第９（第９条の３関係）（平成１３年６月１日・改正、平成２３年６・７月以降予定日１・６定常子技２・４を原子技４・一部改正）

整理番号（注１）	

事業変更に係る変更許可申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第３１条第３項の規定により事業変更に係る変更の許可を申請します。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 郵送 居表 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号		
事業事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 郵送 居表 電話番号（　　）
事務との連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 郵送 居表 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注２）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
変更の内容（注３）	変更前	
	変更後	
変更の理由		

手数料の納付方法（注４）	イ	収入印紙による納付
	ロ	納入告知書による納付

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

３　「変更の内容」　変更に係る事項の概要を記載するとともに、「詳細については別紙のとおり」と記載し、別記様式第７の該当する部分により詳細について記載した別紙を添えること。

４　手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに張り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、最寄りの原子力規制事務所長原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込みとすること。

２　この申請書の提出部数は、正本１通及び副本３通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所にあっては、正本１通及び副本４通とすること。

３　この申請書の正本１通には、第９条の３に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

４　この申請の際に、許可証を提出すること。

別記様式第１０（第１０条の２関係）

別記様式第１０（第１０条の２関係）（平成１３年６月１日・改正、平成２３年６・７月以降予定日１・６定常子技２・４を原子技４・一部改正）

整理番号（注１）	

許可届出届出事業変更に係る氏名等の変更届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第３条の２第３項（第３条の３第３項、第３条の５第３項、第３条の７第３項、第３条の９第３項、第３条の１１第３項）の規定により氏名等の変更を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 郵送 居表 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号、法第３条の３第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日（注２）		
工場又は事業所（注３） （許可届出届出事業所 廃棄事業所 貯蔵事業所 廃棄事業所）	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 郵送 居表 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注４）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「許可証の年月日及び番号、法第３条の３第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日」　法第３条の３第１項又は法第４条第１項の第出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

３　「工場又は事業所（許可届出届出事業所、廃棄事業所、貯蔵事業所、廃棄事業所）」　販売所又は貯蔵事業所の場合にあっては、「（別紙のとおり）」と記載し、別記様式第５の該当する部分により記載した別紙を添えること。

４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　この申請書の提出部数は、正本１通及び副本３通とする。ただし、第４条第１項の規定により届出書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体１個及び電磁的記録媒体提出票３通とする。

３　許可届出届出事業所事業所にあっては、変更の内容が氏名等又は名称又は住所（事業所等の名称又は住所を含む。）の変更である場合には、この届出の際に許可証を提出すること。

別記様式第１１（第１０条の３関係）

別記様式第11（第10条の3関係）（平成12年4月6日・追加、平成13年6月・平成18年3月31日・令和2年3月27日改正・令和3年3月31日・一部改正）

		整理番号（注１）	

許可使用に関する軽微な変更に係る変更届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第10条第５項の規定により、許可証を添えて、許可使用に係る軽微な変更を届け出ます。

氏名又は名称			
法人にあっては、その代表者の氏名			
住所		郵便番号（　　） 郵送 所属 電話番号（　　）	
許可証の年月日及び番号			
工場又は事業所	名称		
	所在地	郵便番号（　　） 郵送 所属 電話番号（　　）	
	連絡員の氏名（注２）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）	
変更の内容（注３）	変更前		
	変更後		
変更の理由			

備考１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
２　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
３　「変更の内容」　変更に係る事項の概要を記載するとともに、「（詳細については社別紙のとおり）」と記載し、別記様式第１の該当する部分により詳細について記載した別紙を添えること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この届書の提出部数は、１通とすること。
３　この届書には、第10条の３第２項に規定する書類を、それぞれの書類の一覧表に共に添えること。

別記様式第１２（第１１条関係）

別記様式第12（第11条関係）（平成12年4月6日・追加、平成13年6月・平成18年3月31日・令和2年3月27日改正・令和3年3月31日・一部改正）

		整理番号（注１）	

許可使用に係る使用の場所の一時的変更届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第10条第４項の規定により放射性同位元素の使用場所の一時的変更を届け出ます。

氏名又は名称			
法人にあっては、その代表者の氏名			
住所		郵便番号（　　） 郵送 所属 電話番号（　　）	
許可証の年月日及び番号			
工場又は事業所	名称		
	所在地	郵便番号（　　） 郵送 所属 電話番号（　　）	
事務上の連絡先	名称		
	所在地	郵便番号（　　） 郵送 所属 電話番号（　　）	
	連絡員の氏名（注２）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）	
使用の内容（注３）	イ　密封された放射性同位元素の使用　　ロ　放射線発生装置の使用		

別記様式第12中別紙様式イ

一時的に使用する密封された放射性同位元素		
種類及び数量	核種	
	物理的状態（注４）	
	化学形等（注５）	
	密封の状態（注６）	
	１個当たりの数量及び個数（注７）	
	合計数量	
	放射性同位元素が機器に装備されている場合には、その数量の種類、型式及び個数（注８）	
使用の目的		
使用の方法		
変更の内容	一時的に使用する場所	
	一時的に使用する期間	
変更の理由		
有資格者の氏名、免状の交付年月日及び番号		

別記様式第12中別紙様式ロ

一時的に使用する放射線発生装置					
種類					
台数					
性能					
使用の目的					
使用の方法					
変更の内容	一時的に使用する場所				
	一時的に使用する期間				
変更の理由					
有資格者の氏名、免状の交付年月日及び番号					

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「連絡員の氏名」 ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
3 「使用の内容」 該当するものを全て選み、別紙として別記様式第12中別紙様式イ又はロのうちのそれぞれ該当するものを添えること。
4 「物理的状態」 気体、液体等の区分を記載すること。
5 「化学形等」 原子力規制委員会が定める化学形等の区分を記載すること。
6 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。また、コバルト又はラジウムの針、管等にあっては、その形状について記載すること。
7 「1個当たりの数量及び個数」 通常一組又は一式をもって使用するものにあっては一組又は一式当たりの数量を記載すること。
8 「放射性同位元素の機器に装備されている場合には、その機器の種類、型式及び体数」 放射性同位元素が装備されている機器について記載すること。

備考1 この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み とすること。
2 この様書の提出部数は、１通とすること。
3 この様書には、第15条第２項に規定する書類を添えること。

別記様式第13（第14条関係）

別記様式第13（第14条関係）（第50条の５第１項・第56条・第57条の３第１項・第58条の２・第62条の２第１項関係）

整理番号（注1）		
許可使用 廃棄業に係る許可証再交付申請書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第13条の規定により許可証の再交付を申請します。		
氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）	
許可証の年月日及び番号		
工場又は事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注2）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
再交付を受けようとする理由		

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「連絡員の氏名」 ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2 この申請書の提出部数は、１通とすること。
3 許可証を汚し、又は紛失した者が申請する場合には、汚し、又は紛失した許可証を添えること。

別記様式第14（第14条の２関係）

別記様式第14（第14条の２関係）（第50条の５第１項・第56条・第57条の３第１項・第58条の２・第62条の２第１項関係）

整理番号（注1）		
設計承認申請書 特定設計認証 年　月　日 原子力規制委員会　殿（注3） 氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第13条の３第３項の規定により設計承認を申請します。 特定設計認証を申請します。		
氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）	
許可証の年月日及び番号、法第13条の３第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日（注4）		
事業所（注5）	名称	
	所在地（注6）	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注7）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
外部性	名称（注8）	
	用途（注9）	
	放射性同位元素の種類（注10）	
	放射性同位元素の数量（注11）	

別記様式第１３（第１４条関係）

別記様式第１４（第１４条の２関係）

設計の概要	設計の名称（注12）	
	構造（注13）	
	材料	容器（注14）
		その他の主要構造物（注15）
	放射性同位元素等の種類	種類（注16）
		数量（注17）
手数料の納付方法（注18）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録認証機関に申請する場合） ハ　登録認証機関が定める方法による納付	

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

2　削除

3　「原子力規制委員会」　登録認証機関に申請する場合は登録認証機関の長宛てとすること。

4　「許可証の年月日及び番号」、法第33条の3第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」　法第33条の3第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

5　「事業所」　当該放射性同位元素装備機器を製造する場所又は第14条の3第1項第2号ロに規定する検査を行う場所を記載すること。

6　「所在地」　事業所の所在地が外国の場合にあっては、国名から記載すること。

7　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

8　「名称」　放射性同位元素装備機器の名称は一般名でよい。

9　「用途」　放射性同位元素装備機器の使用の目的を具体的に記載すること。

10　「放射性同位元素の種類」　核種、物理的状態及び化学形等を記載すること。

11　「放射性同位元素の数量」　数量の単位としては、ベクレルを用いること。

12　「設計の名称」　一般名を避け、設計認証ごとに識別できるものとすること。

13　「構造」　放射性同位元素装備機器の構造の概要を記載すること。

14　「容器」　機器に装備されるそれぞれの容器について容積、数量、構造及び材料を記載すること。

15　「その他の主要構造物」　量体等を構成するアルミ合金、鉄等主要な構造物の材料について記載すること。

16　「密封」　日本産業規格Ｚ4601－1の等級試験への適合について記載すること。

17　「遮蔽」　特定設計認証の申請の場合は、放射性同位元素装備機器の表面から遮へセンチメートルの位置で、1マイクロシーベルト毎時以下であることについて記載すること。

18　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イをＯ〇で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロをＯ〇で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録認証機関に申請する場合は、ハをＯ〇で囲み、当該登録認証機関の設計認証業務規程に定めるところによる料金を当該登録認証機関に納付すること。

備考1　この用紙は、日本産業規格Ａ4のつづり込式とすること。

2　この申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とすること。

3　この申請書の正本には、法第35条の3第4項に規定する書類及び第35条の3第9項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第15（第14条の14関係）（第90条第1項第1号ハ・第96条、第101条第1項第1号ハ・第106条第1項第1号ハ・第111条第2項第1号ハ・第116条第2項第1号ハ・第121条第2項第1号ハ・第126条第2項第1号ハ・第131条第2項第1号ハ・第136条第2項第1号ハ・第141条第2項第1号ハ・第146条第2項第1号ハ・第151条第2項第1号ハ・第156条第2項第1号ハ・第161条第2項第1号ハ・第166条第2項第1号ハ・第171条第2項第1号ハ・第176条第2項第1号ハ・第181条第2項第1号ハ・第186条第2項第1号ハ・第191条第2項第1号ハ・第196条第2項第1号ハ・第201条第2項第1号ハ・第206条第2項第1号ハ・第211条第2項第1号ハ・第216条第2項第1号ハ・第221条第2項第1号ハ・第226条第2項第1号ハ・第231条第2項第1号ハ・第236条第2項第1号ハ・第241条第2項第1号ハ・第246条第2項第1号ハ・第251条第2項第1号ハ・第256条第2項第1号ハ・第261条第2項第1号ハ・第266条第2項第1号ハ・第271条第2項第1号ハ・第276条第2項第1号ハ・第281条第2項第1号ハ・第286条第2項第1号ハ・第291条第2項第1号ハ・第296条第2項第1号ハ・第301条第2項第1号ハ・第306条第2項第1号ハ・第311条第2項第1号ハ・第316条第2項第1号ハ・第321条第2項第1号ハ・第326条第2項第1号ハ・第331条第2項第1号ハ・第336条第2項第1号ハ・第341条第2項第1号ハ・第346条第2項第1号ハ・第351条第2項第1号ハ・第356条第2項第1号ハ・第361条第2項第1号ハ・第366条第2項第1号ハ・第371条第2項第1号ハ・第376条第2項第1号ハ・第381条第2項第1号ハ・第386条第2項第1号ハ・第391条第2項第1号ハ・第396条第2項第1号ハ・第401条第2項第1号ハ・第406条第2項第1号ハ・第411条第2項第1号ハ・第416条第2項第1号ハ・第421条第2項第1号ハ・第426条第2項第1号ハ・第431条第2項第1号ハ・第436条第2項第1号ハ・第441条第2項第1号ハ・第446条第2項第1号ハ・第451条第2項第1号ハ・第456条第2項第1号ハ・第461条第2項第1号ハ・第466条第2項第1号ハ・第471条第2項第1号ハ・第476条第2項第1号ハ・第481条第2項第1号ハ・第486条第2項第1号ハ・第491条第2項第1号ハ・第496条第2項第1号ハ・第501条第2項第1号ハ・第506条第2項第1号ハ・第511条第2項第1号ハ・第516条第2項第1号ハ・第521条第2項第1号ハ・第526条第2項第1号ハ・第531条第2項第1号ハ・第536条第2項第1号ハ・第541条第2項第1号ハ・第546条第2項第1号ハ・第551条第2項第1号ハ・第556条第2項第1号ハ・第561条第2項第1号ハ・第566条第2項第1号ハ・第571条第2項第1号ハ・第576条第2項第1号ハ・第581条第2項第1号ハ・第586条第2項第1号ハ・第591条第2項第1号ハ・第596条第2項第1号ハ・第601条第2項第1号ハ・第606条第2項第1号ハ・第611条第2項第1号ハ・第616条第2項第1号ハ・第621条第2項第1号ハ・第626条第2項第1号ハ・第631条第2項第1号ハ・第636条第2項第1号ハ・第641条第2項第1号ハ・第646条第2項第1号ハ・第651条第2項第1号ハ・第656条第2項第1号ハ・第661条第2項第1号ハ・第666条第2項第1号ハ・第671条第2項第1号ハ・第676条第2項第1号ハ・第681条第2項第1号ハ・第686条第2項第1号ハ・第691条第2項第1号ハ・第696条第2項第1号ハ・第701条第2項第1号ハ・第706条第2項第1号ハ・第711条第2項第1号ハ・第716条第2項第1号ハ・第721条第2項第1号ハ・第726条第2項第1号ハ・第731条第2項第1号ハ・第736条第2項第1号ハ・第741条第2項第1号ハ・第746条第2項第1号ハ・第751条第2項第1号ハ・第756条第2項第1号ハ・第761条第2項第1号ハ・第766条第2項第1号ハ・第771条第2項第1号ハ・第776条第2項第1号ハ・第781条第2項第1号ハ・第786条第2項第1号ハ・第791条第2項第1号ハ・第796条第2項第1号ハ・第801条第2項第1号ハ・第806条第2項第1号ハ・第811条第2項第1号ハ・第816条第2項第1号ハ・第821条第2項第1号ハ・第826条第2項第1号ハ・第831条第2項第1号ハ・第836条第2項第1号ハ・第841条第2項第1号ハ・第846条第2項第1号ハ・第851条第2項第1号ハ・第856条第2項第1号ハ・第861条第2項第1号ハ・第866条第2項第1号ハ・第871条第2項第1号ハ・第876条第2項第1号ハ・第881条第2項第1号ハ・第886条第2項第1号ハ・第891条第2項第1号ハ・第896条第2項第1号ハ・第901条第2項第1号ハ・第906条第2項第1号ハ・第911条第2項第1号ハ・第916条第2項第1号ハ・第921条第2項第1号ハ・第926条第2項第1号ハ・第931条第2項第1号ハ・第936条第2項第1号ハ・第941条第2項第1号ハ・第946条第2項第1号ハ・第951条第2項第1号ハ・第956条第2項第1号ハ・第961条第2項第1号ハ・第966条第2項第1号ハ・第971条第2項第1号ハ・第976条第2項第1号ハ・第981条第2項第1号ハ・第986条第2項第1号ハ・第991条第2項第1号ハ・第996条第2項第1号ハ・第1001条第2項第1号ハ・第1006条第2項第1号ハ・第1011条第2項第1号ハ・第1016条第2項第1号ハ・第1021条第2項第1号ハ・第1026条第2項第1号ハ・第1031条第2項第1号ハ・第1036条第2項第1号ハ・第1041条第2項第1号ハ・第1046条第2項第1号ハ・第1051条第2項第1号ハ・第1056条第2項第1号ハ・第1061条第2項第1号ハ・第1066条第2項第1号ハ・第1071条第2項第1号ハ・第1076条第2項第1号ハ・第1081条第2項第1号ハ・第1086条第2項第1号ハ・第1091条第2項第1号ハ・第1096条第2項第1号ハ・第1101条第2項第1号ハ・第1106条第2項第1号ハ・第1111条第2項第1号ハ・第1116条第2項第1号ハ・第1121条第2項第1号ハ・第1126条第2項第1号ハ・第1131条第2項第1号ハ・第1136条第2項第1号ハ・第1141条第2項第1号ハ・第1146条第2項第1号ハ・第1151条第2項第1号ハ・第1156条第2項第1号ハ・第1161条第2項第1号ハ・第1166条第2項第1号ハ・第1171条第2項第1号ハ・第1176条第2項第1号ハ・第1181条第2項第1号ハ・第1186条第2項第1号ハ・第1191条第2項第1号ハ・第1196条第2項第1号ハ・第1201条第2項第1号ハ・第1206条第2項第1号ハ・第1211条第2項第1号ハ・第1216条第2項第1号ハ・第1221条第2項第1号ハ・第1226条第2項第1号ハ・第1231条第2項第1号ハ・第1236条第2項第1号ハ・第1241条第2項第1号ハ・第1246条第2項第1号ハ・第1251条第2項第1号ハ・第1256条第2項第1号ハ・第1261条第2項第1号ハ・第1266条第2項第1号ハ・第1271条第2項第1号ハ・第1276条第2項第1号ハ・第1281条第2項第1号ハ・第1286条第2項第1号ハ・第1291条第2項第1号ハ・第1296条第2項第1号ハ・第1301条第2項第1号ハ・第1306条第2項第1号ハ・第1311条第2項第1号ハ・第1316条第2項第1号ハ・第1321条第2項第1号ハ・第1326条第2項第1号ハ・第1331条第2項第1号ハ・第1336条第2項第1号ハ・第1341条第2項第1号ハ・第1346条第2項第1号ハ・第1351条第2項第1号ハ・第1356条第2項第1号ハ・第1361条第2項第1号ハ・第1366条第2項第1号ハ・第1371条第2項第1号ハ・第1376条第2項第1号ハ・第1381条第2項第1号ハ・第1386条第2項第1号ハ・第1391条第2項第1号ハ・第1396条第2項第1号ハ・第1401条第2項第1号ハ・第1406条第2項第1号ハ・第1411条第2項第1号ハ・第1416条第2項第1号ハ・第1421条第2項第1号ハ・第1426条第2項第1号ハ・第1431条第2項第1号ハ・第1436条第2項第1号ハ・第1441条第2項第1号ハ・第1446条第2項第1号ハ・第1451条第2項第1号ハ・第1456条第2項第1号ハ・第1461条第2項第1号ハ・第1466条第2項第1号ハ・第1471条第2項第1号ハ・第1476条第2項第1号ハ・第1481条第2項第1号ハ・第1486条第2項第1号ハ・第1491条第2項第1号ハ・第1496条第2項第1号ハ・第1501条第2項第1号ハ・第1506条第2項第1号ハ・第1511条第2項第1号ハ・第1516条第2項第1号ハ・第1521条第2項第1号ハ・第1526条第2項第1号ハ・第1531条第2項第1号ハ・第1536条第2項第1号ハ・第1541条第2項第1号ハ・第1546条第2項第1号ハ・第1551条第2項第1号ハ・第1556条第2項第1号ハ・第1561条第2項第1号ハ・第1566条第2項第1号ハ・第1571条第2項第1号ハ・第1576条第2項第1号ハ・第1581条第2項第1号ハ・第1586条第2項第1号ハ・第1591条第2項第1号ハ・第1596条第2項第1号ハ・第1601条第2項第1号ハ・第1606条第2項第1号ハ・第1611条第2項第1号ハ・第1616条第2項第1号ハ・第1621条第2項第1号ハ・第1626条第2項第1号ハ・第1631条第2項第1号ハ・第1636条第2項第1号ハ・第1641条第2項第1号ハ・第1646条第2項第1号ハ・第1651条第2項第1号ハ・第1656条第2項第1号ハ・第1661条第2項第1号ハ・第1666条第2項第1号ハ・第1671条第2項第1号ハ・第1676条第2項第1号ハ・第1681条第2項第1号ハ・第1686条第2項第1号ハ・第1691条第2項第1号ハ・第1696条第2項第1号ハ・第1701条第2項第1号ハ・第1706条第2項第1号ハ・第1711条第2項第1号ハ・第1716条第2項第1号ハ・第1721条第2項第1号ハ・第1726条第2項第1号ハ・第1731条第2項第1号ハ・第1736条第2項第1号ハ・第1741条第2項第1号ハ・第1746条第2項第1号ハ・第1751条第2項第1号ハ・第1756条第2項第1号ハ・第1761条第2項第1号ハ・第1766条第2項第1号ハ・第1771条第2項第1号ハ・第1776条第2項第1号ハ・第1781条第2項第1号ハ・第1786条第2項第1号ハ・第1791条第2項第1号ハ・第1796条第2項第1号ハ・第1801条第2項第1号ハ・第1806条第2項第1号ハ・第1811条第2項第1号ハ・第1816条第2項第1号ハ・第1821条第2項第1号ハ・第1826条第2項第1号ハ・第1831条第2項第1号ハ・第1836条第2項第1号ハ・第1841条第2項第1号ハ・第1846条第2項第1号ハ・第1851条第2項第1号ハ・第1856条第2項第1号ハ・第1861条第2項第1号ハ・第1866条第2項第1号ハ・第1871条第2項第1号ハ・第1876条第2項第1号ハ・第1881条第2項第1号ハ・第1886条第2項第1号ハ・第1891条第2項第1号ハ・第1896条第2項第1号ハ・第1901条第2項第1号ハ・第1906条第2項第1号ハ・第1911条第2項第1号ハ・第1916条第2項第1号ハ・第1921条第2項第1号ハ・第1926条第2項第1号ハ・第1931条第2項第1号ハ・第1936条第2項第1号ハ・第1941条第2項第1号ハ・第1946条第2項第1号ハ・第1951条第2項第1号ハ・第1956条第2項第1号ハ・第1961条第2項第1号ハ・第1966条第2項第1号ハ・第1971条第2項第1号ハ・第1976条第2項第1号ハ・第1981条第2項第1号ハ・第1986条第2項第1号ハ・第1991条第2項第1号ハ・第1996条第2項第1号ハ・第2001条第2項第1号ハ・第2006条第2項第1号ハ・第2011条第2項第1号ハ・第2016条第2項第1号ハ・第2021条第2項第1号ハ・第2026条第2項第1号ハ・第2031条第2項第1号ハ・第2036条第2項第1号ハ・第2041条第2項第1号ハ・第2046条第2項第1号ハ・第2051条第2項第1号ハ・第2056条第2項第1号ハ・第2061条第2項第1号ハ・第2066条第2項第1号ハ・第2071条第2項第1号ハ・第2076条第2項第1号ハ・第2081条第2項第1号ハ・第2086条第2項第1号ハ・第2091条第2項第1号ハ・第2096条第2項第1号ハ・第2101条第2項第1号ハ・第2106条第2項第1号ハ・第2111条第2項第1号ハ・第2116条第2項第1号ハ・第2121条第2項第1号ハ・第2126条第2項第1号ハ・第2131条第2項第1号ハ・第2136条第2項第1号ハ・第2141条第2項第1号ハ・第2146条第2項第1号ハ・第2151条第2項第1号ハ・第2156条第2項第1号ハ・第2161条第2項第1号ハ・第2166条第2項第1号ハ・第2171条第2項第1号ハ・第2176条第2項第1号ハ・第2181条第2項第1号ハ・第2186条第2項第1号ハ・第2191条第2項第1号ハ・第2196条第2項第1号ハ・第2201条第2項第1号ハ・第2206条第2項第1号ハ・第2211条第2項第1号ハ・第2216条第2項第1号ハ・第2221条第2項第1号ハ・第2226条第2項第1号ハ・第2231条第2項第1号ハ・第2236条第2項第1号ハ・第2241条第2項第1号ハ・第2246条第2項第1号ハ・第2251条第2項第1号ハ・第2256条第2項第1号ハ・第2261条第2項第1号ハ・第2266条第2項第1号ハ・第2271条第2項第1号ハ・第2276条第2項第1号ハ・第2281条第2項第1号ハ・第2286条第2項第1号ハ・第2291条第2項第1号ハ・第2296条第2項第1号ハ・第2301条第2項第1号ハ・第2306条第2項第1号ハ・第2311条第2項第1号ハ・第2316条第2項第1号ハ・第2321条第2項第1号ハ・第2326条第2項第1号ハ・第2331条第2項第1号ハ・第2336条第2項第1号ハ・第2341条第2項第1号ハ・第2346条第2項第1号ハ・第2351条第2項第1号ハ・第2356条第2項第1号ハ・第2361条第2項第1号ハ・第2366条第2項第1号ハ・第2371条第2項第1号ハ・第2376条第2項第1号ハ・第2381条第2項第1号ハ・第2386条第2項第1号ハ・第2391条第2項第1号ハ・第2396条第2項第1号ハ・第2401条第2項第1号ハ・第2406条第2項第1号ハ・第2411条第2項第1号ハ・第2416条第2項第1号ハ・第2421条第2項第1号ハ・第2426条第2項第1号ハ・第2431条第2項第1号ハ・第2436条第2項第1号ハ・第2441条第2項第1号ハ・第2446条第2項第1号ハ・第2451条第2項第1号ハ・第2456条第2項第1号ハ・第2461条第2項第1号ハ・第2466条第2項第1号ハ・第2471条第2項第1号ハ・第2476条第2項第1号ハ・第2481条第2項第1号ハ・第2486条第2項第1号ハ・第2491条第2項第1号ハ・第2496条第2項第1号ハ・第2501条第2項第1号ハ・第2506条第2項第1号ハ・第2511条第2項第1号ハ・第2516条第2項第1号ハ・第2521条第2項第1号ハ・第2526条第2項第1号ハ・第2531条第2項第1号ハ・第2536条第2項第1号ハ・第2541条第2項第1号ハ・第2546条第2項第1号ハ・第2551条第2項第1号ハ・第2556条第2項第1号ハ・第2561条第2項第1号ハ・第2566条第2項第1号ハ・第2571条第2項第1号ハ・第2576条第2項第1号ハ・第2581条第2項第1号ハ・第2586条第2項第1号ハ・第2591条第2項第1号ハ・第2596条第2項第1号ハ・第2601条第2項第1号ハ・第2606条第2項第1号ハ・第2611条第2項第1号ハ・第2616条第2項第1号ハ・第2621条第2項第1号ハ・第2626条第2項第1号ハ・第2631条第2項第1号ハ・第2636条第2項第1号ハ・第2641条第2項第1号ハ・第2646条第2項第1号ハ・第2651条第2項第1号ハ・第2656条第2項第1号ハ・第2661条第2項第1号ハ・第2666条第2項第1号ハ・第2671条第2項第1号ハ・第2676条第2項第1号ハ・第2681条第2項第1号ハ・第2686条第2項第1号ハ・第2691条第2項第1号ハ・第2696条第2項第1号ハ・第2701条第2項第1号ハ・第2706条第2項第1号ハ・第2711条第2項第1号ハ・第2716条第2項第1号ハ・第2721条第2項第1号ハ・第2726条第2項第1号ハ・第2731条第2項第1号ハ・第2736条第2項第1号ハ・第2741条第2項第1号ハ・第2746条第2項第1号ハ・第2751条第2項第1号ハ・第2756条第2項第1号ハ・第2761条第2項第1号ハ・第2766条第2項第1号ハ・第2771条第2項第1号ハ・第2776条第2項第1号ハ・第2781条第2項第1号ハ・第2786条第2項第1号ハ・第2791条第2項第1号ハ・第2796条第2項第1号ハ・第2801条第2項第1号ハ・第2806条第2項第1号ハ・第2811条第2項第1号ハ・第2816条第2項第1号ハ・第2821条第2項第1号ハ・第2826条第2項第1号ハ・第2831条第2項第1号ハ・第2836条第2項第1号ハ・第2841条第2項第1号ハ・第2846条第2項第1号ハ・第2851条第2項第1号ハ・第2856条第2項第1号ハ・第2861条第2項第1号ハ・第2866条第2項第1号ハ・第2871条第2項第1号ハ・第2876条第2項第1号ハ・第2881条第2項第1号ハ・第2886条第2項第1号ハ・第2891条第2項第1号ハ・第2896条第2項第1号ハ・第2901条第2項第1号ハ・第2906条第2項第1号ハ・第2911条第2項第1号ハ・第2916条第2項第1号ハ・第2921条第2項第1号ハ・第2926条第2項第1号ハ・第2931条第2項第1号ハ・第2936条第2項第1号ハ・第2941条第2項第1号ハ・第2946条第2項第1号ハ・第2951条第2項第1号ハ・第2956条第2項第1号ハ・第2961条第2項第1号ハ・第2966条第2項第1号ハ・第2971条第2項第1号ハ・第2976条第2項第1号ハ・第2981条第2項第1号ハ・第2986条第2項第1号ハ・第2991条第2項第1号ハ・第2996条第2項第1号ハ・第3001条第2項第1号ハ・第3006条第2項第1号ハ・第3011条第2項第1号ハ・第3016条第2項第1号ハ・第3021条第2項第1号ハ・第3026条第2項第1号ハ・第3031条第2項第1号ハ・第3036条第2項第1号ハ・第3041条第2項第1号ハ・第3046条第2項第1号ハ・第3051条第2項第1号ハ・第3056条第2項第1号ハ・第3061条第2項第1号ハ・第3066条第2項第1号ハ・第3071条第2項第1号ハ・第3076条第2項第1号ハ・第3081条第2項第1号ハ・第3086条第2項第1号ハ・第3091条第2項第1号ハ・第3096条第2項第1号ハ・第3101条第2項第1号ハ・第3106条第2項第1号ハ・第3111条第2項第1号ハ・第3116条第2項第1号ハ・第3121条第2項第1号ハ・第3126条第2項第1号ハ・第3131条第2項第1号ハ・第3136条第2項第1号ハ・第3141条第2項第1号ハ・第3146条第2項第1号ハ・第3151条第2項第1号ハ・第3156条第2項第1号ハ・第3161条第2項第1号ハ・第3166条第2項第1号ハ・第3171条第2項第1号ハ・第3176条第2項第1号ハ・第3181条第2項第1号ハ・第3186条第2項第1号ハ・第3191条第2項第1号ハ・第3196条第2項第1号ハ・第3201条第2項第1号ハ・第3206条第2項第1号ハ・第3211条第2項第1号ハ・第3216条第2項第1号ハ・第3221条第2項第1号ハ・第3226条第2項第1号ハ・第3231条第2項第1号ハ・第3236条第2項第1号ハ・第3241条第2項第1号ハ・第3246条第2項第1号ハ・第3251条第2項第1号ハ・第3256条第2項第1号ハ・第3261条第2項第1号ハ・第3266条第2項第1号ハ・第3271条第2項第1号ハ・第3276条第2項第1号ハ・第3281条第2項第1号ハ・第3286条第2項第1号ハ・第3291条第2項第1号ハ・第3296条第2項第1号ハ・第3301条第2項第1号ハ・第3306条第2項第1号ハ・第3311条第2項第1号ハ・第3316条第2項第1号ハ・第3321条第2項第1号ハ・第3326条第2項第1号ハ・第3331条第2項第1号ハ・第3336条第2項第1号ハ・第3341条第2項第1号ハ・第3346条第2項第1号ハ・第3351条第2項第1号ハ・第3356条第2項第1号ハ・第3361条第2項第1号ハ・第3366条第2項第1号ハ・第3371条第2項第1号ハ・第3376条第2項第1号ハ・第3381条第2項第1号ハ・第3386条第2項第1号ハ・第3391条第2項第1号ハ・第3396条第2項第1号ハ・第3401条第2項第1号ハ・第3406条第2項第1号ハ・第3411条第2項第1号ハ・第3416条第2項第1号ハ・第3421条第2項第1号ハ・第3426条第2項第1号ハ・第3431条第2項第1号ハ・第3436条第2項第1号ハ・第3441条第2項第1号ハ・第3446条第2項第1号ハ・第3451条第2項第1号ハ・第3456条第2項第1号ハ・第3461条第2項第1号ハ・第3466条第2項第1号ハ・第3471条第2項第1号ハ・第3476条第2項第1号ハ・第3481条第2項第1号ハ・第3486条第2項第1号ハ・第3491条第2項第1号ハ・第3496条第2項第1号ハ・第3501条第2項第1号ハ・第3506条第2項第1号ハ・第3511条第2項第1号ハ・第3516条第2項第1号ハ・第3521条第2項第1号ハ・第3526条第2項第1号ハ・第3531条第2項第1号ハ・第3536条第2項第1号ハ・第3541条第2項第1号ハ・第3546条第2項第1号ハ・第3551条第2項第1号ハ・第3556条第2項第1号ハ・第3561条第2項第1号ハ・第3566条第2項第1号ハ・第3571条第2項第1号ハ・第3576条第2項第1号ハ・第3581条第2項第1号ハ・第3586条第2項第1号ハ・第3591条第2項第1号ハ・第3596条第2項第1号ハ・第3601条第2項第1号ハ・第3606条第2項第1号ハ・第3611条第2項第1号ハ・第3616条第2項第1号ハ・第3621条第2項第1号ハ・第3626条第2項第1号ハ・第3631条第2項第1号ハ・第3636条第2項第1号ハ・第3641条第2項第1号ハ・第3646条第2項第1号ハ・第3651条第2項第1号ハ・第3656条第2項第1号ハ・第3661条第2項第1号ハ・第3666条第2項第1号ハ・第3671条第2項第1号ハ・第3676条第2項第1号ハ・第3681条第2項第1号ハ・第3686条第2項第1号ハ・第3691条第2項第1号ハ・第3696条第2項第1号ハ・第3701条第2項第1号ハ・第3706条第2項第1号ハ・第3711条第2項第1号ハ・第3716条第2項第1号ハ・第3721条第2項第1号ハ・第3726条第2項第1号ハ・第3731条第2項第1号ハ・第3736条第2項第1号ハ・第3741条第2項第1号ハ・第3746条第2項第1号ハ・第3751条第2項第1号ハ・第3756条第2項第1号ハ・第3761条第2項第1号ハ・第3766条第2項第1号ハ・第3771条第2項第1号ハ・第3776条第2項第1号ハ・第3781条第2項第1号ハ・第3786条第2項第1号ハ・第3791条第2項第1号ハ・第3796条第2項第1号ハ・第3801条第2項第1号ハ・第3806条第2項第1号ハ・第3811条第2項第1号ハ・第3816条第2項第1号ハ・第3821条第2項第1号ハ・第3826条第2項第1号ハ・第3831条第2項第1号ハ・第3836条第2項第1号ハ・第3841条第2項第1号ハ・第3846条第2項第1号ハ・第3851条第2項第1号ハ・第3856条第2項第1号ハ・第3861条第2項第1号ハ・第3866条第2項第1号ハ・第3871条第2項第1号ハ・第3876条第2項第1号ハ・第3881条第2項第1号ハ・第3886条第2項第1号ハ・第3891条第2項第1号ハ・第3896条第2項第1号ハ・第3901条第2項第1号ハ・第3906条第2項第1号ハ・第3911条第2項第1号ハ・第3916条第2項第1号ハ・第3921条第2項第1号ハ・第3926条第2項第1号ハ・第3931条第2項第1号ハ・第3936条第2項第1号ハ・第3941条第2項第1号ハ・第3946条第2項第1号ハ・第3951条第2項第1号ハ・第3956条第2項第1号ハ・第3961条第2項第1号ハ・第3966条第2項第1号ハ・第3971条第2項第1号ハ・第3976条第2項第1号ハ・第3981条第2項第1号ハ・第3986条第2項第1号ハ・第3991条第2項第1号ハ・第3996条第2項第1号ハ・第4001条第2項第1号ハ・第4006条第2項第1号ハ・第4011条第2項第1号ハ・第4016条第2項第1号ハ・第4021条第2項第1号ハ・第4026条第2項第1号ハ・第4031条第2項第1号ハ・第4036条第2項第1号ハ・第4041条第2項第1号ハ・第4046条第2項第1号ハ・第4051条第2項第1号ハ・第4056条第2項第1号ハ・第4061条第2項第1号ハ・第4066条第2項第1号ハ・第4071条第2項第1号ハ・第4076条第2項第1号ハ・第4081条第2項第1号ハ・第4086条第2項第1号ハ・第4091条第2項第1号ハ・第4096条第2項第1号ハ・第4101条第2項第1号ハ・第4106条第2項第1号ハ・第4111条第2項第1号ハ・第4116条第2項第1号ハ・第4121条第2項第1号ハ・第4126条第2項第1号ハ・第4131条第2項第1号ハ・第4136条第2項第1号ハ・第4141条第2項第1号ハ・第4146条第2項第1号ハ・第4151条第2項第1号ハ・第4156条第2項第1号ハ・第4161条第2項第1号ハ・第4166条第2項第1号ハ・第4171条第2項第1号ハ・第4176条第2項第1号ハ・第4181条第2項第1号ハ・第4186条第2項第1号ハ・第4191条第2項第1号ハ・第4196条第2項第1号ハ・第4201条第2項第1号ハ・第4206条第2項第1号ハ・第4211条第2項第1号ハ・第4216条第2項第1号ハ・第4221条第2項第1号ハ・第4226条第2項第1号ハ・第4231条第2項第1号ハ・第4236条第2項第1号ハ・第4241条第2項第1号ハ・第4246条第2項第1号ハ・第4251条第2項第1号ハ・第4256条第2項第1号ハ・第4261条第2項第1号ハ・第4266条第2項第1号ハ・第4271条第2項第1号ハ・第4276条第2項第1号ハ・第4281条第2項第1号ハ・第4286条第2項第1号ハ・第4291条第2項第1号ハ・第4296条第2項第1号ハ・第4301条第2項第1号ハ・第4306条第2項第1号ハ・第4311条第2項第1号ハ・第4316条第2項第1号ハ・第4321条第2項第1号ハ・第4326条第2項第1号ハ・第4331条第2項第1号ハ・第4336条第2項第1号ハ・第4341条第2項第1号ハ・第4346条第2項第1号ハ・第4351条第2項第1号ハ・第4356条第2項第1号ハ・第4361条第2項第1号ハ・第4366条第2項第1号ハ・第4371条第2項第1号ハ・第4376条第2項第1号ハ・第4381条第2項第1号ハ・第4386条第2項第1号ハ・第4391条第2項第1号ハ・第4396条第2項第1号ハ・第4401条第2項第1号ハ・第4406条第2項第1号ハ・第4411条第2項第1号ハ・第4416条第2項第1号ハ・第4421条第2項第1号ハ・第4426条第2項第1号ハ・第4431条第2項第1号ハ・第4436条第2項第1号ハ・第4441条第2項第1号ハ・第4446条第2項第1号ハ・第4451条第2項第1号ハ・第4456条第2項第1号ハ・第4461条第2項第1号ハ・第4466条第2項第1号ハ・第4471条第2項第1号ハ・第4476条第2項第1号ハ・第4481条第2項第1号ハ・第4486条第2項第1号ハ・第4491条第2項第1号ハ・第4496条第2項第1号ハ・第4501条第2項第1号ハ・第4506条第2項第1号ハ・第4511条第2項第1号ハ・第4516条第2項第1号ハ・第4521条第2項第1号ハ・第4526条第2項第1号ハ・第4531条第2項第1号ハ・第4536条第2項第1号ハ・第4541条第2項第1号ハ・第4546条第2項第1号ハ・第4551条第2項第1号ハ・第4556条第2項第1号ハ・第4561条第2項第1号ハ・第4566条第2項第1号ハ・第4571条第2項第1号ハ・第4576条第2項第1号ハ・第4581条第2項第1号ハ・第4586条第2項第1号ハ・第4591条第2項第1号ハ・第4596条第2項第1号ハ・第4601条第2項第1号ハ・第4606条第2項第1号ハ・第4611条第2項第1号ハ・第4616条第2項第1号ハ・第4621条第2項第1号ハ・第4626条第2項第1号ハ・第4631条第2項第1号ハ・第4636条第2項第1号ハ・第4641条第2項第1号ハ・第4646条第2項第1号ハ・第4651条第2項第1号ハ・第4656条第2項第1号ハ・第4661条第2項第1号ハ・第4666条第2項第1号ハ・第4671条第2項第1号ハ・第4676条第2項第1号ハ・第4681条第2項第1号ハ・第4686条第2項第1号ハ・第4691条第2項第1号ハ・第4696条第2項第1号ハ・第4701条第2項第1号ハ・第4706条第2項第1号ハ・第4711条第2項第1号ハ・第4716条第2項第1号ハ・第4721条第2項第1号ハ・第4726条第2項第1号ハ・第4731条第2項第1号ハ・第4736条第2項第1号ハ・第4741条第2項第1号ハ・第4746条第2項第1号ハ・第4751条第2項第1号ハ・第4756条第2項第1号ハ・第4761条第2項第1号ハ・第4766条第2項第1号ハ・第4771条第2項第1号ハ・第4776条第2項第1号ハ・第4781条第2項第1号ハ・第4786条第2項第1号ハ・第4791条第2項第1号ハ・第4796条第2項第1号ハ・第4801条第2項第1号ハ・第4806条第2項第1号ハ・第4811条第2項第1号ハ・第4816条第2項第1号ハ・第4821条第2項第1号ハ・第4826条第2項第1号ハ・第4831条第2項第1号ハ・第4836条第2項第1号ハ・第4841条第2項第1号ハ・第4846条第2項第1号ハ・第4851条第2項第1号ハ・第4856条第2項第1号ハ・第4861条第2項第1号ハ・第4866条第2項第1号ハ・第4871条第2項第1号ハ・第4876条第2項第1号ハ・第4881条第2項第1号ハ・第4886条第2項第1号ハ・第4891条第2項第1号ハ・第4896条第2項第1号ハ・第4901条第2項第1号ハ・第4906条第2項第1号ハ・第4911条第2項第1号ハ・第4916条第2項第1号ハ・第4921条第2項第1号ハ・第4926条第2項第1号ハ・第4931条第2項第1号ハ・第4936条第2項第1号ハ・第4941条第2項第1号ハ・第4946条第2項第1号ハ・第4951条第2項第1号ハ・第4956条第2項第1号ハ・第4961条第2項第1号ハ・第4966条第2項第1号ハ・第4971条第2項第1号ハ・第4976条第2項第1号ハ・第4981条第2項第1号ハ・第4986条第2項第1号ハ・第4991条第2項第1号ハ・第4996条第2項第1号ハ・第5001条第2項第1号ハ・第5006条第2項第1号ハ・第5011条第2項第1号ハ・第5016条第2項第1号ハ・第5021条第2項第1号ハ・第5026条第2項第1号ハ・第5031条第2項第1号ハ・第5036条第2項第1号ハ・第5041条第2項第1号ハ・第5046条第2項第1号ハ・第5051条第2項第1号ハ・第5056条第2項第1号ハ・第5061条第2項第1号ハ・第5066条第2項第1号ハ・第5071条第2項第1号ハ・第5076条第2項第1号ハ・第5081条第2項第1号ハ・第5086条第2項第1号ハ・第5091条第2項第1号ハ・第5096条第2項第1号ハ・第5101条第2項第1号ハ・第5106条第2項第1号ハ・第5111条第2項第1号ハ・第5116条第2項第1号ハ・第5121条第2項第1号ハ・第5126条第2項第1号ハ・第5131条第2項第1号ハ・第5136条第2項第1号ハ・第5141条第2項第1号ハ・第5146条第2項第1号ハ・第5151条第2項第1号ハ・第5156条第2項第1号ハ・第5161条第2項第1号ハ・第5166条第2項第1号ハ・第5171条第2項第1号ハ・第5176条第2項第1号ハ・第5181条第2項第1号ハ・第5186条第2項第1号ハ・第5191条第2項第1号ハ・第5196条第2項第1号ハ・第5201条第2項第1号ハ・第5206条第2項第1号ハ・第5211条第2項第1号ハ・第5216条第2項第1号ハ・第5221条第2項第1号ハ・第5226条第2項第1号ハ・第5231条第2項第1号ハ・第5236条第2項第1号ハ・第5241条第2項第1号ハ・第5246条第2項第1号ハ・第5251条第2項第1号ハ・第5256条第2項第1号ハ・第5261条第2項第1号ハ・第5266条第2項第1号ハ・第5271条第2項第1号ハ・第5276条第2項第1号ハ・第5281条第2項第1号ハ・第5286条第2項第1号ハ・第5291条第2項第1号ハ・第5296条第2項第1号ハ・第5301条第2項第1号ハ・第5306条第2項第1号ハ・第5311条第2項第1号ハ・第5316条第2項第1号ハ・第5321条第2項第1号ハ・第5326条第2項第1号ハ・第5331条第2項第1号ハ・第5336条第2項第1号ハ・第5341条第2項第1号ハ・第5346条第2項第1号ハ・第5351条第2項第1号ハ・第5356条第2項第1号ハ・第5361条第2項第1号ハ・第5366条第2項第1号ハ・第5371条第2項第1号ハ・第5376条第2項第1号ハ・第5381条第2項第1号ハ・第5386条第2項第1号

別記様式第１６（第１４条の１７及び第１４条の１８関係）

別記様式第16（第14条の17及び第14条の18関係）（甲列又は乙列中の・を除く。甲列又は丙列中の・甲列又は乙列又は・中２第７項又は・中２第７項又は・一般改正）

整理番号（注１）	
定期検査申請書 年　月　日 原子力規制委員会　殿（注３） 氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第3条の7　第1項 第3項 の規定により定期検査を申請します。	
氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号（　） 都道府県 電話番号（　）
許可証の年月日及び番号	
工場又は事業所	名称
	所在地	郵便番号（　） 都道府県 電話番号（　）
	連絡員の氏名（注４）	所属部課名（　） 電話番号（　） ＦＡＸ番号（　） メールアドレス（　）
貯蔵施設の貯蔵能力（注５）	10テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の種類	
	密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力	
	放射線発生装置の種類、台数及び性能	
前回の施設検査に合格した年月日	年　月　日

前回の定期検査を受けた年月日	年　月　日
第14条の17第２項第２号（第14条の18において準用する場合を含む。）の書類を提出した年月日	年　月　日
定期検査完了年月日	年　月　日
手数料の納付方法（注７）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録検査機関に申請する場合） ハ　登録検査機関の定める方法による納付

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
２　削除
３　「原子力規制委員会」　登録検査機関に申請する場合は登録検査機関の名称でよいこと。
４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
５　「貯蔵施設の貯蔵能力等」　許可廃棄業者にあつては、放射性廃棄物に係る廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力について記載すること。
６　「第14条の17第２項第２号（第14条の18において準用する場合を含む。）の書類を提出した年月日」　第14条の18において準用する場合を含む。）の５第１項各号（第14条の18において準用する場合を含む。）に掲げる書類を添えないものは、第14条の17第２項第２号（第14条の18において準用する場合を含む。）の書類を提出した年月日を記載すること。
７　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙を この申請書の左上に消印せずに貼りつけること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録検査機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４のつづり込みとすること。
２　この申請書の提出部数は、１通とすること。
３　この申請書には、第14条の17第１項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第１７（第１４条の２０関係）

別記様式第17（第14条の20関係）（甲列又は乙列中の・を除く。甲列又は丙列中の・甲列又は乙列又は・中２第７項又は・中２第７項又は・一般改正）

整理番号（注１）	
定期確認申請書 年　月　日 原子力規制委員会　殿（注３） 氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第3条の10の規定により定期確認を申請します。	
氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号（　） 都道府県 電話番号（　）
許可証の年月日及び番号	
工場又は事業所	名称
	所在地	郵便番号（　） 都道府県 電話番号（　）
	連絡員の氏名（注４）	所属部課名（　） 電話番号（　） ＦＡＸ番号（　） メールアドレス（　）
貯蔵施設の貯蔵能力等（注５）	10テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の種類	
	密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力	
	放射線発生装置の種類、台数及び性能	
前回の施設検査に合格した年月日	年　月　日

前回の定期確認を受けた年月日	年　月　日
第14条の20第２項第２号の書類を提出した年月日	年　月　日
定期確認完了年月日	年　月　日
手数料の納付方法（注７）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録定期確認機関に申請する場合） ハ　登録定期確認機関の定める方法による納付

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
２　削除
３　「原子力規制委員会」　登録確認機関に申請する場合は登録確認機関の名称でよいこと。
４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
５　「貯蔵施設の貯蔵能力等」　許可廃棄業者にあつては、放射性廃棄物に係る廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力について記載すること。
６　「第14条の20第２項第２号の書類を提出した年月日」　第14条の20第２項ただし書に該当する者のうち同条第１項各号に掲げる書類を添えないものは、同条第２項第２号の書類を提出した年月日を記載すること。
７　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙を この申請書の左上に消印せずに貼りつけること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録定期確認機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録定期確認機関の定期確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録定期確認機関に納付すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この申請書の提出部数は、１通とすること。

別記様式第１８（第１８条の１５及び第２４条の２の６関係）

別記様式第18（第18条の15及び第24条の2の6関係）（平成12年4月1日～令和5年3月31日）（平成12年3月29日～令和5年3月31日）（昭和62年4月1日～平成12年3月28日）

	整理番号（注1）	

運搬確認申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿（注2）

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第2項（同法第33条のうにおいて読み替えて適用する場合を含む。）の規定により運搬の確認を申請します。

氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
事業所等又は事務所	許可届出使用者等の区分（注4）	
	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注5）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） FAX番号（　　） メールアドレス（　　）
運搬の目的（注6）		
運搬予定時期		年　月　日
放射性廃棄物に関する明細	放射性廃棄物の名称（注7）	
	放射性廃棄物の種類（注8）	
	放射性廃棄物の数量	
	運搬容器による運搬の区分等（注9）	核種
		数量
		重量
		物理的状態（注10）
		化学形等（注11）
		密封の状態（注12）
	容器（注13）	容器の名称
		外形寸法
		重量
		容器承認を受けたものは、承認の年月日及び番号
		容器の維持の状況
		シールの貼付け等の状況（注14）
運搬の方法の概要（注15）	使用する運搬機器の種類（注16）	
	運搬機器への積み付け方法	
	携行する資材及び携行器具等	
手数料の納付方法（注17）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録運搬物確認機関に申請する場合） ハ　登録運搬物確認機関の定める方法による納付	

備考　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

2　削除

3　「原子力規制委員会」　登録運搬物確認機関に申請する場合は登録運搬物確認機関の名称とすること。

4　「許可届出使用者等の区分」　許可届出使用者、届出販売業者、届出貸賃業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄事業者又はそれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。許可届出使用者、届出販売業者、届出貸賃業者若しくは許可廃棄事業者にあつては、許可届の年月日及び番号、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日及び届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び事業の区分を併せて記載すること。

5　「連絡員の氏名」　FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

6　「運搬の目的」　当該運搬に係る当為核及び目的地の事業所等の名称及び所在地を併せて記載すること。

7　「放射性廃棄物の名称」　放射性廃棄物の通称を記載すること。

8　「放射性廃棄物の種類」　BM型廃棄物又はB1型廃棄物の別を記載すること。

9　「運搬する放射性同位元素等の仕様」　運搬する放射性同位元素等の核種及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。

10　「物理的状態」　気体、液体等の状態を記載すること。

11　「化学形等」　原子力規制委員会の定める化学形等の区分を記載すること。

12　「密封の状態」　放射性同位元素を封入しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。

13　「容器」　容器の一部を分離して使用することのできるものにあつては、それぞれの容器の部分ごとに記載すること。

14　「シールの貼付け等の状況」　シールの貼付け等の位置及び構造について記載することとなる。当該記載が確認できる図面を放射性廃棄物の発送前の点検に関する規程に記載すること。

15　「運搬方法に関する説明」　専用運搬を行う場合のみ記載すること。

16　「使用する運搬機器の種類」　自転車、台車等具体的に記載すること。

17　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に併用せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の発行に応ずること。登録運搬物確認機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録運搬物確認機関の運搬物確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録運搬物確認機関に納付すること。

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　この申請書の提出部数は、1通とすること。

3　この申請書には、第18条の15第1項（同条第5項の規定により準用する場合を含む。）に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第１９（第１８条の１７及び第２４条の２の７関係）

別記様式第19（第18条の17及び第24条の2の7関係）（平成三年四・一・一改正、平成三年四・一・一改正、平成三年四・一・一改正）

整理番号（注1）	

容器承認申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第16条第3項（同法第18条の5において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容器の承認を申請します。

住所		郵便番号（　　） 郵送 所属 電話番号（　　）
収納する放射性同位元素等の性状	状態	
	数量	
	濃度	
	物理的状態（注3）	
	化学形等（注4）	
密封の状態（注5）		
放射線遮蔽の種類（注6）		
放射性輸送物の種類		
容器	容器の名称	
	外形寸法	
	重量	
	承認容器として使用することを予定している期間	
	BM型輸送物によつては、BU型輸送物の部分集荷のうち適合しない集荷についての説明	
	設計承認を受けたものは、承認の年月日及び番号	

別記様式第２０（第１８条の１９及び第２４条の２の７関係）

別記様式第20（第18条の19及び第24条の2の7関係）（平成三年四・一・一改正、平成三年四・一・一改正、平成三年四・一・一改正）

整理番号（注1）	

承認容器使用期間更新申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第16条の19第2項（同規則第24条の2の7において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により放射性輸送物の承認容器使用期間更新を申請します。

住所		郵便番号（　　） 郵送 所属 電話番号（　　）
容器の名称		
承認容器整理番号		
容器承認書に記載された期間		
更新後に承認容器として使用することを予定している期間		
更新の理由		
連絡員の氏名（注2）		所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
　　2　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
備考1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　この申請書の提出部数は、１通とすること。

別記様式第２１（第１８条の２０第１項及び第２４条の２の７関係）

別記様式第21（第18条の20第1項及び第24条の2の7関係）（平成三年四・一・一改正、平成三年四・一・一改正、平成三年四・一・一改正）

整理番号（注1）	

容器承認書記載事項変更届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第16条の20第1項（同規則第24条の2の7において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により放射性輸送物の容器承認書記載事項変更を届け出ます。

住所		郵便番号（　　） 郵送 所属 電話番号（　　）
容器の名称		
承認容器整理番号		
変更前		
変更後		
変更の年月日		
変更の理由		
連絡員の氏名（注2）		所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
　　2　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
備考1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　この届書の提出部数は、１通とすること。

容器の保守及び放射性輸送物の取扱に関する事項		
その他特記事項		
連絡員の氏名（注7）		所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
手数料の納付方法（注8）		イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
　　2　「収納する放射性同位元素等の性状」　収納する放射性同位元素等の物理及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。
　　3　「物理的状態」　気体、液体等の状態を記載すること。
　　4　「化学形等」　原子力規制委員会が定める化学形等の区分を記載すること。
　　5　「密封の状態」　放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。
　　6　「放射性輸送物の種類」　BM型輸送物又はBU型輸送物の別を記載すること。
　　7　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
　　8　手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の右上に消印せずに張り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、最寄の最低官原子力規制事務所長若しくは原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。
備考1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　この申請書の提出部数は、１通とすること。
　　3　この申請書には、第16条の17第２項（同条第４項の規定により準用する場合を含む。）に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第２２（第１８条の２０第２項及び第２４条の２の７関係）

別記様式第２３（第１９条の２第１項第１号関係）

別記様式第22（第18条の20第2項及び第24条の2の7関係）（平成2年4月1日・全改、平成29年4・平成原子炉1・令元原子炉法1・令3原子炉法1・一部改正）

整理番号（注1）	

承認容器廃止届

年　月　日

原子力規制委員会　殿
氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第18条の20第2項（同規則第24条の2の7において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により放射性廃棄物の承認容器廃止を届け出ます。

住　所	郵便番号（　） 都道 府県 電話番号（　）
容器の名称	
承認容器番号	
廃止の年月日	
廃止の理由	
連絡員の氏名（注2）	所属部課名（　） 電話番号（　） ＦＡＸ番号（　） メールアドレス（　）

注 1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
2　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
備考 1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　この様書の部数は、１通とすること。

別記様式第23（第19条の2第1項第1号関係）（平成2年4月1日・全改、平成29年4・平成原子炉1・令元原子炉法1・令3原子炉法1・一部改正）

整理番号（注1）	

埋設確認申請書

（第19条第1項第1号イにおける埋設廃棄物についての確認）

年　月　日

原子力規制委員会　殿（注3）
氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第19条の2第2項の規定により埋設確認を申請します。

氏名又は名称			
法人にあつては、その代表者の氏名			
住　所			郵便番号（　） 都道 府県 電話番号（　）
許可証の年月日及び番号			
廃棄事業所	名　称		
	所在地		郵便番号（　） 都道 府県 電話番号（　）
	連絡員の氏名		所属部課名（　） 電話番号（　） ＦＡＸ番号（　） メールアドレス（　）
埋設する廃棄物	性　状（注5）		
	核　種		
	核種ごとの数量（注6）		
	核種ごとの放射能濃度（注7）		
	重　量		
	容　器		
	容器の数量（注8）		
	容器の材質		
	容器の寸法		
	容器の表面の状態		
	容器の表面の放射線量率		
	容器の表面の放射性汚染の状態		
	容器の表面の放射性汚染の状態を示す標識		
	放射性廃棄物を示す標識		
	刻印できるような標識		
申請総数量（注9）			
埋設予定年月日		年　月　日	
埋設場所			
埋設確認希望年月日		年　月　日	
手数料の納付方法（注10）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録埋設確認機関に申請する場合） ハ　登録埋設確認機関の定める方法による納付		

注 1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
2　削除
3　「原子力規制委員会」　登録埋設確認機関に申請する場合は登録埋設確認機関の長宛てとすること。
4　「埋設する埋設廃棄物」　埋設する埋設廃棄物が同じ性状のものについては、まとめて記載すること。
5　「性状」　埋設する廃棄物の材質（金属、コンクリート、溶融物、液体廃棄物等の区分）、容器への固型化の有無、無固、固型化等について記載すること。
6　「核種ごとの数量」　単位としては、ベクレルを用いること。
7　「核種ごとの放射能濃度」　単位としては、ベクレル毎トン又はベクレル毎容器を用いること。
8　「申請総数量」　単位については、容器に固型化したものにあつてはトンを記載すること。
9　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イをＯで囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロをＯで囲み、納入額収官原子力規制委員会第２分任統括官官房管理参事官が発行する納入告知書の番号に従うこと。登録埋設確認機関に申請する場合は、ハをＯで囲み、当該登録埋設確認機関の埋設確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録埋設確認機関に納付すること。
備考 1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４のつづり込みとすること。
2　この申請書の提出部数は、１通とすること。
3　この申請書には、第19条の2第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第24（第19条の2第1項第2号関係）

別記様式第24（第19条の3第1項第2号関係）（第21条第1号・第28条第1号・第29条第1号・第32条第1号・第34条第1号・第37条第1号・第40条第1号・第43条第1号・第46条第1号・第49条第1号・第52条第1号・第55条第1号・第58条第1号・第61条第1号・第64条第1号・第67条第1号・第70条第1号・第73条第1号・第76条第1号・第79条第1号・第82条第1号・第85条第1号・第88条第1号・第91条第1号・第94条第1号・第97条第1号・第100条第1号・第103条第1号・第106条第1号・第109条第1号・第112条第1号・第115条第1号・第118条第1号・第121条第1号・第124条第1号・第127条第1号・第130条第1号・第133条第1号・第136条第1号・第139条第1号・第142条第1号・第145条第1号・第148条第1号・第151条第1号・第154条第1号・第157条第1号・第160条第1号・第163条第1号・第166条第1号・第169条第1号・第172条第1号・第175条第1号・第178条第1号・第181条第1号・第184条第1号・第187条第1号・第190条第1号・第193条第1号・第196条第1号・第199条第1号・第202条第1号・第205条第1号・第208条第1号・第211条第1号・第214条第1号・第217条第1号・第220条第1号・第223条第1号・第226条第1号・第229条第1号・第232条第1号・第235条第1号・第238条第1号・第241条第1号・第244条第1号・第247条第1号・第250条第1号・第253条第1号・第256条第1号・第259条第1号・第262条第1号・第265条第1号・第268条第1号・第271条第1号・第274条第1号・第277条第1号・第280条第1号・第283条第1号・第286条第1号・第289条第1号・第292条第1号・第295条第1号・第298条第1号・第301条第1号・第304条第1号・第307条第1号・第310条第1号・第313条第1号・第316条第1号・第319条第1号・第322条第1号・第325条第1号・第328条第1号・第331条第1号・第334条第1号・第337条第1号・第340条第1号・第343条第1号・第346条第1号・第349条第1号・第352条第1号・第355条第1号・第358条第1号・第361条第1号・第364条第1号・第367条第1号・第370条第1号・第373条第1号・第376条第1号・第379条第1号・第382条第1号・第385条第1号・第388条第1号・第391条第1号・第394条第1号・第397条第1号・第400条第1号・第403条第1号・第406条第1号・第409条第1号・第412条第1号・第415条第1号・第418条第1号・第421条第1号・第424条第1号・第427条第1号・第430条第1号・第433条第1号・第436条第1号・第439条第1号・第442条第1号・第445条第1号・第448条第1号・第451条第1号・第454条第1号・第457条第1号・第460条第1号・第463条第1号・第466条第1号・第469条第1号・第472条第1号・第475条第1号・第478条第1号・第481条第1号・第484条第1号・第487条第1号・第490条第1号・第493条第1号・第496条第1号・第499条第1号・第502条第1号・第505条第1号・第508条第1号・第511条第1号・第514条第1号・第517条第1号・第520条第1号・第523条第1号・第526条第1号・第529条第1号・第532条第1号・第535条第1号・第538条第1号・第541条第1号・第544条第1号・第547条第1号・第550条第1号・第553条第1号・第556条第1号・第559条第1号・第562条第1号・第565条第1号・第568条第1号・第571条第1号・第574条第1号・第577条第1号・第580条第1号・第583条第1号・第586条第1号・第589条第1号・第592条第1号・第595条第1号・第598条第1号・第601条第1号・第604条第1号・第607条第1号・第610条第1号・第613条第1号・第616条第1号・第619条第1号・第622条第1号・第625条第1号・第628条第1号・第631条第1号・第634条第1号・第637条第1号・第640条第1号・第643条第1号・第646条第1号・第649条第1号・第652条第1号・第655条第1号・第658条第1号・第661条第1号・第664条第1号・第667条第1号・第670条第1号・第673条第1号・第676条第1号・第679条第1号・第682条第1号・第685条第1号・第688条第1号・第691条第1号・第694条第1号・第697条第1号・第700条第1号・第703条第1号・第706条第1号・第709条第1号・第712条第1号・第715条第1号・第718条第1号・第721条第1号・第724条第1号・第727条第1号・第730条第1号・第733条第1号・第736条第1号・第739条第1号・第742条第1号・第745条第1号・第748条第1号・第751条第1号・第754条第1号・第757条第1号・第760条第1号・第763条第1号・第766条第1号・第769条第1号・第772条第1号・第775条第1号・第778条第1号・第781条第1号・第784条第1号・第787条第1号・第790条第1号・第793条第1号・第796条第1号・第799条第1号・第802条第1号・第805条第1号・第808条第1号・第811条第1号・第814条第1号・第817条第1号・第820条第1号・第823条第1号・第826条第1号・第829条第1号・第832条第1号・第835条第1号・第838条第1号・第841条第1号・第844条第1号・第847条第1号・第850条第1号・第853条第1号・第856条第1号・第859条第1号・第862条第1号・第865条第1号・第868条第1号・第871条第1号・第874条第1号・第877条第1号・第880条第1号・第883条第1号・第886条第1号・第889条第1号・第892条第1号・第895条第1号・第898条第1号・第901条第1号・第904条第1号・第907条第1号・第910条第1号・第913条第1号・第916条第1号・第919条第1号・第922条第1号・第925条第1号・第928条第1号・第931条第1号・第934条第1号・第937条第1号・第940条第1号・第943条第1号・第946条第1号・第949条第1号・第952条第1号・第955条第1号・第958条第1号・第961条第1号・第964条第1号・第967条第1号・第970条第1号・第973条第1号・第976条第1号・第979条第1号・第982条第1号・第985条第1号・第988条第1号・第991条第1号・第994条第1号・第997条第1号・第1000条第1号・第1003条第1号・第1006条第1号・第1009条第1号・第1012条第1号・第1015条第1号・第1018条第1号・第1021条第1号・第1024条第1号・第1027条第1号・第1030条第1号・第1033条第1号・第1036条第1号・第1039条第1号・第1042条第1号・第1045条第1号・第1048条第1号・第1051条第1号・第1054条第1号・第1057条第1号・第1060条第1号・第1063条第1号・第1066条第1号・第1069条第1号・第1072条第1号・第1075条第1号・第1078条第1号・第1081条第1号・第1084条第1号・第1087条第1号・第1090条第1号・第1093条第1号・第1096条第1号・第1099条第1号・第1102条第1号・第1105条第1号・第1108条第1号・第1111条第1号・第1114条第1号・第1117条第1号・第1120条第1号・第1123条第1号・第1126条第1号・第1129条第1号・第1132条第1号・第1135条第1号・第1138条第1号・第1141条第1号・第1144条第1号・第1147条第1号・第1150条第1号・第1153条第1号・第1156条第1号・第1159条第1号・第1162条第1号・第1165条第1号・第1168条第1号・第1171条第1号・第1174条第1号・第1177条第1号・第1180条第1号・第1183条第1号・第1186条第1号・第1189条第1号・第1192条第1号・第1195条第1号・第1198条第1号・第1201条第1号・第1204条第1号・第1207条第1号・第1210条第1号・第1213条第1号・第1216条第1号・第1219条第1号・第1222条第1号・第1225条第1号・第1228条第1号・第1231条第1号・第1234条第1号・第1237条第1号・第1240条第1号・第1243条第1号・第1246条第1号・第1249条第1号・第1252条第1号・第1255条第1号・第1258条第1号・第1261条第1号・第1264条第1号・第1267条第1号・第1270条第1号・第1273条第1号・第1276条第1号・第1279条第1号・第1282条第1号・第1285条第1号・第1288条第1号・第1291条第1号・第1294条第1号・第1297条第1号・第1300条第1号・第1303条第1号・第1306条第1号・第1309条第1号・第1312条第1号・第1315条第1号・第1318条第1号・第1321条第1号・第1324条第1号・第1327条第1号・第1330条第1号・第1333条第1号・第1336条第1号・第1339条第1号・第1342条第1号・第1345条第1号・第1348条第1号・第1351条第1号・第1354条第1号・第1357条第1号・第1360条第1号・第1363条第1号・第1366条第1号・第1369条第1号・第1372条第1号・第1375条第1号・第1378条第1号・第1381条第1号・第1384条第1号・第1387条第1号・第1390条第1号・第1393条第1号・第1396条第1号・第1399条第1号・第1402条第1号・第1405条第1号・第1408条第1号・第1411条第1号・第1414条第1号・第1417条第1号・第1420条第1号・第1423条第1号・第1426条第1号・第1429条第1号・第1432条第1号・第1435条第1号・第1438条第1号・第1441条第1号・第1444条第1号・第1447条第1号・第1450条第1号・第1453条第1号・第1456条第1号・第1459条第1号・第1462条第1号・第1465条第1号・第1468条第1号・第1471条第1号・第1474条第1号・第1477条第1号・第1480条第1号・第1483条第1号・第1486条第1号・第1489条第1号・第1492条第1号・第1495条第1号・第1498条第1号・第1501条第1号・第1504条第1号・第1507条第1号・第1510条第1号・第1513条第1号・第1516条第1号・第1519条第1号・第1522条第1号・第1525条第1号・第1528条第1号・第1531条第1号・第1534条第1号・第1537条第1号・第1540条第1号・第1543条第1号・第1546条第1号・第1549条第1号・第1552条第1号・第1555条第1号・第1558条第1号・第1561条第1号・第1564条第1号・第1567条第1号・第1570条第1号・第1573条第1号・第1576条第1号・第1579条第1号・第1582条第1号・第1585条第1号・第1588条第1号・第1591条第1号・第1594条第1号・第1597条第1号・第1600条第1号・第1603条第1号・第1606条第1号・第1609条第1号・第1612条第1号・第1615条第1号・第1618条第1号・第1621条第1号・第1624条第1号・第1627条第1号・第1630条第1号・第1633条第1号・第1636条第1号・第1639条第1号・第1642条第1号・第1645条第1号・第1648条第1号・第1651条第1号・第1654条第1号・第1657条第1号・第1660条第1号・第1663条第1号・第1666条第1号・第1669条第1号・第1672条第1号・第1675条第1号・第1678条第1号・第1681条第1号・第1684条第1号・第1687条第1号・第1690条第1号・第1693条第1号・第1696条第1号・第1699条第1号・第1702条第1号・第1705条第1号・第1708条第1号・第1711条第1号・第1714条第1号・第1717条第1号・第1720条第1号・第1723条第1号・第1726条第1号・第1729条第1号・第1732条第1号・第1735条第1号・第1738条第1号・第1741条第1号・第1744条第1号・第1747条第1号・第1750条第1号・第1753条第1号・第1756条第1号・第1759条第1号・第1762条第1号・第1765条第1号・第1768条第1号・第1771条第1号・第1774条第1号・第1777条第1号・第1780条第1号・第1783条第1号・第1786条第1号・第1789条第1号・第1792条第1号・第1795条第1号・第1798条第1号・第1801条第1号・第1804条第1号・第1807条第1号・第1810条第1号・第1813条第1号・第1816条第1号・第1819条第1号・第1822条第1号・第1825条第1号・第1828条第1号・第1831条第1号・第1834条第1号・第1837条第1号・第1840条第1号・第1843条第1号・第1846条第1号・第1849条第1号・第1852条第1号・第1855条第1号・第1858条第1号・第1861条第1号・第1864条第1号・第1867条第1号・第1870条第1号・第1873条第1号・第1876条第1号・第1879条第1号・第1882条第1号・第1885条第1号・第1888条第1号・第1891条第1号・第1894条第1号・第1897条第1号・第1900条第1号・第1903条第1号・第1906条第1号・第1909条第1号・第1912条第1号・第1915条第1号・第1918条第1号・第1921条第1号・第1924条第1号・第1927条第1号・第1930条第1号・第1933条第1号・第1936条第1号・第1939条第1号・第1942条第1号・第1945条第1号・第1948条第1号・第1951条第1号・第1954条第1号・第1957条第1号・第1960条第1号・第1963条第1号・第1966条第1号・第1969条第1号・第1972条第1号・第1975条第1号・第1978条第1号・第1981条第1号・第1984条第1号・第1987条第1号・第1990条第1号・第1993条第1号・第1996条第1号・第1999条第1号・第2002条第1号・第2005条第1号・第2008条第1号・第2011条第1号・第2014条第1号・第2017条第1号・第2020条第1号・第2023条第1号・第2026条第1号・第2029条第1号・第2032条第1号・第2035条第1号・第2038条第1号・第2041条第1号・第2044条第1号・第2047条第1号・第2050条第1号・第2053条第1号・第2056条第1号・第2059条第1号・第2062条第1号・第2065条第1号・第2068条第1号・第2071条第1号・第2074条第1号・第2077条第1号・第2080条第1号・第2083条第1号・第2086条第1号・第2089条第1号・第2092条第1号・第2095条第1号・第2098条第1号・第2101条第1号・第2104条第1号・第2107条第1号・第2110条第1号・第2113条第1号・第2116条第1号・第2119条第1号・第2122条第1号・第2125条第1号・第2128条第1号・第2131条第1号・第2134条第1号・第2137条第1号・第2140条第1号・第2143条第1号・第2146条第1号・第2149条第1号・第2152条第1号・第2155条第1号・第2158条第1号・第2161条第1号・第2164条第1号・第2167条第1号・第2170条第1号・第2173条第1号・第2176条第1号・第2179条第1号・第2182条第1号・第2185条第1号・第2188条第1号・第2191条第1号・第2194条第1号・第2197条第1号・第2200条第1号・第2203条第1号・第2206条第1号・第2209条第1号・第2212条第1号・第2215条第1号・第2218条第1号・第2221条第1号・第2224条第1号・第2227条第1号・第2230条第1号・第2233条第1号・第2236条第1号・第2239条第1号・第2242条第1号・第2245条第1号・第2248条第1号・第2251条第1号・第2254条第1号・第2257条第1号・第2260条第1号・第2263条第1号・第2266条第1号・第2269条第1号・第2272条第1号・第2275条第1号・第2278条第1号・第2281条第1号・第2284条第1号・第2287条第1号・第2290条第1号・第2293条第1号・第2296条第1号・第2299条第1号・第2302条第1号・第2305条第1号・第2308条第1号・第2311条第1号・第2314条第1号・第2317条第1号・第2320条第1号・第2323条第1号・第2326条第1号・第2329条第1号・第2332条第1号・第2335条第1号・第2338条第1号・第2341条第1号・第2344条第1号・第2347条第1号・第2350条第1号・第2353条第1号・第2356条第1号・第2359条第1号・第2362条第1号・第2365条第1号・第2368条第1号・第2371条第1号・第2374条第1号・第2377条第1号・第2380条第1号・第2383条第1号・第2386条第1号・第2389条第1号・第2392条第1号・第2395条第1号・第2398条第1号・第2401条第1号・第2404条第1号・第2407条第1号・第2410条第1号・第2413条第1号・第2416条第1号・第2419条第1号・第2422条第1号・第2425条第1号・第2428条第1号・第2431条第1号・第2434条第1号・第2437条第1号・第2440条第1号・第2443条第1号・第2446条第1号・第2449条第1号・第2452条第1号・第2455条第1号・第2458条第1号・第2461条第1号・第2464条第1号・第2467条第1号・第2470条第1号・第2473条第1号・第2476条第1号・第2479条第1号・第2482条第1号・第2485条第1号・第2488条第1号・第2491条第1号・第2494条第1号・第2497条第1号・第2500条第1号・第2503条第1号・第2506条第1号・第2509条第1号・第2512条第1号・第2515条第1号・第2518条第1号・第2521条第1号・第2524条第1号・第2527条第1号・第2530条第1号・第2533条第1号・第2536条第1号・第2539条第1号・第2542条第1号・第2545条第1号・第2548条第1号・第2551条第1号・第2554条第1号・第2557条第1号・第2560条第1号・第2563条第1号・第2566条第1号・第2569条第1号・第2572条第1号・第2575条第1号・第2578条第1号・第2581条第1号・第2584条第1号・第2587条第1号・第2590条第1号・第2593条第1号・第2596条第1号・第2599条第1号・第2602条第1号・第2605条第1号・第2608条第1号・第2611条第1号・第2614条第1号・第2617条第1号・第2620条第1号・第2623条第1号・第2626条第1号・第2629条第1号・第2632条第1号・第2635条第1号・第2638条第1号・第2641条第1号・第2644条第1号・第2647条第1号・第2650条第1号・第2653条第1号・第2656条第1号・第2659条第1号・第2662条第1号・第2665条第1号・第2668条第1号・第2671条第1号・第2674条第1号・第2677条第1号・第2680条第1号・第2683条第1号・第2686条第1号・第2689条第1号・第2692条第1号・第2695条第1号・第2698条第1号・第2701条第1号・第2704条第1号・第2707条第1号・第2710条第1号・第2713条第1号・第2716条第1号・第2719条第1号・第2722条第1号・第2725条第1号・第2728条第1号・第2731条第1号・第2734条第1号・第2737条第1号・第2740条第1号・第2743条第1号・第2746条第1号・第2749条第1号・第2752条第1号・第2755条第1号・第2758条第1号・第2761条第1号・第2764条第1号・第2767条第1号・第2770条第1号・第2773条第1号・第2776条第1号・第2779条第1号・第2782条第1号・第2785条第1号・第2788条第1号・第2791条第1号・第2794条第1号・第2797条第1号・第2800条第1号・第2803条第1号・第2806条第1号・第2809条第1号・第2812条第1号・第2815条第1号・第2818条第1号・第2821条第1号・第2824条第1号・第2827条第1号・第2830条第1号・第2833条第1号・第2836条第1号・第2839条第1号・第2842条第1号・第2845条第1号・第2848条第1号・第2851条第1号・第2854条第1号・第2857条第1号・第2860条第1号・第2863条第1号・第2866条第1号・第2869条第1号・第2872条第1号・第2875条第1号・第2878条第1号・第2881条第1号・第2884条第1号・第2887条第1号・第2890条第1号・第2893条第1号・第2896条第1号・第2899条第1号・第2902条第1号・第2905条第1号・第2908条第1号・第2911条第1号・第2914条第1号・第2917条第1号・第2920条第1号・第2923条第1号・第2926条第1号・第2929条第1号・第2932条第1号・第2935条第1号・第2938条第1号・第2941条第1号・第2944条第1号・第2947条第1号・第2950条第1号・第2953条第1号・第2956条第1号・第2959条第1号・第2962条第1号・第2965条第1号・第2968条第1号・第2971条第1号・第2974条第1号・第2977条第1号・第2980条第1号・第2983条第1号・第2986条第1号・第2989条第1号・第2992条第1号・第2995条第1号・第2998条第1号・第3001条第1号・第3004条第1号・第3007条第1号・第3010条第1号・第3013条第1号・第3016条第1号・第3019条第1号・第3022条第1号・第3025条第1号・第3028条第1号・第3031条第1号・第3034条第1号・第3037条第1号・第3040条第1号・第3043条第1号・第3046条第1号・第3049条第1号・第3052条第1号・第3055条第1号・第3058条第1号・第3061条第1号・第3064条第1号・第3067条第1号・第3070条第1号・第3073条第1号・第3076条第1号・第3079条第1号・第3082条第1号・第3085条第1号・第3088条第1号・第3091条第1号・第3094条第1号・第3097条第1号・第3100条第1号・第3103条第1号・第3106条第1号・第3109条第1号・第3112条第1号・第3115条第1号・第3118条第1号・第3121条第1号・第3124条第1号・第3127条第1号・第3130条第1号・第3133条第1号・第3136条第1号・第3139条第1号・第3142条第1号・第3145条第1号・第3148条第1号・第3151条第1号・第3154条第1号・第3157条第1号・第3160条第1号・第3163条第1号・第3166条第1号・第3169条第1号・第3172条第1号・第3175条第1号・第3178条第1号・第3181条第1号・第3184条第1号・第3187条第1号・第3190条第1号・第3193条第1号・第3196条第1号・第3199条第1号・第3202条第1号・第3205条第1号・第3208条第1号・第3211条第1号・第3214条第1号・第3217条第1号・第3220条第1号・第3223条第1号・第3226条第1号・第3229条第1号・第3232条第1号・第3235条第1号・第3238条第1号・第3241条第1号・第3244条第1号・第3247条第1号・第3250条第1号・第3253条第1号・第3256条第1号・第3259条第1号・第3262条第1号・第3265条第1号・第3268条第1号・第3271条第1号・第3274条第1号・第3277条第1号・第3280条第1号・第3283条第1号・第3286条第1号・第3289条第1号・第3292条第1号・第3295条第1号・第3298条第1号・第3301条第1号・第3304条第1号・第3307条第1号・第3310条第1号・第3313条第1号・第3316条第1号・第3319条第1号・第3322条第1号・第3325条第1号・第3328条第1号・第3331条第1号・第3334条第1号・第3337条第1号・第3340条第1号・第3343条第1号・第3346条第1号・第3349条第1号・第3352条第1号・第3355条第1号・第3358条第1号・第3361条第1号・第3364条第1号・第3367条第1号・第3370条第1号・第3373条第1号・第3376条第1号・第3379条第1号・第3382条第1号・第3385条第1号・第3388条第1号・第3391条第1号・第3394条第1号・第3397条第1号・第3400条第1号・第3403条第1号・第3406条第1号・第3409条第1号・第3412条第1号・第3415条第1号・第3418条第1号・第3421条第1号・第3424条第1号・第3427条第1号・第3430条第1号・第3433条第1号・第3436条第1号・第3439条第1号・第3442条第1号・第3445条第1号・第3448条第1号・第3451条第1号・第3454条第1号・第3457条第1号・第3460条第1号・第3463条第1号・第3466条第1号・第3469条第1号・第3472条第1号・第3475条第1号・第3478条第1号・第3481条第1号・第3484条第1号・第3487条第1号・第3490条第1号・第3493条第1号・第3496条第1号・第3499条第1号・第3502条第1号・第3505条第1号・第3508条第1号・第3511条第1号・第3514条第1号・第3517条第1号・第3520条第1号・第3523条第1号・第3526条第1号・第3529条第1号・第3532条第1号・第3535条第1号・第3538条第1号・第3541条第1号・第3544条第1号・第3547条第1号・第3550条第1号・第3553条第1号・第3556条第1号・第3559条第1号・第3562条第1号・第3565条第1号・第3568条第1号・第3571条第1号・第3574条第1号・第3577条第1号・第3580条第1号・第3583条第1号・第3586条第1号・第3589条第1号・第3592条第1号・第3595条第1号・第3598条第1号・第3601条第1号・第3604条第1号・第3607条第1号・第3610条第1号・第3613条第1号・第3616条第1号・第3619条第1号・第3622条第1号・第3625条第1号・第3628条第1号・第3631条第1号・第3634条第1号・第3637条第1号・第3640条第1号・第3643条第1号・第3646条第1号・第3649条第1号・第3652条第1号・第3655条第1号・第3658条第1号・第3661条第1号・第3664条第1号・第3667条第1号・第3670条第1号・第3673条第1号・第3676条第1号・第3679条第1号・第3682条第1号・第3685条第1号・第3688条第1号・第3691条第1号・第3694条第1号・第3697条第1号・第3700条第1号・第3703条第1号・第3706条第1号・第3709条第1号・第3712条第1号・第3715条第1号・第3718条第1号・第3721条第1号・第3724条第1号・第3727条第1号・第3730条第1号・第3733条第1号・第3736条第1号・第3739条第1号・第3742条第1号・第3745条第1号・第3748条第1号・第3751条第1号・第3754条第1号・第3757条第1号・第3760条第1号・第3763条第1号・第3766条第1号・第3769条第1号・第3772条第1号・第3775条第1号・第3778条第1号・第3781条第1号・第3784条第1号・第3787条第1号・第3790条第1号・第3793条第1号・第3796条第1号・第3799条第1号・第3802条第1号・第3805条第1号・第3808条第1号・第3811条第1号・第3814条第1号・第3817条第1号・第3820条第1号・第3823条第1号・第3826条第1号・第3829条第1号・第3832条第1号・第3835条第1号・第3838条第1号・第3841条第1号・第3844条第1号・第3847条第1号・第3850条第1号・第3853条第1号・第3856条第1号・第3859条第1号・第3862条第1号・第3865条第1号・第3868条第1号・第3871条第1号・第3874条第1号・第3877条第1号・第3880条第1号・第3883条第1号・第3886条第1号・第3889条第1号・第3892条第1号・第3895条第1号・第3898条第1号・第3901条第1号・第3904条第1号・第3907条第1号・第3910条第1号・第3913条第1号・第3916条第1号・第3919条第1号・第3922条第1号・第3925条第1号・第3928条第1号・第3931条第1号・第3934条第1号・第3937条第1号・第3940条第1号・第3943条第1号・第3946条第1号・第3949条第1号・第3952条第1号・第3955条第1号・第3958条第1号・第3961条第1号・第3964条第1号・第3967条第1号・第3970条第1号・第3973条第1号・第3976条第1号・第3979条第1号・第3982条第1号・第3985条第1号・第3988条第1号・第3991条第1号・第3994条第1号・第3997条第1号・第4000条第1号・第4003条第1号・第4006条第1号・第4009条第1号・第4012条第1号・第4015条第1号・第4018条第1号・第4021条第1号・第4024条第1号・第4027条第1号・第4030条第1号・第4033条第1号・第4036条第1号・第4039条第1号・第4042条第1号・第4045条第1号・第4048条第1号・第4051条第1号・第4054条第1号・第4057条第1号・第4060条第1号・第4063条第1号・第4066条第1号・第4069条第1号・第4072条第1号・第4075条第1号・第4078条第1号・第4081条第1号・第4084条第1号・第4087条第1号・第4090条第1号・第4093条第1号・第4096条第1号・第4099条第1号・第4102条第1号・第4105条第1号・第4108条第1号・第4111条第1号・第4114条第1号・第4117条第1号・第4120条第1号・第4123条第1号・第4126条第1号・第4129条第1号・第4132条第1号・第4135条第1号・第4138条第1号・第4141条第1号・第4144条第1号・第4147条第1号・第4150条第1号・第4153条第1号・第4156条第1号・第4159条第1号・第4162条第1号・第4165条第1号・第4168条第1号・第4171条第1号・第4174条第1号・第4177条第1号・第4180条第1号・第4183条第1号・第4186条第1号・第4189条第1号・第4192条第1号・第4195条第1号・第4198条第1号・第4201条第1号・第4204条第1号・第4207条第1号・第4210条第1号・第4213条第1号・第4216条第1号・第4219条第1号・第4222条第1号・第4225条第1号・第4228条第1号・第4231条第1号・第4234条第1号・第4237条第1号・第4240条第1号・第4243条第1号・第4246条第1号・第4249条第1号・第4252条第1号・第4255条第1号・第4258条第1号・第4261条第1号・第4264条第1号・第4267条第1号・第4270条第1号・第4273条第1号・第4276条第1号・第4279条第1号・第4282条第1号・第4285条第1号・第4288条第1号・第4291条第1号・第4294条第1号・第4297条第1号・第4300条第1号・第4303条第1号・第4306条第1号・第4309条第1号・第4312条第1号・第4315条第1号・第4318条第1号・第4321条第1号・第4324条第1号・第4327条第1号・第4330条第1号・第4333条第1号・第4336条第1号・第4339条第1号・第4342条第1号・第4345条第1号・第4348条第1号・第4351条第1号・第4354条第1号・第4357条第1号・第4360条第1号・第4363条第1号・第4366条第1号・第4369条第1号・第4372条第1号・第4375条第1号・第4378条第1号・第4381条第1号・第4384条第1号・第4387条第1号・第4390条第1号・第4393条第1号・第4396条第1号・第4399条第1号・第4402条第1号・第4405条第1号・第4408条第1号・第4411条第1号・第4414条第1号・第4417条第1号・第4420条第1号・第4423条第1号・第4426条第1号・第4429条第1号・第4432条第1号・第4435条第1号・第4438条第1号・第4441条第1号・第4444条第1号・第4447条第1号・第4450条第1号・第4453条第1号・第4456条第1号・第4459条第1号・第4462条第1号・第4465条第1号・第4468条第1号・第4471条第1号・第4474条第1号・第4477条第1号・第4480条第1号・第4483条第1号・第4486条第1号・第4489条第1号・第4492条第1号・第4495条第1号・第4498条第1号・第4501条第1号・第4504条第1号・第4507条第1号・第4510条第1号・第4513条第1号・第4516条第1号・第4519条第1号・第4522条第1号・第4525条第1号・第4528条第1号・第4531条第1号・第4534条第1号・第4537条第1号・第4540条第1号・第4543条第1号・第4546条第1号・第4549条第1号・第4552条第1号・第4555条第1号・第4558条第1号・第4561条第1号・第4564条第1号・第4567条第1号・第4570条第1号・第4573条第1号・第4576条第1号・第4579条第1号・第4582条第1号・第4585条第1号・第4588条第1号・第4591条第1号・第4594条第1号・第4597条第1号・第4600条第1号・第4603条第1号・第4606条第1号・第4609条第1号・第4612条第1号・第4615条第1号・第4618条第1号・第4621条第1号・第4624条第1号・第4627条第1号・第4630条第1号・第4633条第1号・第4636条第1号・第4639条第1号・第4642条第1号・第4645条第1号・第4648条第1号・第4651条第1号・第4654条第1号・第4657条第1号・第4660条第1号・第4663条第1号・第4666条第1号・第4669条第1号・第4672条第1号・第4675条第1号・第4678条第1号・第4681条第1号・第4684条第1号・第4687条第1号・第4690条第1号・第4693条第1号・第4696条第1号・第4699条第1号・第4702条第1号・第4705条第1号・第4708条第1号・第4711条第1号・第4714条第1号・第4717条第1号・第4720条第1号・第4723条第1号・第4726条第1号・第4729条第1号・第4732条第1号・第4735条第1号・第4738条第1号・第4741条第1号・第4744条第1号・第4747条第1号・第4750条第1号・第4753条第1号・第4756条第1号・第4759条第1号・第4762条第1号・第4765条第1号・第4768条第1号・第4771条第1号・第4774条第1号・第4777条第1号・第4780条第1号・第4783条第1号・第4786条第1号・第4789条第1号・第4792条第1号・第4795条第1号・第4798条第1号・第4801条第1号・第4804条第1号・第4807条第1号・第4810条第1号・第4813条第1号・第4816条第1号・第4819条第1号・第4822条第1号・第4825条第1号・第4828条第1号・第4831条第1号・第4834条第1号・第4837条第1号・第4840条第1号・第4843条第1号・第4846条第1号・第4849条第1号・第4852条第1号・第4855条第1号・第4858条第1号・第4861条第1号・第4864条第1号・第4867条第1号・第4870条第1号・第4873条第1号・第4876条第1号・第4879条第1号・第4882条第1号・第4885条第1号・第4888条第1号・第4891条第1号・第4894条第1号・第4897条第1号・第4900条第1号・第4903条第1号・第4906条第1号・第4909条第1号・第4912条第1号・第4915条第1号・第4918条第1号・第4921条第1号・第4924条第1号・第4927条第1号・第4930条第1号・第4933条第1号・第4936条第1号・第4939条第1号・第4942条第1号・第4945条第1号・第4948条第1号・第4951条第1号・第4954条第1号・第4957条第1号・第4960条第1号・第4963条第1号・第4966条第1号・第4969条第1号・第4972条第1号・第4975条第1号・第4978条第1号・第4981条第1号・第4984条第1号・第4987条第1号・第4990条第1号・第4993条第1号・第4996条第1号・第4999条第1号・第5002条第1号・第5005条第1号・第5008条第1号・第5011条第1号・第5014条第1号・第5017条第1号・第5020条第1号・第5023条第1号・第5026条第1号・第5029条第1号・第5032条第1号・第5035条第1号・第5038条第1号・第5041条第1号・第5044条第1号・第5047条第1号・第5050条第1号・第5053条第1号・第5056条第1号・第5059条第1号・第5062条第1号・第5065条第1号・第5068条第1号・第5071条第1号・第5074条第1号・第5077条第1号・第5080条第1号・第5083条第1号・第5086条第1号・第5089条第1号・第5092条第1号・第5095条第1号・第5098条第1号・第5101条第1号・第5104条第1号・第5107条第1号・第5110条第1号・第5113条第1号・第5116条第1号・第5119条第1号・第5122条第1号・第5125条第1号・第5128条第1号・第5131条第1号・第5134条第1号・第5137条第1号・第5140条第1号・第5143条第1号・第5146条第1号・第5149条第1号・第5152条第1号・第5155条第1号・第5158条第1号・第5161条第1号・第5164条第1号・第5167条第1号・第5170条第1号・第5173条第1号・第5176条第1号・第5179条第1号・第5182条第1号・第5185条第1号・第5188条第1号・第5191条第1号・第5194条第1号・第5197条第1号・第5200条第1号・第5203条第1号・第5206条第1号・第5209条第1号・第5212条第1号・第5215条第1号・第5218条第1号・第5221条第1号・第5224条第1号・第5227条第1号・第5230条第1号・第5233条第1号・第5236条第1号・第5239条第1号・第5242条第1号・第5245条第1号・第5248条第1号・第5251条第1号・第5254条第1号・第5257条第1号・第5260条第1号・第5263条第1号・第5266条第1号・第5269条第1号・第5272条第1号・第5275条第1号・第5278条第1号・第5281条第1号・第5284条第1号・第5287条第1号・第5290条第1号・第5293条第1号・第5296条第1号・第5299条第1号・第5302条第1号・第5305条第1号・第5308条第1号・第5311条第1号・第5314条第1号・第5317条第1号・第5320条第1号・第5323条第1号・第5326条第1号・第5329条第1号・第5332条第1号・第5335条第1号・第5338条第1号・第5341条第1号・第5344条第1号・第5347条第1号・第5350条第1号・第5353条第1号・第5356条第1号・第5359条第1号・第5362条第1号・第5365条第1号・第5368条第1号・第5371条第1号・第5374条第1号・第5377条第1号・第5380条第1号・第5383条第1号・第5386条第1号・第5389条第1号・第5392条第1号・第5395条第1号・第5398条第1号・第5401条第1号・第5404条第1号・第5407条第1号・第5410条第1号・第5413条第1号・第5416条第1号・第5419条第1号・第5422条第1号・第5425条第1号・第5428条第1号・第5431条第1号・第5434条第1号・第5437条第1号・第5440条第1号・第5443条第1号・第5446条第1号・第5449条第1号・第5452条第1号・第5455条第1号・第5458条第1号・第5461条第1号・第5464条第1号・第5467条第1号・第5470条第1号・第5473条第1号・第5476条第1号・第5479条第1号・第5482条第1号・第5485条第1号・第5488条第1号・第5491条第1号・第5494条第1号・第5497条第1号・第5500条第1号・第5503条第1号・第5506条第1号・第5509条第1号・第5512条第1号・第5515条第1号・第5518条第1号・第5521条第1号・第5524条第1号・第5527条第1号・第5530条第1号・第5533条第1号・第5536条第1号・第5539条第1号・第5542条第1号・第5545条第1号・第5548条第1号・第5551条第1号・第5554条第1号・第5557条第1号・第5560条第1号・第5563条第1号・第5566条第1号・第5569条第1号・第5572条第1号・第5575条第1号・第5578条第1号・第5581条第1号・第5584条第1号・第5587条第1号・第5590条第1号・第5593条第1号・第5596条第1号・第5599条第1号・第5602条第1号・第5605条第1号・第5608条第1号・第5611条第1号・第5614条第1号・第5617条第1号・第5620条第1号・第5623条第1号・第5626条第1号・第5629条第1号・第5632条第1号・第5635条第1号・第5638条第1号・第5641条第1号・第5644条第1号・第5647条第1号・第5650条第1号・第5653条第1号・第5656条第1号・第5659条第1号・第5662条第1号・第5665条第1号・第5668条第1号・第5671条第1号・第5674条第1号・第5677条第1号・第5680条第1号・第5683条第1号・第5686条第1号・第5689条第1号・第5692条第1号・第5695条第1号・第5698条第1号・第5701条第1号・第5704条第1号・第5707条第1号・第5710条第1号・第5713条第1号・第5716条第1号・第5719条第1号・第5722条第1号・第5725条第1号・第5728条第1号・第5731条第1号・第5734条第1号・第5737条第1号・第5740条第1号・第5743条第1号・第5746条第1号・第5749条第1号・第5752条第1号・第5755条第1号・第5758条第1号・第5761条第1号・第5764条第1号・第5767条第1号・第5770条第1号・第5773条第1号・第5776条第1号・第5779条第1号・第5782条第1号・第5785条第1号・第5788条第1号・第5791条第1号・第5794条第1号・第5797条第1号・第5800条第1号・第5803条第1号・第5806条第1号・第5809条第1号・第5812条第1号・第5815条第1号・第5818条第1号・第5821条第1号・第5824条第1号・第5827条第1号・第5830条第1号・第5833条第1号・第5836条第1号・第5839条第1号・第5842条第1号・第5845条第1号・第5848条第1号・第5851条第1号・第5854条第1号・第5857条第1号・第5860条第1号・第5863条第1号・第5866条第1号・第5869条第1号・第5872条第1号・第5875条第1号・第5878条第1号・第5881条第1号・第5884条第1号・第5887条第1号・第5890条第1号・第5893条第1号・第5896条第1号・第5899条第1号・第5902条第1号・第5905条第1号・第5908条第1号・第5911条第1号・第5914条第1号・第5917条第1号・第5920条第1号・第5923条第1号・第5926条第1号・第5929条第1号・第5932条第1号・第5935条第1号・第5938条第1号・第5941条第1号・第5944条第1号・第5947条第1号・第5950条第1号・第5953条第1号・第5956条第1号・第5959条第1号・第5962条第1号・第5965条第1号・第5968条第1号・第5971条第1号・第5974条第1号・第5977条第1号・第5980条第1号・第5983条第1号・第5986条第1号・第5989条第1号・第5992条第1号・第5995条第1号・第5998条第1号・第6001条第1号・第6004条第1号・第6007条第1号・第6010条第1号・第6013条第1号・第6016条第1号・第6019条第1号・第6022条第1号・第6025条第1号・第6028条第1号・第6031条第1号・第6034条第1号・第6037条第1号・第6040条第1号・第6043条第1号・第6046条第1号・第6049条第1号・第6052条第1号・第6055条第1号・第6058条第1号・第6061条第1号・第6064条第1号・第6067条第1号・第6070条第1号・第6073条第1号・第6076条第1号・第6079条第1号・第6082条第1号・第6085条第1号・第6088条第1号・第6091条第1号・第6094条第1号・第6097条第1号・第6100条第1号・第6103条第1号・第6106条第1号・第6109条第1号・第6112条第

別記様式第２６（第２１条第３項関係）

別記様式第26（第21条第3項関係）（甲列工科有効・全角、平列工科有効・半角、甲列漢字使用・半角漢字使用・ゴ・ゴ漢字使用・ゴ・ゴ漢字）

整理番号（注１）		

放射線障害予防規程変更届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の使用に関する届出書第３条の規定により、別紙のとおり、変更後の放射線障害予防規程を添えて、放射線障害予防規程の変更を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日（注２）		
工場又は事業所、廃棄事業所等（注３）	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注４）	所属部署名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
変更年月日		年　月　日
変更の内容		
変更の理由		

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「許可証の年月日及び番号」　法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日」　法第３条の２第１項又は法第４条第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を詳しく記載すること。

３　「工場又は事業所、廃棄事業所等」　原子力規制委員会又は届出書提出者にあつては、事務上の連絡先について記載すること。

４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　放射線障害予防規程変更に係る箇所には、傍線を引くこと。

３　この届書の提出部数は、１通とすること。

別記様式第２６の２（第２４条の２の３第２項関係）

別記様式第26の2（第24条の2の3第2項関係）（甲列漢字使用・半角、甲列漢字使用・ゴ・ゴ漢字使用・ゴ・ゴ漢字）

整理番号（注１）		

特定放射性同位元素廃棄届出

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の使用に関する届出書第４条の４第１項の規定により、別紙のとおり、特定放射性同位元素廃棄届出を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号又は法第３条の２第１項の届出をした年月日（注２）		
工場又は事業所、廃棄事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注３）	所属部署名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
特定放射性同位元素の取扱いの開始年月日（注４）		年　月　日

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「許可証の年月日及び番号又は法第３条の２第１項の届出をした年月日」　法第３条の２第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を詳しく記載すること。

３　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

４　「特定放射性同位元素の取扱いの開始年月日」　特定放射性同位元素の使用、保管、運搬又は廃棄（廃棄物埋設を除く。）を開始する日のうち、最も早い日を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　この届書の提出部数は、正本及び副本各１通とすること。

別記様式第２６の３（第２４条の２の３第３項関係）

別記様式第26の3（第24条のその3第3項関係）（特定原子炉施設：第3条、発電用原子炉施設：第3条第2項第1号、原子炉等規制法：第43条の3の5第1項第1号）

整理番号（注１）		

特定放射性同位元素防護規程変更届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射線同位元素等の保護に関する法律第24条の4第3項の規定により、別紙のとおり、変更後の特定放射性同位元素防護規程を添えて、特定放射性同位元素防護規程の変更を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号又は法第3条の3第1項の届出をした年月日　（注２）		
工場又は事業所等の名称	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注３）	所属部署名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
変更年月日		年　月　日
変更の内容		
変更の理由		

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
２　「許可証の年月日及び番号又は法第3条の3第1項の届出をした年月日」　法第3条の3第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
３　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　この様書の項目番号は、正本及び副本を一通とすること。
３　特定放射性同位元素防護規程中変更に係る箇所には、傍線を引くこと。

別記様式第２６の４（第２４条の２の９関係）

別記様式第26の4（第24条のその9関係）（特定原子炉施設：第3条、発電用原子炉等：第3条第2項第1号、原子炉等規制法：第43条の3の5第1項第1号）

整理番号（注１）		

取決めの確認届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）（注２）

放射線同位元素等の保護に関する法律第24条の4第3項の規定により、取決めの確認を届け出ます。

運搬される特定放射性同位元素の種類及び数量（注３）		密封された特定放射性同位元素	密封されていない特定放射性同位元素（注４）
		種類	種類
		数量	数量
発送人	氏名又は名称		
	住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	搬出される事業所等の名称及び所在地		
受取人	氏名又は名称		
	住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	搬入される事業所等の名称及び所在地		
運搬について責任を有する者（注５）	氏名又は名称		
	住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
搬出予定日時			
搬入予定日時			
運搬手段（注６）			

取決めに関する説明（注７）	

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
２　「氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」　発送人、受取人及び運搬について責任を有する者のいずれかは法人であること。
３　「種類及び数量」　密封されていない特定放射性同位元素の種類及び数量（核種毎に記載すること。許可証の年月日及び番号、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日及び届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
３　「運搬される特定放射性同位元素の種類及び数量」　数量は、運搬する特定放射性同位元素に係る許可証に記載された数量及び実数量（核種毎に記載すること。単位としてはベクレルを用いること。放射性輸送物が複数の場合は、その内訳について別紙を添付すること。
４　「密封されていない特定放射性同位元素」　固体状の特定放射性同位元素であつて、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性又は水溶性のいずれも有しないものである場合には、その旨記載すること。
５　「運搬について責任を有する者」　運搬について責任を有する者が複数の場合は、欄を増やして全ての者の氏名又は名称及び所在地を記載すること。
ただし、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添えてもよい。
６　「運搬手段」　具体的な運搬手段を記載すること。
７　「取決めに関する説明」　取決めの写しを添付すること。
備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　この様式書の項目番号は、１通とすること。

別記様式第２６の４（第２４条の２の９関係）

別記様式第２６の５（第２４条の２の１０第１項関係）

別記様式第26の5（第24条の2の10第1項関係）（平成2年度予規1・追加、令元原子規3・一部改正）

整理番号（注1）	

物定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第5条の7の規定により、次のとおり報告します。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道 府県 電話番号（　　）
許可届の年月日及び番号、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日（注2）		
工場又は事業所の名称及び所在地	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道 府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注3）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） FAX番号（　　） メールアドレス（　　）
報告の種類（注4）		
放射性同位元素等の受入れ（注5）	番号（注6）	
	用途（注7）	
	種式	
	種類	
	数量	
	ホルダー番号（注8）	
	製造者名	
	製造、輸入又は輸出の年月日	
受入れ等（注9）	許可届の年月日及び番号、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日（注10）	
	名称（注11）	
	受入等年月日（注12）	
払出し等（注13）	許可届の年月日及び番号、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日（注14）	
	名称（注15）	
	払出等年月日（注16）	

注 1 「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

2 「許可届の年月日及び番号、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」　法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を記載すること。

3 「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

4 「報告の種類」　報告を行う行為について、製造、輸入、受入れ等（受入れ、譲受け、借受、貸贈又は保管の委託の終了）、輸出又は払出し等（払出し、販売その他の譲渡し、授産、貸贈又は保管の委託）の中から該当するものを記載すること。

5 「選択された特定放射性同位元素」　特定放射性同位元素ごとの内容を記載すること。通常一組又は一式をもって使用するものであっても、特定放射性同位元素ごとにその内容を記載すること。

6 「番号」　製造者によって当該特定放射性同位元素に個々に付されている番号等を記載すること。

7 「用途」　固定量校正、遠隔治療線装置、当該特定放射性同位元素の一般的な使用の用途を記載すること。

8 「ホルダー番号」　当該特定放射性同位元素が放射性同位元素装備機器へ組み込むための専用ホルダーに収納されている場合であって、注6の番号と異なるものがホルダーに表示されている場合は、その番号等を記載すること。

9 「受入れ等」　受入れ等の報告を行う場合には、その相手方の情報を記載すること。

10 「許可届の年月日及び番号、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」　注2の例により記載すること。

11 「名称」　工場若しくは事業所、販売所、貸贈事業所又は商業事業所の名称を記載すること。

12 「受入等年月日」　工場若しくは事業所、販売所、貸贈事業所又は商業事業所へ当該物定放射性同位元素の受入れ等を行った年月日を記載すること。

13 「払出し等」　払出し等の報告を行う場合には、その相手方の情報を記載すること。

14 「許可届の年月日及び番号、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」　注2の例により記載すること。

15 「名称」　注11の例により記載すること。

16 「払出等年月日」　工場若しくは事業所、販売所、貸贈事業所又は商業事業所から当該物定放射性同位元素の払出し等を行った年月日を記載すること。

備考 1 この報告書は、原子力規制委員会ホームページを利用して提出すること。ただし、事業者自らの情報セキュリティポリシーにより当該方法による提出ができない事業者は、書面又は法の条第1項の規定による電磁的記録媒体等により提出すること。

2 書面により提出する場合において、用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とし、提出部数は１通とすること。

3 第四条第１項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合において、提出部数は電磁的記録媒体１個及び電磁的記録媒体保護紙票１通とすること。

別記様式第２６の６（第２４条の２の１０第１項及び第２項関係）

別記様式第26の6（第24条の2の10第1項及び第2項関係）（平成2年度予規1・追加、令元原子規3・一部改正）

整理番号（注1）	

物定放射性同位元素の変更等に係る報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第5条の7の規定により、次のとおり報告します。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道 府県 電話番号（　　）
許可届の年月日及び番号、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日（注2）		
工場又は事業所の名称及び所在地	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道 府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注3）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） FAX番号（　　） メールアドレス（　　）
報告の種類（注4）		
放射性同位元素等の変更（注5）	番号（注6）	
	用途（注7）	
	種式	
	種類	
	数量	
	ホルダー番号（注8）	
	製造者名	

廃棄し、変更し、又は特定放射性同位元素でなくなつた年月日		
受入等（注9）	許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日（注10）	
	名称（注11）	
	受入等年月日（注12）	
払出し等（注13）	許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日（注14）	
	名称（注15）	
	払出等年月日（注16）	
変更の内容	変更前	
	変更後	

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を記載すること。
3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
4 「報告の種類」 報告を行う行為について、廃棄、特定放射性同位元素の内容の変更、又は特定放射性同位元素でなくなつた場合の中から該当するものを記載すること。
5 「選択された特定放射性同位元素」 特定放射性同位元素ごとの内容を記載すること。通常一般又は一式をもつて使用するものにあつても、特定放射性同位元素ごとにその内容を記載すること。
6 「番号」 製造者によつて当該特定放射性同位元素に関するに付されている番号等を記載すること。
7 「用途」 密封線源、遮蔽体等開封等、当該特定放射性同位元素の一般的な使用の用途を記載すること。
8 「ホルダー番号」 当該特定放射性同位元素が放射性同位元素装備機器へ組み込むための専用ホルダーに収納されている場合であつて、当ホの番号と は異なるものがホルダーに表示されている場合は、その番号等を記載すること。
9 「受入れ等」 受入れ等の報告を行う場合には、その搬手方の情報を記載

すること。
10 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 様3の例により記載すること。
11 「名称」 工場若しくは事業所、販売所、貸貸事業所又は廃棄事業所の名称を記載すること。
12 「受入等年月日」 工場若しくは事業所、販売所、貸貸事業所又は廃棄事業所へ当該特定放射性同位元素の受入等を行つた年月日を記載すること。
13 「払出し等」 払出し等の報告を行う場合には、その搬手方の情報を記載すること。
14 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日」 様3の例により記載すること。
15 「名称」 様11の例により記載すること。
16 「払出等年月日」 工場若しくは事業所、販売所、貸貸事業所又は廃棄事業所から当該特定放射性同位元素の払出し等を行つた年月日を記載すること。

備考1 この報告書は、原子力規制委員会ホームページを利用して提出すること。ただし、事業者自ら情報セキュリティポリシーにより当該方法による提出ができない事業者は、審査又は第40条第1項の規定による電磁的記録媒体等により提出すること。
2 審査により提出する場合において、用紙の大きさは日本産業規格A4とし、提出部数は1通とすること。
3 第45条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合において、提出部数は電磁的記録媒体1枚及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第26の7（第24条の2の10第3項関係）（特定原子炉施設（1）第3号、特定原子炉施設（2）第3号及び（3）第3号）

		整理番号（注1）	

特定放射性同位元素の所持に係る報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第35条の7の規定により、次のとおり報告します。

氏名又は名称			
法人にあつては、その代表者の氏名			
住所			郵便番号（　） 都道府県 市町村 電話番号（　）
許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日（注2）			
工場又は事業所 販売事業所 貸貸事業所 廃棄事業所	名称		
	所在地		郵便番号（　） 都道府県 市町村 電話番号（　）
	連絡員の氏名（注3）		所属部署名（　） 電話番号（　） FAX番号（　） メールアドレス（　）
廃棄された特定放射性同位元素（注4）	番号（注5）		
	用途（注6）		
	核種		
	数量		
	ホルダー番号（注7）		
製造者名			

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当

該届出番号を記載すること。
3 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
4 「選択された特定放射性同位元素」 特定放射性同位元素ごとの内容を記載すること。通常一般又は一式をもつて使用するものにあつても、特定放射性同位元素ごとにその内容を記載すること。
5 「番号」 製造者によつて当該特定放射性同位元素に関するに付されている番号等を記載すること。
6 「用途」 密封線源、遮蔽体等開封等、当該特定放射性同位元素の一般的な使用の用途を記載すること。
7 「ホルダー番号」 当該特定放射性同位元素が放射性同位元素装備機器へ組み込むための専用ホルダーに収納されている場合であつて、当ホの番号と は異なるものがホルダーに表示されている場合は、その番号等を記載すること。

備考1 この報告書は、原子力規制委員会ホームページを利用して提出すること。ただし、事業者自ら情報セキュリティポリシーにより当該方法による提出ができない事業者は、審査又は第40条第1項の規定による電磁的記録媒体等により提出すること。
2 審査により提出する場合において、用紙の大きさは日本産業規格A4とし、提出部数は1通とすること。
3 第45条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合において、提出部数は電磁的記録媒体1枚及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第26の7（第24条の2の10第3項関係）

別記様式第２７（第２４条の３関係）

別記様式第27（第24条の3関係）（第12文科令31・全改、平20文科令6・平31厚労令1・令2厚労令1・令3厚労令1・一部改正）

	整理番号（注1）		

許可使用者
許可製造業者 である法人の 合併 分割 に係る認可申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

法人の名称及び代表者の氏名

放射性同位元素等の規制に関する法律第36条の7 第1項 第3項 の規定により
許可使用者
許可製造業者 である法人の 合併 分割 の認可を申請します。

合併又は分割する法人	名称		
	代表者の氏名		
	住所		郵便番号（　） 郵送料金 電話番号（　）
	業務上の連絡先	名称	
		所在地	郵便番号（　） 郵送料金 電話番号（　）
		連絡員の氏名（注2）	所属部課名（　） 電話番号（　） ＦＡＸ番号（　） メールアドレス（　）
合併又は分割の方法及び条件（注3）			
合併又は分割の理由			
合併又は分割の時期			年　月　日
地位を承継する法人（注4）	名称		
	代表者の氏名		
	住所		郵便番号（　） 郵送料金 電話番号（　）
	業務上の連絡先	名称	
		所在地	郵便番号（　） 郵送料金 電話番号（　）
		連絡員の氏名（注5）	所属部課名（　） 電話番号（　） ＦＡＸ番号（　） メールアドレス（　）
地位を承継する工場又は事業所（注6）	許可証の年月日及び番号		
	工場又は事業所又は販売事業所	名称	漢字
			英数字
		所在地	郵便番号（　） 郵送料金 電話番号（　）
	許可証の年月日及び番号		
	工場又は事業所又は販売事業所	名称	漢字
			英数字
		所在地	郵便番号（　） 郵送料金 電話番号（　）

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
　　2　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
　　3　「合併又は分割の方法及び条件」　吸収合併、新設合併、吸収分割又は新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。
　　4　「地位を承継する法人」　地位を承継する予定の法人について記載することができる。
　　5　「連絡員の氏名」　注２の例により記載すること。
　　6　「地位の承継に係る工場若しくは事業所又は販売事業所」　地位の承継に係る工場又は事業所又は販売事業所を全て記載すること。

備考1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　この申請書の提出部数は、正本１通及び副本２通とすること。
　　3　この申請書には、第3項の3第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
　　4　許可証の記載事項に変更がある場合には、この申請をする際に許可証を提出すること。

別記様式第２８（第２４条の４関係）

別記様式第28（第24条の4関係）（平31文科令31・全改、平20文科令6・平31厚労令1・令2厚労令1・令3厚労令1・一部改正）

	整理番号（注1）		

届出使用者
届出販売業者
届出貯蔵業者 である法人の 合併 分割 に係る届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

法人の名称及び代表者の氏名

放射性同位元素等の規制に関する法律第36条の3 第4項の規定により
届出使用者
届出販売業者
届出貯蔵業者 である法人の 合併 分割 を届け出ます。

合併又は分割した法人	名称		
	代表者の氏名		
	住所		郵便番号（　） 郵送料金 電話番号（　）
合併又は分割の方法及び条件（注2）			
合併又は分割の理由			
合併又は分割の時期			年　月　日
地位を承継した法人	名称		
	代表者の氏名		
	住所		郵便番号（　） 郵送料金 電話番号（　）
	業務上の連絡先	名称	
		所在地	郵便番号（　） 郵送料金 電話番号（　）
		連絡員の氏名（注3）	所属部課名（　） 電話番号（　） ＦＡＸ番号（　） メールアドレス（　）
	法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日（注5）		年　月　日
地位を承継した工場又は事業所又は販売事業所（注4）	工場又は事業所又は販売事業所	名称	漢字
			英数字
		所在地	郵便番号（　） 郵送料金 電話番号（　）
	法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日（注6）		年　月　日
	工場又は事業所又は販売事業所	名称	漢字
			英数字
		所在地	郵便番号（　） 郵送料金 電話番号（　）

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
　　2　「合併又は分割の方法及び条件」　吸収合併、新設合併、吸収分割又は新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。
　　3　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
　　4　「地位の承継に係る工場若しくは事業所、販売所又は貯蔵事業所」　届出使用者にあっては、地位の承継に係る工場又は事業所を全て記載し、届出販売業者又は届出貯蔵業者にあっては、「（別紙のとおり）」と記載し、別記様式第２の別表２の部分により記載した別紙を添付すること。
　　5　「法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」　法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
　　6　「法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」　注５の例により記載すること。

備考1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　この届書の提出部数は、正本１通及び副本２通とすること。

別記様式第２９（第２４条の４関係）

別記様式第29（第24条の4関係）（平21工政令令3・全施、平25工政令令1・平31原子炉令1・令元原子炉令1・令2原子炉令1・一部改正）

	整理番号（注1）		

表示付認証機器届出使用者である法人の 合併 分割 に係る届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

法人の名称及び代表者の氏名（注2）

放射性同位元素等の規制に関する法律第30条の3第3項の規定により表示付認証機器届出使用者である法人の 合併 分割 を届け出ます。

合併し又は分割した法人	名称		
	代表者の氏名		
	住所		郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）
合併又は分割の方法及び条件（注3）			
合併又は分割の理由			
合併又は分割の時期			年　月　日
地位を承継した法人	名称		
	代表者の氏名		
	住所		郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）
	事務上の連絡先	名称	
		所在地	郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）
		連絡員の氏名（注4）	所属部課名（　） 電話番号（　） ＦＡＸ番号（　） メールアドレス（　）
	法第3条の3第1項の届出をした年月日（注5）		年　月　日

地位の承継に係る工場又は事業所（注6）	工場又は事業所	名称	承継前	
			承継後	
		所在地		郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）
	法第3条の3第1項の届出をした年月日（注7）			年　月　日
	工場又は事業所	名称	承継前	
			承継後	
		所在地		郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
２　代理人が届け出る場合には、委任状を添付すること。
３　「合併又は分割の方法及び条件」　吸収合併、新設合併、吸収分割又は新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。
４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
５　「地位の承継に係る工場又は事業所」　地位の承継に係る工場又は事業所を全て記載すること。
６　「法第3条の3第1項の届出をした年月日」　法第3条の3第1項の届出の際に通知された届出番号が必ある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
７　「法第3条の3第1項の届出をした年月日」　注６の例により記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　この届書の提出部数は、１通とすること。

別記様式第３０（第２４条の５関係）

別記様式第30（第24条の5関係）（平21工政令令4・全施、平25工政令令1・注書改正＝令5廃、平31原子炉令1・令元原子炉令1・令2原子炉令1・一部改正）

	整理番号（注1）	

廃棄物埋設に係る許可廃棄業者の相続の届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第30条の3第3項の規定により、廃棄物埋設に係る許可廃棄業者の相続を届け出ます。

被相続人	氏名		
	住所		郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）
相続人	氏名		
	住所		郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）
	被相続人との続柄		
当該廃棄事業所	名称		
	所在地		郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）
許可証の年月日及び番号			
相続の開始した日			年　月　日

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづりとしたとすること。
２　この届書の提出部数は、正本１通及び副本２通とすること。

別記様式第３１（第２４条の６関係）

別記様式第31（第24条の6関係）（平21工政令令5・全施、平25工政令令1・平31原子炉令1・令元原子炉令1・令2原子炉令1・一部改正）

	整理番号（注1）		

廃棄物埋設地の譲受けに係る許可申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第30条の4第1項の規定により廃棄物埋設又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物埋設施設等の譲受けに係る許可を申請します。

譲り受けようとする者	氏名又は名称		
	法人にあっては、その代表者の氏名		
	住所		郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）
	事務上の連絡先	名称	
		所在地	郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）
		連絡員の氏名	所属部課名（　）
譲受けの相手方	氏名又は名称		
	法人にあっては、その代表者の氏名		
	住所		郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）
	事務上の連絡先	名称	
		所在地	郵便番号（　） 郵送 窓口 電話番号（　）
		連絡員の氏名	所属部課名（　）

再事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	許可証の年月日及び番号	
譲り受ける施設（注2）	イ　再事業所施設 ロ　再事業所施設地と金属一体として再事業所保管施設等	

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
「工場又は事業所」
イ　再事業所　再事業所施設
ロ　再事業所　再事業所施設地
ハ　再事業所　再事業所施設保管施設
ニ　再事業所　再事業所施設保管施設地
ホ　再事業所　再事業所
3 「廃止届完了年月日」 廃止届完了年月日又は廃止届提出者にあっては、事業所について別記様式第5の設置する者分により記載した廃止を記載すること。
4 「連絡員の氏名」 ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。

別記様式第32（第25条第1項関係）

別記様式第32（第25条第1項関係）（甲印又は特色2・金色、甲印又は特色4・黒印刷で作成）
地元紙で縦2・横2段広告（一部加工）

	整理番号（注1）	
許可使用届出書 届出取消届出書 廃止届出書 再開届出書 廃止届出書 再開届出書 原子力規制委員会　殿 氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第27条第1項の規定により、許可証を添えて　許可使用届出書 届出取消届出書 廃止届出書 再開届出書 の届出を届け出ます。	廃止届 年　月　日	
氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）	
許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日（注3）		
工場又は事業所（注3） 再事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注4）	所属部署名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
使用者再開届出書 使用者廃止届出書	廃止年月日	年　月　日
使用者再開届出書 使用者廃止届出書	を再開した理由	

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
「工場又は事業所」
イ　廃止届完了事業所　廃止届完了事業所施設
ロ　廃止届完了事業所　廃止届完了事業所施設地
ハ　廃止届完了事業所　廃止届完了事業所保管施設
ニ　廃止届完了事業所　廃止届完了事業所保管施設地
ホ　廃止届完了事業所　廃止届完了事業所
3 「廃止届完了年月日」 廃止届完了年月日又は廃止届提出者にあっては、事業所について別記様式第5の設置する者分により記載した廃止を記載すること。
4 「連絡員の氏名」 ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2 この届書の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。

別記様式第33（第25条第2項関係）

別記様式第33（第25条第2項関係）（甲印又は特色6・金色、甲印又は特色4・黒印刷で作成）
地元紙で縦2・横2段広告（一部加工）

	整理番号（注1）	
許可届出使用者 届出取扱者 届出貯蔵者 許可廃棄業者 原子力規制委員会　殿 氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第27条第1項の規定により、許可証を添えて　許可届出使用者 届出取扱者 届出貯蔵者 許可廃棄業者 の　廃棄物の処分　を届け出ます。	死亡 解散 分割 届 年　月　日	
届出をする者	氏名又は名称	
	法人にあっては、その代表者の氏名	
	住所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注2）	所属部署名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
死亡、解散した者分割	氏名又は名称	
	法人にあっては、その代表者の氏名	
	住所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日（注3）		

工場又は事業所の設置者又は廃棄物の廃棄事業者（注１）	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注５）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
対象廃棄物の分類	年　月　日	年　月　日
届出者の対象廃棄物の分類したときとの関係（注６）		

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

３　「許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日」　法第３条の３第１項又は法第４条第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

４　「工場又は事業所の設置者又は廃棄物の廃棄事業者の事業所」　原出版完納書又は届出書貼業者にあっては、事務上の連絡先を記載するとともに、販売所又は保管事業所について別記様式第６の別紙する部分により記載した別紙を添えること。

５　「連絡員の氏名」　注２の例により記載すること。

６　「届出者の対象廃棄物の分類したときとの関係」　相続人、譲渡人等の別を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　この様書の提出部数は、正本１通及び副本３通とすること。

別記様式第３４（第２６条第４項関係）

別記様式第34（第26条第4項関係）（平成12年6・16頁、平成13年6・30厚令41・平成27年11・令元厚令25・一部改正）

整理番号　（注１）		

許可届出使用者
届出取扱業者
届出貯蔵業者　殿出推置計画書
許可処業業者

年　月　日

原子力規制委員会　殿
氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第３条の規定により、別紙のとおり、廃出推置計画を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日（注２）		
工場又は事業所の設置者又は廃棄物の廃棄事業者（注３）	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注４）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
放射性同位元素の年月日対応、解散、分割		年　月　日

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「許可証の年月日及び番号、法第３条の３第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日」　法第３条の３第１項又は法第４条第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

３　「工場又は事業所の設置者又は廃棄物の廃棄事業者の事業所」　原出版完納書又は届出書貼業者にあっては、事務上の連絡先について記載すること。

４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　この様書の提出部数は、１通とすること。

別記様式第３５（第２６条第５項及び第２６条の２第３項関係）

別記様式第35（第26条第5項及び第26条の2第3項関係）（平成12年6・16頁、平成13年6・30厚令41・平成27年11・令元厚令25・一部改正）

整理番号　（注１）		

廃出推置計画変更届

年　月　日

原子力規制委員会　殿
氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第３条の規定により、廃出推置計画の変更を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日（注２）		年　月　日
工場又は事業所の設置者又は廃棄物の廃棄事業者（注３）	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注４）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
変更年月日		年　月　日
変更の内容		
変更の理由		

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「許可証の年月日及び番号、法第３条の３第１項の届出をした年月日、法第３条の３第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の第

別記様式第３６（第２６条第６項及び第２６条の２第４項関係）

別記様式第36（第26条第6項及び第26条の2第4項関係）（平12.2.29令4・2.28・19事務局第十六課下、平20.2.8令4・平30.2.26令1・令元.12.26令3・令2.2.27令4.2・令2.3.27令4.2・一部改正）

整理番号　（注１）	
許可の取消し、使用の廃止等に伴う除染の報告書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第24条第5項の規定により許可の取消し、使用の廃止等に伴い講じた除染を報告します。	
報告をする者	氏名又は名称
	法人にあつては、その代表者の氏名
	住所　郵便番号（　） 都道府県　電話番号（　）
許可証の年月日及び番号、法第33条の3第1項の届出の年月日及び届出番号、法第33条の3第2項の届出をした年月日及び法第44条第1項の届出をした年月日	
工場又は事業所（貯蔵施設、廃棄施設、廃棄事業所（注3））	名称
	所在地　郵便番号（　） 都道府県　電話番号（　）
	連絡先の氏名（注4）　所属部課名（　） 電話番号（　） ＦＡＸ番号（　） メールアドレス（　）
廃止した放射線施設の名称	
取消し、廃止、死亡、解散、分割の年月日	年　月　日
取消し、廃止、死亡、解散、分割の際に所有する放射性同位元素の種類及び数量（注5）	
放射性同位元素に関する除染（注6）	
放射性汚染物に関する除染（注7）	
再出荷禁止等に伴う除染に関する責任者の氏名及びその職歴及び経歴（注8）	
放ばく及び健康診断の結果の記載に関する除染（注9）	

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　欄と欄線が不可変更である箇所には、傍線を引くこと。
３　この報告の提出部数は、１通とすること。

注　１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
２　「許可証の年月日及び番号、法第33条の3第1項の届出をした年月日、法第33条の3第1項の届出をした年月日又は法第44条第1項の届出をした年月日」　法第33条の3第1項、法第33条の3第1項又は法第44条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
３　「工場又は事業所（貯蔵施設、廃棄施設、廃棄事業所）」　販売開始等届出又は貸賃開始等届出において別記様式第5の記載方を省かつより記載した別紙を添えること。
４　「連絡先の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
５　「取消し、廃止、死亡、解散、分割の際に所有する放射性同位元素の種類及び数量」　表示付認証機器については、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、認証番号及び台数を記載すること。
６　「放射性同位元素に関する除染」　除染を講じた年月日、場所、方法等を記載すること。
７　「放射性汚染物に関する除染」　注６の例により記載すること。ただし、表示付認証機器を認証条件に従い使用したため、放射性同位元素によって汚染された物が発生していないと考えられる場合には、その旨を記載すること。
８　「再出荷禁止等に伴う除染に関する責任者の氏名及びその職歴及び経歴」　先状の職歴については、第１種放射線取扱主任者免状、第２種放射線取扱主任者免状、第３種放射線取扱主任者免状（一般）、第３種放射線取扱主任者免状（放射性同位元素装備機器）若しくは第３種放射線取扱主任者免状の交付は医師、歯科医師若しくは薬剤師の免状を記載し、免状の番号については、医師、歯科医師又は薬剤師の場合には、その免許証番号を記載すること。また、第30条第１項第８号に該当する場合にあつては、その者の有する知識及び経験について記載すること。なお、表示付認証機器を使用者にあつては、記載は不要である。
９　「放ばく及び健康診断の結果の記載に関する除染」　引渡しを行つた年月日及び引渡しを先を記載すること。なお、販売開始等届出、貸賃開始等届出又は表示付認証機器を使用者にあつては、記載は不要である。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　この用紙の提出部数は、正本１通及び副本１通とすること。ただし、表示付認証機器届出等使用者にあつては、１通とすること。
３　この報告書には、第30条第６項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。ただし、表示付認証機器届出等使用者にあつては、第30条の３第４項に規定する書類を添えること。

別記様式第３７（第２６条の２第１項及び第２項関係）

別記様式第37（第26条の2第1項及び第2項関係）（平13.3.31令6・全改・平18.7.31令6・平20.3.28令6・平24.3.27令6・令2.3.27令2・令3.3.27令2・一部改正）

整理番号 （注１）		

表示付認証機器使用廃止及び廃止報告書計画届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

（注２）

放射性同位元素等の規制に関する法律第７条第１項及び第30条第３項の規定により表示付認証機器の使用の廃止及び廃止報告書計画を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
法第３条の３第１項の届出をした年月日		年　月　日（注３）
工場又は事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注４）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
使用を廃止した表示付認証機器の認証番号、名称及び台数	認証番号	名称	台数
使用廃止年月日	年　月　日	
使用を廃止した理由		
廃止報告書計画（注５）		

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　代理人が届ける場合には、委任状を添付すること。

３　「法第３条の３第１項の届出をした年月日」　法第３条の３第１項の場合の際に通知された届出番号がある場合には、出版国届出番号を併せて記載すること。

４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

５　「廃止報告書計画」　放射性同位元素の輸出、譲渡し、滅菌又は廃棄の方法及び計画期日を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　この届書の提出部数は、１通とすること。

別記様式第３８（第２６条の２第１項及び第２項関係）

別記様式第38（第26条の2第1項及び第2項関係）（平13.3.31令6・全改、平20.3.28令6・平24.3.27令6・令2.3.27令2・令3.3.27令2・一部改正）

整理番号 （注１）		

表示付認証機器届出使用者 死亡・解散・分割 及び廃止報告書計画届

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第７条第３項及び第30条第３項の規定により、表示付認証機器届出使用者の 死亡・解散・分割 及び廃止報告書計画を届け出ます。

届出をする者	氏名又は名称	
	法人にあつては、その代表者の氏名	
	住所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注２）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
死亡・解散した者・分割	氏名又は名称	
	法人にあつては、その代表者の氏名	
	住所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
法第３条の３第１項の届出をした年月日		（注３）
工場又は事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注４）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
死亡・解散・分割 年　月　日		年　月　日
届出者の 死亡・解散・分割 した者との関係（注５）		
廃止報告書計画（注６）		

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

３　「法第３条の３第１項の届出をした年月日」　法第３条の３第１項の場合の際に通知された届出番号がある場合には、出版国届出番号を併せて記載すること。

４　「連絡員の氏名」　注２の例により記載すること。

５　「届出者の 死亡・解散・分割 した者との関係」　相続人、清算人等の別を記載すること。

６　「廃止報告書計画」　放射性同位元素の輸出、譲渡し、滅菌又は廃棄の方法及び計画期日を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　この届書の提出部数は、１通とすること。

別記様式第３９（第２９条の３関係）

別記様式第39（第29条の3関係）（第24条第4・第25条第1・第26条第2項・第27条第2項・第28条第2項・第29条第2項・第30条第2項・第31条第2項・第32条第2項・第33条第2項・第34条第2項・第35条第2項・第36条第2項・第37条第2項・第38条第2項・第39条第2項・第40条第2項・第41条第2項・第42条第2項・第43条第2項・第44条第2項・第45条第2項・第46条第2項・第47条第2項・第48条第2項・第49条第2項・第50条第2項・第51条第2項・第52条第2項・第53条第2項・第54条第2項・第55条第2項・第56条第2項・第57条第2項・第58条第2項・第59条第2項・第60条第2項・第61条第2項・第62条第2項・第63条第2項・第64条第2項・第65条第2項・第66条第2項・第67条第2項・第68条第2項・第69条第2項・第70条第2項・第71条第2項・第72条第2項・第73条第2項・第74条第2項・第75条第2項・第76条第2項・第77条第2項・第78条第2項・第79条第2項・第80条第2項・第81条第2項・第82条第2項・第83条第2項・第84条第2項・第85条第2項・第86条第2項・第87条第2項・第88条第2項・第89条第2項・第90条第2項・第91条第2項・第92条第2項・第93条第2項・第94条第2項・第95条第2項・第96条第2項・第97条第2項・第98条第2項・第99条第2項・第100条第2項・第101条第2項・第102条第2項・第103条第2項・第104条第2項・第105条第2項・第106条第2項・第107条第2項・第108条第2項・第109条第2項・第110条第2項・第111条第2項・第112条第2項・第113条第2項・第114条第2項・第115条第2項・第116条第2項・第117条第2項・第118条第2項・第119条第2項・第120条第2項・第121条第2項・第122条第2項・第123条第2項・第124条第2項・第125条第2項・第126条第2項・第127条第2項・第128条第2項・第129条第2項・第130条第2項・第131条第2項・第132条第2項・第133条第2項・第134条第2項・第135条第2項・第136条第2項・第137条第2項・第138条第2項・第139条第2項・第140条第2項・第141条第2項・第142条第2項・第143条第2項・第144条第2項・第145条第2項・第146条第2項・第147条第2項・第148条第2項・第149条第2項・第150条第2項・第151条第2項・第152条第2項・第153条第2項・第154条第2項・第155条第2項・第156条第2項・第157条第2項・第158条第2項・第159条第2項・第160条第2項・第161条第2項・第162条第2項・第163条第2項・第164条第2項・第165条第2項・第166条第2項・第167条第2項・第168条第2項・第169条第2項・第170条第2項・第171条第2項・第172条第2項・第173条第2項・第174条第2項・第175条第2項・第176条第2項・第177条第2項・第178条第2項・第179条第2項・第180条第2項・第181条第2項・第182条第2項・第183条第2項・第184条第2項・第185条第2項・第186条第2項・第187条第2項・第188条第2項・第189条第2項・第190条第2項・第191条第2項・第192条第2項・第193条第2項・第194条第2項・第195条第2項・第196条第2項・第197条第2項・第198条第2項・第199条第2項・第200条第2項・第201条第2項・第202条第2項・第203条第2項・第204条第2項・第205条第2項・第206条第2項・第207条第2項・第208条第2項・第209条第2項・第210条第2項・第211条第2項・第212条第2項・第213条第2項・第214条第2項・第215条第2項・第216条第2項・第217条第2項・第218条第2項・第219条第2項・第220条第2項・第221条第2項・第222条第2項・第223条第2項・第224条第2項・第225条第2項・第226条第2項・第227条第2項・第228条第2項・第229条第2項・第230条第2項・第231条第2項・第232条第2項・第233条第2項・第234条第2項・第235条第2項・第236条第2項・第237条第2項・第238条第2項・第239条第2項・第240条第2項・第241条第2項・第242条第2項・第243条第2項・第244条第2項・第245条第2項・第246条第2項・第247条第2項・第248条第2項・第249条第2項・第250条第2項・第251条第2項・第252条第2項・第253条第2項・第254条第2項・第255条第2項・第256条第2項・第257条第2項・第258条第2項・第259条第2項・第260条第2項・第261条第2項・第262条第2項・第263条第2項・第264条第2項・第265条第2項・第266条第2項・第267条第2項・第268条第2項・第269条第2項・第270条第2項・第271条第2項・第272条第2項・第273条第2項・第274条第2項・第275条第2項・第276条第2項・第277条第2項・第278条第2項・第279条第2項・第280条第2項・第281条第2項・第282条第2項・第283条第2項・第284条第2項・第285条第2項・第286条第2項・第287条第2項・第288条第2項・第289条第2項・第290条第2項・第291条第2項・第292条第2項・第293条第2項・第294条第2項・第295条第2項・第296条第2項・第297条第2項・第298条第2項・第299条第2項・第300条第2項・第301条第2項・第302条第2項・第303条第2項・第304条第2項・第305条第2項・第306条第2項・第307条第2項・第308条第2項・第309条第2項・第310条第2項・第311条第2項・第312条第2項・第313条第2項・第314条第2項・第315条第2項・第316条第2項・第317条第2項・第318条第2項・第319条第2項・第320条第2項・第321条第2項・第322条第2項・第323条第2項・第324条第2項・第325条第2項・第326条第2項・第327条第2項・第328条第2項・第329条第2項・第330条第2項・第331条第2項・第332条第2項・第333条第2項・第334条第2項・第335条第2項・第336条第2項・第337条第2項・第338条第2項・第339条第2項・第340条第2項・第341条第2項・第342条第2項・第343条第2項・第344条第2項・第345条第2項・第346条第2項・第347条第2項・第348条第2項・第349条第2項・第350条第2項・第351条第2項・第352条第2項・第353条第2項・第354条第2項・第355条第2項・第356条第2項・第357条第2項・第358条第2項・第359条第2項・第360条第2項・第361条第2項・第362条第2項・第363条第2項・第364条第2項・第365条第2項・第366条第2項・第367条第2項・第368条第2項・第369条第2項・第370条第2項・第371条第2項・第372条第2項・第373条第2項・第374条第2項・第375条第2項・第376条第2項・第377条第2項・第378条第2項・第379条第2項・第380条第2項・第381条第2項・第382条第2項・第383条第2項・第384条第2項・第385条第2項・第386条第2項・第387条第2項・第388条第2項・第389条第2項・第390条第2項・第391条第2項・第392条第2項・第393条第2項・第394条第2項・第395条第2項・第396条第2項・第397条第2項・第398条第2項・第399条第2項・第400条第2項・第401条第2項・第402条第2項・第403条第2項・第404条第2項・第405条第2項・第406条第2項・第407条第2項・第408条第2項・第409条第2項・第410条第2項・第411条第2項・第412条第2項・第413条第2項・第414条第2項・第415条第2項・第416条第2項・第417条第2項・第418条第2項・第419条第2項・第420条第2項・第421条第2項・第422条第2項・第423条第2項・第424条第2項・第425条第2項・第426条第2項・第427条第2項・第428条第2項・第429条第2項・第430条第2項・第431条第2項・第432条第2項・第433条第2項・第434条第2項・第435条第2項・第436条第2項・第437条第2項・第438条第2項・第439条第2項・第440条第2項・第441条第2項・第442条第2項・第443条第2項・第444条第2項・第445条第2項・第446条第2項・第447条第2項・第448条第2項・第449条第2項・第450条第2項・第451条第2項・第452条第2項・第453条第2項・第454条第2項・第455条第2項・第456条第2項・第457条第2項・第458条第2項・第459条第2項・第460条第2項・第461条第2項・第462条第2項・第463条第2項・第464条第2項・第465条第2項・第466条第2項・第467条第2項・第468条第2項・第469条第2項・第470条第2項・第471条第2項・第472条第2項・第473条第2項・第474条第2項・第475条第2項・第476条第2項・第477条第2項・第478条第2項・第479条第2項・第480条第2項・第481条第2項・第482条第2項・第483条第2項・第484条第2項・第485条第2項・第486条第2項・第487条第2項・第488条第2項・第489条第2項・第490条第2項・第491条第2項・第492条第2項・第493条第2項・第494条第2項・第495条第2項・第496条第2項・第497条第2項・第498条第2項・第499条第2項・第500条第2項・第501条第2項・第502条第2項・第503条第2項・第504条第2項・第505条第2項・第506条第2項・第507条第2項・第508条第2項・第509条第2項・第510条第2項・第511条第2項・第512条第2項・第513条第2項・第514条第2項・第515条第2項・第516条第2項・第517条第2項・第518条第2項・第519条第2項・第520条第2項・第521条第2項・第522条第2項・第523条第2項・第524条第2項・第525条第2項・第526条第2項・第527条第2項・第528条第2項・第529条第2項・第530条第2項・第531条第2項・第532条第2項・第533条第2項・第534条第2項・第535条第2項・第536条第2項・第537条第2項・第538条第2項・第539条第2項・第540条第2項・第541条第2項・第542条第2項・第543条第2項・第544条第2項・第545条第2項・第546条第2項・第547条第2項・第548条第2項・第549条第2項・第550条第2項・第551条第2項・第552条第2項・第553条第2項・第554条第2項・第555条第2項・第556条第2項・第557条第2項・第558条第2項・第559条第2項・第560条第2項・第561条第2項・第562条第2項・第563条第2項・第564条第2項・第565条第2項・第566条第2項・第567条第2項・第568条第2項・第569条第2項・第570条第2項・第571条第2項・第572条第2項・第573条第2項・第574条第2項・第575条第2項・第576条第2項・第577条第2項・第578条第2項・第579条第2項・第580条第2項・第581条第2項・第582条第2項・第583条第2項・第584条第2項・第585条第2項・第586条第2項・第587条第2項・第588条第2項・第589条第2項・第590条第2項・第591条第2項・第592条第2項・第593条第2項・第594条第2項・第595条第2項・第596条第2項・第597条第2項・第598条第2項・第599条第2項・第600条第2項・第601条第2項・第602条第2項・第603条第2項・第604条第2項・第605条第2項・第606条第2項・第607条第2項・第608条第2項・第609条第2項・第610条第2項・第611条第2項・第612条第2項・第613条第2項・第614条第2項・第615条第2項・第616条第2項・第617条第2項・第618条第2項・第619条第2項・第620条第2項・第621条第2項・第622条第2項・第623条第2項・第624条第2項・第625条第2項・第626条第2項・第627条第2項・第628条第2項・第629条第2項・第630条第2項・第631条第2項・第632条第2項・第633条第2項・第634条第2項・第635条第2項・第636条第2項・第637条第2項・第638条第2項・第639条第2項・第640条第2項・第641条第2項・第642条第2項・第643条第2項・第644条第2項・第645条第2項・第646条第2項・第647条第2項・第648条第2項・第649条第2項・第650条第2項・第651条第2項・第652条第2項・第653条第2項・第654条第2項・第655条第2項・第656条第2項・第657条第2項・第658条第2項・第659条第2項・第660条第2項・第661条第2項・第662条第2項・第663条第2項・第664条第2項・第665条第2項・第666条第2項・第667条第2項・第668条第2項・第669条第2項・第670条第2項・第671条第2項・第672条第2項・第673条第2項・第674条第2項・第675条第2項・第676条第2項・第677条第2項・第678条第2項・第679条第2項・第680条第2項・第681条第2項・第682条第2項・第683条第2項・第684条第2項・第685条第2項・第686条第2項・第687条第2項・第688条第2項・第689条第2項・第690条第2項・第691条第2項・第692条第2項・第693条第2項・第694条第2項・第695条第2項・第696条第2項・第697条第2項・第698条第2項・第699条第2項・第700条第2項・第701条第2項・第702条第2項・第703条第2項・第704条第2項・第705条第2項・第706条第2項・第707条第2項・第708条第2項・第709条第2項・第710条第2項・第711条第2項・第712条第2項・第713条第2項・第714条第2項・第715条第2項・第716条第2項・第717条第2項・第718条第2項・第719条第2項・第720条第2項・第721条第2項・第722条第2項・第723条第2項・第724条第2項・第725条第2項・第726条第2項・第727条第2項・第728条第2項・第729条第2項・第730条第2項・第731条第2項・第732条第2項・第733条第2項・第734条第2項・第735条第2項・第736条第2項・第737条第2項・第738条第2項・第739条第2項・第740条第2項・第741条第2項・第742条第2項・第743条第2項・第744条第2項・第745条第2項・第746条第2項・第747条第2項・第748条第2項・第749条第2項・第750条第2項・第751条第2項・第752条第2項・第753条第2項・第754条第2項・第755条第2項・第756条第2項・第757条第2項・第758条第2項・第759条第2項・第760条第2項・第761条第2項・第762条第2項・第763条第2項・第764条第2項・第765条第2項・第766条第2項・第767条第2項・第768条第2項・第769条第2項・第770条第2項・第771条第2項・第772条第2項・第773条第2項・第774条第2項・第775条第2項・第776条第2項・第777条第2項・第778条第2項・第779条第2項・第780条第2項・第781条第2項・第782条第2項・第783条第2項・第784条第2項・第785条第2項・第786条第2項・第787条第2項・第788条第2項・第789条第2項・第790条第2項・第791条第2項・第792条第2項・第793条第2項・第794条第2項・第795条第2項・第796条第2項・第797条第2項・第798条第2項・第799条第2項・第800条第2項・第801条第2項・第802条第2項・第803条第2項・第804条第2項・第805条第2項・第806条第2項・第807条第2項・第808条第2項・第809条第2項・第810条第2項・第811条第2項・第812条第2項・第813条第2項・第814条第2項・第815条第2項・第816条第2項・第817条第2項・第818条第2項・第819条第2項・第820条第2項・第821条第2項・第822条第2項・第823条第2項・第824条第2項・第825条第2項・第826条第2項・第827条第2項・第828条第2項・第829条第2項・第830条第2項・第831条第2項・第832条第2項・第833条第2項・第834条第2項・第835条第2項・第836条第2項・第837条第2項・第838条第2項・第839条第2項・第840条第2項・第841条第2項・第842条第2項・第843条第2項・第844条第2項・第845条第2項・第846条第2項・第847条第2項・第848条第2項・第849条第2項・第850条第2項・第851条第2項・第852条第2項・第853条第2項・第854条第2項・第855条第2項・第856条第2項・第857条第2項・第858条第2項・第859条第2項・第860条第2項・第861条第2項・第862条第2項・第863条第2項・第864条第2項・第865条第2項・第866条第2項・第867条第2項・第868条第2項・第869条第2項・第870条第2項・第871条第2項・第872条第2項・第873条第2項・第874条第2項・第875条第2項・第876条第2項・第877条第2項・第878条第2項・第879条第2項・第880条第2項・第881条第2項・第882条第2項・第883条第2項・第884条第2項・第885条第2項・第886条第2項・第887条第2項・第888条第2項・第889条第2項・第890条第2項・第891条第2項・第892条第2項・第893条第2項・第894条第2項・第895条第2項・第896条第2項・第897条第2項・第898条第2項・第899条第2項・第900条第2項・第901条第2項・第902条第2項・第903条第2項・第904条第2項・第905条第2項・第906条第2項・第907条第2項・第908条第2項・第909条第2項・第910条第2項・第911条第2項・第912条第2項・第913条第2項・第914条第2項・第915条第2項・第916条第2項・第917条第2項・第918条第2項・第919条第2項・第920条第2項・第921条第2項・第922条第2項・第923条第2項・第924条第2項・第925条第2項・第926条第2項・第927条第2項・第928条第2項・第929条第2項・第930条第2項・第931条第2項・第932条第2項・第933条第2項・第934条第2項・第935条第2項・第936条第2項・第937条第2項・第938条第2項・第939条第2項・第940条第2項・第941条第2項・第942条第2項・第943条第2項・第944条第2項・第945条第2項・第946条第2項・第947条第2項・第948条第2項・第949条第2項・第950条第2項・第951条第2項・第952条第2項・第953条第2項・第954条第2項・第955条第2項・第956条第2項・第957条第2項・第958条第2項・第959条第2項・第960条第2項・第961条第2項・第962条第2項・第963条第2項・第964条第2項・第965条第2項・第966条第2項・第967条第2項・第968条第2項・第969条第2項・第970条第2項・第971条第2項・第972条第2項・第973条第2項・第974条第2項・第975条第2項・第976条第2項・第977条第2項・第978条第2項・第979条第2項・第980条第2項・第981条第2項・第982条第2項・第983条第2項・第984条第2項・第985条第2項・第986条第2項・第987条第2項・第988条第2項・第989条第2項・第990条第2項・第991条第2項・第992条第2項・第993条第2項・第994条第2項・第995条第2項・第996条第2項・第997条第2項・第998条第2項・第999条第2項・第1000条第2項・第1001条第2項・第1002条第2項・第1003条第2項・第1004条第2項・第1005条第2項・第1006条第2項・第1007条第2項・第1008条第2項・第1009条第2項・第1010条第2項・第1011条第2項・第1012条第2項・第1013条第2項・第1014条第2項・第1015条第2項・第1016条第2項・第1017条第2項・第1018条第2項・第1019条第2項・第1020条第2項・第1021条第2項・第1022条第2項・第1023条第2項・第1024条第2項・第1025条第2項・第1026条第2項・第1027条第2項・第1028条第2項・第1029条第2項・第1030条第2項・第1031条第2項・第1032条第2項・第1033条第2項・第1034条第2項・第1035条第2項・第1036条第2項・第1037条第2項・第1038条第2項・第1039条第2項・第1040条第2項・第1041条第2項・第1042条第2項・第1043条第2項・第1044条第2項・第1045条第2項・第1046条第2項・第1047条第2項・第1048条第2項・第1049条第2項・第1050条第2項・第1051条第2項・第1052条第2項・第1053条第2項・第1054条第2項・第1055条第2項・第1056条第2項・第1057条第2項・第1058条第2項・第1059条第2項・第1060条第2項・第1061条第2項・第1062条第2項・第1063条第2項・第1064条第2項・第1065条第2項・第1066条第2項・第1067条第2項・第1068条第2項・第1069条第2項・第1070条第2項・第1071条第2項・第1072条第2項・第1073条第2項・第1074条第2項・第1075条第2項・第1076条第2項・第1077条第2項・第1078条第2項・第1079条第2項・第1080条第2項・第1081条第2項・第1082条第2項・第1083条第2項・第1084条第2項・第1085条第2項・第1086条第2項・第1087条第2項・第1088条第2項・第1089条第2項・第1090条第2項・第1091条第2項・第1092条第2項・第1093条第2項・第1094条第2項・第1095条第2項・第1096条第2項・第1097条第2項・第1098条第2項・第1099条第2項・第1100条第2項・第1101条第2項・第1102条第2項・第1103条第2項・第1104条第2項・第1105条第2項・第1106条第2項・第1107条第2項・第1108条第2項・第1109条第2項・第1110条第2項・第1111条第2項・第1112条第2項・第1113条第2項・第1114条第2項・第1115条第2項・第1116条第2項・第1117条第2項・第1118条第2項・第1119条第2項・第1120条第2項・第1121条第2項・第1122条第2項・第1123条第2項・第1124条第2項・第1125条第2項・第1126条第2項・第1127条第2項・第1128条第2項・第1129条第2項・第1130条第2項・第1131条第2項・第1132条第2項・第1133条第2項・第1134条第2項・第1135条第2項・第1136条第2項・第1137条第2項・第1138条第2項・第1139条第2項・第1140条第2項・第1141条第2項・第1142条第2項・第1143条第2項・第1144条第2項・第1145条第2項・第1146条第2項・第1147条第2項・第1148条第2項・第1149条第2項・第1150条第2項・第1151条第2項・第1152条第2項・第1153条第2項・第1154条第2項・第1155条第2項・第1156条第2項・第1157条第2項・第1158条第2項・第1159条第2項・第1160条第2項・第1161条第2項・第1162条第2項・第1163条第2項・第1164条第2項・第1165条第2項・第1166条第2項・第1167条第2項・第1168条第2項・第1169条第2項・第1170条第2項・第1171条第2項・第1172条第2項・第1173条第2項・第1174条第2項・第1175条第2項・第1176条第2項・第1177条第2項・第1178条第2項・第1179条第2項・第1180条第2項・第1181条第2項・第1182条第2項・第1183条第2項・第1184条第2項・第1185条第2項・第1186条第2項・第1187条第2項・第1188条第2項・第1189条第2項・第1190条第2項・第1191条第2項・第1192条第2項・第1193条第2項・第1194条第2項・第1195条第2項・第1196条第2項・第1197条第2項・第1198条第2項・第1199条第2項・第1200条第2項・第1201条第2項・第1202条第2項・第1203条第2項・第1204条第2項・第1205条第2項・第1206条第2項・第1207条第2項・第1208条第2項・第1209条第2項・第1210条第2項・第1211条第2項・第1212条第2項・第1213条第2項・第1214条第2項・第1215条第2項・第1216条第2項・第1217条第2項・第1218条第2項・第1219条第2項・第1220条第2項・第1221条第2項・第1222条第2項・第1223条第2項・第1224条第2項・第1225条第2項・第1226条第2項・第1227条第2項・第1228条第2項・第1229条第2項・第1230条第2項・第1231条第2項・第1232条第2項・第1233条第2項・第1234条第2項・第1235条第2項・第1236条第2項・第1237条第2項・第1238条第2項・第1239条第2項・第1240条第2項・第1241条第2項・第1242条第2項・第1243条第2項・第1244条第2項・第1245条第2項・第1246条第2項・第1247条第2項・第1248条第2項・第1249条第2項・第1250条第2項・第1251条第2項・第1252条第2項・第1253条第2項・第1254条第2項・第1255条第2項・第1256条第2項・第1257条第2項・第1258条第2項・第1259条第2項・第1260条第2項・第1261条第2項・第1262条第2項・第1263条第2項・第1264条第2項・第1265条第2項・第1266条第2項・第1267条第2項・第1268条第2項・第1269条第2項・第1270条第2項・第1271条第2項・第1272条第2項・第1273条第2項・第1274条第2項・第1275条第2項・第1276条第2項・第1277条第2項・第1278条第2項・第1279条第2項・第1280条第2項・第1281条第2項・第1282条第2項・第1283条第2項・第1284条第2項・第1285条第2項・第1286条第2項・第1287条第2項・第1288条第2項・第1289条第2項・第1290条第2項・第1291条第2項・第1292条第2項・第1293条第2項・第1294条第2項・第1295条第2項・第1296条第2項・第1297条第2項・第1298条第2項・第1299条第2項・第1300条第2項・第1301条第2項・第1302条第2項・第1303条第2項・第1304条第2項・第1305条第2項・第1306条第2項・第1307条第2項・第1308条第2項・第1309条第2項・第1310条第2項・第1311条第2項・第1312条第2項・第1313条第2項・第1314条第2項・第1315条第2項・第1316条第2項・第1317条第2項・第1318条第2項・第1319条第2項・第1320条第2項・第1321条第2項・第1322条第2項・第1323条第2項・第1324条第2項・第1325条第2項・第1326条第2項・第1327条第2項・第1328条第2項・第1329条第2項・第1330条第2項・第1331条第2項・第1332条第2項・第1333条第2項・第1334条第2項・第1335条第2項・第1336条第2項・第1337条第2項・第1338条第2項・第1339条第2項・第1340条第2項・第1341条第2項・第1342条第2項・第1343条第2項・第1344条第2項・第1345条第2項・第1346条第2項・第1347条第2項・第1348条第2項・第1349条第2項・第1350条第2項・第1351条第2項・第1352条第2項・第1353条第2項・第1354条第2項・第1355条第2項・第1356条第2項・第1357条第2項・第1358条第2項・第1359条第2項・第1360条第2項・第1361条第2項・第1362条第2項・第1363条第2項・第1364条第2項・第1365条第2項・第1366条第2項・第1367条第2項・第1368条第2項・第1369条第2項・第1370条第2項・第1371条第2項・第1372条第2項・第1373条第2項・第1374条第2項・第1375条第2項・第1376条第2項・第1377条第2項・第1378条第2項・第1379条第2項・第1380条第2項・第1381条第2項・第1382条第2項・第1383条第2項・第1384条第2項・第1385条第2項・第1386条第2項・第1387条第2項・第1388条第2項・第1389条第2項・第1390条第2項・第1391条第2項・第1392条第2項・第1393条第2項・第1394条第2項・第1395条第2項・第1396条第2項・第1397条第2項・第1398条第2項・第1399条第2項・第1400条第2項・第1401条第2項・第1402条第2項・第1403条第2項・第1404条第2項・第1405条第2項・第1406条第2項・第1407条第2項・第1408条第2項・第1409条第2項・第1410条第2項・第1411条第2項・第1412条第2項・第1413条第2項・第1414条第2項・第1415条第2項・第1416条第2項・第1417条第2項・第1418条第2項・第1419条第2項・第1420条第2項・第1421条第2項・第1422条第2項・第1423条第2項・第1424条第2項・第1425条第2項・第1426条第2項・第1427条第2項・第1428条第2項・第1429条第2項・第1430条第2項・第1431条第2項・第1432条第2項・第1433条第2項・第1434条第2項・第1435条第2項・第1436条第2項・第1437条第2項・第1438条第2項・第1439条第2項・第1440条第2項・第1441条第2項・第1442条第2項・第1443条第2項・第1444条第2項・第1445条第2項・第1446条第2項・第1447条第2項・第1448条第2項・第1449条第2項・第1450条第2項・第1451条第2項・第1452条第2項・第1453条第2項・第1454条第2項・第1455条第2項・第1456条第2項・第1457条第2項・第1458条第2項・第1459条第2項・第1460条第2項・第1461条第2項・第1462条第2項・第1463条第2項・第1464条第2項・第1465条第2項・第1466条第2項・第1467条第2項・第1468条第2項・第1469条第2項・第1470条第2項・第1471条第2項・第1472条第2項・第1473条第2項・第1474条第2項・第1475条第2項・第1476条第2項・第1477条第2項・第1478条第2項・第1479条第2項・第1480条第2項・第1481条第2項・第1482条第2項・第1483条第2項・第1484条第2項・第1485条第2項・第1486条第2項・第1487条第2項・第1488条第2項・第1489条第2項・第1490条第2項・第1491条第2項・第1492条第2項・第1493条第2項・第1494条第2項・第1495条第2項・第1496条第2項・第1497条第2項・第1498条第2項・第1499条第2項・第1500条第2項・第1501条第2項・第1502条第2項・第1503条第2項・第1504条第2項・第1505条第2項・第1506条第2項・第1507条第2項・第1508条第2項・第1509条第2項・第1510条第2項・第1511条第2項・第1512条第2項・第1513条第2項・第1514条第2項・第1515条第2項・第1516条第2項・第1517条第2項・第1518条第2項・第1519条第2項・第1520条第2項・第1521条第2項・第1522条第2項・第1523条第2項・第1524条第2項・第1525条第2項・第1526条第2項・第1527条第2項・第1528条第2項・第1529条第2項・第1530条第2項・第1531条第2項・第1532条第2項・第1533条第2項・第1534条第2項・第1535条第2項・第1536条第2項・第1537条第2項・第1538条第2項・第1539条第2項・第1540条第2項・第1541条第2項・第1542条第2項・第1543条第2項・第1544条第2項・第1545条第2項・第1546条第2項・第1547条第2項・第1548条第2項・第1549条第2項・第1550条第2項・第1551条第2項・第1552条第2項・第1553条第2項・第1554条第2項・第1555条第2項・第1556条第2項・第1557条第2項・第1558条第2項・第1559条第2項・第1560条第2項・第1561条第2項・第1562条第2項・第1563条第2項・第1564条第2項・第1565条第2項・第1566条第2項・第1567条第2項・第1568条第2項・第1569条第2項・第1570条第2項・第1571条第2項・第1572条第2項・第1573条第2項・第1574条第2項・第1575条第2項・第1576条第2項・第1577条第2項・第1578条第2項・第1579条第2項・第1580条第2項・第1581条第2項・第1582条第2項・第1583条第2項・第1584条第2項・第1585条第2項・第1586条第2項・第1587条第2項・第1588条第2項・第1589条第2項・第1590条第2項・第1591条第2項・第1592条第2項・第1593条第2項・第1594条第2項・第1595条第2項・第1596条第2項・第1597条第2項・第1598条第2項・第1599条第2項・第1600条第2項・第1601条第2項・第1602条第2項・第1603条第2項・第1604条第2項・第1605条第2項・第1606条第2項・第1607条第2項・第1608条第2項・第1609条第2項・第1610条第2項・第1611条第2項・第1612条第2項・第1613条第2項・第1614条第2項・第1615条第2項・第1616条第2項・第1617条第2項・第1618条第2項・第1619条第2項・第1620条第2項・第1621条第2項・第1622条第2項・第1623条第2項・第1624条第2項・第1625条第2項・第1626条第2項・第1627条第2項・第1628条第2項・第1629条第2項・第1630条第2項・第1631条第2項・第1632条第2項・第1633条第2項・第1634条第2項・第1635条第2項・第1636条第2項・第1637条第2項・第1638条第2項・第1639条第2項・第1640条第2項・第1641条第2項・第1642条第2項・第1643条第2項・第1644条第2項・第1645条第2項・第1646条第2項・第1647条第2項・第1648条第2項・第1649条第2項・第1650条第2項・第1651条第2項・第1652条第2項・第1653条第2項・第1654条第2項・第1655条第2項・第1656条第2項・第1657条第2項・第1658条第2項・第1659条第2項・第1660条第2項・第1661条第2項・第1662条第2項・第1663条第2項・第1664条第2項・第1665条第2項・第1666条第2項・第1667条第2項・第1668条第2項・第1669条第2項・第1670条第2項・第1671条第2項・第1672条第2項・第1673条第2項・第1674条第2項・第1675条第2項・第1676条第2項・第1677条第2項・第1678条第2項・第1679条第2項・第1680条第2項・第1681条第2項・第1682条第2項・第1683条第2項・第1684条第2項・第1685条第2項・第1686条第2項・第1687条第2項・第1688条第2項・第1689条第2項・第1690条第2項・第1691条第2項・第1692条第2項・第1693条第2項・第1694条第2項・第1695条第2項・第1696条第2項・第1697条第2項・第1698条第2項・第1699条第2項・第1700条第2項・第1701条第2項・第1702条第2項・第1703条第2項・第1704条第2項・第1705条第2項・第1706条第2項・第1707条第2項・第1708条第2項・第1709条第2項・第1710条第2項・第1711条第2項・第1712条第2項・第1713条第2項・第1714条第2項・第1715条第2項・第1716条第2項・第1717条第2項・第1718条第2項・第1719条第2項・第1720条第2項・第1721条第2項・第1722条第2項・第1723条第2項・第1724条第2項・第1725条第2項・第1726条第2項・第1727条第2項・第1728条第2項・第1729条第2項・第1730条第2項・第1731条第2項・第1732条第2項・第1733条第2項・第1734条第2項・第1735条第2項・第1736条第2項・第1737条第2項・第1738条第2項・第1739条第2項・第1740条第2項・第1741条第2項・第1742条第2項・第1743条第2項・第1744条第2項・第1745条第2項・第1746条第2項・第1747条第2項・第1748条第2項・第1749条第2項・第1750条第2項・第1751条第2項・第1752条第2項・第1753条第2項・第1754条第2項・第1755条第2項・第1756条第2項・第1757条第2項・第1758条第2項・第1759条第2項・第1760条第2項・第1761条第2項・第1762条第2項・第1763条第2項・第1764条第2項・第1765条第2項・第1766条第2項・第1767条第2項・第1768条第2項・第1769条第2項・第1770条第2項・第1771条第2項・第1772条第2項・第1773条第2項・第1774条第2項・第1775条第2項・第1776条第2項・第1777条第2項・第1778条第2項・第1779条第2項・第1780条第2項・第1781条第2項・第1782条第2項・第1783条第2項・第1784条第2項・第1785条第2項・第1786条第2項・第1787条第2項・第1788条第2項・第1789条第2項・第1790条第2項・第1791条第2項・第1792条第2項・第1793条第2項・第1794条第2項・第1795条第2項・第1796条第2項・第1797条第2項・第1798条第2項・第1799条第2項・第1800条第2項・第1801条第2項・第1802条第2項・第1803条第2項・第1804条第2項・第1805条第2項・第1806条第2項・第1807条第2項・第1808条第2項・第1809条第2項・第1810条第2項・第1811条第2項・第1812条第2項・第1813条第2項・第1814条第2項・第1815条第2項・第1816条第2項・第1817条第2項・第1818条第2項・第1819条第2項・第1820条第2項・第1821条第2項・第1822条第2項・第1823条第2項・第1824条第2項・第1825条第2項・第1826条第2項・第1827条第2項・第1828条第2項・第1829条第2項・第1830条第2項・第1831条第2項・第1832条第2項・第1833条第2項・第1834条第2項・第1835条第2項・第1836条第2項・第1837条第2項・第1838条第2項・第1839条第2項・第1840条第2項・第1841条第2項・第1842条第2項・第1843条第2項・第1844条第2項・第1845条第2項・第1846条第2項・第1847条第2項・第1848条第2項・第1849条第2項・第1850条第2項・第1851条第2項・第1852条第2項・第1853条第2項・第1854条第2項・第1855条第2項・第1856条第2項・第1857条第2項・第1858条第2項・第1859条第2項・第1860条第2項・第1861条第2項・第1862条第2項・第1863条第2項・第1864条第2項・第1865条第2項・第1866条第2項・第1867条第2項・第1868条第2項・第1869条第2項・第1870条第2項・第1871条第2項・第1872条第2項・第1873条第2項・第1874条第2項・第1875条第2項・第1876条第2項・第1877条第2項・第1878条第2項・第1879条第2項・第1880条第2項・第1881条第2項・第1882条第2項・第1883条第2項・第1884条第2項・第1885条第2項・第1886条第2項・第1887条第2項・第1888条第2項・第1889条第2項・第1890条第2項・第1891条第2項・第1892条第2項・第1893条第2項・第1894条第2項・第1895条第2項・第1896条第2項・第1897条第2項・第1898条第2項・第1899条第2項・第1900条第2項・第1901条第2項・第1902条第2項・第1903条第2項・第1904条第2項・第1905条第2項・第1906条第2項・第1907条第2項・第1908条第2項・第1909条第2項・第1910条第2項・第1911条第2項・第1912条第2項・第1913条第2項・第1914条第2項・第1915条第2項・第1916条第2項・第1917条第2項・第1918条第2項・第1919条第2項・第1920条第2項・第1921条第2項・第1922条第2項・第1923条第2項・第1924条第2項・第1925条第2項・第1926条第2項・第1927条第2項・第1928条第2項・第1929条第2項・第1930条第2項・第1931条第2項・第1932条第2項・第1933条第2項・第1934条第2項・第1935条第2項・第1936条第2項・第1937条第2項・第1938条第2項・第1939条第2項・第1940条第2項・第1941条第2項・第1942条第2項・第1943条第2項・第1944条第2項・第1945条第2項・第1946条第2項・第1947条第2項・第1948条第2項・第1949条第2項・第1950条第2項・第1951条第2項・第1952条第2項・第1953条第2項・第1954条第2項・第1955条第2項・第1956条第2項・第1957条第2項・第1958条第2項・第1959条第2項・第1960条第2項・第1961条第2項・第1962条第2項・第1963条第2項・第1964条第2項・第1965条第2項・第1966条第2項・第1967条第2項・第1968条第2項・第1969条第2項・第1970条第2項・第1971条第2項・第1972条第2項・第1973条第2項・第1974条第2項・第1975条第2項・第1976条第2項・第1977条第2項・第1978条第2項・第1979条第2項・第1980条第2項・第1981条第2項・第1982条第2項・第1983条第2項・第1984条第2項・第1985条第2項・第1986条第2項・第1987条第2項・第1988条第2項・第1989条第2項・第1990条第2項・第1991条第2項・第1992条第2項・第1993条第2項・第1994条第2項・第1995条第2項・第1996条第2項・第1997条第2項・第1998条第2項・第1999条第2項・第2000条第2項・第2001条第2項・第2002条第2項・第2003条第2項・第2004条第2項・第2005条第2項・第2006条第2項・第2007条第2項・第2008条第2項・第2009条第2項・第2010条第2項・第2011条第2項・第2012条第2項・第2013条第2項・第2014条第2項・第2015条第2項・第2016条第2項・第2017条第2項・第2018条第2項・第2019条第2項・第2020条第2項・第2021条第2項・第2022条第2項・第2023条第2項・第2024条第2項・第2025条第2項・第2026条第2項・第2027条第2項・第2028条第2項・第2029条第2項・第2030条第2項・第2031条第2項・第2032条第2項・第2033条第2項・第2034条第2項・第2035条第2項・第2036条第2項・第2037条第2項・第2038条第2項・第2039条第2項・第2040条第2項・第2041条第2項・第2042条第2項・第2043条第2項・第2044条第2項・第2045条第2項・第2046条第2項・第2047条第2項・第2048条第2項・第2049条第2項・第2050条第2項・第2051条第2項・第2052条第2項・第2053条第2項・第2054条第2項・第2055条第2項・第2056条第2項・第2057条第2項・第2058条第2項・第2059条第2項・第2060条第2項・第2061条第2項・第2062条第2項・第2063条第2項・第2064条第2項・第2065条第2項・第2066条第2項・第2067条第2項・第2068条第2項・第2069条第2項・第2070条第2項・第2071条第2項・第2072条第2項・第2073条第2項・第2074条第2項・第2075条第2項・第2076条第2項・第2077条第2項・第2078条第2項・第2079条第2項・第2080条第2項・第2081条第2項・第2082条第2項・第2083条第2項・第2084条第2項・第2085条第2項・第2086条第2項・第2087条第2項・第2088条第2項・第2089条第2項・第2090条第2項・第2091条第2項・第2092条第2項・第2093条第2項・第2094条第2項・第2095条第2項・第2096条第2項・第2097条第2項・第2098条第2項・第2099条第2項・第2100条第2項・第2101条第2項・第2102条第2項・第2103条第2項・第2104条第2項・第2105条第2項・第2106条第2項・第2107条第2項・第2108条第2項・第2109条第2項・第2110条第2項・第2111条第2項・第2112条第2項・第2113条第2項・第2114条第2項・第2115条第2項・第2116条第2項・第2117条第2項・第2118条第2項・第2119条第2項・第2120条第2項・第2121条第2項・第2122条第2項・第2123条第2項・第2124条第2項・第2125条第2項・第2126条第2項・第2127条第2項・第2128条第2項・第2129条第2項・第2130条第2項・第2131条第2項・第2132条第2項・第2133条第2項・第2134条第2項・第2135条第2項・第2136条第2項・第2137

放射線測定装置の種類及び測定条件（注９）	
遮蔽確認対象物への異物の混入等の防止措置（注10）	
手数料の納付方法（注11）	イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付

注　１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日」　法第３条の２第１項又は法第４条第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

３　「工場又は事業所　商業事業所等」　原子炉施設等又は届出資源事業者にあっては、事務上の連絡先について記載すること。

４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

５　「遮蔽確認対象物の種類」　放射性同位元素によって汚染された物又は放射化物の区及び金属くず、コンクリート破片、ガラスくず又は煉瓦等しくは瓦いしくの区分を記載すること。

６　「評価単位」　放射能濃度の分布の有一様放射線源とされる放射線濃度を考慮して設定した重量について、遮蔽確認対象物の種類ごとに記載すること。

７　「評価対象放射性同位元素の種類」　評価単位に含まれる放射性同位元素のうち、放射線量を評価する上で重要なものについて、遮蔽確認対象物の種類ごとに記載を記載すること。

８　「放射線濃度を測定する方法」　放射線濃度の測定方法について、遮蔽確認対象物の種類及び容器ごとに記載すること。

９　「放射線測定装置の種類及び測定条件」　遮蔽確認対象物の形状、材質、評価単位、汚染の状況等を踏まえて選択した放射線測定装置及び測定時間の下に規定する基準を越えないかどうかを速やかに判断できるように設定した測定条件について、遮蔽確認対象物の種類及び容器ごとに記載すること。

10　「遮蔽確認対象物への異物の混入等の防止措置」　遮蔽確認対象物への異物の混入及び放射性同位元素による汚染を防止するための措置（保管の方法及び場所を含む。）について、遮蔽確認対象物の種類ごとに記載を記載すること。

11　手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に糊付けせずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、納入告知書原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　この申請書に用法規則は、日本語で記載し、２通とすること。

３　この申請書には、第３条の６第１項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第４１（第３１条関係）

別記様式第41（第31条関係）（用紙は日本産業規格Ａ４とする。）

	整理番号（注１）		
放射線取扱主任者選任届出書 原子力規制委員会　殿 氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第34条第３項の規定により放射線取扱主任者の選任届出を届け出ます。		年　月　日	
氏名又は名称			
法人にあっては、その代表者の氏名			
住所	郵便番号（　　） 郵送先 住所 電話番号（　　）		
許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日（注３）			
工場又は事業所等（注３）	名称		
	所在地	郵便番号（　　） 郵送先 電話番号（　　）	
	連絡員の氏名（注４）	所属部署名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）	
使用開始又は廃止年月日（注５）	選び入れ　年月日（注５）	年　月　日	
放射線取扱主任者	年齢	選任年月日	職務上の地位	免状の種類及び番号（注６）
	歳	年　月　日		
放射線取扱主任者の氏名	解任年月日	選任年月日	解任理由	
	年　月　日	年　月　日		

注　１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日」　法第３条の２第１項又は法第４条第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

３　「工場又は事業所　商業事業所等」　原子炉施設等又は届出資源事業者にあっては、事務上の連絡先について記載すること。

４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

５　「使用開始又は廃止年月日　選び入れ　年月日　放射性同位元素を使用開始又は放射線取扱主任者選任届出書に選び入れ、放射線発生装置を使用地域に設置し、又は放射性同位元素の販売しくは賃貸の開始又は放射性同位元素等の廃棄の開始する年月日を記載すること。

６　「免状の種類及び番号」　種類については、第１種放射線取扱主任者免状、第２種放射線取扱主任者免状（一般）、第３種放射線取扱主任者免状（放射性同位元素表面汚染検査器等）又しくは第３種放射線取扱主任者免状の区又は区分、番号については、国家、事所規程又しくは業務所の場合には、その免許証番号を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　この様式の提出部数は、１通とすること。ただし、第６条第１項の規定により出該届書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体１個及び電磁的記録媒体提出票１通とすること。

別記様式第４２（第３３条関係）

別記様式第４２（第３３条関係）（用紙日本産業規格Ａ４縦・金色・可能な限り中小・印刷文字三十七級下、可能な限り中４・印刷文字四１・地紋第７図１・地色第２図１・一部色２）

	整理番号（注１）		
放射線取扱主任者の代理者 選任 解任 届 年　月　日 原子力規制委員会　殿 氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第３５条の規定により放射線取扱主任者の代理者の 選任 解任 を届け出ます。			
氏　名　又　は　名　称			
法人にあっては、その代表者の氏名			
住　所	郵便番号（　） 都道府県 電話番号（　）		
許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日（注２）			
工場又は事業所及び放射線業務所等（注３）	名　称		
	所　在　地	郵便番号（　） 都道府県 電話番号（　）	
	連絡員の氏名（注４）	所属部課名（　） 電話番号（　） ＦＡＸ番号（　） メールアドレス（　）	
放射線取扱主任者の氏名	選任年月日	職務を行うことができなくなった年月日又は その期間	職務を行うことができない理由
	年　月　日	年　月　日から 年　月　日まで	
被選任者の氏名	年　齢	選任年月日	職務上の地位	免状の種類及び番号（注５）
	歳	年　月　日		
被解任者の氏名	解任年月日	選任年月日	解　任　理　由
	年　月　日	年　月　日	

注　１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「許可証の年月日及び番号、法第３条の２第１項の届出をした年月日又は法第４条第１項の届出をした年月日」　法第３条の２第１項又は法第４条第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

３　「工場又は事業所及び放射線業務所等」　届出販売業者又は届出貸付業者にあっては、事務上の連絡先について記載すること。

４　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

５　「免状の種類及び番号」　種類については、第１種放射線取扱主任者免状、第２種放射線取扱主任者免状、第３種放射線取扱主任者免状（一般）、第３種放射線取扱主任者免状（放射性同位元素装備機器）若しくは第３種放射線取扱主任者免状の別又は区分、番号及び年月日を記載し、年号については、西暦、昭和西暦又は平成西暦の場合には、その先頭記号を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　この様式の提出部数は、１通とすること。ただし、第４０条第１項の規定により当該届書の提出にかえて電磁的記録提供等を提出する場合においては、電磁的記録提供（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるものをいう。）に係る電磁的記録媒体１通とすること。

別記様式第４３（第３５条関係）

別記様式第４３（用紙日本産業規格Ａ４縦・金色・印刷文字三十八級下、可能な限り中４・印刷文字四１・地紋第７図１・地色第２図１・一部色２）

	公整理番号		
放射線取扱主任者試験受験申込書		公受験番号	
１　試験区分	□ 第１種　　□ 第３種		
２　受験希望地			
３　氏　名	（ふりがな）		
４　性　別	□ 男　　□ 女		
５　生年月日	年　月　日（　歳）		
６　本籍地（注２）	郵便番号（　） 都道府県		
７　現住所	郵便番号（　） 都道府県 電話番号（　）		
８　最終学歴	学校名	１大学院　２大学　３短大　４高等専門学校（５年制）　５専修学校（３年制）　６高等学校又は同等学校　７中等学校　８その他（　）	
	学部・学科名	１医学　２歯学　３薬学（教職課程）　４理学（化学系）　５理学（生物系）　６理学（その他）　７農学　８工学（教職課程）　９工学（化学系）　１０工学（その他）　１１医療技術専門学科　１２その他（　）	
	年　月（１卒業　２卒業見込　３修了　４修了見込　５中退）		
９　勤務先	名　称（部・課名まで）	所　在　地	
		郵便番号（　） 都道府県 電話番号（　）	
１０　資　　料			
原子力規制委員会　殿（注３） 年　月　日 氏名			
手数料の納付方法（注４）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録試験機関に申請する場合） ハ　登録試験機関が定める方法による納付		

注　１　削除

２　「９　本籍地」　受験申込者が外国人の場合にあっては、国名を記載すること。

３　「原子力規制委員会」　登録試験機関に申請する場合は登録試験機関の長宛てとすること。

４　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入可能により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に貼付けて処理すること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、納入告知書原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録試験機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録試験機関の試験事務規程に定めるところにより料金を当該登録試験機関に納付すること。

備考１　※印欄には記載しないこと。

２　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４４（第３５条の２関係）

別記様式第44（第35条の2関係）（平21工令61・全改、平25工令14・一部改正、平26工令4・一部改正（第二十八条下、平27工令8・6・平30原子規1・令元原子規3・一部改正））

番　　号

放射線取扱主任者試験合格証

氏　名

年　月　日生

放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第　項の規定により　年　月に実施した第　種放射線取扱主任者免状に係る試験に合格したことを証する。

年　月　日

原子力規制委員会　　印

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４５（第３５条の３関係）

別記様式第45（第35条の3関係）（平21工令61・全改、平25工令14・一部改正、平26工令4・一部改正（第十八条下、平27工令8・6・平30原子規1・令元原子規3・一部改正））

整理番号（注１）	

放射線取扱主任者試験合格証再交付申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第35条の3第1項の規定により放射線取扱主任者試験合格証の再交付を申請します。

氏　（ふりがな）名	
生　年　月　日	年　月　日（　歳）
本　　籍（注２）	都道府県
現　住　所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
合格証の交付年月日及び番号	
再交付を受けようとする理由	

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「本籍」　申請者が外国人の場合にあつては、国名を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　合格証を汚し、又は損じた者が申請する場合には、汚し、又は損じた合格証を添えること。

別記様式第４６（第３５条の５関係）

別記様式第46（第35条の5関係）（平21工令61・全改、平25工令14・一部改正、平26工令4・一部改正（第二十八条下、平27工令8・6・平30原子規1・令元原子規3・令3原子規1・一部改正））

整理番号（注１）		
放射線取扱主任者講習受講申込書	介　受　講　番　号	
１　講　習　区　分	□　第１種　□　第２種　□　第３種	
２　有する放射線取扱主任者試験合格証の番号		
３　氏　（ふりがな）名		
４　性　　別	□　男　□　女	
５　生　年　月　日	年　月　日（　歳）	
６　現　住　所（ふりがな）	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）	

年　月　日

原子力規制委員会　殿（注３）

氏名

手数料の納付方法（注４）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録登録講習機関に申請する場合） ハ　登録登録講習機関が定める方法による納付

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　削除

３　「原子力規制委員会」　登録登録講習機関に申請する場合は登録登録講習機関の長宛てとすること。

４　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イをＣ○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロをＣ○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房事務官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録登録講習機関に申請する場合は、ハをＣ○で囲み、当該登録登録講習機関の登録講習業務規程に定めるところによる料金を当該登録登録講習機関に納付すること。

備考１　印の欄には記載しないこと。

２　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４７（第３５条の６関係）

別記様式第４７（第35条の６関係）（平成12年６月１６日・金令、平成２年６月１６日・７８試工業第４２２号、平成２年６月１６日・６９原子炉第３１１号・一部改正）

第　　号	
放射線取扱主任者講習修了証	
氏　名	
年　月　日生	
放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第　項の規定により　年　月に実施した第　種放射線取扱主任者免状に係る資格講習を修了したことを証する。	
年　月　日	
原子力規制委員会	印
登録資格講習機関の長	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４８（第３５条の７関係）

別記様式第４８（第35条の７関係）（平成12年６月１６日・金令、平成２年６月１６日・７８試工業第４２２号、平成２年６月１６日・６９原子炉第３１１号・一部改正）

	整理番号（注１）		
放射線取扱主任者講習修了証再交付申請書			
年　月　日			
原子力規制委員会　殿（注２）			
氏　名			
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第35条の７第１項の規定により放射線取扱主任者講習修了証の再交付を申請します。			
氏（ふ り が な）名			
生　年　月　日	年　月　日（　歳）		
本　　籍（注３）	都道府県		
現　住　所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）		
修了証の交付年月日及び番号			
再交付を受けようとする理由			

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「原子力規制委員会」　登録資格講習機関に申請する場合は登録資格講習機関の長殿とすること。

３　「本籍」　申請者が外国人の場合にあつては、国名を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　修了証を失し、又は損じた者が申請する場合には、汚し、又は損じた修了証を添えること。

別記様式第４９（第３６条関係）

別記様式第４９（第36条関係）（平成12年６月１６日・金令、平成２年６月１６日・７８試工業第４２２号、平成２年６月１６日・６９原子炉第３１１号・一部改正）

第　　号	
第　種放射線取扱主任者免状	
氏　名	
年　月　日生	
放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第　項の規定により第　種放射線取扱主任者免状を交付する。	
年　月　日	
原子力規制委員会	印

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第５０（第３６条の２関係）

別記様式第５０（第36条の２関係）（平成12年６月１６日・金令、平成２年６月１６日・７８試工業第４２２号、平成２年６月１６日・６９原子炉第３１１号・一部改正）

	整理番号（注１）		
第１種 第２種 第３種　放射線取扱主任者免状交付申請書			
年　月　日			
原子力規制委員会　殿			
氏　名			
放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「法」という。）第35条第３項、第３項又は第４項の規定により、第１種 第２種 第３種　放射線取扱主任者免状の交付を申請します。なお、次に掲げる者に該当していません。 (1)　法第35条第４項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その命ぜられた日から起算して１年を経過していない者 (2)　法又は法に基づく命令の規定に違反して、拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して３年を経過していない者			
氏（ふ り が な）名			
生　年　月　日	年　月　日（　歳）		
本　　籍（注２）	都道府県		
現　住　所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）		
住民票コード			
合格した試験	第１種 第２種	放射線取扱主任者免状に係る試験合格証番号	
修了した講習	第１種 第２種 第３種	放射線取扱主任者免状に係る講習修了証番号	

手数料の納付方法（注3）	イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
　　2　「本籍」　申請者が外国人の場合にあつては、国名を記載すること。
　　3　手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計課長が送付する納入告知書の指示に従うこと。
備考1　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。
　　2　住民票コードを記載することに代えて、住民票の写しを添付することができる。

別記様式第５１（第３７条関係）

別記様式第51（第37条関係）（平27.12.25.令.3・全改、平31.2.28.令.3・旧様式第四十七号繰下、平31.3.31.令.1・平31.原子技1・令元.原子技3.3・一部改正）

整理番号（注1）	

第１種
第２種　放射線取扱主任者免状訂正申請書
第３種

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第37条の規定により、免状を添えて、第１種 第２種 第３種 放射線取扱主任者免状の訂正を申請します。

（ふ り が な） 氏　名	
生　年　月　日	年　月　日（　歳）
本　籍（注2）	都道府県
現　住　所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
住民票コード	
免状の交付年月日及び番号	
変更の内容　変更前	
変更の内容　変更後	
変更の年月日	年　月　日
変更の理由	

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
　　2　「本籍」　申請者が外国人の場合にあつては、国名を記載すること。
備考1　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。
　　2　住民票コードを記載することに代えて、住民票の写しを添付することができる。

別記様式第５２（第３８条関係）

別記様式第52（第38条関係）（平27.12.25.令.3・全改、平31.2.28.令.3・旧様式第四十七号繰下、平31.3.31.令.1・平31.原子技1・令元.原子技3.3・一部改正）

整理番号（注1）	

第１種
第２種　放射線取扱主任者免状再交付申請書
第３種

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第38条の規定により 第１種 第２種 第３種 放射線取扱主任者免状の再交付を申請します。

（ふ り が な） 氏　名	
生　年　月　日	年　月　日（　歳）
本　籍（注2）	都道府県
現　住　所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）
住民票コード	
免状の交付年月日及び番号	
再交付を受けようとする理由	
手数料の納付方法（注3）	イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
　　2　「本籍」　申請者が外国人の場合にあつては、国名を記載すること。
　　3　手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計課長が送付する納入告知書の指示に従うこと。
備考1　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。
　　2　免状を汚し、又は損じた者が申請する場合には、汚し、又は損じた免状を添えること。

別記様式第５３（第３８条の２関係）

別記様式第53（第38条の2関係）（平27.12.25.令.3・全改、平31.2.28.令.3・旧様式第四十五号繰下、平31.3.31.令.1・平31.原子技1・令元.原子技3.3・一部改正）

第　号

放射線取扱主任者に係る審査修了証

氏　名

年　月　日生

放射性同位元素等の規制に関する法律第36条の５第１項の規定により　年　月に実施した審査を修了したことを証する。

年　月　日

原子力規制委員会　印

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

別記様式第５３の２（第３８条の６関係）

別記様式第５３の２（第３８条の６関係）（第３８条の２第１項・第３８条の３第１項・第３８条の５第１項・第３８条の７第１項・第３８条の８第１項・第３８条の９第１項・第３８条の１０第１項・第３８条の１１第１項・第３８条の１２第１項・第３８条の１３第１項・第３８条の１４第１項・第３８条の１５第１項・第３８条の１６第１項・第３８条の１７第１項・第３８条の１８第１項・第３８条の１９第１項・第３８条の２０第１項・第３８条の２１第１項・第３８条の２２第１項・第３８条の２３第１項・第３８条の２４第１項・第３８条の２５第１項・第３８条の２６第１項・第３８条の２７第１項・第３８条の２８第１項・第３８条の２９第１項・第３８条の３０第１項・第３８条の３１第１項・第３８条の３２第１項・第３８条の３３第１項・第３８条の３４第１項・第３８条の３５第１項・第３８条の３６第１項・第３８条の３７第１項・第３８条の３８第１項・第３８条の３９第１項・第３８条の４０第１項・第３８条の４１第１項・第３８条の４２第１項・第３８条の４３第１項・第３８条の４４第１項・第３８条の４５第１項・第３８条の４６第１項・第３８条の４７第１項・第３８条の４８第１項・第３８条の４９第１項・第３８条の５０第１項・第３８条の５１第１項・第３８条の５２第１項・第３８条の５３第１項・第３８条の５４第１項・第３８条の５５第１項・第３８条の５６第１項・第３８条の５７第１項・第３８条の５８第１項・第３８条の５９第１項・第３８条の６０第１項・第３８条の６１第１項・第３８条の６２第１項・第３８条の６３第１項・第３８条の６４第１項・第３８条の６５第１項・第３８条の６６第１項・第３８条の６７第１項・第３８条の６８第１項・第３８条の６９第１項・第３８条の７０第１項・第３８条の７１第１項・第３８条の７２第１項・第３８条の７３第１項・第３８条の７４第１項・第３８条の７５第１項・第３８条の７６第１項・第３８条の７７第１項・第３８条の７８第１項・第３８条の７９第１項・第３８条の８０第１項・第３８条の８１第１項・第３８条の８２第１項・第３８条の８３第１項・第３８条の８４第１項・第３８条の８５第１項・第３８条の８６第１項・第３８条の８７第１項・第３８条の８８第１項・第３８条の８９第１項・第３８条の９０第１項・第３８条の９１第１項・第３８条の９２第１項・第３８条の９３第１項・第３８条の９４第１項・第３８条の９５第１項・第３８条の９６第１項・第３８条の９７第１項・第３８条の９８第１項・第３８条の９９第１項・第３８条の１００第１項・第３８条の１０１第１項・第３８条の１０２第１項・第３８条の１０３第１項・第３８条の１０４第１項・第３８条の１０５第１項・第３８条の１０６第１項・第３８条の１０７第１項・第３８条の１０８第１項・第３８条の１０９第１項・第３８条の１１０第１項・第３８条の１１１第１項・第３８条の１１２第１項・第３８条の１１３第１項・第３８条の１１４第１項・第３８条の１１５第１項・第３８条の１１６第１項・第３８条の１１７第１項・第３８条の１１８第１項・第３８条の１１９第１項・第３８条の１２０第１項・第３８条の１２１第１項・第３８条の１２２第１項・第３８条の１２３第１項・第３８条の１２４第１項・第３８条の１２５第１項・第３８条の１２６第１項・第３８条の１２７第１項・第３８条の１２８第１項・第３８条の１２９第１項・第３８条の１３０第１項・第３８条の１３１第１項・第３８条の１３２第１項・第３８条の１３３第１項・第３８条の１３４第１項・第３８条の１３５第１項・第３８条の１３６第１項・第３８条の１３７第１項・第３８条の１３８第１項・第３８条の１３９第１項・第３８条の１４０第１項・第３８条の１４１第１項・第３８条の１４２第１項・第３８条の１４３第１項・第３８条の１４４第１項・第３８条の１４５第１項・第３８条の１４６第１項・第３８条の１４７第１項・第３８条の１４８第１項・第３８条の１４９第１項・第３８条の１５０第１項・第３８条の１５１第１項・第３８条の１５２第１項・第３８条の１５３第１項・第３８条の１５４第１項・第３８条の１５５第１項・第３８条の１５６第１項・第３８条の１５７第１項・第３８条の１５８第１項・第３８条の１５９第１項・第３８条の１６０第１項・第３８条の１６１第１項・第３８条の１６２第１項・第３８条の１６３第１項・第３８条の１６４第１項・第３８条の１６５第１項・第３８条の１６６第１項・第３８条の１６７第１項・第３８条の１６８第１項・第３８条の１６９第１項・第３８条の１７０第１項・第３８条の１７１第１項・第３８条の１７２第１項・第３８条の１７３第１項・第３８条の１７４第１項・第３８条の１７５第１項・第３８条の１７６第１項・第３８条の１７７第１項・第３８条の１７８第１項・第３８条の１７９第１項・第３８条の１８０第１項・第３８条の１８１第１項・第３８条の１８２第１項・第３８条の１８３第１項・第３８条の１８４第１項・第３８条の１８５第１項・第３８条の１８６第１項・第３８条の１８７第１項・第３８条の１８８第１項・第３８条の１８９第１項・第３８条の１９０第１項・第３８条の１９１第１項・第３８条の１９２第１項・第３８条の１９３第１項・第３８条の１９４第１項・第３８条の１９５第１項・第３８条の１９６第１項・第３８条の１９７第１項・第３８条の１９８第１項・第３８条の１９９第１項・第３８条の２００第１項・第３８条の２０１第１項・第３８条の２０２第１項・第３８条の２０３第１項・第３８条の２０４第１項・第３８条の２０５第１項・第３８条の２０６第１項・第３８条の２０７第１項・第３８条の２０８第１項・第３８条の２０９第１項・第３８条の２１０第１項・第３８条の２１１第１項・第３８条の２１２第１項・第３８条の２１３第１項・第３８条の２１４第１項・第３８条の２１５第１項・第３８条の２１６第１項・第３８条の２１７第１項・第３８条の２１８第１項・第３８条の２１９第１項・第３８条の２２０第１項・第３８条の２２１第１項・第３８条の２２２第１項・第３８条の２２３第１項・第３８条の２２４第１項・第３８条の２２５第１項・第３８条の２２６第１項・第３８条の２２７第１項・第３８条の２２８第１項・第３８条の２２９第１項・第３８条の２３０第１項・第３８条の２３１第１項・第３８条の２３２第１項・第３８条の２３３第１項・第３８条の２３４第１項・第３８条の２３５第１項・第３８条の２３６第１項・第３８条の２３７第１項・第３８条の２３８第１項・第３８条の２３９第１項・第３８条の２４０第１項・第３８条の２４１第１項・第３８条の２４２第１項・第３８条の２４３第１項・第３８条の２４４第１項・第３８条の２４５第１項・第３８条の２４６第１項・第３８条の２４７第１項・第３８条の２４８第１項・第３８条の２４９第１項・第３８条の２５０第１項・第３８条の２５１第１項・第３８条の２５２第１項・第３８条の２５３第１項・第３８条の２５４第１項・第３８条の２５５第１項・第３８条の２５６第１項・第３８条の２５７第１項・第３８条の２５８第１項・第３８条の２５９第１項・第３８条の２６０第１項・第３８条の２６１第１項・第３８条の２６２第１項・第３８条の２６３第１項・第３８条の２６４第１項・第３８条の２６５第１項・第３８条の２６６第１項・第３８条の２６７第１項・第３８条の２６８第１項・第３８条の２６９第１項・第３８条の２７０第１項・第３８条の２７１第１項・第３８条の２７２第１項・第３８条の２７３第１項・第３８条の２７４第１項・第３８条の２７５第１項・第３８条の２７６第１項・第３８条の２７７第１項・第３８条の２７８第１項・第３８条の２７９第１項・第３８条の２８０第１項・第３８条の２８１第１項・第３８条の２８２第１項・第３８条の２８３第１項・第３８条の２８４第１項・第３８条の２８５第１項・第３８条の２８６第１項・第３８条の２８７第１項・第３８条の２８８第１項・第３８条の２８９第１項・第３８条の２９０第１項・第３８条の２９１第１項・第３８条の２９２第１項・第３８条の２９３第１項・第３８条の２９４第１項・第３８条の２９５第１項・第３８条の２９６第１項・第３８条の２９７第１項・第３８条の２９８第１項・第３８条の２９９第１項・第３８条の３００第１項・第３８条の３０１第１項・第３８条の３０２第１項・第３８条の３０３第１項・第３８条の３０４第１項・第３８条の３０５第１項・第３８条の３０６第１項・第３８条の３０７第１項・第３８条の３０８第１項・第３８条の３０９第１項・第３８条の３１０第１項・第３８条の３１１第１項・第３８条の３１２第１項・第３８条の３１３第１項・第３８条の３１４第１項・第３８条の３１５第１項・第３８条の３１６第１項・第３８条の３１７第１項・第３８条の３１８第１項・第３８条の３１９第１項・第３８条の３２０第１項・第３８条の３２１第１項・第３８条の３２２第１項・第３８条の３２３第１項・第３８条の３２４第１項・第３８条の３２５第１項・第３８条の３２６第１項・第３８条の３２７第１項・第３８条の３２８第１項・第３８条の３２９第１項・第３８条の３３０第１項・第３８条の３３１第１項・第３８条の３３２第１項・第３８条の３３３第１項・第３８条の３３４第１項・第３８条の３３５第１項・第３８条の３３６第１項・第３８条の３３７第１項・第３８条の３３８第１項・第３８条の３３９第１項・第３８条の３４０第１項・第３８条の３４１第１項・第３８条の３４２第１項・第３８条の３４３第１項・第３８条の３４４第１項・第３８条の３４５第１項・第３８条の３４６第１項・第３８条の３４７第１項・第３８条の３４８第１項・第３８条の３４９第１項・第３８条の３５０第１項・第３８条の３５１第１項・第３８条の３５２第１項・第３８条の３５３第１項・第３８条の３５４第１項・第３８条の３５５第１項・第３８条の３５６第１項・第３８条の３５７第１項・第３８条の３５８第１項・第３８条の３５９第１項・第３８条の３６０第１項・第３８条の３６１第１項・第３８条の３６２第１項・第３８条の３６３第１項・第３８条の３６４第１項・第３８条の３６５第１項・第３８条の３６６第１項・第３８条の３６７第１項・第３８条の３６８第１項・第３８条の３６９第１項・第３８条の３７０第１項・第３８条の３７１第１項・第３８条の３７２第１項・第３８条の３７３第１項・第３８条の３７４第１項・第３８条の３７５第１項・第３８条の３７６第１項・第３８条の３７７第１項・第３８条の３７８第１項・第３８条の３７９第１項・第３８条の３８０第１項・第３８条の３８１第１項・第３８条の３８２第１項・第３８条の３８３第１項・第３８条の３８４第１項・第３８条の３８５第１項・第３８条の３８６第１項・第３８条の３８７第１項・第３８条の３８８第１項・第３８条の３８９第１項・第３８条の３９０第１項・第３８条の３９１第１項・第３８条の３９２第１項・第３８条の３９３第１項・第３８条の３９４第１項・第３８条の３９５第１項・第３８条の３９６第１項・第３８条の３９７第１項・第３８条の３９８第１項・第３８条の３９９第１項・第３８条の４００第１項・第３８条の４０１第１項・第３８条の４０２第１項・第３８条の４０３第１項・第３８条の４０４第１項・第３８条の４０５第１項・第３８条の４０６第１項・第３８条の４０７第１項・第３８条の４０８第１項・第３８条の４０９第１項・第３８条の４１０第１項・第３８条の４１１第１項・第３８条の４１２第１項・第３８条の４１３第１項・第３８条の４１４第１項・第３８条の４１５第１項・第３８条の４１６第１項・第３８条の４１７第１項・第３８条の４１８第１項・第３８条の４１９第１項・第３８条の４２０第１項・第３８条の４２１第１項・第３８条の４２２第１項・第３８条の４２３第１項・第３８条の４２４第１項・第３８条の４２５第１項・第３８条の４２６第１項・第３８条の４２７第１項・第３８条の４２８第１項・第３８条の４２９第１項・第３８条の４３０第１項・第３８条の４３１第１項・第３８条の４３２第１項・第３８条の４３３第１項・第３８条の４３４第１項・第３８条の４３５第１項・第３８条の４３６第１項・第３８条の４３７第１項・第３８条の４３８第１項・第３８条の４３９第１項・第３８条の４４０第１項・第３８条の４４１第１項・第３８条の４４２第１項・第３８条の４４３第１項・第３８条の４４４第１項・第３８条の４４５第１項・第３８条の４４６第１項・第３８条の４４７第１項・第３８条の４４８第１項・第３８条の４４９第１項・第３８条の４５０第１項・第３８条の４５１第１項・第３８条の４５２第１項・第３８条の４５３第１項・第３８条の４５４第１項・第３８条の４５５第１項・第３８条の４５６第１項・第３８条の４５７第１項・第３８条の４５８第１項・第３８条の４５９第１項・第３８条の４６０第１項・第３８条の４６１第１項・第３８条の４６２第１項・第３８条の４６３第１項・第３８条の４６４第１項・第３８条の４６５第１項・第３８条の４６６第１項・第３８条の４６７第１項・第３８条の４６８第１項・第３８条の４６９第１項・第３８条の４７０第１項・第３８条の４７１第１項・第３８条の４７２第１項・第３８条の４７３第１項・第３８条の４７４第１項・第３８条の４７５第１項・第３８条の４７６第１項・第３８条の４７７第１項・第３８条の４７８第１項・第３８条の４７９第１項・第３８条の４８０第１項・第３８条の４８１第１項・第３８条の４８２第１項・第３８条の４８３第１項・第３８条の４８４第１項・第３８条の４８５第１項・第３８条の４８６第１項・第３８条の４８７第１項・第３８条の４８８第１項・第３８条の４８９第１項・第３８条の４９０第１項・第３８条の４９１第１項・第３８条の４９２第１項・第３８条の４９３第１項・第３８条の４９４第１項・第３８条の４９５第１項・第３８条の４９６第１項・第３８条の４９７第１項・第３８条の４９８第１項・第３８条の４９９第１項・第３８条の５００第１項・第３８条の５０１第１項・第３８条の５０２第１項・第３８条の５０３第１項・第３８条の５０４第１項・第３８条の５０５第１項・第３８条の５０６第１項・第３８条の５０７第１項・第３８条の５０８第１項・第３８条の５０９第１項・第３８条の５１０第１項・第３８条の５１１第１項・第３８条の５１２第１項・第３８条の５１３第１項・第３８条の５１４第１項・第３８条の５１５第１項・第３８条の５１６第１項・第３８条の５１７第１項・第３８条の５１８第１項・第３８条の５１９第１項・第３８条の５２０第１項・第３８条の５２１第１項・第３８条の５２２第１項・第３８条の５２３第１項・第３８条の５２４第１項・第３８条の５２５第１項・第３８条の５２６第１項・第３８条の５２７第１項・第３８条の５２８第１項・第３８条の５２９第１項・第３８条の５３０第１項・第３８条の５３１第１項・第３８条の５３２第１項・第３８条の５３３第１項・第３８条の５３４第１項・第３８条の５３５第１項・第３８条の５３６第１項・第３８条の５３７第１項・第３８条の５３８第１項・第３８条の５３９第１項・第３８条の５４０第１項・第３８条の５４１第１項・第３８条の５４２第１項・第３８条の５４３第１項・第３８条の５４４第１項・第３８条の５４５第１項・第３８条の５４６第１項・第３８条の５４７第１項・第３８条の５４８第１項・第３８条の５４９第１項・第３８条の５５０第１項・第３８条の５５１第１項・第３８条の５５２第１項・第３８条の５５３第１項・第３８条の５５４第１項・第３８条の５５５第１項・第３８条の５５６第１項・第３８条の５５７第１項・第３８条の５５８第１項・第３８条の５５９第１項・第３８条の５６０第１項・第３８条の５６１第１項・第３８条の５６２第１項・第３８条の５６３第１項・第３８条の５６４第１項・第３８条の５６５第１項・第３８条の５６６第１項・第３８条の５６７第１項・第３８条の５６８第１項・第３８条の５６９第１項・第３８条の５７０第１項・第３８条の５７１第１項・第３８条の５７２第１項・第３８条の５７３第１項・第３８条の５７４第１項・第３８条の５７５第１項・第３８条の５７６第１項・第３８条の５７７第１項・第３８条の５７８第１項・第３８条の５７９第１項・第３８条の５８０第１項・第３８条の５８１第１項・第３８条の５８２第１項・第３８条の５８３第１項・第３８条の５８４第１項・第３８条の５８５第１項・第３８条の５８６第１項・第３８条の５８７第１項・第３８条の５８８第１項・第３８条の５８９第１項・第３８条の５９０第１項・第３８条の５９１第１項・第３８条の５９２第１項・第３８条の５９３第１項・第３８条の５９４第１項・第３８条の５９５第１項・第３８条の５９６第１項・第３８条の５９７第１項・第３８条の５９８第１項・第３８条の５９９第１項・第３８条の６００第１項・第３８条の６０１第１項・第３８条の６０２第１項・第３８条の６０３第１項・第３８条の６０４第１項・第３８条の６０５第１項・第３８条の６０６第１項・第３８条の６０７第１項・第３８条の６０８第１項・第３８条の６０９第１項・第３８条の６１０第１項・第３８条の６１１第１項・第３８条の６１２第１項・第３８条の６１３第１項・第３８条の６１４第１項・第３８条の６１５第１項・第３８条の６１６第１項・第３８条の６１７第１項・第３８条の６１８第１項・第３８条の６１９第１項・第３８条の６２０第１項・第３８条の６２１第１項・第３８条の６２２第１項・第３８条の６２３第１項・第３８条の６２４第１項・第３８条の６２５第１項・第３８条の６２６第１項・第３８条の６２７第１項・第３８条の６２８第１項・第３８条の６２９第１項・第３８条の６３０第１項・第３８条の６３１第１項・第３８条の６３２第１項・第３８条の６３３第１項・第３８条の６３４第１項・第３８条の６３５第１項・第３８条の６３６第１項・第３８条の６３７第１項・第３８条の６３８第１項・第３８条の６３９第１項・第３８条の６４０第１項・第３８条の６４１第１項・第３８条の６４２第１項・第３８条の６４３第１項・第３８条の６４４第１項・第３８条の６４５第１項・第３８条の６４６第１項・第３８条の６４７第１項・第３８条の６４８第１項・第３８条の６４９第１項・第３８条の６５０第１項・第３８条の６５１第１項・第３８条の６５２第１項・第３８条の６５３第１項・第３８条の６５４第１項・第３８条の６５５第１項・第３８条の６５６第１項・第３８条の６５７第１項・第３８条の６５８第１項・第３８条の６５９第１項・第３８条の６６０第１項・第３８条の６６１第１項・第３８条の６６２第１項・第３８条の６６３第１項・第３８条の６６４第１項・第３８条の６６５第１項・第３８条の６６６第１項・第３８条の６６７第１項・第３８条の６６８第１項・第３８条の６６９第１項・第３８条の６７０第１項・第３８条の６７１第１項・第３８条の６７２第１項・第３８条の６７３第１項・第３８条の６７４第１項・第３８条の６７５第１項・第３８条の６７６第１項・第３８条の６７７第１項・第３８条の６７８第１項・第３８条の６７９第１項・第３８条の６８０第１項・第３８条の６８１第１項・第３８条の６８２第１項・第３８条の６８３第１項・第３８条の６８４第１項・第３８条の６８５第１項・第３８条の６８６第１項・第３８条の６８７第１項・第３８条の６８８第１項・第３８条の６８９第１項・第３８条の６９０第１項・第３８条の６９１第１項・第３８条の６９２第１項・第３８条の６９３第１項・第３８条の６９４第１項・第３８条の６９５第１項・第３８条の６９６第１項・第３８条の６９７第１項・第３８条の６９８第１項・第３８条の６９９第１項・第３８条の７００第１項・第３８条の７０１第１項・第３８条の７０２第１項・第３８条の７０３第１項・第３８条の７０４第１項・第３８条の７０５第１項・第３８条の７０６第１項・第３８条の７０７第１項・第３８条の７０８第１項・第３８条の７０９第１項・第３８条の７１０第１項・第３８条の７１１第１項・第３８条の７１２第１項・第３８条の７１３第１項・第３８条の７１４第１項・第３８条の７１５第１項・第３８条の７１６第１項・第３８条の７１７第１項・第３８条の７１８第１項・第３８条の７１９第１項・第３８条の７２０第１項・第３８条の７２１第１項・第３８条の７２２第１項・第３８条の７２３第１項・第３８条の７２４第１項・第３８条の７２５第１項・第３８条の７２６第１項・第３８条の７２７第１項・第３８条の７２８第１項・第３８条の７２９第１項・第３８条の７３０第１項・第３８条の７３１第１項・第３８条の７３２第１項・第３８条の７３３第１項・第３８条の７３４第１項・第３８条の７３５第１項・第３８条の７３６第１項・第３８条の７３７第１項・第３８条の７３８第１項・第３８条の７３９第１項・第３８条の７４０第１項・第３８条の７４１第１項・第３８条の７４２第１項・第３８条の７４３第１項・第３８条の７４４第１項・第３８条の７４５第１項・第３８条の７４６第１項・第３８条の７４７第１項・第３８条の７４８第１項・第３８条の７４９第１項・第３８条の７５０第１項・第３８条の７５１第１項・第３８条の７５２第１項・第３８条の７５３第１項・第３８条の７５４第１項・第３８条の７５５第１項・第３８条の７５６第１項・第３８条の７５７第１項・第３８条の７５８第１項・第３８条の７５９第１項・第３８条の７６０第１項・第３８条の７６１第１項・第３８条の７６２第１項・第３８条の７６３第１項・第３８条の７６４第１項・第３８条の７６５第１項・第３８条の７６６第１項・第３８条の７６７第１項・第３８条の７６８第１項・第３８条の７６９第１項・第３８条の７７０第１項・第３８条の７７１第１項・第３８条の７７２第１項・第３８条の７７３第１項・第３８条の７７４第１項・第３８条の７７５第１項・第３８条の７７６第１項・第３８条の７７７第１項・第３８条の７７８第１項・第３８条の７７９第１項・第３８条の７８０第１項・第３８条の７８１第１項・第３８条の７８２第１項・第３８条の７８３第１項・第３８条の７８４第１項・第３８条の７８５第１項・第３８条の７８６第１項・第３８条の７８７第１項・第３８条の７８８第１項・第３８条の７８９第１項・第３８条の７９０第１項・第３８条の７９１第１項・第３８条の７９２第１項・第３８条の７９３第１項・第３８条の７９４第１項・第３８条の７９５第１項・第３８条の７９６第１項・第３８条の７９７第１項・第３８条の７９８第１項・第３８条の７９９第１項・第３８条の８００第１項・第３８条の８０１第１項・第３８条の８０２第１項・第３８条の８０３第１項・第３８条の８０４第１項・第３８条の８０５第１項・第３８条の８０６第１項・第３８条の８０７第１項・第３８条の８０８第１項・第３８条の８０９第１項・第３８条の８１０第１項・第３８条の８１１第１項・第３８条の８１２第１項・第３８条の８１３第１項・第３８条の８１４第１項・第３８条の８１５第１項・第３８条の８１６第１項・第３８条の８１７第１項・第３８条の８１８第１項・第３８条の８１９第１項・第３８条の８２０第１項・第３８条の８２１第１項・第３８条の８２２第１項・第３８条の８２３第１項・第３８条の８２４第１項・第３８条の８２５第１項・第３８条の８２６第１項・第３８条の８２７第１項・第３８条の８２８第１項・第３８条の８２９第１項・第３８条の８３０第１項・第３８条の８３１第１項・第３８条の８３２第１項・第３８条の８３３第１項・第３８条の８３４第１項・第３８条の８３５第１項・第３８条の８３６第１項・第３８条の８３７第１項・第３８条の８３８第１項・第３８条の８３９第１項・第３８条の８４０第１項・第３８条の８４１第１項・第３８条の８４２第１項・第３８条の８４３第１項・第３８条の８４４第１項・第３８条の８４５第１項・第３８条の８４６第１項・第３８条の８４７第１項・第３８条の８４８第１項・第３８条の８４９第１項・第３８条の８５０第１項・第３８条の８５１第１項・第３８条の８５２第１項・第３８条の８５３第１項・第３８条の８５４第１項・第３８条の８５５第１項・第３８条の８５６第１項・第３８条の８５７第１項・第３８条の８５８第１項・第３８条の８５９第１項・第３８条の８６０第１項・第３８条の８６１第１項・第３８条の８６２第１項・第３８条の８６３第１項・第３８条の８６４第１項・第３８条の８６５第１項・第３８条の８６６第１項・第３８条の８６７第１項・第３８条の８６８第１項・第３８条の８６９第１項・第３８条の８７０第１項・第３８条の８７１第１項・第３８条の８７２第１項・第３８条の８７３第１項・第３８条の８７４第１項・第３８条の８７５第１項・第３８条の８７６第１項・第３８条の８７７第１項・第３８条の８７８第１項・第３８条の８７９第１項・第３８条の８８０第１項・第３８条の８８１第１項・第３８条の８８２第１項・第３８条の８８３第１項・第３８条の８８４第１項・第３８条の８８５第１項・第３８条の８８６第１項・第３８条の８８７第１項・第３８条の８８８第１項・第３８条の８８９第１項・第３８条の８９０第１項・第３８条の８９１第１項・第３８条の８９２第１項・第３８条の８９３第１項・第３８条の８９４第１項・第３８条の８９５第１項・第３８条の８９６第１項・第３８条の８９７第１項・第３８条の８９８第１項・第３８条の８９９第１項・第３８条の９００第１項・第３８条の９０１第１項・第３８条の９０２第１項・第３８条の９０３第１項・第３８条の９０４第１項・第３８条の９０５第１項・第３８条の９０６第１項・第３８条の９０７第１項・第３８条の９０８第１項・第３８条の９０９第１項・第３８条の９１０第１項・第３８条の９１１第１項・第３８条の９１２第１項・第３８条の９１３第１項・第３８条の９１４第１項・第３８条の９１５第１項・第３８条の９１６第１項・第３８条の９１７第１項・第３８条の９１８第１項・第３８条の９１９第１項・第３８条の９２０第１項・第３８条の９２１第１項・第３８条の９２２第１項・第３８条の９２３第１項・第３８条の９２４第１項・第３８条の９２５第１項・第３８条の９２６第１項・第３８条の９２７第１項・第３８条の９２８第１項・第３８条の９２９第１項・第３８条の９３０第１項・第３８条の９３１第１項・第３８条の９３２第１項・第３８条の９３３第１項・第３８条の９３４第１項・第３８条の９３５第１項・第３８条の９３６第１項・第３８条の９３７第１項・第３８条の９３８第１項・第３８条の９３９第１項・第３８条の９４０第１項・第３８条の９４１第１項・第３８条の９４２第１項・第３８条の９４３第１項・第３８条の９４４第１項・第３８条の９４５第１項・第３８条の９４６第１項・第３８条の９４７第１項・第３８条の９４８第１項・第３８条の９４９第１項・第３８条の９５０第１項・第３８条の９５１第１項・第３８条の９５２第１項・第３８条の９５３第１項・第３８条の９５４第１項・第３８条の９５５第１項・第３８条の９５６第１項・第３８条の９５７第１項・第３８条の９５８第１項・第３８条の９５９第１項・第３８条の９６０第１項・第３８条の９６１第１項・第３８条の９６２第１項・第３８条の９６３第１項・第３８条の９６４第１項・第３８条の９６５第１項・第３８条の９６６第１項・第３８条の９６７第１項・第３８条の９６８第１項・第３８条の９６９第１項・第３８条の９７０第１項・第３８条の９７１第１項・第３８条の９７２第１項・第３８条の９７３第１項・第３８条の９７４第１項・第３８条の９７５第１項・第３８条の９７６第１項・第３８条の９７７第１項・第３８条の９７８第１項・第３８条の９７９第１項・第３８条の９８０第１項・第３８条の９８１第１項・第３８条の９８２第１項・第３８条の９８３第１項・第３８条の９８４第１項・第３８条の９８５第１項・第３８条の９８６第１項・第３８条の９８７第１項・第３８条の９８８第１項・第３８条の９８９第１項・第３８条の９９０第１項・第３８条の９９１第１項・第３８条の９９２第１項・第３８条の９９３第１項・第３８条の９９４第１項・第３８条の９９５第１項・第３８条の９９６第１項・第３８条の９９７第１項・第３８条の９９８第１項・第３８条の９９９第１項・第３８条の１０００第１項・第３８条の１００１第１項・第３８条の１００２第１項・第３８条の１００３第１項・第３８条の１００４第１項・第３８条の１００５第１項・第３８条の１００６第１項・第３８条の１００７第１項・第３８条の１００８第１項・第３８条の１００９第１項・第３８条の１０１０第１項・第３８条の１０１１第１項・第３８条の１０１２第１項・第３８条の１０１３第１項・第３８条の１０１４第１項・第３８条の１０１５第１項・第３８条の１０１６第１項・第３８条の１０１７第１項・第３８条の１０１８第１項・第３８条の１０１９第１項・第３８条の１０２０第１項・第３８条の１０２１第１項・第３８条の１０２２第１項・第３８条の１０２３第１項・第３８条の１０２４第１項・第３８条の１０２５第１項・第３８条の１０２６第１項・第３８条の１０２７第１項・第３８条の１０２８第１項・第３８条の１０２９第１項・第３８条の１０３０第１項・第３８条の１０３１第１項・第３８条の１０３２第１項・第３８条の１０３３第１項・第３８条の１０３４第１項・第３８条の１０３５第１項・第３８条の１０３６第１項・第３８条の１０３７第１項・第３８条の１０３８第１項・第３８条の１０３９第１項・第３８条の１０４０第１項・第３８条の１０４１第１項・第３８条の１０４２第１項・第３８条の１０４３第１項・第３８条の１０４４第１項・第３８条の１０４５第１項・第３８条の１０４６第１項・第３８条の１０４７第１項・第３８条の１０４８第１項・第３８条の１０４９第１項・第３８条の１０５０第１項・第３８条の１０５１第１項・第３８条の１０５２第１項・第３８条の１０５３第１項・第３８条の１０５４第１項・第３８条の１０５５第１項・第３８条の１０５６第１項・第３８条の１０５７第１項・第３８条の１０５８第１項・第３８条の１０５９第１項・第３８条の１０６０第１項・第３８条の１０６１第１項・第３８条の１０６２第１項・第３８条の１０６３第１項・第３８条の１０６４第１項・第３８条の１０６５第１項・第３８条の１０６６第１項・第３８条の１０６７第１項・第３８条の１０６８第１項・第３８条の１０６９第１項・第３８条の１０７０第１項・第３８条の１０７１第１項・第３８条の１０７２第１項・第３８条の１０７３第１項・第３８条の１０７４第１項・第３８条の１０７５第１項・第３８条の１０７６第１項・第３８条の１０７７第１項・第３８条の１０７８第１項・第３８条の１０７９第１項・第３８条の１０８０第１項・第３８条の１０８１第１項・第３８条の１０８２第１項・第３８条の１０８３第１項・第３８条の１０８４第１項・第３８条の１０８５第１項・第３８条の１０８６第１項・第３８条の１０８７第１項・第３８条の１０８８第１項・第３８条の１０８９第１項・第３８条の１０９０第１項・第３８条の１０９１第１項・第３８条の１０９２第１項・第３８条の１０９３第１項・第３８条の１０９４第１項・第３８条の１０９５第１項・第３８条の１０９６第１項・第３８条の１０９７第１項・第３８条の１０９８第１項・第３８条の１０９９第１項・第３８条の１１００第１項・第３８条の１１０１第１項・第３８条の１１０２第１項・第３８条の１１０３第１項・第３８条の１１０４第１項・第３８条の１１０５第１項・第３８条の１１０６第１項・第３８条の１１０７第１項・第３８条の１１０８第１項・第３８条の１１０９第１項・第３８条の１１１０第１項・第３８条の１１１１第１項・第３８条の１１１２第１項・第３８条の１１１３第１項・第３８条の１１１４第１項・第３８条の１１１５第１項・第３８条の１１１６第１項・第３８条の１１１７第１項・第３８条の１１１８第１項・第３８条の１１１９第１項・第３８条の１１２０第１項・第３８条の１１２１第１項・第３８条の１１２２第１項・第３８条の１１２３第１項・第３８条の１１２４第１項・第３８条の１１２５第１項・第３８条の１１２６第１項・第３８条の１１２７第１項・第３８条の１１２８第１項・第３８条の１１２９第１項・第３８条の１１３０第１項・第３８条の１１３１第１項・第３８条の１１３２第１項・第３８条の１１３３第１項・第３８条の１１３４第１項・第３８条の１１３５第１項・第３８条の１１３６第１項・第３８条の１１３７第１項・第３８条の１１３８第１項・第３８条の１１３９第１項・第３８条の１１４０第１項・第３８条の１１４１第１項・第３８条の１１４２第１項・第３８条の１１４３第１項・第３８条の１１４４第１項・第３８条の１１４５第１項・第３８条の１１４６第１項・第３８条の１１４７第１項・第３８条の１１４８第１項・第３８条の１１４９第１項・第３８条の１１５０第１項・第３８条の１１５１第１項・第３８条の１１５２第１項・第３８条の１１５３第１項・第３８条の１１５４第１項・第３８条の１１５５第１項・第３８条の１１５６第１項・第３８条の１１５７第１項・第３８条の１１５８第１項・第３８条の１１５９第１項・第３８条の１１６０第１項・第３８条の１１６１第１項・第３８条の１１６２第１項・第３８条の１１６３第１項・第３８条の１１６４第１項・第３８条の１１６５第１項・第３８条の１１６６第１項・第３８条の１１６７第１項・第３８条の１１６８第１項・第３８条の１１６９第１項・第３８条の１１７０第１項・第３８条の１１７１第１項・第３８条の１１７２第１項・第３８条の１１７３第１項・第３８条の１１７４第１項・第３８条の１１７５第１項・第３８条の１１７６第１項・第３８条の１１７７第１項・第３８条の１１７８第１項・第３８条の１１７９第１項・第３８条の１１８０第１項・第３８条の１１８１第１項・第３８条の１１８２第１項・第３８条の１１８３第１項・第３８条の１１８４第１項・第３８条の１１８５第１項・第３８条の１１８６第１項・第３８条の１１８７第１項・第３８条の１１８８第１項・第３８条の１１８９第１項・第３８条の１１９０第１項・第３８条の１１９１第１項・第３８条の１１９２第１項・第３８条の１１９３第１項・第３８条の１１９４第１項・第３８条の１１９５第１項・第３８条の１１９６第１項・第３８条の１１９７第１項・第３８条の１１９８第１項・第３８条の１１９９第１項・第３８条の１２００第１項・第３８条の１２０１第１項・第３８条の１２０２第１項・第３８条の１２０３第１項・第３８条の１２０４第１項・第３８条の１２０５第１項・第３８条の１２０６第１項・第３８条の１２０７第１項・第３８条の１２０８第１項・第３８条の１２０９第１項・第３８条の１２１０第１項・第３８条の１２１１第１項・第３８条の１２１２第１項・第３８条の１２１３第１項・第３８条の１２１４第１項・第３８条の１２１５第１項・第３８条の１２１６第１項・第３８条の１２１７第１項・第３８条の１２１８第１項・第３８条の１２１９第１項・第３８条の１２２０第１項・第３８条の１２２１第１項・第３８条の１２２２第１項・第３８条の１２２３第１項・第３８条の１２２４第１項・第３８条の１２２５第１項・第３８条の１２２６第１項・第３８条の１２２７第１項・第３８条の１２２８第１項・第３８条の１２２９第１項・第３８条の１２３０第１項・第３８条の１２３１第１項・第３８条の１２３２第１項・第３８条の１２３３第１項・第３８条の１２３４第１項・第３８条の１２３５第１項・第３８条の１２３６第１項・第３８条の１２３７第１項・第３８条の１２３８第１項・第３８条の１２３９第１項・第３８条の１２４０第１項・第３８条の１２４１第１項・第３８条の１２４２第１項・第３８条の１２４３第１項・第３８条の１２４４第１項・第３８条の１２４５第１項・第３８条の１２４６第１項・第３８条の１２４７第１項・第３８条の１２４８第１項・第３８条の１２４９第１項・第３８条の１２５０第１項・第３８条の１２５１第１項・第３８条の１２５２第１項・第３８条の１２５３第１項・第３８条の１２５４第１項・第３８条の１２５５第１項・第３８条の１２５６第１項・第３８条の１２５７第１項・第３８条の１２５８第１項・第３８条の１２５９第１項・第３８条の１２６０第１項・第３８条の１２６１第１項・第３８条の１２６２第１項・第３８条の１２６３第１項・第３８条の１２６４第１項・第３８条の１２６５第１項・第３８条の１２６６第１項・第３８条の１２６７第１項・第３８条の１２６８第１項・第３８条の１２６９第１項・第３８条の１２７０第１項・第３８条の１２７１第１項・第３８条の１２７２第１項・第３８条の１２７３第１項・第３８条の１２７４第１項・第３８条の１２７５第１項・第３８条の１２７６第１項・第３８条の１２７７第１項・第３８条の１２７８第１項・第３８条の１２７９第１項・第３８条の１２８０第１項・第３８条の１２８１第１項・第３８条の１２８２第１項・第３８条の１２８３第１項・第３８条の１２８４第１項・第３８条の１２８５第１項・第３８条の１２８６第１項・第３８条の１２８７第１項・第３８条の１２８８第１項・第３８条の１２８９第１項・第３８条の１２９０第１項・第３８条の１２９１第１項・第３８条の１２９２第１項・第３８条の１２９３第１項・第３８条の１２９４第１項・第３８条の１２９５第１項・第３８条の１２９６第１項・第３８条の１２９７第１項・第３８条の１２９８第１項・第３８条の１２９９第１項・第３８条の１３００第１項・第３８条の１３０１第１項・第３８条の１３０２第１項・第３８条の１３０３第１項・第３８条の１３０４第１項・第３８条の１３０５第１項・第３８条の１３０６第１項・第３８条の１３０７第１項・第３８条の１３０８第１項・第３８条の１３０９第１項・第３８条の１３１０第１項・第３８条の１３１１第１項・第３８条の１３１２第１項・第３８条の１３１３第１項・第３８条の１３１４第１項・

別記様式第５３の４（第３８条の９関係）

別記様式第５３の４（第38条の９関係）（平成12年政令第309号・追加、令元政令第183号・一部改正）

第　　号	
認定放射性同位元素防護管理者に係る研修修了証 氏　名 年　月　日生	
放射性同位元素等の規制に関する法律第36条の３において準用する同法第36条の３第１項の規定により　年　月に実施した研修を修了したことを証する。 年　月　日 原子力規制委員会　㊞	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第５４（第３９条第１項関係）

別記様式第５４（第39条第１項関係）（平成２５年令和５・６政令、平成２６年令和６・７政令第２号・一部改正第２７条・令２政令第１７７号・令４政令第２６５号・令６政令第２５５号・一部改正）

		整理番号（注１）
放射線施設の廃止に伴う除置の報告書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第５６条第１項及び同法施行規則第３９条第１項の規定により、放射線施設の廃止に伴い講じた除置を報告します。		
報告をする者	氏名又は名称	
	法人にあつては、その代表者の氏名	
	住所	郵便番号（　　） 郵送 持参 電話番号（　　）
許可証の年月日及び番号又は法第３条の２第１項の届出をした年月日（注２）		
工場又は事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 郵送 持参 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注３）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
廃止した放射線施設の名称		
廃止の年月日		年　月　日
廃止に係る許可の申請又は届出をした際に、当該放射線施設に保管していた放射性同位元素の種類及び数量		放射性同位元素に関する除置（注４） 放射性汚染物に関する除置（注５）

注１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
２　「許可証の年月日及び番号又は法第３条の２第１項の届出をした年月日」　法第３条の２第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
３　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
４　「放射性同位元素に関する除置」　除置を講じた年月日、場所、方法等を記載すること。
５　「放射性汚染物に関する除置」　注４の例により記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　この報告書の提出部数は、１通とすること。

別記様式第５５（第３９条第２項関係）

別記様式第５５（第39条第２項関係）（平成２５年令和５・６政令、平成２６年令和６・７政令第２７条・令２政令第１７７号・令４政令第２６５号・令６政令第２５５号・一部改正）

１　放射線管理状況報告書（許可届出使用者）

						整理番号（注１）
年度　放射線管理状況報告書（許可届出使用者） 年　月　日 原子力規制委員会　殿 氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第36条第１項及び同法施行規則第39条第２項の規定により、次のとおり報告します。						
氏名又は名称						
法人にあつては、その代表者の氏名						
住所				郵便番号（　　） 郵送 持参 電話番号（　　）		
許可証の年月日及び番号又は法第３条の２第１項の届出をした年月日（注２）						
工場又は事業所	名称					
	所在地			郵便番号（　　） 郵送 持参 電話番号（　　）		
	連絡員の氏名（注３）			所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）		
１．施設等の点検の実施状況	実施回数		直近の実施年月日　年　月　日			
	点検の結果について補修等の措置を講じたときは又は講ずる予定のときは、その内容（注４）					
	種類（注４）					

2．密封された放射性同位元素の保管の状況（注5）	期首在庫（注7）					
	減耗補正の年数					
	受入等数量（注8）					
	払出等数量（注9）					
	期末在庫（注10）					
3．密封された放射性同位元素の保管の状況（注11）	種類及び数量（注12）					
	期首在庫（注13）					
	受入等個数（注14）					
	払出等個数（注15）					
	数量の変更により増減した個数（注16）					
	期末在庫（注17）					
4．放射性同位元素等の保管数量の状況	種類及び数量（注18）	可搬型ラジオグラフィ用線源装置（Ｉｒ１９２）（　　）Ｔｂｑ	可搬型ラジオグラフィ用線源装置（Ｃｏ６０）（　　）Ｔｂｑ	非破壊検査用線源装置（Ｃｏ６０）（　　）Ｔｂｑ	非破壊検査用線源装置（Ｃｓ１３７）（　　）Ｔｂｑ	非破壊検査用線源装置（Ｉｒ１９２）（　　）Ｔｂｑ	非破壊検査用線源装置（Ｔｍ１７０）（　　）Ｔｂｑ	非破壊検査用線源装置（Ｙｂ１６９）（　　）Ｔｂｑ	非破壊検査用線源装置（Ｃｆ２５２）（　　）Ｔｂｑ	その他の線源装置（核種：　　）（　　）Ｔｂｑ
		末	末	末	末	末	末	末	末	末
5．放射線業務従事者数（人）										
6．個人被ばく分布	1年間の線量（mSv）	5以下	5を超えるもの10以下	10を超えるもの15以下	15を超えるもの20以下	20を超えるもの25以下	25を超えるもの30以下	30を超えるもの35以下	35を超えるもの40以下	40を超えるもの
	放射線業務従事者数（人）									
7．女子の放射線業務従事者の実効線量分布（注19）	女子の放射線業務従事者数（人）（注20）									
	3月間の線量（mSv）	1以下	1を超えるもの3以下	3を超えるもの6以下	6を超えるもの9以下					
	女子の放射線業務従事者数（人）	第一・四半期								
		第二・四半期								
		第三・四半期								
		第四・四半期								

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「許可証の年月日及び番号又は法第3条の2第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

3 「連絡員の氏名」 ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

4 「占有の経緯に係ついて紛失等の報告を怠ったとき又は疑がる不安のときは、その内容」 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載すること。

5 「3．密封されていない放射性同位元素の保管の状況」 注4の例により記載すること。

6 「種類」 許可証に放射性同位元素の番号が記載されているものにあっては、当該番号を併せて記載すること。

7 「期首在庫」 前年度に期末における保管数量を記載すること。

8 「受入等数量」 期中において受け入れた数量及び製造した数量の合計を記載すること。

9 「払出等数量」 期中において払い出した数量及び使用した数量の合計を記載すること。なお、期中において減耗補正を行った場合には、減耗補正により減少した数量を加えること。

10 「期末在庫」 期末における保管数量を記載すること。

11 「3．密封された放射性同位元素の保管の状況」 注4の例により記載すること。

12 「種類及び数量」 許可証所者に あっては、注4の例により記載すること。

13 「期首在庫」 注7の例により記載すること。

14 「受入等個数」 注8の例により記載すること。

15 「払出等個数」 期中において払い出した個数、廃棄した個数その他保管を終了した個数の合計を記載すること。

16 「数量の変更により増減した個数」 減耗補正のため数量を変更する申請又は届出を行った場合には、変更前の数量の欄に当該数量でなくなった個数を朱の書き、変更後の数量の欄に当該数量となった個数を正の値でそれぞれ記載すること。

17 「期末在庫」 注10の例により記載すること。

18 「種類及び数量」 期末において保管廃棄設備に保管廃棄されている合計数量について、放射性汚染物の種類ごとに、欄ごに記載された単位を用いて、小数第一位を切り上げて記載すること。

19 「7．女子の放射線業務従事者の実効線量分布」 5．放射線業務従事者数、6．個人被ばく分布の人数の内数とする。

20 「女子の放射線業務従事者数」 妊娠不能と診断された者、妊娠の意志のない旨を許可届出使用者に申し出た者を除く。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この様式書の提出部数は、1通とすること。ただし、第45条第1項の規定により当該報告書の基出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第55（第36条第2項関係）

2 放射線管理状況報告書（届出販売業者）

	整理番号（注1）					

年度　放射線管理状況報告書（届出販売業者）

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第45条第1項及び同法施行規則第36条第2項の規定により、次のとおり報告します。

氏名又は名称						
法人にあっては、その代表者の氏名						
住所	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）					
法第4条第1項の届出をした年月日（注2）	年　月　日					
事務上の連絡先	名称					
	所在地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）				
	連絡員の氏名（注3）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）				
1．密封された放射性同位元素の保管等の状況（注4）	種類					
	期首における保管委託数量（注5）					
	譲り受けた数量（注6）					
	販売数量（注7）					
	譲り渡した数量（注8）					

	期末における保管委託数量 （注9）				
2．密封された放射性同位元素の販売等の状況（注10）	種類及び数量（注11）				
	期首における保管委託個数 （注12）				
	譲り受けた個数 （注13）				
	販売個数（注14）				
	譲り渡した個数（注15）				
	期末における保管委託個数 （注16）				

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「法第4条第1項の届出をした年月日」 法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
3 「連絡員の氏名」 ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
4 「1．密封されていない放射性同位元素の販売等の状況」 全ての販売所の合計を記載すること。様式中に書きされないときは、「（別紙のとおり）」と記載し、別紙に記載すること。
5 「期首における保管委託数量」 前年度の期末において保管を委託している数量を記載すること。
6 「譲り受けた数量」 期中において譲り受けた数量（輸入、購入、販売した放射性同位元素の引取り等）、返還した数量及び貸借した数量の合計を記載すること。
7 「販売数量」 期中において販売した数量を記載すること。
8 「譲り渡した数量」 期中において譲り渡した数量（輸出、購入元への返還等。ただし、販売したものを除く。）、返還した数量及び貸借した数量の合計を記載すること。
9 「期末における保管委託数量」 期末において現に保管を委託している数量を記載すること。
10 「2．密封された放射性同位元素の販売等の状況」 注4の例により記載すること。
11 「種類及び数量」 表示付認証機器については、認証番号を記載すること。

12 「期首における保管委託個数」 注5の例により記載すること。
13 「譲り受けた個数」 注6の例により記載すること。
14 「販売個数」 注7の例により記載すること。
15 「譲り渡した個数」 注8の例により記載すること。
16 「期末における保管委託個数」 注9の例により記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この様式番号の項目相当は、1通とすること。ただし、第45条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第55（第90条第2項関係）
3 放射線管理状況報告書（届出貸借業者）

		整理番号（注1）			
年度 放射線管理状況報告書（届出貸借業者） 年 月 日 原子力規制委員会 殿 氏 名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 放射性同位元素等の規制に関する法律第45条第1項及び同法施行規則第39条第2項の規定により、次のとおり報告します。					
氏名又は名称					
法人にあっては、その代表者の氏名					
住所		郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ）			
法第4条第1項の届出をした年月日（注2）		年 月 日			
事務所上の連絡先	名称				
	所在地	郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ）			
	連絡員の氏名（注3）	所属部課名（ ） 電話番号（ ） ＦＡＸ番号（ ） メールアドレス（ ）			
1．密封されていない放射性同位元素の貸借等の状況（注4）	種類				
	期首における保管委託数量 （注5）				
	譲り受けた数量 （注6）				
	貸借数量（注7）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	譲り渡した数量 （注8）				
	期末における保管委託数量 （注9）				
2．密封された放射性同位元素の貸借等の状況（注10）	種類及び数量（注11）				
	期首における保管委託個数 （注12）				
	譲り受けた個数 （注13）				
	貸借個数（注14）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	譲り渡した個数 （注15）				
	期末における保管委託個数 （注16）				

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
2 「法第4条第1項の届出をした年月日」 法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
3 「連絡員の氏名」 ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
4 「1．密封されていない放射性同位元素の貸借等の状況」 全ての貸借事業所の合計を記載すること。様式中に書きされないときは、「（別紙のとおり）」と記載し、別紙に記載すること。
5 「期首における保管委託数量」 前年度の期末において保管を委託している数量を記載すること。
6 「譲り受けた数量」 期中において譲り受けた数量（輸入、購入等）、貸し付けていた放射性同位元素を返還した数量及び貸借した数量の合計を記載すること。
7 「貸借数量」 期中において貸借した数量を記載し、期末において現に貸借している数量を括弧内に記載すること。
8 「譲り渡した数量」 期中において譲り渡した数量（輸出、購入元への引渡し等）及び返還した数量の合計を記載すること。
9 「期末における保管委託数量」 期末において現に保管を委託している数量を記載すること。
10 「2．密封された放射性同位元素の貸借等の状況」 注4の例により記載すること。
11 「種類及び数量」 表示付認証機器については、認証番号を記載す

ること。

12 「前記における保管容器総個数」 注ちの例により記載すること。

13 「譲り受けた個数」 注ぬの例により記載すること。

14 「廃棄個数」 注リの例により記載すること。

15 「譲り渡した個数」 注るの例により記載すること。

16 「記末における保管容器総個数」 注をの例により記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この報告書の提出部数は、1通とすること。ただし、第45条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第55（第36条第2項関係）

4 放射線管理状況報告書（許可廃棄業者）

		整理番号（注1）	

年度 放射線管理状況報告書（許可廃棄業者）

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏 名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

放射性同位元素等の規制に関する法律第45条第1項及び同法施行規則第39条第2項の規定により、次のとおり報告します。

氏名又は名称			
法人にあっては、その代表者の氏名			
住所			郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ）
許可証の年月日及び番号			
廃棄事業所	名称		
	所在地		郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ）
	連絡員の氏名（注2）		所属部課名（ ） 電話番号（ ） FAX番号（ ） メールアドレス（ ）
1．地設等の点検の実施状況	実施回数		直近の実施年月日 年 月 日
	点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたと全又は講ずる予定のときは、その内容（注3）		

2．放射性同位元素等の保管状況（注4）	種類	核燃料物質（200Sv以下の量に係るものに限る。）（第1号）	核燃料物質（200Sv超500Sv以下の量に係るものに限る。）（第2号）	核燃料物質（500Sv超の量に係るものに限る。）（第3号）	使用済核燃料（第4号）	核燃料物質によって汚染された物（第5号）	核原料物質（第6号）	核燃料物質（第7号）	核燃料物質によって汚染された物（第8号）	その他（第9号）	
	受入数量	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
	払出数量	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
	保管数量（注5）	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
3．放射線業務従事者数（人）											
4．個人実効線量分布	1年間の線量（mSv）	5以下	5を超えるもの	10を超えるもの	15を超えるもの	20を超えるもの	25を超えるもの	30を超えるもの	35を超えるもの	40を超えるもの	50を超えるもの
	放射線業務従事者数（人）										
5．女子の放射線業務従事者の実効線量分布（注6）	女子の放射線業務従事者数（人）（注7）										
	3月間の線量（mSv）	1以下	1を超えるもの	3を超えるもの	5を超えるもの						
	女子の放射線業務従事者数（人） 第一・四半期										
	第二・四半期										
	第三・四半期										
	第四・四半期										

注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

3 「点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたと全又は講ずる予定のときは、その内容」 様式中に書ききれないときは、「詳細については別紙のとおり」と記載し、別紙に記載すること。

4 「2．放射性同位元素等の保管の状況」 注2の例により記載すること。数量については、放射性汚染物の種類ごとに、欄中に記載された単位を用いて、小数第一位を切り上げて記載すること。

5 「保管数量」 記末において廃棄物貯蔵施設及び保管廃棄設備に保管されている本数を記載すること。

6 「5．女子の放射線業務従事者の実効線量分布」 3．放射線業務従事者数、4．個人実効線量分布の人数の内数とする。

7 「女子の放射線業務従事者数」 妊娠不能と診断された者、妊娠の意志のない旨を許可廃棄業者に申し出た者を除く。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この報告書の提出部数は、1通とすること。ただし、第45条第1項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体1個及び電磁的記録媒体提出票1通とすること。

別記様式第５６（第４１条関係）

別記様式第 56（第41条関係）（平24.2.29から・公布・日付定其之一施行、平27.3.31から・平27.3.26第其之1・令元.9.7第其之1・一部改正、平31.3.27付11・令和4.3.31第其之一・一部改正）

表

第　　号 放射線検査官身分証明書 職　　名 氏　　名 生年月日 上記の者は、放射線検査官であることを証明する。 年　　月　　日交付 原子力規制委員会 印	写真 印

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ７とすること。

別記様式第 57（第41条関係）（平24.2.29から・公布・日付定其之一施行、平27.3.31から・平27.3.26第其之1・令元.9.7第其之1・一部改正、平31.3.27付11・令和4.3.31第其之一・一部改正）

表

第　　号 立入検査職員身分証明書 職　　名 氏　　名 生年月日 上記の者は、放射線障害防止法第43条の2第2項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。 年　　月　　日交付 原子力規制委員会 印	写真 印

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ７とすること。

別記様式第５７（第４１条関係）

裏

放射性同位元素等の規制に関する法律（抄）

第43条の2　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律、国土交通大臣に属する法令で政令で定めるもの若しくはこれらの規定に基づき発する命令の規定、都道府県公安委員会に属する法令で政令で定めるもの若しくはこれらの規定に基づき発する命令の規定（以下「法令」という。）の施行に必要な限度において、放射線検査官（原子力規制委員会に属する職員で、その職務を行なうに当たつて放射線障害の防止を図ることを任務とする。）に、事業所、事業者の事務所又はこれらに準ずる場所に立ち入り、その業の概要、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素を収去させることができる。

2　（略）

3　前２項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第１項及び第２項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第65条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四　第43条の２第１項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第66条　次の各号のいずれかに該当する者は、500万円以下の罰金に処する。

十八　第43条の２第１項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ７とすること。

別記様式第５７（第４１条関係）

裏

放射性同位元素等の規制に関する法律（抄）

第43条の2　（第１項略）

2　原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第43条の２第１項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、事業所、立ち入り、検査、質問その他必要な物件等検査官は、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

3　前２項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第１項及び第２項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第65条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四　第43条の２第１項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ７とすること。

別記様式第５８（第４２条第１項関係）

別記様式第５０（第４０条第１項関係）　（第２０条第１項、第２１条第１項、第２２条第２項、第２３条第２項、第２７条第１項、第３７条第１項、第４７条第１項、第５７条第１項、第６７条第１項、第７７条第１項、第８７条第１項、第９７条第１項、第１０７条第１項、第１１７条第１項、第１２７条第１項、第１３７条第１項、第１４７条第１項、第１５７条第１項、第１６７条第１項、第１７７条第１項、第１８７条第１項、第１９７条第１項、第２０７条第１項、第２１７条第１項、第２２７条第１項、第２３７条第１項、第２４７条第１項、第２５７条第１項、第２６７条第１項、第２７７条第１項、第２８７条第１項、第２９７条第１項、第３０７条第１項、第３１７条第１項、第３２７条第１項、第３３７条第１項、第３４７条第１項、第３５７条第１項、第３６７条第１項、第３７７条第１項、第３８７条第１項、第３９７条第１項、第４０７条第１項、第４１７条第１項、第４２７条第１項、第４３７条第１項、第４４７条第１項、第４５７条第１項、第４６７条第１項、第４７７条第１項、第４８７条第１項、第４９７条第１項、第５０７条第１項、第５１７条第１項、第５２７条第１項、第５３７条第１項、第５４７条第１項、第５５７条第１項、第５６７条第１項、第５７７条第１項、第５８７条第１項、第５９７条第１項、第６０７条第１項、第６１７条第１項、第６２７条第１項、第６３７条第１項、第６４７条第１項、第６５７条第１項、第６６７条第１項、第６７７条第１項、第６８７条第１項、第６９７条第１項、第７０７条第１項、第７１７条第１項、第７２７条第１項、第７３７条第１項、第７４７条第１項、第７５７条第１項、第７６７条第１項、第７７７条第１項、第７８７条第１項、第７９７条第１項、第８０７条第１項、第８１７条第１項、第８２７条第１項、第８３７条第１項、第８４７条第１項、第８５７条第１項、第８６７条第１項、第８７７条第１項、第８８７条第１項、第８９７条第１項、第９０７条第１項、第９１７条第１項、第９２７条第１項、第９３７条第１項、第９４７条第１項、第９５７条第１項、第９６７条第１項、第９７７条第１項、第９８７条第１項、第９９７条第１項、第１００７条第１項、第１０１７条第１項、第１０２７条第１項、第１０３７条第１項、第１０４７条第１項、第１０５７条第１項、第１０６７条第１項、第１０７７条第１項、第１０８７条第１項、第１０９７条第１項、第１１０７条第１項、第１１１７条第１項、第１１２７条第１項、第１１３７条第１項、第１１４７条第１項、第１１５７条第１項、第１１６７条第１項、第１１７７条第１項、第１１８７条第１項、第１１９７条第１項、第１２０７条第１項、第１２１７条第１項、第１２２７条第１項、第１２３７条第１項、第１２４７条第１項、第１２５７条第１項、第１２６７条第１項、第１２７７条第１項、第１２８７条第１項、第１２９７条第１項、第１３０７条第１項、第１３１７条第１項、第１３２７条第１項、第１３３７条第１項、第１３４７条第１項、第１３５７条第１項、第１３６７条第１項、第１３７７条第１項、第１３８７条第１項、第１３９７条第１項、第１４０７条第１項、第１４１７条第１項、第１４２７条第１項、第１４３７条第１項、第１４４７条第１項、第１４５７条第１項、第１４６７条第１項、第１４７７条第１項、第１４８７条第１項、第１４９７条第１項、第１５０７条第１項、第１５１７条第１項、第１５２７条第１項、第１５３７条第１項、第１５４７条第１項、第１５５７条第１項、第１５６７条第１項、第１５７７条第１項、第１５８７条第１項、第１５９７条第１項、第１６０７条第１項、第１６１７条第１項、第１６２７条第１項、第１６３７条第１項、第１６４７条第１項、第１６５７条第１項、第１６６７条第１項、第１６７７条第１項、第１６８７条第１項、第１６９７条第１項、第１７０７条第１項、第１７１７条第１項、第１７２７条第１項、第１７３７条第１項、第１７４７条第１項、第１７５７条第１項、第１７６７条第１項、第１７７７条第１項、第１７８７条第１項、第１７９７条第１項、第１８０７条第１項、第１８１７条第１項、第１８２７条第１項、第１８３７条第１項、第１８４７条第１項、第１８５７条第１項、第１８６７条第１項、第１８７７条第１項、第１８８７条第１項、第１８９７条第１項、第１９０７条第１項、第１９１７条第１項、第１９２７条第１項、第１９３７条第１項、第１９４７条第１項、第１９５７条第１項、第１９６７条第１項、第１９７７条第１項、第１９８７条第１項、第１９９７条第１項、第２００７条第１項、第２０１７条第１項、第２０２７条第１項、第２０３７条第１項、第２０４７条第１項、第２０５７条第１項、第２０６７条第１項、第２０７７条第１項、第２０８７条第１項、第２０９７条第１項、第２１０７条第１項、第２１１７条第１項、第２１２７条第１項、第２１３７条第１項、第２１４７条第１項、第２１５７条第１項、第２１６７条第１項、第２１７７条第１項、第２１８７条第１項、第２１９７条第１項、第２２０７条第１項、第２２１７条第１項、第２２２７条第１項、第２２３７条第１項、第２２４７条第１項、第２２５７条第１項、第２２６７条第１項、第２２７７条第１項、第２２８７条第１項、第２２９７条第１項、第２３０７条第１項、第２３１７条第１項、第２３２７条第１項、第２３３７条第１項、第２３４７条第１項、第２３５７条第１項、第２３６７条第１項、第２３７７条第１項、第２３８７条第１項、第２３９７条第１項、第２４０７条第１項、第２４１７条第１項、第２４２７条第１項、第２４３７条第１項、第２４４７条第１項、第２４５７条第１項、第２４６７条第１項、第２４７７条第１項、第２４８７条第１項、第２４９７条第１項、第２５０７条第１項、第２５１７条第１項、第２５２７条第１項、第２５３７条第１項、第２５４７条第１項、第２５５７条第１項、第２５６７条第１項、第２５７７条第１項、第２５８７条第１項、第２５９７条第１項、第２６０７条第１項、第２６１７条第１項、第２６２７条第１項、第２６３７条第１項、第２６４７条第１項、第２６５７条第１項、第２６６７条第１項、第２６７７条第１項、第２６８７条第１項、第２６９７条第１項、第２７０７条第１項、第２７１７条第１項、第２７２７条第１項、第２７３７条第１項、第２７４７条第１項、第２７５７条第１項、第２７６７条第１項、第２７７７条第１項、第２７８７条第１項、第２７９７条第１項、第２８０７条第１項、第２８１７条第１項、第２８２７条第１項、第２８３７条第１項、第２８４７条第１項、第２８５７条第１項、第２８６７条第１項、第２８７７条第１項、第２８８７条第１項、第２８９７条第１項、第２９０７条第１項、第２９１７条第１項、第２９２７条第１項、第２９３７条第１項、第２９４７条第１項、第２９５７条第１項、第２９６７条第１項、第２９７７条第１項、第２９８７条第１項、第２９９７条第１項、第３００７条第１項、第３０１７条第１項、第３０２７条第１項、第３０３７条第１項、第３０４７条第１項、第３０５７条第１項、第３０６７条第１項、第３０７７条第１項、第３０８７条第１項、第３０９７条第１項、第３１０７条第１項、第３１１７条第１項、第３１２７条第１項、第３１３７条第１項、第３１４７条第１項、第３１５７条第１項、第３１６７条第１項、第３１７７条第１項、第３１８７条第１項、第３１９７条第１項、第３２０７条第１項、第３２１７条第１項、第３２２７条第１項、第３２３７条第１項、第３２４７条第１項、第３２５７条第１項、第３２６７条第１項、第３２７７条第１項、第３２８７条第１項、第３２９７条第１項、第３３０７条第１項、第３３１７条第１項、第３３２７条第１項、第３３３７条第１項、第３３４７条第１項、第３３５７条第１項、第３３６７条第１項、第３３７７条第１項、第３３８７条第１項、第３３９７条第１項、第３４０７条第１項、第３４１７条第１項、第３４２７条第１項、第３４３７条第１項、第３４４７条第１項、第３４５７条第１項、第３４６７条第１項、第３４７７条第１項、第３４８７条第１項、第３４９７条第１項、第３５０７条第１項、第３５１７条第１項、第３５２７条第１項、第３５３７条第１項、第３５４７条第１項、第３５５７条第１項、第３５６７条第１項、第３５７７条第１項、第３５８７条第１項、第３５９７条第１項、第３６０７条第１項、第３６１７条第１項、第３６２７条第１項、第３６３７条第１項、第３６４７条第１項、第３６５７条第１項、第３６６７条第１項、第３６７７条第１項、第３６８７条第１項、第３６９７条第１項、第３７０７条第１項、第３７１７条第１項、第３７２７条第１項、第３７３７条第１項、第３７４７条第１項、第３７５７条第１項、第３７６７条第１項、第３７７７条第１項、第３７８７条第１項、第３７９７条第１項、第３８０７条第１項、第３８１７条第１項、第３８２７条第１項、第３８３７条第１項、第３８４７条第１項、第３８５７条第１項、第３８６７条第１項、第３８７７条第１項、第３８８７条第１項、第３８９７条第１項、第３９０７条第１項、第３９１７条第１項、第３９２７条第１項、第３９３７条第１項、第３９４７条第１項、第３９５７条第１項、第３９６７条第１項、第３９７７条第１項、第３９８７条第１項、第３９９７条第１項、第４００７条第１項、第４０１７条第１項、第４０２７条第１項、第４０３７条第１項、第４０４７条第１項、第４０５７条第１項、第４０６７条第１項、第４０７７条第１項、第４０８７条第１項、第４０９７条第１項、第４１０７条第１項、第４１１７条第１項、第４１２７条第１項、第４１３７条第１項、第４１４７条第１項、第４１５７条第１項、第４１６７条第１項、第４１７７条第１項、第４１８７条第１項、第４１９７条第１項、第４２０７条第１項、第４２１７条第１項、第４２２７条第１項、第４２３７条第１項、第４２４７条第１項、第４２５７条第１項、第４２６７条第１項、第４２７７条第１項、第４２８７条第１項、第４２９７条第１項、第４３０７条第１項、第４３１７条第１項、第４３２７条第１項、第４３３７条第１項、第４３４７条第１項、第４３５７条第１項、第４３６７条第１項、第４３７７条第１項、第４３８７条第１項、第４３９７条第１項、第４４０７条第１項、第４４１７条第１項、第４４２７条第１項、第４４３７条第１項、第４４４７条第１項、第４４５７条第１項、第４４６７条第１項、第４４７７条第１項、第４４８７条第１項、第４４９７条第１項、第４５０７条第１項、第４５１７条第１項、第４５２７条第１項、第４５３７条第１項、第４５４７条第１項、第４５５７条第１項、第４５６７条第１項、第４５７７条第１項、第４５８７条第１項、第４５９７条第１項、第４６０７条第１項、第４６１７条第１項、第４６２７条第１項、第４６３７条第１項、第４６４７条第１項、第４６５７条第１項、第４６６７条第１項、第４６７７条第１項、第４６８７条第１項、第４６９７条第１項、第４７０７条第１項、第４７１７条第１項、第４７２７条第１項、第４７３７条第１項、第４７４７条第１項、第４７５７条第１項、第４７６７条第１項、第４７７７条第１項、第４７８７条第１項、第４７９７条第１項、第４８０７条第１項、第４８１７条第１項、第４８２７条第１項、第４８３７条第１項、第４８４７条第１項、第４８５７条第１項、第４８６７条第１項、第４８７７条第１項、第４８８７条第１項、第４８９７条第１項、第４９０７条第１項、第４９１７条第１項、第４９２７条第１項、第４９３７条第１項、第４９４７条第１項、第４９５７条第１項、第４９６７条第１項、第４９７７条第１項、第４９８７条第１項、第４９９７条第１項、第５００７条第１項、第５０１７条第１項、第５０２７条第１項、第５０３７条第１項、第５０４７条第１項、第５０５７条第１項、第５０６７条第１項、第５０７７条第１項、第５０８７条第１項、第５０９７条第１項、第５１０７条第１項、第５１１７条第１項、第５１２７条第１項、第５１３７条第１項、第５１４７条第１項、第５１５７条第１項、第５１６７条第１項、第５１７７条第１項、第５１８７条第１項、第５１９７条第１項、第５２０７条第１項、第５２１７条第１項、第５２２７条第１項、第５２３７条第１項、第５２４７条第１項、第５２５７条第１項、第５２６７条第１項、第５２７７条第１項、第５２８７条第１項、第５２９７条第１項、第５３０７条第１項、第５３１７条第１項、第５３２７条第１項、第５３３７条第１項、第５３４７条第１項、第５３５７条第１項、第５３６７条第１項、第５３７７条第１項、第５３８７条第１項、第５３９７条第１項、第５４０７条第１項、第５４１７条第１項、第５４２７条第１項、第５４３７条第１項、第５４４７条第１項、第５４５７条第１項、第５４６７条第１項、第５４７７条第１項、第５４８７条第１項、第５４９７条第１項、第５５０７条第１項、第５５１７条第１項、第５５２７条第１項、第５５３７条第１項、第５５４７条第１項、第５５５７条第１項、第５５６７条第１項、第５５７７条第１項、第５５８７条第１項、第５５９７条第１項、第５６０７条第１項、第５６１７条第１項、第５６２７条第１項、第５６３７条第１項、第５６４７条第１項、第５６５７条第１項、第５６６７条第１項、第５６７７条第１項、第５６８７条第１項、第５６９７条第１項、第５７０７条第１項、第５７１７条第１項、第５７２７条第１項、第５７３７条第１項、第５７４７条第１項、第５７５７条第１項、第５７６７条第１項、第５７７７条第１項、第５７８７条第１項、第５７９７条第１項、第５８０７条第１項、第５８１７条第１項、第５８２７条第１項、第５８３７条第１項、第５８４７条第１項、第５８５７条第１項、第５８６７条第１項、第５８７７条第１項、第５８８７条第１項、第５８９７条第１項、第５９０７条第１項、第５９１７条第１項、第５９２７条第１項、第５９３７条第１項、第５９４７条第１項、第５９５７条第１項、第５９６７条第１項、第５９７７条第１項、第５９８７条第１項、第５９９７条第１項、第６００７条第１項、第６０１７条第１項、第６０２７条第１項、第６０３７条第１項、第６０４７条第１項、第６０５７条第１項、第６０６７条第１項、第６０７７条第１項、第６０８７条第１項、第６０９７条第１項、第６１０７条第１項、第６１１７条第１項、第６１２７条第１項、第６１３７条第１項、第６１４７条第１項、第６１５７条第１項、第６１６７条第１項、第６１７７条第１項、第６１８７条第１項、第６１９７条第１項、第６２０７条第１項、第６２１７条第１項、第６２２７条第１項、第６２３７条第１項、第６２４７条第１項、第６２５７条第１項、第６２６７条第１項、第６２７７条第１項、第６２８７条第１項、第６２９７条第１項、第６３０７条第１項、第６３１７条第１項、第６３２７条第１項、第６３３７条第１項、第６３４７条第１項、第６３５７条第１項、第６３６７条第１項、第６３７７条第１項、第６３８７条第１項、第６３９７条第１項、第６４０７条第１項、第６４１７条第１項、第６４２７条第１項、第６４３７条第１項、第６４４７条第１項、第６４５７条第１項、第６４６７条第１項、第６４７７条第１項、第６４８７条第１項、第６４９７条第１項、第６５０７条第１項、第６５１７条第１項、第６５２７条第１項、第６５３７条第１項、第６５４７条第１項、第６５５７条第１項、第６５６７条第１項、第６５７７条第１項、第６５８７条第１項、第６５９７条第１項、第６６０７条第１項、第６６１７条第１項、第６６２７条第１項、第６６３７条第１項、第６６４７条第１項、第６６５７条第１項、第６６６７条第１項、第６６７７条第１項、第６６８７条第１項、第６６９７条第１項、第６７０７条第１項、第６７１７条第１項、第６７２７条第１項、第６７３７条第１項、第６７４７条第１項、第６７５７条第１項、第６７６７条第１項、第６７７７条第１項、第６７８７条第１項、第６７９７条第１項、第６８０７条第１項、第６８１７条第１項、第６８２７条第１項、第６８３７条第１項、第６８４７条第１項、第６８５７条第１項、第６８６７条第１項、第６８７７条第１項、第６８８７条第１項、第６８９７条第１項、第６９０７条第１項、第６９１７条第１項、第６９２７条第１項、第６９３７条第１項、第６９４７条第１項、第６９５７条第１項、第６９６７条第１項、第６９７７条第１項、第６９８７条第１項、第６９９７条第１項、第７００７条第１項、第７０１７条第１項、第７０２７条第１項、第７０３７条第１項、第７０４７条第１項、第７０５７条第１項、第７０６７条第１項、第７０７７条第１項、第７０８７条第１項、第７０９７条第１項、第７１０７条第１項、第７１１７条第１項、第７１２７条第１項、第７１３７条第１項、第７１４７条第１項、第７１５７条第１項、第７１６７条第１項、第７１７７条第１項、第７１８７条第１項、第７１９７条第１項、第７２０７条第１項、第７２１７条第１項、第７２２７条第１項、第７２３７条第１項、第７２４７条第１項、第７２５７条第１項、第７２６７条第１項、第７２７７条第１項、第７２８７条第１項、第７２９７条第１項、第７３０７条第１項、第７３１７条第１項、第７３２７条第１項、第７３３７条第１項、第７３４７条第１項、第７３５７条第１項、第７３６７条第１項、第７３７７条第１項、第７３８７条第１項、第７３９７条第１項、第７４０７条第１項、第７４１７条第１項、第７４２７条第１項、第７４３７条第１項、第７４４７条第１項、第７４５７条第１項、第７４６７条第１項、第７４７７条第１項、第７４８７条第１項、第７４９７条第１項、第７５０７条第１項、第７５１７条第１項、第７５２７条第１項、第７５３７条第１項、第７５４７条第１項、第７５５７条第１項、第７５６７条第１項、第７５７７条第１項、第７５８７条第１項、第７５９７条第１項、第７６０７条第１項、第７６１７条第１項、第７６２７条第１項、第７６３７条第１項、第７６４７条第１項、第７６５７条第１項、第７６６７条第１項、第７６７７条第１項、第７６８７条第１項、第７６９７条第１項、第７７０７条第１項、第７７１７条第１項、第７７２７条第１項、第７７３７条第１項、第７７４７条第１項、第７７５７条第１項、第７７６７条第１項、第７７７７条第１項、第７７８７条第１項、第７７９７条第１項、第７８０７条第１項、第７８１７条第１項、第７８２７条第１項、第７８３７条第１項、第７８４７条第１項、第７８５７条第１項、第７８６７条第１項、第７８７７条第１項、第７８８７条第１項、第７８９７条第１項、第７９０７条第１項、第７９１７条第１項、第７９２７条第１項、第７９３７条第１項、第７９４７条第１項、第７９５７条第１項、第７９６７条第１項、第７９７７条第１項、第７９８７条第１項、第７９９７条第１項、第８００７条第１項、第８０１７条第１項、第８０２７条第１項、第８０３７条第１項、第８０４７条第１項、第８０５７条第１項、第８０６７条第１項、第８０７７条第１項、第８０８７条第１項、第８０９７条第１項、第８１０７条第１項、第８１１７条第１項、第８１２７条第１項、第８１３７条第１項、第８１４７条第１項、第８１５７条第１項、第８１６７条第１項、第８１７７条第１項、第８１８７条第１項、第８１９７条第１項、第８２０７条第１項、第８２１７条第１項、第８２２７条第１項、第８２３７条第１項、第８２４７条第１項、第８２５７条第１項、第８２６７条第１項、第８２７７条第１項、第８２８７条第１項、第８２９７条第１項、第８３０７条第１項、第８３１７条第１項、第８３２７条第１項、第８３３７条第１項、第８３４７条第１項、第８３５７条第１項、第８３６７条第１項、第８３７７条第１項、第８３８７条第１項、第８３９７条第１項、第８４０７条第１項、第８４１７条第１項、第８４２７条第１項、第８４３７条第１項、第８４４７条第１項、第８４５７条第１項、第８４６７条第１項、第８４７７条第１項、第８４８７条第１項、第８４９７条第１項、第８５０７条第１項、第８５１７条第１項、第８５２７条第１項、第８５３７条第１項、第８５４７条第１項、第８５５７条第１項、第８５６７条第１項、第８５７７条第１項、第８５８７条第１項、第８５９７条第１項、第８６０７条第１項、第８６１７条第１項、第８６２７条第１項、第８６３７条第１項、第８６４７条第１項、第８６５７条第１項、第８６６７条第１項、第８６７７条第１項、第８６８７条第１項、第８６９７条第１項、第８７０７条第１項、第８７１７条第１項、第８７２７条第１項、第８７３７条第１項、第８７４７条第１項、第８７５７条第１項、第８７６７条第１項、第８７７７条第１項、第８７８７条第１項、第８７９７条第１項、第８８０７条第１項、第８８１７条第１項、第８８２７条第１項、第８８３７条第１項、第８８４７条第１項、第８８５７条第１項、第８８６７条第１項、第８８７７条第１項、第８８８７条第１項、第８８９７条第１項、第８９０７条第１項、第８９１７条第１項、第８９２７条第１項、第８９３７条第１項、第８９４７条第１項、第８９５７条第１項、第８９６７条第１項、第８９７７条第１項、第８９８７条第１項、第８９９７条第１項、第９００７条第１項、第９０１７条第１項、第９０２７条第１項、第９０３７条第１項、第９０４７条第１項、第９０５７条第１項、第９０６７条第１項、第９０７７条第１項、第９０８７条第１項、第９０９７条第１項、第９１０７条第１項、第９１１７条第１項、第９１２７条第１項、第９１３７条第１項、第９１４７条第１項、第９１５７条第１項、第９１６７条第１項、第９１７７条第１項、第９１８７条第１項、第９１９７条第１項、第９２０７条第１項、第９２１７条第１項、第９２２７条第１項、第９２３７条第１項、第９２４７条第１項、第９２５７条第１項、第９２６７条第１項、第９２７７条第１項、第９２８７条第１項、第９２９７条第１項、第９３０７条第１項、第９３１７条第１項、第９３２７条第１項、第９３３７条第１項、第９３４７条第１項、第９３５７条第１項、第９３６７条第１項、第９３７７条第１項、第９３８７条第１項、第９３９７条第１項、第９４０７条第１項、第９４１７条第１項、第９４２７条第１項、第９４３７条第１項、第９４４７条第１項、第９４５７条第１項、第９４６７条第１項、第９４７７条第１項、第９４８７条第１項、第９４９７条第１項、第９５０７条第１項、第９５１７条第１項、第９５２７条第１項、第９５３７条第１項、第９５４７条第１項、第９５５７条第１項、第９５６７条第１項、第９５７７条第１項、第９５８７条第１項、第９５９７条第１項、第９６０７条第１項、第９６１７条第１項、第９６２７条第１項、第９６３７条第１項、第９６４７条第１項、第９６５７条第１項、第９６６７条第１項、第９６７７条第１項、第９６８７条第１項、第９６９７条第１項、第９７０７条第１項、第９７１７条第１項、第９７２７条第１項、第９７３７条第１項、第９７４７条第１項、第９７５７条第１項、第９７６７条第１項、第９７７７条第１項、第９７８７条第１項、第９７９７条第１項、第９８０７条第１項、第９８１７条第１項、第９８２７条第１項、第９８３７条第１項、第９８４７条第１項、第９８５７条第１項、第９８６７条第１項、第９８７７条第１項、第９８８７条第１項、第９８９７条第１項、第９９０７条第１項、第９９１７条第１項、第９９２７条第１項、第９９３７条第１項、第９９４７条第１項、第９９５７条第１項、第９９６７条第１項、第９９７７条第１項、第９９８７条第１項、第９９９７条第１項、第１０００７条第１項、第１００１７条第１項、第１００２７条第１項、第１００３７条第１項、第１００４７条第１項、第１００５７条第１項、第１００６７条第１項、第１００７７条第１項、第１００８７条第１項、第１００９７条第１項、第１０１０７条第１項、第１０１１７条第１項、第１０１２７条第１項、第１０１３７条第１項、第１０１４７条第１項、第１０１５７条第１項、第１０１６７条第１項、第１０１７７条第１項、第１０１８７条第１項、第１０１９７条第１項、第１０２０７条第１項、第１０２１７条第１項、第１０２２７条第１項、第１０２３７条第１項、第１０２４７条第１項、第１０２５７条第１項、第１０２６７条第１項、第１０２７７条第１項、第１０２８７条第１項、第１０２９７条第１項、第１０３０７条第１項、第１０３１７条第１項、第１０３２７条第１項、第１０３３７条第１項、第１０３４７条第１項、第１０３５７条第１項、第１０３６７条第１項、第１０３７７条第１項、第１０３８７条第１項、第１０３９７条第１項、第１０４０７条第１項、第１０４１７条第１項、第１０４２７条第１項、第１０４３７条第１項、第１０４４７条第１項、第１０４５７条第１項、第１０４６７条第１項、第１０４７７条第１項、第１０４８７条第１項、第１０４９７条第１項、第１０５０７条第１項、第１０５１７条第１項、第１０５２７条第１項、第１０５３７条第１項、第１０５４７条第１項、第１０５５７条第１項、第１０５６７条第１項、第１０５７７条第１項、第１０５８７条第１項、第１０５９７条第１項、第１０６０７条第１項、第１０６１７条第１項、第１０６２７条第１項、第１０６３７条第１項、第１０６４７条第１項、第１０６５７条第１項、第１０６６７条第１項、第１０６７７条第１項、第１０６８７条第１項、第１０６９７条第１項、第１０７０７条第１項、第１０７１７条第１項、第１０７２７条第１項、第１０７３７条第１項、第１０７４７条第１項、第１０７５７条第１項、第１０７６７条第１項、第１０７７７条第１項、第１０７８７条第１項、第１０７９７条第１項、第１０８０７条第１項、第１０８１７条第１項、第１０８２７条第１項、第１０８３７条第１項、第１０８４７条第１項、第１０８５７条第１項、第１０８６７条第１項、第１０８７７条第１項、第１０８８７条第１項、第１０８９７条第１項、第１０９０７条第１項、第１０９１７条第１項、第１０９２７条第１項、第１０９３７条第１項、第１０９４７条第１項、第１０９５７条第１項、第１０９６７条第１項、第１０９７７条第１項、第１０９８７条第１項、第１０９９７条第１項、第１１００７条第１項、第１１０１７条第１項、第１１０２７条第１項、第１１０３７条第１項、第１１０４７条第１項、第１１０５７条第１項、第１１０６７条第１項、第１１０７７条第１項、第１１０８７条第１項、第１１０９７条第１項、第１１１０７条第１項、第１１１１７条第１項、第１１１２７条第１項、第１１１３７条第１項、第１１１４７条第１項、第１１１５７条第１項、第１１１６７条第１項、第１１１７７条第１項、第１１１８７条第１項、第１１１９７条第１項、第１１２０７条第１項、第１１２１７条第１項、第１１２２７条第１項、第１１２３７条第１項、第１１２４７条第１項、第１１２５７条第１項、第１１２６７条第１項、第１１２７７条第１項、第１１２８７条第１項、第１１２９７条第１項、第１１３０７条第１項、第１１３１７条第１項、第１１３２７条第１項、第１１３３７条第１項、第１１３４７条第１項、第１１３５７条第１項、第１１３６７条第１項、第１１３７７条第１項、第１１３８７条第１項、第１１３９７条第１項、第１１４０７条第１項、第１１４１７条第１項、第１１４２７条第１項、第１１４３７条第１項、第１１４４７条第１項、第１１４５７条第１項、第１１４６７条第１項、第１１４７７条第１項、第１１４８７条第１項、第１１４９７条第１項、第１１５０７条第１項、第１１５１７条第１項、第１１５２７条第１項、第１１５３７条第１項、第１１５４７条第１項、第１１５５７条第１項、第１１５６７条第１項、第１１５７７条第１項、第１１５８７条第１項、第１１５９７条第１項、第１１６０７条第１項、第１１６１７条第１項、第１１６２７条第１項、第１１６３７条第１項、第１１６４７条第１項、第１１６５７条第１項、第１１６６７条第１項、第１１６７７条第１項、第１１６８７条第１項、第１１６９７条第１項、第１１７０７条第１項、第１１７１７条第１項、第１１７２７条第１項、第１１７３７条第１項、第１１７４７条第１項、第１１７５７条第１項、第１１７６７条第１項、第１１７７７条第１項、第１１７８７条第１項、第１１７９７条第１項、第１１８０７条第１項、第１１８１７条第１項、第１１８２７条第１項、第１１８３７条第１項、第１１８４７条第１項、第１１８５７条第１項、第１１８６７条第１項、第１１８７７条第１項、第１１８８７条第１項、第１１８９７条第１項、第１１９０７条第１項、第１１９１７条第１項、第１１９２７条第１項、第１１９３７条第１項、第１１９４７条第１項、第１１９５７条第１項、第１１９６７条第１項、第１１９７７条第１項、第１１９８７条第１項、第１１９９７条第１項、第１２００７条第１項、第１２０１７条第１項、第１２０２７条第１項、第１２０３７条第１項、第１２０４７条第１項、第１２０５７条第１項、第１２０６７条第１項、第１２０７７条第１項、第１２０８７条第１項、第１２０９７条第１項、第１２１０７条第１項、第１２１１７条第１項、第１２１２７条第１項、第１２１３７条第１項、第１２１４７条第１項、第１２１５７条第１項、第１２１６７条第１項、第１２１７７条第１項、第１２１８７条第１項、第１２１９７条第１項、第１２２０７条第１項、第１２２１７条第１項、第１２２２７条第１項、第１２２３７条第１項、第１２２４７条第１項、第１２２５７条第１項、第１２２６７条第１項、第１２２７７条第１項、第１２２８７条第１項、第１２２９７条第１項、第１２３０７条第１項、第１２３１７条第１項、第１２３２７条第１項、第１２３３７条第１項、第１２３４７条第１項、第１２３５７条第１項、第１２３６７条第１項、第１２３７７条第１項、第１２３８７条第１項、第１２３９７条第１項、第１２４０７条第１項、第１２４１７条第１項、第１２４２７条第１項、第１２４３７条第１項、第１２４４７条第１項、第１２４５７条第１項、第１２４６７条第１項、第１２４７７条第１項、第１２４８７条第１項、第１２４９７条第１項、第１２５０７条第１項、第１２５１７条第１項、第１２５２７条第１項、第１２５３７条第１項、第１２５４７条第１項、第１２５５７条第１項、第１２５６７条第１項、第１２５７７条第１項、第１２５８７条第１項、第１２５９７条第１項、第１２６０７条第１項、第１２６１７条第１項、第１２６２７条第１項、第１２６３７条第１項、第１２６４７条第１項、第１２６５７条第１項、第１２６６７条第１項、第１２６７７条第１項、第１２６８７条第１項、第１２６９７条第１項、第１２７０７条第１項、第１２７１７条第１項、第１２７２７条第１項、第１２７３７条第１項、第１２７４７条第１項、第１２７５７条第１項、第１２７６７条第１項、第１２７７７条第１項、第１２７８７条第１項、第１２７９７条第１項、第１２８０７条第１項、第１２８１７条第１項、第１２８２７条第１項、第１２８３７条第１項、第１２８４７条第１項、第１２８５７条第１項、第１２８６７条第１項、第１２８７７条第１項、第１２８８７条第１項、第１２８９７条第１項、第１２９０７条第１項、第１２９１７条第１項、第１２９２７条第１項、第１２９３７条第１項、第１２９４７条第１項、第１２９５７条第１項、第１２９６７条第１項、第１２９７７条第１項、第１２９８７条第１項、第１２９９７条第１項、第１３００７条第１項、第１３０１７条第１項、第１３０２７条第１項、第１３０３７条第１項、第１３０４７条第１項、第１３０５７条第１項、第１３０６７条第１項、第１３０７７条第１項、第１３０８７条第１項、第１３０９７条第１項、第１３１０７条第１項、第１３１１７条第１項、第１３１２７条第１項、第１３１３７条第１項、第１３１４７条第１項、第１３１５７条第１項、第１３１６７条第１項、第１３１７７条第１項、第１３１８７条第１項、第１３１９７条第１項、第１３２０７条第１項、第１３２１７条第１項、第１３２２７条第１項、第１３２３７条第１項、第１３２４７条第１項、第１３２５７条第１項、第１３２６７条第１項、第１３２７７条第１項、第１３２８７条第１項、第１３２９７条第１項、第１３３０７条第１項、第１３３１７条第１項、第１３３２７条第１項、第１３３３７条第１項、第１３３４７条第１項、第１３３５７条第１項、第１３３６７条第１項、第１３３７７条第１項、第１３３８７条第１項、第１３３９７条第１項、第１３４０７条第１項、第１３４１７条第１項、第１３４２７条第１項、第１３４３７条第１項、第１３４４７条第１項、第１３４５７条第１項、第１３４６７条第１項、第１３４７７条第１項、第１３４８７条第１項、第１３４９７条第１項、第１３５０７条第１項、第１３５１７条第１項、第１３５２７条第１項、第１３５３７条第１項、第１３５４７条第１項、第１３５５７条第１項、第１３５６７条第１項、第１３５７７条第１項、第１３５８７条第１項、第１３５９７条第１項、第１３６０７条第１項、第１３６１７条第１項、第１３６２７条第１項、第１３６３７条第１項、第１３６４７条第１項、第１３６５７条第１項、第１３６６７条第１項、第１３６７７条第１項、第１３６８７条第１項、第１３６９７条第１項、第１３７０７条第１項、第１３７１７条第１項、第１３７２７条第１項、第１３７３７条第１項、第１３７４７条第１項、第１３７５７条第１項、第１３７６７条第１項、第１３７７７条第１項、第１３７８７条第１項、第１３７９７条第１項、第１３８０７条第１項、第１３８１７条第１項、第１３８２７条第１項、第１３８３７条第１項、第１３８４７条第１項、第１３８５７条第１項、第１３８６７条第１項、第１３８７７条第１項、第１３８８７条第１項、第１３８９７条第１項、第１３９０７条第１項、第１３９１７条第１項、第１３９２７条第１項、第１３９３７条第１項、第１３９４７条第１項、第１３９５７条第１項、第１３９６７条第１項、第１３９７７条第１項、第１３９８７条第１項、第１３９９７条第１項、第１４００７条第１項、第１４０１７条第１項、第１４０２７条第１項、第１４０３７条第１項、第１４０４７条第１項、第１４０５７条第１項、第１４０６７条第１項、第１４０７７条第１項、第１４０８７条第１項、第１４０９７条第１項、第１４１０７条第１項、第１４１１７条第１項、第１４１２７条第１項、第１４１３７条第１項、第１４１４７条第１項、第１４１５７条第１項、第１４１６７条第１項、第１４１７７条第１項、第１４１８７条第１項、第１４１９７条第１項、第１４２０７条第１項、第１４２１７条第１項、第１４２２７条第１項、第１４２３７条第１項、第１４２４７条第１項、第１４２５７条第１項、第１４２６７条第１項、第１４２７７条第１項、第１４２８７条第１項、第１４２９７条第１項、第１４３０７条第１項、第１４３１７条第１項、第１４３２７条第１項、第１４３３７条第１項、第１４３４７条第１項、第１４３５７条第１項、第１４３６７条第１項、第１４３７７条第１項、第１４３８７条第１項、第１４３９７条第１項、第１４４０７条第１項、第１４４１７条第１項、第１４４２７条第１項、第１４４３７条第１項、第１４４４７条第１項、第１４４５７条第１項、第１４４６７条第１項、第１４４７７条第１項、第１４４８７条第１項、第１４４９７条第１項、第１４５０７条第１項、第１４５１７条第１項、第１４５２７条第１項、第１４５３７条第１項、第１４５４７条第１項、第１４５５７条第１項、第１４５６７条第１項、第１４５７７条第１項、第１４５８７条第１項、第１４５９７条第１項、第１４６０７条第１項、第１４６１７条第１項、第１４６２７条第１項、第１４６３７条第１項、第１４６４７条第１項、第１４６５７条第１項、第１４６６７条第１項、第１４６７７条第１項、第１４６８７条第１項、第１４６９７条第１項、第１４７０７条第１項、第１４７１７条第１項、第１４７２７条第１項、第１４７３７条第１項、第１４７４７条第１項、第１４７５７条第１項、第１４７６７条第１項、第１４７７７条第１項、第１４７８７条第１項、第１４７９７条第１項、第１４８０７条第１項、第１４８１７条第１項、第１４８２７条第１項、第１４８３７条第１項、第１４８４７条第１項、第１４８５７条第１項、第１４８６７条第１項、第１４８７７条第１項、第１４８８７条第１項、第１４８９７条第１項、第１４９０７条第１項、第１４９１７条第１項、第１４９２７条第１項、第１４９３７条第１項、第１４９４７条第１項、第１４９５７条第１項、第１４９６７条第１項、第１４９７７条第１項、第１４９８７条第１項、第１４９９７条第１項、第１５００７条第１項、第１５０１７条第１項、第１５０２７条第１項、第１５０３７条第１項、第１５０４７条第１項、第１５０５７条第１項、第１５０６７条第１項、第１５０７７条第１項、第１５０８７条第１項、第１５０９７条第１項、第１５１０７条第１項、第１５１１７条第１項、第１５１２７条第１項、第１５１３７条第１項、第１５１４７条第１項、第１５１５７条第１項、第１５１６７条第１項、第１５１７７条第１項、第１５１８７条第１項、第１５１９７条第１項、第１５２０７条第１項、第１５２１７条第１項、第１５２２７条第１項、第１５２３７条第１項、第１５２４７条第１項、第１５２５７条第１項、第１５２６７条第１項、第１５２７７条第１項、第１５２８７条第１項、第１５２９７条第１項、第１５３０７条第１項、第１５３１７条第１項、第１５３２７条第１項、第１５３３７条第１項、第１５３４７条第１項、第１５３５７条第１項、第１５３６７条第１項、第１５３７７条第１項、第１５３８７条第１項、第１５３９７条第１項、第１５４０７条第１項、第１５４１７条第１項、第１５４２７条第１項、第１５４３７条第１項、第１５４４７条第１項、第１５４５７条第１項、第１５４６７条第１項、第１５４７７条第１項、第１５４８７条第１項、第

| | | |

第一種放射線取扱主任者定期講習の課目

一　放射線の基本的な安全管理に関する課目
二　放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱い並びに使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目
三　放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目
四　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目

第二種放射線取扱主任者定期講習の課目

一　放射線の基本的な安全管理に関する課目
二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱い及び使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理の実務に関する課目
三　放射線の量の測定の実務に関する課目
四　放射性同位元素（密封されたものに限る。）又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目

第三種放射線取扱主任者定期講習の課目

一　法に関する課目
二　放射線及び放射性同位元素の概論
三　放射線の人体に与える影響に関する課目
四　放射線の基本的な安全管理に関する課目
五　放射線の量の測定及びその実務に関する課目

別表第四（第三十二条関係）

放射線取扱主任者定期講習の種類

一　密封されていない放射性同位元素の使用をする許可使用者、放射線発生装置の取扱をする許可使用者、放射線発生装置の使用をい及び使用施設等又は廃棄する許可使用者又は許廃棄物詰替施設等の安全管理可廃棄業者が選任した理に関する課目
放射線取扱主任者が受講する放射線取扱主任者定期講習

課目

一　法に関する課目
二　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目
三　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱

二　放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（一の項上欄に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する放射線取扱主任者定期講習

課目

一　法に関する課目
二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱い及び使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目
三　放射性同位元素（密封されたものに限る。）又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目

三　届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する放射線取扱主任者定期講習

課目

一　法に関する課目
二　放射性同位元素等の取扱いの事故の事例に関する課目

別図（第14条の5関係）

設計認証印

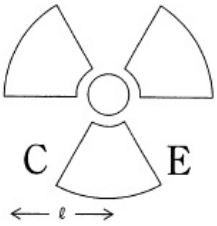

特定設計認証印

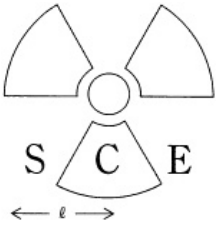

注
1　三葉マークは、日本産業規格による放射能標識の形状とすること。
2　1は、0．2センチメートル以上とすること。
3　放射性同位元素装備機器に直接表示することが著しく困難な場合にあってはその容器の見やすい箇所に付すこと。